

鴻巣市地域防災計画

鴻巣市防災会議

総目次

第1編 総則

第1章 総則	1
第1節 計画の基本的考え方	1
第2節 市の概況	6
第3節 被害想定	8
第2章 防災体制の強化	18
第1節 防災関係機関の役割	18
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	20
第3節 市の防災体制の強化	29
第4節 防災活動拠点とネットワークの整備	44
第5節 防災教育計画	47
第6節 防災訓練計画	49

第2編 共通編

第1章 災害予防・被害軽減	53
第1節 防災都市づくり	53
第2節 災害情報の収集伝達体制の整備	57
第3節 火災予防	61
第4節 水害予防	63
第5節 土砂災害予防	65
第2章 市民の安全確保に対する備え	67
第1節 避難に対する備え	67
第2節 救急・救助に対する備え	72
第3節 医療救護活動に対する備え	73
第4節 要配慮者の安全確保	75
第5節 帰宅困難者支援への備え	81

第3章 市民の災害時の生活安定に対する備え	83
第1節 食料・生活必需品等の備蓄・調達	83
第2節 応急給水体制の整備計画	86
第3節 環境衛生に対する備え	87
第4節 住宅確保に対する備え	91
第4章 事業所等の事業継続に対する備え	93
第1節 事業所等における防災組織等の整備	93
第5章 応援・受援計画	96
第1節 国からの支援受入れ	96
第2節 地方公共団体からの支援受入れ	98
第3節 ボランティアの受入れ	100
第4節 公共的団体からの支援受入れ	101
第5節 店舗など事業者との協力	102
第6節 災害応援	103
第6章 災害復旧・復興対策	108
第1節 生活再建等への支援	108
第2節 迅速な災害復旧	116
第3節 計画的な災害復興	120
第7章 複合災害対策	122
第1節 予防・事前対策	124
第2節 応急対策	126

第3編 風水害対策編

第1章 応急体制	127
第1節 市の活動体制	127
第2節 災害救助法の適用	136
第3節 応援要請の実施	140
第4節 要員確保	147
第5節 自衛隊災害派遣要請	148
第2章 情報の収集・伝達・広報体制	151
第1節 災害情報の収集・伝達	151
第2節 注意報及び警報伝達	161
第3節 災害広報・広聴活動	168

第3章 市民の生命の安全確保	171
第1節 水防活動	171
第2節 土砂災害防止計画	174
第3節 避難対策	175
第4節 要配慮者の安全確保対策	184
第5節 救急・救助、医療救護活動	188
第6節 交通対策	195
第7節 緊急輸送	198
第4章 市民生活の安定確保の活動	200
第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給	200
第2節 環境衛生	206
第3節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬	208
第4節 障害物除去	211
第5節 動物愛護	213
第6節 応急住宅対策	214
第7節 文教対策	218
第8節 農地・農業の応急対策	222
第5章 大規模水害対策	223
第1節 大規模水害に係る被害想定	223

第4編 震災対策編

第1章 応急体制	231
第1節 市の活動体制	231
第2節 災害救助法の適用	236
第3節 応援要請の実施	237
第4節 要員確保	238
第5節 自衛隊災害派遣要請	239
第2章 情報の収集・伝達・広報体制	240
第1節 災害情報の収集・伝達	240
第2節 災害広報・広聴活動	245
第3章 市民の生命の安全確保	247
第1節 消防活動	247
第2節 水防活動	251

第3節	土砂災害防止計画	252
第4節	避難対策	253
第5節	要配慮者の安全確保対策	256
第6節	帰宅困難者への対応	257
第7節	救急・救助、医療救護活動	259
第8節	交通対策	262
第9節	緊急輸送	263
第4章	市民生活の安定確保の活動	264
第1節	飲料水・食料・生活必需品の供給	264
第2節	環境衛生	265
第3節	遺体の捜索、処理及び埋・火葬	266
第4節	障害物除去	267
第5節	公共施設等の応急対策	268
第6節	動物愛護	280
第7節	応急住宅対策	281
第8節	文教対策	284
第9節	農地・農業の応急対策	285
第5章	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置	286
第1節	計画の位置づけ	286
第2節	実施計画	287

第5編 個別災害対策編

第1章	大規模事故対策	289
第1節	道路事故対策	289
第2節	危険物等事故対策	292
第3節	鉄道事故対策	297
第4節	航空機事故対策	299
第5節	放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策	301
第2章	風水害・地震以外の自然災害対策	310
第1節	農作物等災害対策	310
第2節	竜巻等突風災害対策	311
第3節	火山噴火降灰災害対策	313
第4節	雪害対策	315

鴻巣市地域防災計画

第1編 総則

目 次

第1編 総 則.....	1
第1章 総 則.....	1
第1節 計画の基本的考え方.....	1
第2節 市の概況.....	6
第3節 被害想定.....	8
第2章 防災体制の強化.....	18
第1節 防災関係機関の役割.....	18
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	20
第3節 市の防災体制の強化.....	29
第4節 防災活動拠点とネットワークの整備.....	44
第5節 防災教育計画.....	47
第6節 防災訓練計画.....	49

第 1 編 総 則

第 1 章 総 則

総則においては、鴻巣市地域防災計画の基本的な考え方や鴻巣市の概況及び災害履歴、防災対策の基本方針について整理する。

第 1 節 計画の基本的考え方

本節においては、計画策定の趣旨や構成、計画の効果的推進など、計画の基本的な考え方を明らかにする。

第 1 計画策定の趣旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本市に係る災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するため、鴻巣市防災会議（以下「市防災会議」という）が作成する計画である。

本市の地域に係る災害に対し、本市、埼玉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、差し迫った危険への対応、発災時の対応、発災後の応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより減災に努め、もって、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。

第 2 計画の構成と内容

1 計画の構成

この計画は、本市の地域に係る災害に対処する防災活動の指針として、「総則」「共通編」「風水害対策編」「震災対策編」「個別災害対策編」の 5 編及び「資料編」により構成する。

なお、差し迫った危険への対応や発災時の対応、発災後の応急対策に関する具体的活動については、別に作成する「初動対応マニュアル」などに記載する。

2 計画の内容

(1) 総則

総則では、本計画の基本的考え方や防災体制の強化、相互応援・協力体制、地域の防災力を高めるための防災教育、防災訓練等に関する計画を示した。

これらは、災害の種別にかかわらず防災対策の基本となるものである。

(2) 共通編

共通編では、地震や風水害への備えとして、被害の発生を予防・軽減するための計画（災害予防計画）、災害発生後に国や県等から広域的な応援を受け入れるための計画（受援計画）、及び本市域以外での災害発生に対し応援要請に対応するための計画（広域応援計画）を示した。

また、応急対策後に引き続き取り組むことになる災害復旧・復興計画、さらに、地震や風水害といった災害が複合的に発生した場合の対策を計画した。これらは、地震及び風水害のいずれにも共通して対応するものである。

(3) 風水害対策編

風水害対策編では、利根川、荒川の破堤による洪水の発生により、本市域の多くが浸水想定されていることを踏まえ、浸水の危険が差し迫った場合の対応や浸水被害発生後の応急対策を計画した。

また、近年集中豪雨により各地で発生している大規模水害への対応についても、県計画の改定を踏まえた市の対応を計画した。

(4) 震災対策編

震災対策編では、平成 24 年から平成 25 年にかけて最新の知見に基づいて行った「埼玉県地震被害想定調査結果」を踏まえ、地震発生直後の対応やその後の二次災害に対応するための計画を示した。また、南海トラフ地震臨時情報に伴う市の対応措置は震災対策の一部として計画した。

(5) 個別災害対策編

個別災害対策編では、地震や風水害などの自然災害に対して人為的災害とされている危険物事故災害、道路事故、鉄道事故、航空機事故、放射性物質事故に対する対策を計画した。

また、地震や風水害以外の自然災害の中で、県内でもたびたび発生している竜巻等突風災害、平成 26 年 2 月に発生した大雪災害、近年再び懸念されている火山噴火による降灰被害、農作物等の災害対策を計画した。

第 3 防災対策の基本方針

本市では、第 6 次鴻巣市総合振興計画の政策の一つとして「安全・安心に暮らせるまちづくり」を掲げ、その実現をめざし、各種災害対策を推進している。

本計画は、第 6 次鴻巣市総合振興計画と整合を図りながら、市民の生命・身体・財産の保護、社会生活の維持、災害時の被害の防止・軽減を図るため、都市構造の強化、都市環境の整備といった施設の整備を図るとともに、防災

体制の整備、地域との連携の強化といった体制づくりの両面から災害に強いまちづくりを推進するものである。

本計画の推進にあたっては、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を目指す SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念のもと、地域や関係機関等と協力・連携し、取組を進めていく。

また、本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づく「鴻巣市国土強靱化地域計画」の基本目標等と整合を図り、策定したものである。

国土強靱化地域計画は、あらゆる自然災害を想定し、最悪の事態に陥ることを回避するために、平時（災害発生前の）の備えを中心に定めるものであり、まちづくりの視点も含めたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、地域防災計画とともに災害発生というリスクに対する計画である。それぞれの目的に合わせて役割分担を図りながら、災害に対する全てのフェーズにおいて備えをすることで、災害に強いまちづくりを推進する。

1 自助・共助の強化

「自らの安全は自らが守る」「わがまちの安全はわが手で守る」という認識のもと、個人や家庭、地域、団体、事業者等社会の様々な主体が連携して自発的な防災活動を行うよう、市は、自助の強化、共助の能力向上を促進することで、想定した被害の軽減を図る。

2 広域的な応援・受援体制の整備

民間ボランティアや民間の物資供給事業者等との連携・協力、他市町村との相互応援、市民が市外を含む広域に避難する事態を想定する措置など平時の備えを積極的に推進する。

3 災害の拡大・二次災害への備え

発災初動期には、市民の安全かつ迅速な避難支援、被災者保護対策の円滑な推進を図るとともに、復旧・復興段階においては、被災者の生活再建を支援し、国や県の協力を得ながら、迅速な復旧・復興事業を推進することが求められる。

こうした円滑な応急活動、迅速な復旧・復興活動を実現するために、防災拠点の電源・燃料の多重化や、市外からの避難者の受入れ、帰宅困難者対策等を進め、災害の拡大・二次災害を抑止する。

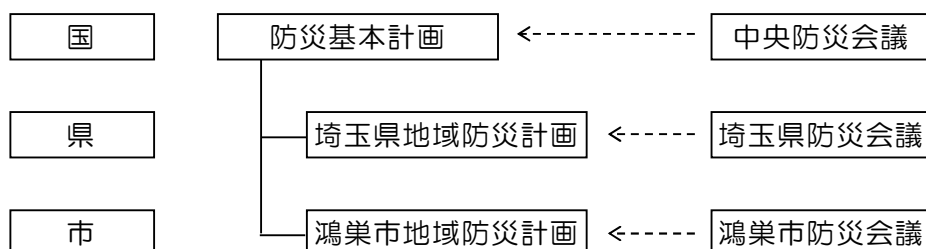
第 4 計画の運用

1 計画の策定及び修正

市は、市防災会議を設置し、市地域防災計画を策定する。また、市防災会議は、市地域防災計画に毎年検討を加え、常に有効な防災業務の遂行を図れるよう必要な修正を行うものとする。

災害対策基本法に定められている国、県、市の防災計画の体系は以下のとおりである。

なお、指定行政機関である中央省庁及び指定公共機関である日本赤十字社などは防災業務計画を作成することとなっている。



2 平時の運用

市関係部局は、本計画に基づき、地震や風水害等の各種災害への備えに関する施策・事業を進める。危機管理課においては、関係部局が各種災害に備えた施策・事業が適切に進められるよう、必要に応じて助言・協力する。

また、発災時の応急活動を速やかに展開できるよう、関係部局及び防災上重要な施設においてもマニュアルなどを事前に整備し、適宜更新する。

3 発災時の運用

発災時には、本計画及び初動対応マニュアルなどを積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

4 計画の効果的推進

(1) 計画の習熟

市及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から、自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、実地又は図上訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めるとともに、市職員、関係機関職員に対し常に周知徹底を図り、地域防災に寄与するものとする。

(2) 男女共同参画をはじめとした多様な視点

男女双方の視点に配慮した防災を推進するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画をはじめとした多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

(3) 計画の周知

この計画の特に必要と認める事項については、広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努める。

5 計画の用語

この計画における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- (2) 災害救助法 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- (3) 激甚法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
（昭和 37 年法律第 150 号）
- (4) 警職法 警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）
- (5) 市 鴻巣市
- (6) 消防本部 埼玉県中央広域消防本部
- (7) 県 埼玉県
- (8) 指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関
災害対策基本法第 2 条第 3 号から第 6 号までの規定によるそれぞれの機関
- (9) 防災業務計画 指定行政機関の長及び指定公共機関の長が防災計画に基づき作成する防災に関する計画
- (10) 市地域防災計画 鴻巣市地域防災計画
- (11) 県地域防災計画 埼玉県地域防災計画

第 2 節 市の概況

第 1 概況

1 位 置

鴻巣市は、埼玉県のほぼ中央部、東経 139 度 31 分、北緯 36 度 3 分に位置し、総面積は 67.44 平方キロメートルである。東は加須市・久喜市、西は熊谷市・吉見町、南は北本市、桶川市、北は行田市に隣接している。

2 地 形

市域の南東部は大宮台地の西端、西部は荒川沖積低地、北部は大宮台地北端の洪積低地から形成される。海拔はおおよそ 13～28 メートルである。河川は南西に荒川、北東に元荒川及び見沼代用水、北西に武蔵水路が流れて、水利に恵まれている。

3 気 象

本市は、年間を通して、寒暑の差が比較的少なく温暖である。

4 土 地 利 用

統計こうのす（令和 2 年版）によると、土地利用は、田 25.67%、畑 22.24%、宅地 22.92%、山林 0.36%、雑種地 5.31%、その他 23.51%となっており、農地の占める割合が大きい。

また、市街化区域が 22.7%、市街化調整区域が 77.3%、市街化区域の大半が住居系の用途地域となっている。

5 人 口

令和 2 年の国勢調査による人口は 116,864 人、世帯数は 47,316 世帯となっている。昭和 40 年～平成 12 年にかけて人口が増加してきたが、その後は微減となっている。また、総人口に対する高齢者（65 歳以上）人口の割合は令和 2 年で 29.95%となっており、増加を続けている。

6 産 業

平成 27 年における産業別就業人口は第 1 次産業 3.11%、第 2 次産業 23.98%、第 3 次産業 68.39%となっており、埼玉県の就業構造とほぼ同様な傾向となっている。また就業者 57,049 人のうち 36.48%前後が市内に通勤、60.00%前後が市外への通勤となっている。

7 交 通

鉄道は、都心と高崎方面を結ぶ JR 高崎線が鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅を経て南北に貫き、通勤・通学の主要な交通手段となっている。

道路は、JR 高崎線と並行して国道 17 号及び熊谷バイパス等が通過し、首都圏と上信越方面を結ぶ交通の要衝となっている。また、市街地を通る一般県道鴻巣桶川さいたま線及び一般県道鎌塚鴻巣線（中山道）と主要地方道東松山鴻巣線（加須鴻巣線）、主要地方道鴻巣羽生線、主要地方道行田東松山線が地区内外を結ぶ主要道路となっている。

第 2 想定している災害

1 自然災害

本計画において想定している自然災害は、気象災害としての風水害（大雨による浸水被害、土砂災害、竜巻等突風災害、雪害など）、地変災害としての地震災害、火山噴火による降灰被害である。

震災対策編では地震災害を想定し、風水害対策編では台風等による大雨での浸水被害、土砂災害を想定した。

なお、竜巻等突風災害、大雪被害、火山噴火による降灰被害については、個別災害対策として扱った。

2 大規模事故災害

本計画において想定している人為的災害としては、大規模な事故災害がある。ガソリンなどの石油類や高圧ガス、火薬類、毒物及び劇物といった危険物による災害は、大規模火災を伴う場合が多いが、一般火災とは異なり、漏えいや流出事故が市民の生命に危険を及ぼす可能性もあることから対策を想定している。

大規模事故災害としては、道路事故、鉄道事故、航空機事故を想定したほか、東日本大震災における原子力発電所の事故災害は地震津波による複合災害であるが、放射性物質に関する事故災害として想定した。

第 3 災害履歴

鴻巣市では、平成 23 年（2011 年）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）で最大震度 5 強の揺れを観測し、全壊家屋 2 戸（空き家）、屋根瓦の破損及び家屋の一部損壊 1,645 件などの被害が発生した。

一方、風水害については、県内では大きな被害を出しているが、市域では死者や行方不明者を出す風水害は近年、発生していない。また、鴻巣市域及び近隣地域において、竜巻被害や大雪の被害が発生している。

埼玉県内及び鴻巣市内の災害履歴は、資料編に一覧を掲載した。

第 3 節 被害想定

市の防災対策の前提条件となる地震及び風水害に関する被害想定について、国や埼玉県を行った調査結果に基づき、市の被害想定を整理した。

第 1 地震災害

この計画の前提となる被害想定としては、埼玉県が平成 25 年度に発表した「埼玉県地震被害想定調査」に基づく被害想定を用いるものとする。

1 想定地震

最近の科学的知見や過去の地震被害を踏まえ、埼玉県に大きな影響を及ぼす地震として、下表の 5 つの地震を想定している。

本市では、これまで首都直下型地震として切迫性を有している「東京湾北部地震」に対する対策を基本としてきた。令和 3 年 3 月に改定した県地域防災計画においても、「東京湾北部地震」を震災対策の基本としており、本市においても、県と同様に東京湾北部地震を想定地震とする。

しかし、関東平野北西縁断層帯地震の発生の可能性も否定できないため、関東平野北西縁断層帯地震により最大被害が起きた場合の対応について、応援要請（受援）を含めて検討する対象とする。

◆ 5 つの想定地震の概要

地震のタイプ	想定地震	地震の規模	想定のお考え方
海溝型地震	東京湾北部地震	M7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する知見を反映。
	茨城県南部地震	M7.3	※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	M8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖）。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	M7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証。 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注：※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照

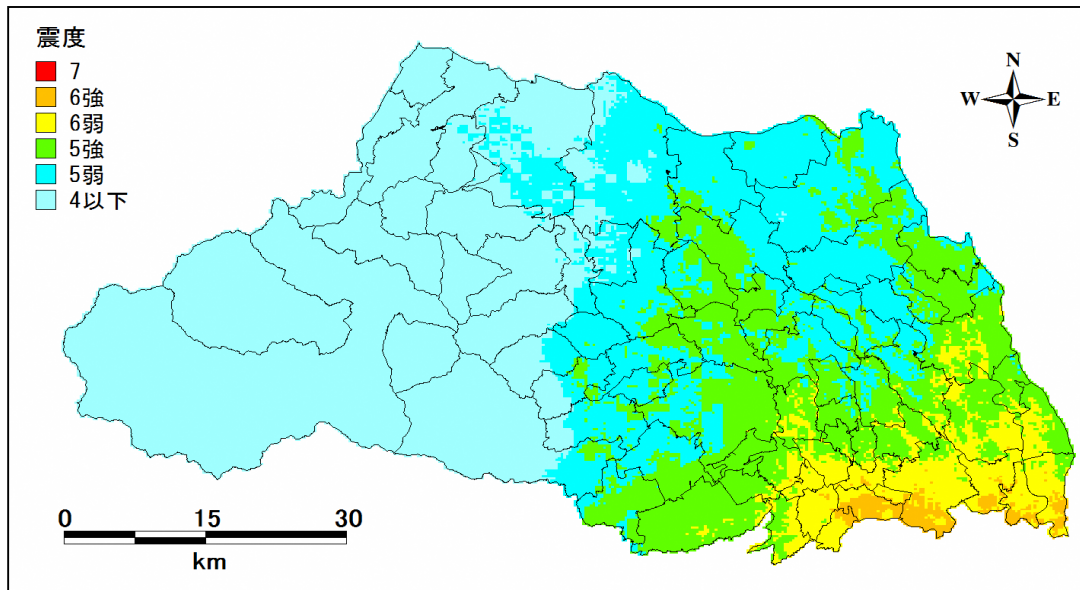
(1) 東京湾北部地震

東京湾北部地震は、首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定され、県南東部に震度 6 弱の地域が集中している。

一方、本市内の震度は最大で5強であり、前回調査（平成 19 年埼玉県発表）の市内の最大想定震度6弱よりも下がった。

しかし、埼玉県は、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存しており、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害のおそれもあることから、県地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけている。

●東京湾北部地震：マグニチュード 7.3



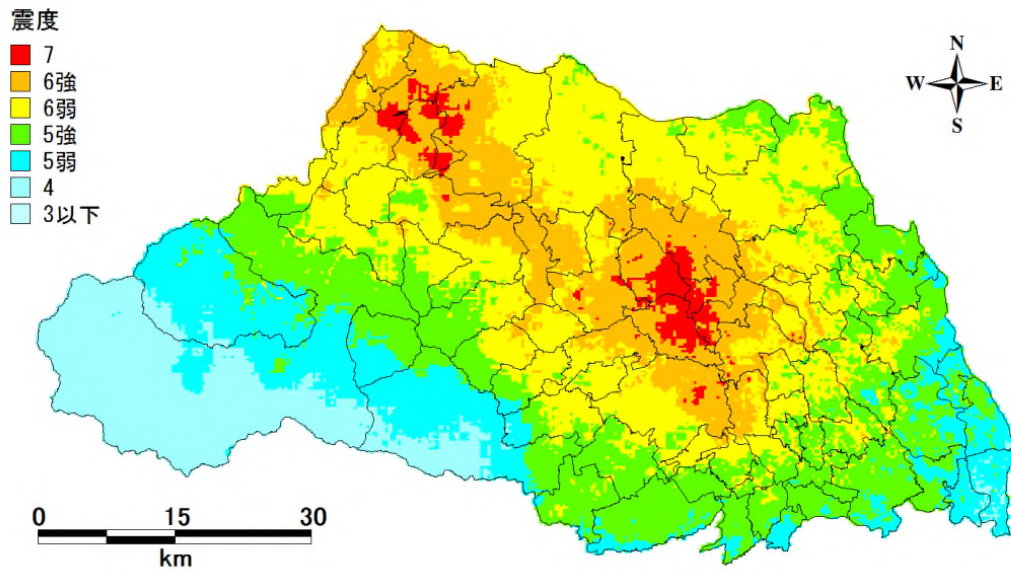
資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月）

(2) 関東平野北西縁断層帯地震

関東平野北西縁断層帯地震は、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱ったものであり、県中部から北部にかけて最大震度は7や震度6強の地域が分布している。

市内でも、一部に震度7の地域があり、震度6強の地域も広く分布している。県地域防災計画では、関東平野北西縁断層帯地震について、今後 30 年間の地震発生確率は、ほぼ 0%~0.008%と低いため、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきとしている。

● 関東平野北西縁断層帯地震：マグニチュード 8.1 破壊開始点：北



資料：埼玉県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月）

2 予測される被害の概要

今回の震災対策は「埼玉県地震被害想定調査」における 5 つの想定地震のうち、首都直下地震であり、現在、切迫性を有している、「東京湾北部地震」に対応する対策を基本とする。

なお、「関東平野北西縁断層帯地震」についても、想定外に置くことなく、中長期的対応及び県や他市町村との連携を視野に入れた対策を講じていくものとする。

◆東京湾北部地震と関東平野北西縁断層帯地震による被害想定

項目		被害内容	東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点：北)	備考	
建物被害	木造	木造棟数	36,696 棟			
		ゆれによる被害	全壊数	0 棟	5,650 棟	
			半壊数	18 棟	6,158 棟	
		液状化による被害	全壊数	0 棟	101 棟	
			半壊数	0 棟	181 棟	
		小計	全壊数	0 棟	5,751 棟	
			半壊数	18 棟	6,339 棟	
		非木造	非木造棟数	13,505 棟		
	ゆれによる被害		全壊数	0 棟	508 棟	
			半壊数	6 棟	1,160 棟	
	液状化による被害		全壊数	0 棟	41 棟	
			半壊数	0 棟	54 棟	
	小計		全壊数	0 棟	549 棟	
			半壊数	6 棟	1,214 棟	
	建物被害計		建物棟数	50,201 棟		
		ゆれによる被害	全壊数	0 棟	6,158 棟	
			半壊数	24 棟	7,318 棟	
		液状化による被害	全壊数	0 棟	142 棟	
			半壊数	0 棟	235 棟	
		計	全壊数	0 棟	6,300 棟	
半壊数	24 棟		7,553 棟			
物的被害	火災	焼失棟数	13 棟	1,442 棟	(冬 18 時、風速 8m/s のケース)	
		焼失率	0.03%	2.87%		
	ブロック塀	倒壊対象ブロック塀 (箇所)	6,503 箇所			
		ブロック塀倒壊数 (箇所)	171 箇所	4,140 箇所		
	自動	倒壊対象自動販売機 (箇所)	257 箇所			

第1編 総 則 ー第1章・第3節ー

項目		被害内容	東京湾北部地震	関東平野北西縁断層帯地震 (破壊開始点：北)	備考
	販売機	自動販売機倒壊数（箇所）	0 箇所	54 箇所	
	落下物	落下危険物が存在する 非木造建物（棟数）	44 棟		飛散物（窓ガラス、壁面等）と非飛散物（吊看板等）
		落下物発生建物数（棟）	0 棟	3,947 棟	建物全壊による落下物を含む
人的被害	死者		0 人	415 人	(冬 5 時、風速 8m/s のケース)
	負傷者		4 人	2,163 人	
	うち重傷者		0 人	540 人	
生活支障	避難者（1週間後）		107 人	25,658 人	(冬 18 時、風速 8m/s)
	うち避難所避難者数		53 人	12,829 人	
	避難所避難者のうち要配慮者数		8 人	1,970 人	
	うち避難所外避難者数		53 人	12,829 人	
	帰宅困難者	鴻巣市に通勤で帰宅困難	7,452 ~ 7,780 人	8,745 ~ 9,234 人	平日 12 時（内閣府データ～県データ）
ライフライン	電力	停電世帯数	12 世帯	24,518 世帯	1 日後、冬季 18 時・風速 8m
		停電人口	33 人	67,622 人	
		停電率	0.03%	56.52%	
	通信	不通回線数	10 回線	1,705 回線	
		不通率	0.02%	3.45%	
	都市ガス	供給停止件数	0 件	17,427 件	
		供給停止率	0.00%	100.00%	
	上水道	配水管被害箇所数	4 箇所	4 箇所	
		被害率	0.01 箇所/km	0.71 箇所/km	
		断水率	0.90%	68.70%	
		断水世帯数	371 世帯	29,821 世帯	1 日後
		断水人口	1,024 人	82,247 人	
	下水道	被害延長	71 km	126 km	
		被害率	18.10%	32.30%	
機能支障人口		16,084 人	28,750 人	1 日後	
廃棄物害	災害廃棄物（万トン）	0.3 万トン	132.7 万トン	(冬 18 時、風速 8m/s のケース)	
	災害廃棄物（万m ³ ）	0.2 万m ³	85.9 万m ³		

（平成 26 年 3 月埼玉県地震被害想定調査結果による）

注：関東平野北西縁断層帯地震の破壊開始点は北

第 2 風水害

風水害の要因及び危険性並びに荒川水系及び利根川水系の浸水想定区域は次のとおりである。

1 風水害の要因及び危険性

近年、集中豪雨や台風等の大雨により、都市部での浸水被害の多発が全国的な問題となっている。

都市型水害と言われる都市化の進展による出水量の増加も浸水被害の増加の要因の一つとされており、令和元年東日本台風では、本市においても、一部地域において床下浸水や道路冠水、田畑冠水等の被害が発生した。

また、本市域は、利根川、荒川等の破堤による洪水浸水想定区域に指定されており、昭和 22 年のカスリーン台風による被災時には、利根川、荒川の破堤により現在の市域の多くが浸水した記録が残っている。

近年、鴻巣市域に死傷者の発生する風水害は発生していないが、台風や異常気象に伴う豪雨による平成 27 年 9 月関東・東北豪雨での鬼怒川の氾濫や、令和元年東日本台風での都幾川等の氾濫による被害などを見ると、万が一堤防の決壊などによる被害が発生した場合には、社会システムの混乱、停滞により市民生活の安全に重大な危機となることが明らかである。

従って、両河川の上流地域の降雨状況や河川の増水状況などの河川情報には、常時十分注意を払う必要があり、的確な情報を収集・伝達するため一層の体制の充実・強化に努めなくてはならない。

2 荒川水系荒川の洪水浸水想定

国土交通省荒川上流河川事務所の「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図」における浸水想定区域（想定最大規模）は次のとおりである。

（1）想定条件等

この浸水想定区域は、荒川水系荒川の河口から埼玉県深谷市荒川（左岸）及び埼玉県大里郡寄居町大字赤浜（右岸）までの洪水予報区間で洪水氾濫した場合において、水防法の規定により指定された想定最大規模降雨による浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を示したものである。

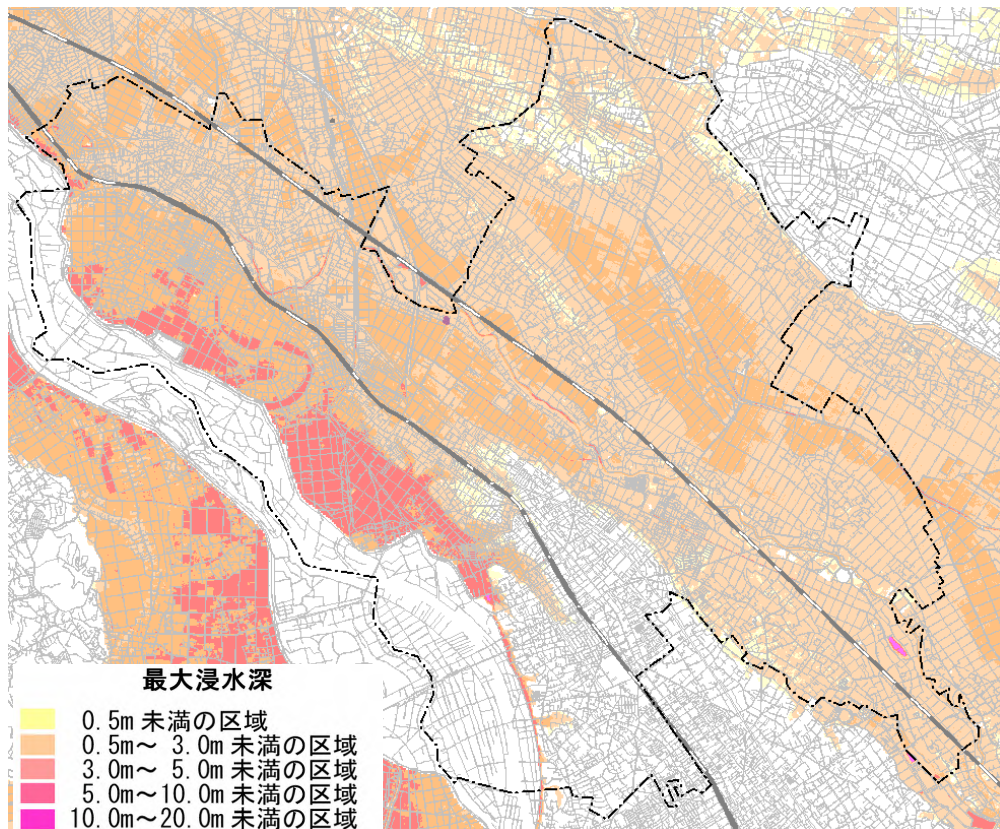
前提となる降雨は、荒川流域の 72 時間総雨量 632mm で、概ね 1,000 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めている。

シミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫及び内水による氾濫等を考慮していない。

(2) 浸水区域

本市においては、鴻巣駅周辺とその南部地域を除く市域が浸水区域となっている。

● 荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



作成主体：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所、指定年月日：平成 28 年 5 月 30 日

3 利根川水系利根川及び小山川の洪水浸水想定

国土交通省利根川上流河川事務所の利根川水系利根川・小山川の洪水浸水想定区域図における浸水想定区域（想定最大規模）は、次のとおりである。

（1）想定条件等

この浸水想定区域は、利根川水系利根川・小山川の洪水浸水想定区域について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したものである。

前提となる降雨は、利根川流域、八斗島上流域の 72 時間総雨量 491mm で、概ね 1,000 年に 1 回程度起こる大雨が降ったことにより、利根川及び小山川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めている。

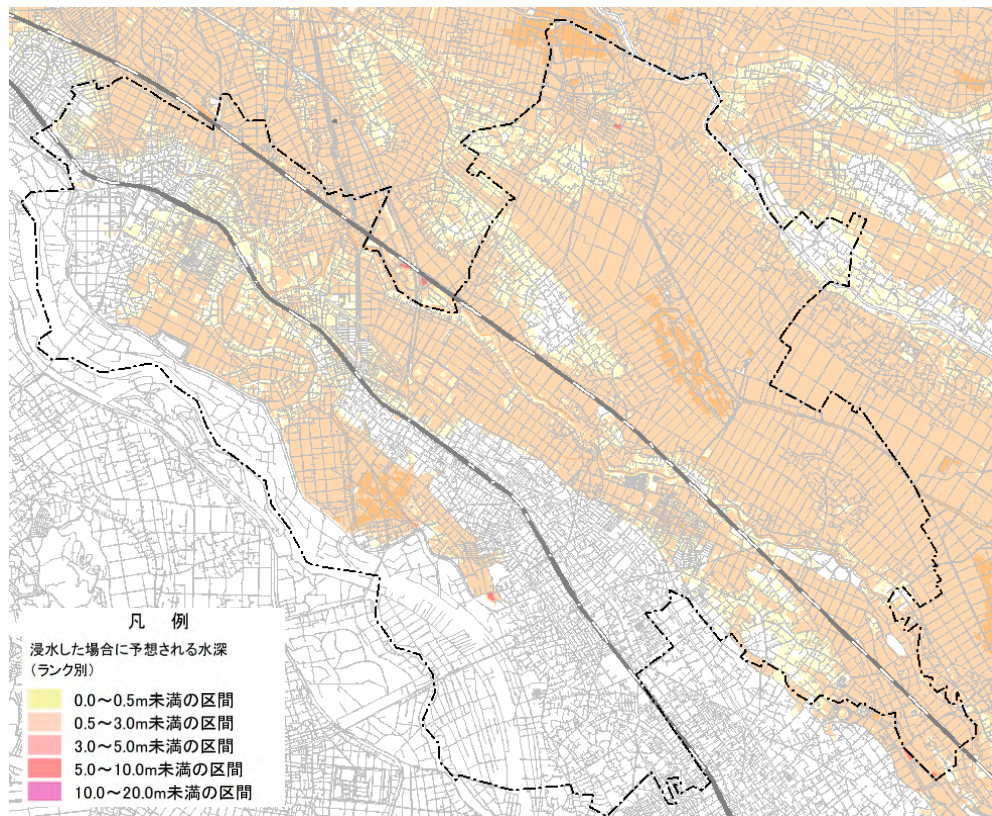
シミュレーションの実施に当たっては、支派川の氾濫、隣接する河川の氾濫、想定を超える降雨、内水による氾濫等を考慮していない。

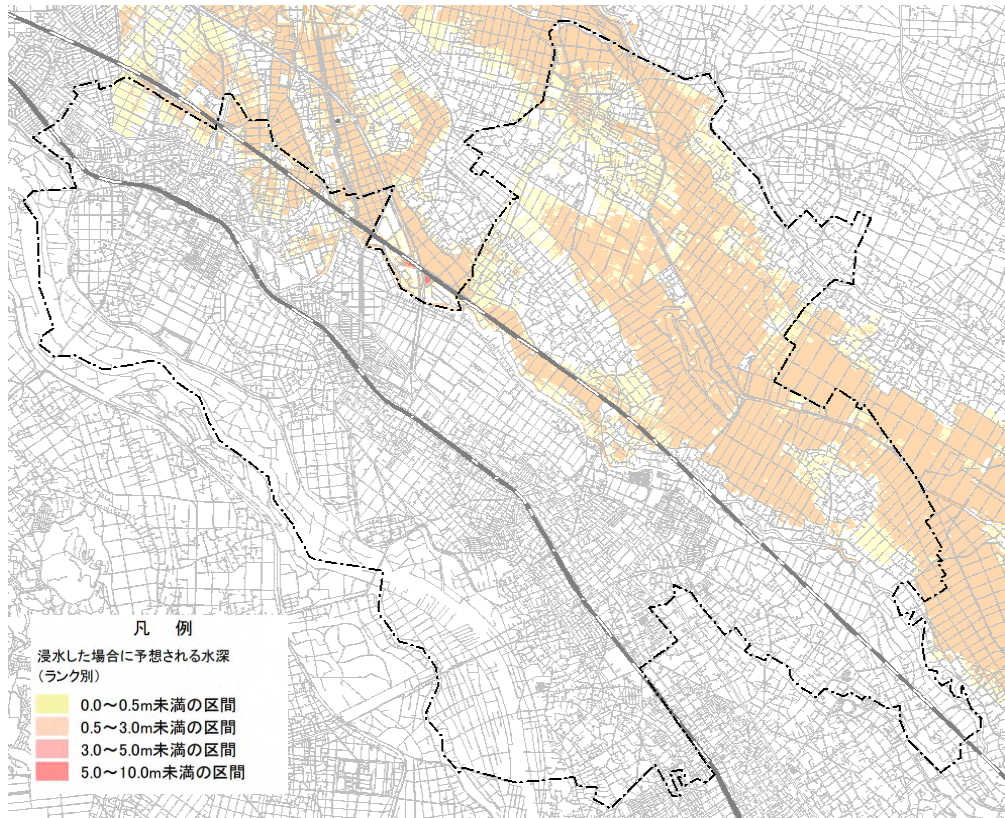
（2）浸水区域

利根川の洪水浸水想定では、吹上地域の一部、鴻巣駅周辺とその南部地域を除く地域はほぼ全域が浸水区域となっている。

小山川の洪水浸水想定では、概ね上越新幹線以北が浸水区域となっている。

●利根川（上）及び小山川（下）の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）





作成主体：国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所、国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所（利根川のみ）、指定年月日：平成 29 年 7 月 20 日

4 福川の洪水浸水想定及び中川流域の水害リスク情報

(1) 想定条件等

福川及び中川は水防法に基づく「水位周知河川」として指定を受けたことから、県は浸水想定区域の指定と当該区域が浸水した場合の水深を明らかにするため、浸水想定区域図を作成している。福川の想定最大規模の浸水想定区域図及び中川流域の水害リスク情報（埼玉県が独自に、洪水浸水想定区域図ではカバーしない河川区間を対象に、同様の内容のものを新たに作成し、公表したもの）では、鴻巣市内の浸水が想定されている。

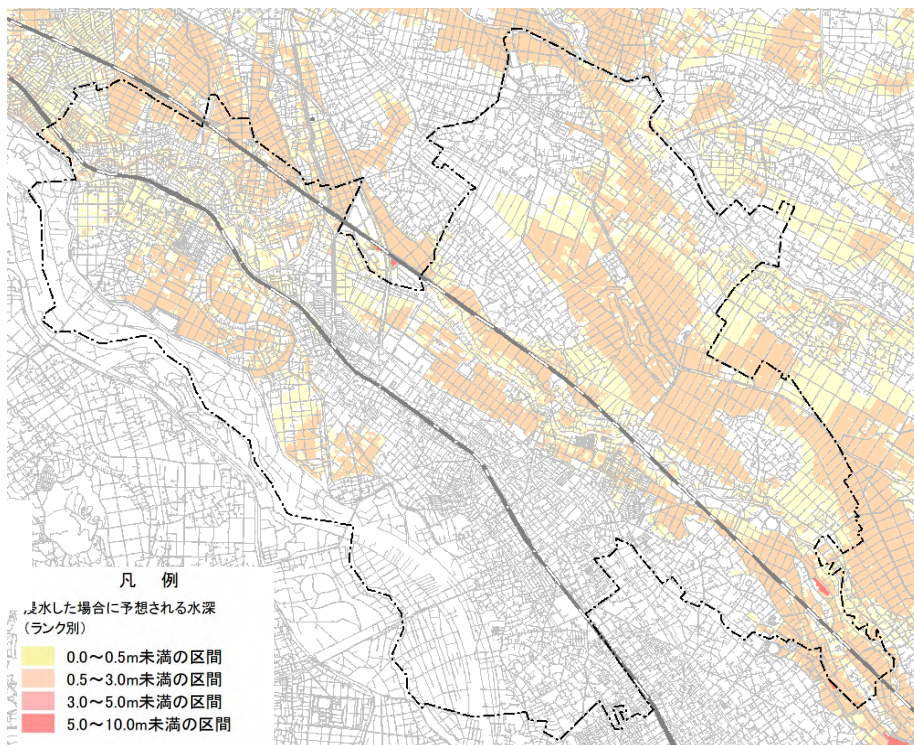
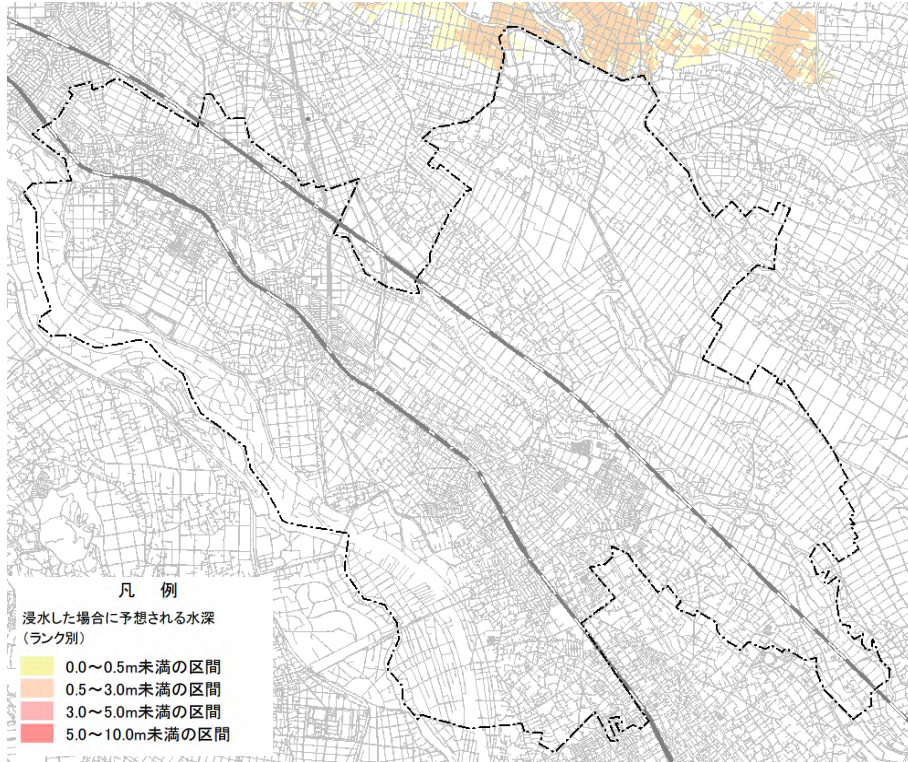
前提となる降雨は、福川流域の 24 時間総雨量 671mm 及び、中川流域の 48 時間総雨量 596mm で、いずれも概ね 1,000 年に 1 回程度起こる大雨が降った時に、水位が上昇し、堤防が決壊または越流した場合及び、流域内の地形条件などにより内水氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

なお、雨の降り方や土地利用形態の変化などにより、この浸水想定区域に指定されていない区域においても、浸水が発生する場合や想定される水深が実際の浸水深とは異なる場合がある。さらに、利根川や小山川・福川以外の河川の氾濫を想定していないため、その影響が考えられる区域では、別途当該河川の浸水想定区域図を参照する必要がある。

(2) 浸水区域

本市においては、野通川や元荒川沿岸周辺などが浸水区域となっている。

● 福川の洪水浸水想定（上）及び中川流域の水害リスク情報（下）



作成主体：埼玉県県土整備部河川砂防課

第 2 章 防災体制の強化

第 1 節 防災関係機関の役割

第 1 市及び防災関係機関の役割

1 鴻巣市

市は、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、第 1 次的に災害応急対策を実施する機関として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の協力機関の協力を得て防災活動を実施する。

2 埼玉県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、当該県の地域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 市民及び自主防災組織、事業所の役割

1 市民

市民は、日ごろから災害に備え、市、県、その他防災関係機関が実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに、自主防災組織の結成及び活動の活性化など積極的に自主防災活動を行う。

2 地域の自主防災組織

地域では、災害時には手助け等が必要となる要配慮者がいること、同時多発的な災害時には公助による支援が及ばない可能性があることに備え、自主防災組織を中心として地域での支え合いによる「共助」の取組を活性化させる。

3 事業所

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄など災害に即応できる防災体制の充実に努めるとともに、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもちろん、地域の防災活動へ積極的に協力する。

第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 鴻巣市

機関名	事務又は業務の大綱
鴻巣市	1 市防災会議に関する事。 2 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関する事。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事。 (5) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関する事。 (6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。 3 災害応急対策 (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関する事。 (2) 警報の伝達及び避難の指示に関する事。 (3) 消防、水防その他応急措置に関する事。 (4) 被災者の救難、救助その他保護に関する事。 (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 (6) 施設及び設備の応急の復旧に関する事。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 (8) 飲料水の供給活動の実施に関する事。 (9) 水道被災施設の応急対応及び復旧活動の実施に関する事。 (10) 前各号のほか、災害の防御又は各災害防止のための措置に関する事。 4 災害復旧 (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関する事。 (2) 被災者の生活確保に関する事。
埼玉県央広域消防本部 鴻巣市消防団	1 防災に関する予防普及に関する事。 2 消防、水防その他の応急措置に関する事。 3 避難及び応急救助に関する事。 4 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 5 危険物施設の安全管理に関する事。(消防本部)

第 2 県 の 機 関

機関名	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。 (3) 防災に関する物資・資材の備蓄及び整備・点検に関する事。 (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関する事。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。 2 災害応急対策 (1) 警報の発令・伝達及び避難の指示に関する事。 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 (5) 施設及び設備の応急復旧に関する事。 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地域における社会秩序の維持に関する事。 (8) 緊急輸送の確保に関する事。 (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止に関する事。 3 災害復旧対策
県央地域振興センター	1 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係との連絡調整に関する事。 2 市町村の被害情報の把握及び整理に関する事。 3 地域機関の被害情報の収集及び整理に関する事。 4 県災害対策本部との連絡調整に関する事。 5 地域機関が実施する災害応急対策の把握に関する事。 6 防災拠点との連絡調整に関する事。 7 防災関係機関との連絡調整に関する事。 8 市町村災害対策活動の支援に関する事。 9 市町村情報連絡員、市町村情報連絡係の支援に関する事。
鴻巣保健所	1 感染症の予防活動に関する事。 2 食品の衛生管理に関する事。 3 動物愛護に関する事。
北本県土整備事務所	1 降水量、水位等の観測通報に関する事。 2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関する事。 3 水防管理団体との連絡指導に関する事。 4 河川、道路、橋りょう等の被害状況の調査及び応急対策に関する事。 5 急傾斜地崩壊危険箇所などの周知に関する事。
さいたま農林振興センター	1 農畜林水産被害状況の調査に関する事。 2 農作物共済、家畜共済及び建築物等の共済に関する事。 3 農業災害融資に関する事。 4 主要農産物の種子及び苗の確保に関する事。

機関名	事務又は業務の大綱
	5 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事。 6 防除機具及び農薬の調整に関する事。
鴻巣警察署	1 情報の収集、伝達及び広報に関する事。 2 警告及び避難誘導に関する事。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 4 交通秩序の維持に関する事。 5 犯罪の予防検挙に関する事。 6 行方不明者の捜索、検死及び死体の調査に関する事。 7 漂流物等の処理に関する事。 8 その他治安維持に必要な措置に関する事。
県立高等学校	1 生徒の安全確保、学校の保健衛生に関する事。 2 市の避難所に指定されている高校については、その運営等に関する事。

第 3 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
関東財務局	1 災害査定立会に関する事。 2 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。 3 地方公共団体に対する融資に関する事。 4 国有財産の管理処分に関する事。
関東運輸局 埼玉運輸支局	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。 3 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関する事。
関東農政局	【災害予防対策】 1 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事。 【災害応急対策】 1 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事。 2 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関する事。 3 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 4 営農技術指導、家畜の移動に関する事。 5 災害応急用ポンプ等の貸出しに関する事。 6 応急用食料・物資の支援に関する事。 7 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関する事。 8 食品の需給・価格動向や表示等に関する事。 9 関係職員の派遣に関する事。 【災害復旧対策】

機関名	事務又は業務の大綱
	1 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関する事。 2 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 3 被災中小企業の振興に関する事
埼玉労働局	1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。 2 職業の安定に関する事。
関東地方整備局 (大宮国道事務所) (荒川上流河川事務所) (利根川上流河川事務所)	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 【災害予防対策】 1 震災対策の推進 2 危機管理体制の整備 3 災害・防災に関する研究・観測等の推進 4 防災教育等の推進 5 防災訓練 6 再発防止対策の実施 【災害応急対策】 1 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 2 活動体制の確保 3 災害発生直後の施設の緊急点検 4 災害対策用資機材、復旧資機材の緊急点検 5 災害時における応急工事等の実施 6 災害発生時における交通等の確保 7 緊急輸送 8 二次災害の防止対策 9 ライフライン施設の応急復旧 10 地方公共団体等への支援 11 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣 12 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣 13 被災者・被災事業者に対する措置 【災害復旧・復興】 1 災害復旧の実施 2 都市の復興 3 被災事業者等への支援措置
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

機関名	事務又は業務の大綱
	<p>に關すること。</p> <p>5 防災氣象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に關すること。</p>
関東総合通信局	<p>1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に關すること。</p> <p>2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に關すること。</p> <p>3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに關すること。</p> <p>4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に關すること。</p> <p>5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に關すること。</p>
関東地方測量部	<p>1 災害時等における地理空間情報の整備・提供に關すること。</p> <p>2 災害復旧・復興のための公共測量に關する指導・助言に關すること。</p> <p>3 地殻変動の監視に關すること。</p>
関東地方環境事務所	<p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に關すること。</p> <p>2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に關すること。</p> <p>3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に關する情報収集、提供等に關すること。</p>
北関東防衛局	<p>1 災害時における所管財産の使用に關する連絡調整に關すること。</p> <p>2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に關すること。</p>

第 4 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第 32 普通科連隊	<p>1 災害派遣の準備</p> <p>(1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に關すること。</p> <p>(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に關すること。</p> <p>(3) 地域防災計画に沿った防災訓練の実施に關すること。</p> <p>2 災害派遣の実施</p> <p>(1) 生命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行ふ必要のある応急救援又は応急復旧の実施に關すること。</p> <p>(2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に關すること。</p>

第 5 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客の輸送手配、不通区間の自動車等による代行輸送及び連絡社線の振替輸送に関する事。 2 列車の運転整理及び折返し運転、う回に関する事。 3 線路の復旧、脱線車両の複線、修理、検査及び開通手配に関する事。 4 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び巡回監視に関する事。 5 死傷者の救護及び処置に関する事。 6 部外への救援要請及び報道機関への連絡に関する事。 7 停車場その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理に関する事。
東日本電信電話(株) 埼玉事業部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の整備に関する事。 2 災害非常通信の調整及び警報の伝達に関する事。 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
KDDI(株) (株)NTTドコモ ソフトバンク(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事。
日本郵便株式会社 鴻巣郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事。
日本赤十字社 埼玉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理(遺体の一時保存を除く)を行う事。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関する事。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じた炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に協力する事。
日本放送協会 (NHK)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民に対する防災知識の普及に関する事。 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時の広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。
日本通運(株)	<p>災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関する事。</p>
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電力供給に関する事。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
東京ガス(株) 埼玉支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。 2 災害時におけるガス供給に関する事。

第 6 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
(一社)埼玉県トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送協力に関する事。
土地改良区	1 防災ため池等の設備の整備及び管理に関する事。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧に関する事。 3 たん水の防排除施設の整備及び活動に関する事。
荒川北縁水防事務組合	1 水防施設資材の整備に関する事。 2 水防計画の樹立及び水防訓練に関する事。 3 水防活動に関する事。
(一社)埼玉県LPガス協会	1 ガス供給施設の建設及び安全保安に関する事。 2 災害時におけるガス供給に関する事。 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達に関する事。 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊き出し訓練の協力に関する事。
(株)テレビ埼玉	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。
(株)エフエムナックファイブ	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関する事。
(一社)埼玉県医師会 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関する事。 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事。 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
(一社)埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事。

第 7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務の大綱
朝日バス(株) 加須営業所 ロイヤル交通(株)	1 バス施設等の安全確保に関する事。 2 災害時におけるバス車両等配車に関する事。
(株)フラワー コミュニティ放送 (フラワーラジオ FM76.7)	1 防災知識の普及及び啓発に関する事。 2 応急対策等の周知徹底に関する事。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。また、復興時におけるライフラインの復旧状況、生活関連情報の周知に関する事。

機関名	事務又は業務の大綱
鴻巣市 社会福祉協議会	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救護、義援物資の配分等の協力に関する事。 2 高齢者、障がい者、乳幼児等に対する災害対策の協力に関する事。 3 ボランティア活動体制の支援に関する事。
鴻巣市商工会等 商工業関係団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 救援用物資、復旧資財の確保についての協力、斡旋に関する事。
農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 3 被災農家に対する融資及びあっせんに関する事。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっせんに関する事。 5 農産物の需給調整に関する事。
建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、危険箇所等の災害応急対策活動の協力に関する事。 2 災害時における建設活動の協力に関する事。
水道協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 上水道被災施設等の復旧工事に関する事。 2 被災地緊急給水の協力に関する事。
病院等経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関する事。 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。
社会福祉施設経営者	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関する事。 2 災害時における収容者の保護に関する事。
金融機関	被災事業者等に対する融資に関する事。
自主防災組織	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する知識の普及に関する事。 2 地震等に関する災害予防に関する事。 3 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関する事。 4 防災訓練の実施に関する事。 5 防災資機材等の備蓄に関する事。
その他 公共的団体	本市が実施する応急対策についての協力に関する事。

なお、これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

【公共的団体等の協力業務の例】

- ・ 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- ・ 災害時における広報等に協力すること
- ・ 出火の防止及び初期消火に協力すること
- ・ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること

- ・被災者の救助業務に協力すること
- ・炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- ・被害状況の調査に協力すること

第 8 災害時応援協定締結団体・事業者の役割

市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

市と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

【災害時応援協定一覧表は、資料編 第 1 3 章（1）に示した通り】

第 3 節 市の防災体制の強化

第 1 市の防災組織の確立

1 市の活動体制の整備

市は、平時における災害への備えを推進するとともに、発災時に確実に応急対策を実施できるよう、災害対策本部の設置をはじめ、職員の動員等、あらかじめ災害時の市の体制の整備を図る。

(1) 鴻巣市防災会議

鴻巣市防災会議は、鴻巣市防災会議条例に基づき、平時において鴻巣市地域防災計画を作成するとともに、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議する。

市は、多様な主体の意見が反映されるよう、自主防災組織の代表や障がい者、高齢者、女性団体等の代表者を防災会議委員に加え、鴻巣市防災会議の機能強化を図る。

(2) 災害対策本部

市は、平時から防災体制の充実に取り組むとともに、災害が発生し、又は発生する危険が差し迫った場合には、市災害対策本部条例に基づき災害対応に係る体制を実施する。また、迅速かつ円滑に災害対策本部が設置できるよう、設置要綱、運営要領など必要な整備を図る。

① 実施責任者不在時の対応

代理順位	代理者
第 1 順位	副市長
第 2 順位	教育長

② 災害対策本部の設置場所及び代替施設

災害対策本部は、市役所新館に開設する。もし市役所新館が被災した場合、危機管理監が設置可能な公共施設から災害対策本部設置の可能性を検討する。

危機管理課

危機管理課

③ 災害対策本部の機構

ア) 市災害対策本部の機構

本部長 — 副本部長 — 本部員 ————— 班

市長	副市長	市長政策室長、危機管理監、
	教育長	総務部長、財務部長、
		市民生活部長、こども未来部長、
		健康福祉部長、環境経済部長、
		都市建設部長、上下水道部長、
		吹上支所長、川里支所長、
		会計管理者、教育部長、
		議会事務局長 ※ 事務局：危機管理課

イ) 班の組織

室・部・支所	班
市長政策室	情報収集班
統括部	統括班
総務部	コールセンター班、職員班、システム班
財務部	資産管理班、被害認定調査班
市民生活部、吹上支所、川里支所	市民支援班
健康福祉部、こども未来部	福祉班、保健医療班
環境経済部	環境衛生班、生活物資班
都市建設部	道路等応急復旧班、住宅応急復旧班
上下水道部	下水道班、水道班
教育部	教育班、生涯学習班
議会部	議会班

ウ) 輸送オペレーションチーム

災害対策本部統括班内に輸送オペレーションチームを編成し、生活物資班等が調達した食料、生活必需品及び防災用資機材等の輸送を一元的に行う。

同チームの組織化にあたっては、明確な責任体制のものに、全市的施策である輸送を調整しながら進める必要があるため、統括班が災害対策本部会議に諮り、本部長（市長）の指導のもとで各班から職員を集めて組織化し、各班が平常時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。

また、同チームを災害時に迅速かつ的確に機能させるため、平常時から物流事業者との協定締結を行い、関係班及び物流事業者が連携して事前対策を実施することで、災害時に備えた業務ノウハウの向上や関係機関との連携強化を図っておく。

④ 災害対策本部と市議会災害対策会議との情報共有

災害対策本部は、市議会災害対策会議と災害情報・対応等に関して情報を共有するとともに、同対策会議は市議会議員と情報を共有する。

(3) 災害対策本部の班編成及び事務分掌 (令和 3 年 8 月 1 8 日現在)

全課

①各班の事務分掌

各班とも自班の事務分掌の負担が軽微の場合、負担が集中する他班への応援に従事することを共通の事務分掌とする。

②共通事項

- ア 他班への協力・応援に関する事。
- イ 班の活動状況、所管事項に係る被害状況の撮影、記録に関する事。
- ウ 所管施設の利用者の安全確保及び被害調査、応急対策及び、復旧に関する事。
- エ 復興事業の実施に関する事。

部	班	班の事務分掌
市長政策室 室長： 市長政策 室長	情報収集班 (秘書課、総合政策 課、財政課) 班長：秘書課長	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関との連絡及び相互協力に関する事。 ・報道機関に対する発表に関する事。 ・災害写真等の収集及び災害記録に関する事。 ・災害対策活動の広報に関する事。 ・被害情報等の収集及び整理に関する事。 ・本部長・副本部長の秘書に関する事。(秘書課) ・災害対策本部会議運営の支援に関する事。 ・本部の対応状況の撮影、記録、保管に関する事。 ・災害視察者及び見舞客に関する事。(秘書課) ・復興方針及び復興計画の策定に関する事。(総合政策課) ・災害応急対策に関する予算措置に関する事。(財政課) ・災害復興対策の予算に関する事。(財政課)

部	班	班の事務分掌
統括部 部長： 危機管理 監	統括班 (危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に関すること。 ・災害情報・気象情報に関すること。 ・避難情報に関すること。 ・危険物の安全確保に関すること。 ・国及び県への要請及び災害報告に関すること。 ・国及び県との連絡調整に関すること。 ・自衛隊及び他の市町村への応援要請に関すること。 ・他の市町村との連絡調整に関すること。 ・指定公共機関及び指定地方公共機関への要請に関すること。 ・指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡調整に関すること。 ・受援に関すること。 ・市防災行政無線の管理、運用に関すること。 ・消防団の招集、配備に関すること。 ・自主防災組織との連絡に関すること。 ・救出活動に関すること。 ・災害救助法の適用申請に関すること。 ・本部の対応状況の撮影、記録、保管に関すること。 ・輸送オペレーションチームの結成に関すること。 ・復興対策本部の設置に関すること。 ・その他災害対策に係わる渉外に関すること。

部	班	班の事務分掌
総務部 部長： 総務部長 会計管理 者	コールセンター班 (総務課、やさしさ支 援課、契約検査課、会 計課、監査委員事務 局) 班 長：総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの電話の問い合わせに関すること。 ・市民からの情報の整理及び処理に関する こと。 ・災害対策本部の出納に関すること。(会計課) ・人権侵害等防止に関すること。 ・ボランティア(通訳、翻訳)の把握・要 請に関すること。(総務課)
	職員班 (職員課)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員に関すること。 ・応援職員の派遣に関すること。 ・災害従事者の損害補償に関すること。 ・職員の健康管理に関すること。 ・職員の心のケアに関すること。 ・職員の食事の配分に関すること。
	システム班 (ICT推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信システム機器に関すること。 ・災害対策本部会議運営の支援に関する こと。

部	班	班の事務分掌
財務部 部長： 財務部長	資産管理班 (資産管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の被害状況の集約に関する事 ・公用車の配車及び借上げ自動車の確保に関する事 ・燃料の確保に関する事 ・避難所及び公共施設の応急危険度判定の支援に関する事 ・被災建築物の応急危険度判定の支援に関する事
	被害認定調査班 (税務課、収税対策課) 班長：税務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋等の被害調査に関する事（災害復旧計画策定に必要な概況調査を含む） ・税の減免に関する事 ・罹災証明に関する事 ・被災証明に関する事

部	班	班の事務分掌
市民生活部 吹上支所 川里支所 部長： 市民生活部長 吹上支所長 川里支所長	市民支援班 (市民課、自治振興課、吹上支所、川里支所) 班 長：市民課長	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安否情報の収集及び提供に関する事 ・身元不明者等の情報に関する事 ・行方不明者の捜索の受付に関する事 ・総合窓口の設置及び市民からの各種相談の受付に関する事 ・避難所外避難者の相談に関する事 ・遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事

部	班	班の事務分掌
健康福祉部 こども未来部 部長： 健康福祉部長 こども未来部長	福祉班 (福祉課、障がい福祉課、こども応援課、保育課) 班 長：福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・赤十字奉仕団等の応援要請及び受入れに関する事。 ・ボランティアの受入れに関する事。 ・市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 ・要配慮者の対策に関する事。 ・災害救助法の手続等に関する事。 ・福祉避難所の開設及び運営に関する事。 ・義援金受理及び管理に関する事。
	保健医療班 (健康づくり課、介護保険課、子育て支援課、国保年金課) 班 長：健康づくり課長	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所及び医療関係機関等との連絡調整に関する事。 ・医療救護班の編成に関する事。 ・医療救護所の設置に関する事。 ・医療救護全般に関する事。 ・避難者支援チームの結成に関する事。 ・負傷者の収容及び搬送に関する事。 ・防疫及び保健衛生に関する事。 ・衛生医薬品等の確保に関する事。 ・助産及び乳幼児の救護に関する事。 ・避難者のメンタルヘルスに関する事。

部	班	班の事務分掌
環境経済部 部長： 環境経済部長	環境衛生班 (環境課) 班 長：環境課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理及び清掃に関する事。 ・し尿処理・ごみ処理施設等の被害調査に関する事。 ・動物保護対策に関する事。 ・仮設トイレ等に関する事。 ・住居敷地内の障害物の除去に関する事。 ・処理業者との連絡及び相互協力に関する事。 ・災害廃棄物の処理に関する事。
	生活物資班 (農政課、農業委員会、商工観光課、道の駅整備プロジェクト) 班 長：商工観光課長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地・農業用施設・農作物等の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。(農政課) ・農業関係団体との連絡調整に関する事。 ・食料の調達に関する事。(農政課) ・農業者に対する支援に関する事。(農政課) ・死亡獣畜の処理に関する事。(農政課) ・生活必要物資等の調達に関する事。(商工観光課) ・企業との応急活動連携に関する事。(商工観光課) ・商工団体との連絡調整に関する事。(商工観光課) ・中小企業に対する支援に関する事。(商工観光課) ・義援物資の受入れ、保管、仕分けに関する事。

部	班	班の事務分掌
都市建設部 部長： 都市建設部長	道路等応急復旧班 (道路課、都市計画課、市街地整備課、産業団地プロジェクト) 班 長：道路課長	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 ・緊急輸送車両の確保に関する事。 ・交通規制に伴う交通誘導に関する事。 ・障害物の除去に関する事。 ・緊急輸送道路の確保に関する事。 ・応急復旧資機材の調達及び保管に関する事。 ・土木建築関係業者との連絡及び相互協力に関する事。 ・避難場所(公園)の被害調査に関する事。 ・被害認定調査班との連携による災害復旧計画策定に必要な概況調査に関する事。 ・災害復旧事業に関する事。 ・災害復興対策に関する事。
	住宅応急復旧班 (建築住宅課) 班 長：建築住宅課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び公共施設の応急危険度判定に関する事。 ・被災建築物の応急危険度判定に関する事。 ・被災宅地危険度判定に関する事。 ・市営住宅の点検、復旧に関する事。 ・応急住宅(公営・民間賃貸住宅)の入居に関する事。 ・被害認定調査班との連携による災害復旧計画策定に必要な概況調査に関する事。 ・応急仮設住宅の建設に関する事。

部	班	班の事務分掌
上下水道部 部長： 上下水道部長	下水道班 (下水道課、経營業務課) 班 長：下水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。
	水道班 (水道課、経營業務課) 班 長：水道課長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水活動に関する事。 ・水道に関わる広報活動に関する事。 ・水道施設の被害調査、応急対策及び復旧に関する事。 ・応急資機材の調達に関する事。 ・水道関係業者との連絡及び相互協力に関する事。

部	班	班の事務分掌
教育部 部長： 教育部長	教育班 (教育総務課、学務課、学校支援課) 班 長：教育総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の安全確保に関すること。 ・学校及び関係機関その他団体との連絡調整に関すること。 ・避難所の炊き出しに関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・教職員の動員に関すること。 ・学用品及び教科書の調達及び配分に関すること。 ・応急教育に関すること。 ・帰宅困難者対策に関すること。
	生涯学習班 (生涯学習課、スポーツ課、公民館) 班 長：生涯学習課長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・文化財の被害調査、応急対策及び復旧に関すること。 ・帰宅困難者対策に関すること。

部	班	班の事務分掌
議会部 部長： 議会事務局長	議会班 (議会事務局) 班長：議会総務課長	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に関すること。

※ 複数課で構成する班の副班長の優先順位は毎年度、調整・決定することとする。

鴻巣市消防 (水防) 団	<p>消防(水防)団については、統括班の所掌事務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団員の動員に関すること。 ・消火活動に関すること。 ・災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ・被災者の救助及び救出に関すること。 ・避難誘導に関すること。 ・河川の巡視活動に関すること。 ・水防活動に関すること。 ・常備消防との連携及び活動支援に関すること。 ・管轄区域内のパトロールに関すること。
-----------------	--

2 職員の配備基準

災害時に的確に応急対策が実施できるよう、必要に応じて市職員の人数、職制等をふまえ、配備体制区分、班体制を見直すとともに、災害時の職員の交替、人員の確保等について十分検討しておく。

配備区分	配備基準	人員
警戒体制 (風水害等災害対策室を設置)	【地震】 ・市内で震度 4 の地震が発生した場合 ・その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合	「風水害等災害対策室実施要綱」に基づき、風水害等災害対策室長が当番班の職員に対し出動を指示
	【風水害等】 ・気象注意報・警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合 ・その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合	
緊急体制 (緊急対策本部を設置) 緊急対策本部長：市長	【地震】 ・市内で震度 5 弱の地震が発生した場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合	各班とも必要な人員 (各班 1/2 程度) (地震の場合) 自主参集 (風水害等の場合) 緊急対策本部長が出動を指示
	【風水害等】 ・気象警報が発表され、警戒体制では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ・高齢者等避難を発令する場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合	
非常体制 (災害対策本部を設置) 災害対策本部長：市長	【地震】 ・市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合	全職員 (地震の場合) 自主参集 (風水害等の場合) 災害対策本部長が出動を指示
	【風水害等】 ・気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合 ・気象等に関する特別警報が発表された場合 ・避難指示等を発令する場合 ・荒川や利根川等の堤防の破堤のおそれがある場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合	

※ 人員は災害の状況により、適時増員・減員を行う。

※ 人員は避難所担当職員は除く。

※ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

3 活動の円滑化のための備え

(1) 職員の動員体制の強化

市は、夜間、休日等における市職員の動員、参集体制を明確にするとともに、参集訓練等を実施し、結果をふまえ、必要に応じて動員体制の見直しを図り、体制の強化に努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、再任用職員の活用の検討や、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるとともに、退職者の活用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。さらに、危機管理課から他部署へ異動して5年以内の職員を危機管理体制に組み込むことも検討する。

(2) マニュアルの整備・更新

市は、市職員が災害時に迅速かつ円滑に応急対策が実施できるよう、初動対応マニュアルを整備するとともに、必要に応じて見直しを図り、より実践に適したマニュアルの整備・更新に努める。

(3) 業務継続計画（BCP）の作成

市は、災害発生直後には、応急対策や復旧・復興対策に人的・物的資源の多くを投入することが想定されるが、通常業務の中で災害によって停止や休止ができない業務を明らかにし、これらを含めた非常時優先業務を最優先に実施するため、重要な情報や機能を損なうことがないようあらかじめバックアップ対策を講じる。

また、重要な行政機能が被害を受けた場合には、短時間でその復元するとともに、通常の行政サービスを再開できるよう、業務継続計画（BCP）を作成・更新する。

(4) 活動体制等の周知・徹底

市は、災害時に市職員が円滑に配備、参集、応急活動の実施を行えるよう、市職員に対し研修等を実施し、配備体制、活動体制、災害時の役割、マニュアル等必要な事項の周知、徹底に努める。

(5) 地区防災計画作成への支援

市は、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るため、地区居住者等に対し提案手続等を周知し、地区防災計画の策定を支援する。

危機管理課
職員課

全課

全課

危機管理課
職員課

危機管理課

第 2 応援協力体制の整備

大規模な災害が発生した場合、市の体制のみでは十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、県、他市町村、指定公共機関等との連携強化に努める。

(1) 県や地方行政機関との連携強化

災害時の応急活動において県との連携は不可欠であるため、日ごろから通信、情報連絡体制をはじめ、県との連携強化に努める。

また、市町村情報連絡員及び市町村情報連絡係として県から派遣される職員や関東地方整備局から派遣される連絡情報員（リエゾン）の受入れに備える。

危機管理課

(2) 緊急消防援助隊の派遣要請

大規模な災害等により、周辺市町村の協力のみでは十分な救助活動が困難となった場合は、緊急消防援助隊の派遣を、県を通じて要請する。

そのため、市は、災害時に迅速かつ円滑に派遣の要請ができるよう、連絡体制の強化に努める。

危機管理課
消防本部

(3) 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣要請は、原則として県を通じて行うが、状況に応じて、市が直接派遣を要請する場合もあるため、自衛隊の派遣に必要な手続、連絡先、必要な書類、自衛隊の災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

危機管理課

(4) 他市町村との相互応援協力

市は、羽生市、福島県金山町、静岡県三島市、長野県岡谷市及び栃木県小山市と災害時の相互応援協定を締結しているほか、県内市町村間で災害時の相互応援に関する協定を締結している。

今後とも、災害時に他市町村から応援を受けられるよう、県内外の市町村と応援協定の締結に努める。また、要請に必要な手続、連絡先、必要な書類、災害時の活動内容等を明確にし、災害時に迅速に派遣の要請ができるよう努める。

危機管理課

(5) 指定公共機関等の連携強化

災害時は、ライフライン関係機関である指定公共機関等との連携が非常に重要となるため、日ごろから連携の強化に努める。

危機管理課

危機管理課
福祉課
健康づくり課
農政課
商工観光課
道路課
水道課

(6) 公共的団体との協力体制の確立

災害時は、赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会等商工関係団体、建設・工事関係団体等の公共的団体との連携が非常に重要となるため、防災訓練や協定の締結等により日ごろから連携の強化に努める。

(7) 企業・事業所との協力体制の確立

県は、災害時に地域と連携し、防災活動等を行う企業を登録する「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」を実施しており、市でも「鴻巣市地域防災貢献事業者登録制度」を実施している。市は、これらの制度の普及に努める。

危機管理課

第 3 自主防災組織の整備

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは市等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。

そのため、市は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の普及を図り、自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織の構成員の知識の習熟、技術の向上等に努める。

また、日ごろから自主防災組織に女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努めるとともに、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努め、円滑な避難所運営が行えるよう自主防災組織の育成強化に努める。

(1) 結成の促進

市は、既存のコミュニティである自治会等を活用して、自主防災組織が結成されていない地域の結成を促進する。

危機管理課
自治振興課

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容はおおむね次のとおりとする。

危機管理課

時期	活動内容
平常時	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発（例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布） 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練

時期	活動内容
	の実施 ・ 防災用資機材の購入・管理等 資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー） ・ 地域の把握（例 危険箇所の把握、要配慮者）
発災時	・ 初期消火の実施 ・ 情報の収集・伝達の実施 ・ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ・ 集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意） ・ 避難所の運営活動の実施（例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認）

（3）活動の支援・育成

市は、県と連携して、リーダー研修等を実施し、自主防災組織の活動において中心的役割を担うリーダーの育成に努める。

また、資機材等の整備に対する支援、資機材の使用訓練等を実施し、組織への指導・助言等を行う。

危機管理課

第 4 事業所等の防災組織の整備

大規模な災害が発生した場合、事業所等の組織的な初期対応、応急対策への参加が被害の拡大を防ぐ上で重要であるため、市は、事業所等の防災組織の整備に努める。

（1）防災組織の組織化指導

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所においては、消防法又はその他の法令により、自衛消防組織の設置が義務付けられている。その他の事業所については、防災活動のために、事業者が自主的に防災組織を設置する。

市は、病院、商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設、危険物等を保管する施設等の事業所に対し、防火管理者を主体に自主的な防災組織の育成指導を図る。

危機管理課
消防本部

（2）防災教育の推進

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

危機管理課

第 5 ボランティアの活動支援の整備

大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

1 ボランティアセンターの設置体制の整備

市は、発災後、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「ボランティアセンター」を設置するため、平常時から、日本赤十字社、市社会福祉協議会等の協力のもとに、ボランティア関係団体との連携の強化を図り、災害時の協力体制の確立に努める。

2 ボランティア活動の環境整備

ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど、ボランティア全般のコーディネート業務を行う。また、ボランティアが不足する場合は、県および県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

市は、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（彩の国会議）を通じて、県や県社会福祉協議会及びボランティア団体と日ごろから情報共有や連携を行うなど、ボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進するとともに、ボランティア関係機関と協力し、ボランティアが活動する際に必要な環境の整備に努める。

3 ボランティアの育成への協力

市は、県が実施するボランティアの育成研修・講習等に協力する。

4 県災害ボランティアの登録制度の協力

市は、県が実施しているボランティアや地域と連携して防災・救助活動等を実施する企業の登録制度について周知し、登録の促進に努める。

種別	主な活動内容
砂防ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡 ・ 土砂災害に関する知識の普及活動 ・ 土砂災害時の被災者の援助活動
被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の応急危険度判定 ・ 被災宅地危険度判定

福祉課
危機管理課

福祉課
危機管理課

福祉課
危機管理課

福祉課
危機管理課

種別	主な活動内容
災害時動物救護活動ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等に設置された飼育施設における被災動物の世話及び飼育施設の清掃 ・ 飼い主が飼育困難となった被災動物の一時的な保護 ・ 被災動物の適正飼育等に関する飼い主へのアドバイス ・ 支援物資の運搬

種別	登録制度の概要
埼玉県地域防災サポート企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。 ・ 県は、登録内容を市へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。 ・ 県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。 ・ 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。 ・ 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。 ・ 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。 ・ 登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。 ・ この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

第 4 節 防災活動拠点とネットワークの整備

災害時に、迅速かつ適切な応急対策を行うためには、応急活動の拠点となる防災活動拠点を明確にし、これらの整備を図る。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を結ぶ道路等を緊急輸送道路に位置づけ、安全性の確保に努める。

第 1 防災活動拠点の整備

1 拠点施設の位置づけと強靱化

市は、市役所新館、本庁舎、支所をはじめ、市の防災対策及び広域からの応援が必要となった場合に必要な公共施設を防災活動拠点として位置づけ、これらの施設の耐震・不燃化、風水害への対策等、施設の強靱化に努める。

◆市の活動拠点施設の位置づけ

位置付け	想定施設	備 考
災害対策本部	市役所新館	被災して使用できない場合、危機管理監が設置可能な公共施設から検討
地域活動拠点	吹上支所	
	川里支所	
医療救護所	市内医療機関	
医療救護所（医療機関で対応できない場合に設置）	鴻巣保健センター	
	吹上保健センター	
	川里ふるさと館	

◆応援部隊等活動拠点

想定部隊	想定する場所	備 考
緊急消防援助隊	埼玉県消防学校	（場外離発着場を兼ねる）
自衛隊	陸上競技場	（物資集積拠点を兼ねる、場外離発着場を兼ねる）
その他広域応援部隊	総合体育館	（物資集積拠点を兼ねる）
	上谷総合公園	（場外離発着場を兼ねる）

想定部隊	想定する場所	備 考
	荒川パノラマ公園	(場外離発着場を兼ねる。ただし洪水時は使わない)
	川里中央公園 (野球場)	
	川里中央公園 (多目的グラウンド)	(場外離発着場を兼ねる)

※整備が予定されている道の駅の防災拠点化

今後整備が予定されている道の駅については、救援物資の集積拠点や広域応援の活動拠点等災害時道の駅として求められる拠点機能を検討していく。

2 防災用資機材の備蓄

市は、防災活動拠点が災害時に機能を発揮するよう、応急活動用資機材、救助用資機材、移送用資機材、水防用資機材等の備蓄に努める。なお、資機材等の設置、管理においては、転倒防止、浸水被害の防止等の安全対策を実施する。

危機管理課

資機材区分	内 容
応急活動用資機材	発電機・投光機・テント・通信設備等
救助用資機材	バール・ジャッキ・のこぎり・医薬品・衛生用品等
移送用資機材	自転車・担架・ストレッチャー等
水害用資機材	土のう袋・杭・シート・ロープ等

3 災害対応に必要な電源等の確保

市は、大規模災害による長期停電に備え、防災活動拠点における災害対策活動を継続するため、必要な非常用電源（エンジン式及び太陽光式）及び燃料を多重化する。非常用発電設備の燃料については、災害時応援協定締結先等から迅速に重油等の供給を受ける体制を確保する。

大規模停電発生時には直ちに防災活動拠点、災害拠点病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常電源の稼働状況を確認するとともに、電源の確保が必要な施設を把握した上で、県に国（経済産業省）、電気事業者等との調整による電源車等の確保を要請する。

危機管理課
資産管理課

第 2 緊急輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の指定

市は、災害時に効率的に緊急輸送を実施するため、県、隣接市町村、関係機関等と協議の上、緊急輸送道路を指定する。なお、緊急輸送道路の指定においては、次に示す施設等を結ぶ道路とする。

- ・市役所新館及び本庁舎
- ・支所
- ・市内の関係機関施設
- ・応援部隊等活動拠点
- ・避難所、避難場所
- ・市内の防災倉庫、物資集積拠点
- ・場外離発着場

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路の道路管理者は、緊急輸送道路の防災点検を実施し、道路施設の耐震強化に努める。

市は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、道路の閉塞の防止に努める。

緊急輸送道路が被害を受けて通行に支障が生じた場合には、市建設業関係団体との協定の締結等により重機等の特殊な機材の確保等、応急復旧体制の整備に努める。

3 緊急輸送体制の整備

災害時に必要物資等の円滑な緊急輸送が実施できるよう、緊急車両の確保、緊急車両としての事前登録等、緊急輸送体制の整備に努める。

4 場外離発着場の指定

大規模な災害が発生した場合、ヘリコプターによる人員、物資の輸送が行われるため、市は、あらかじめ指定した場外離発着場を、周辺住民、関係機関等に周知するとともに、ヘリコプターの離着陸に必要な環境の整備に努める。

道路課

道路管理者
都市計画課
道路課

危機管理課
資産管理課
道路課

危機管理課

第 5 節 防災教育計画

防災業務に従事する者の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民に対し、自主防災思想の醸成、防災知識の向上、避難その他の防災措置の習得等を図るため防災教育を行う。

第 1 市職員に対する教育

災害発生時に応急対策の実行主体となる市職員は、防災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため以下に示すような防災教育を行う。

1 初動対応マニュアルの配布

災害発生時の参集、初動体制、自己の配置と任務及び災害の知識等を示した初動対応マニュアルを配布し、周知を図る。初動対応マニュアルの作成に当たっては、各班の対応の中でも特に以下の内容に留意する。

- ・初動参集
- ・参集途上の情報収集
- ・災害対策本部会議の運営
- ・救助、応急手当
- ・避難誘導
- ・避難所の開設、運営
- ・災害情報の取りまとめ
- ・広報活動
- ・被害認定調査及び罹災証明書の発行
- ・要配慮者対応
- ・その他必要な事項

2 現地訓練の実施

避難所の開設、情報の収集、広報活動、物資の供給等災害時に地域で活動する要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

3 研修会及び講演会等

学識経験者、防災関係機関の担当者等を、講師又は指導者として研修会及び講演会等を実施する。

4 防災機器操作の習熟

通信機器、発電機等の災害活動に必要な機器の基本的操作の習熟のための研修を実施する。

危機管理課

全課

危機管理課
職員課危機管理課
職員課

危機管理課
消防本部

第2 消防団員に対する教育

関係機関と連携し、消防団員に対し、消防の責務、学術技能等に関する教育を実施する。

危機管理課
消防本部

第3 防災上重要な施設に対する教育

病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

そのため、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通して、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

危機管理課

第4 市民・事業所等に対する教育

関係機関、団体等と連携して、職場、一般家庭にある社会人を対象として、随時適当な機会を通して、講演会、講習会、実演、市職員出前講座等により防災知識の向上を図る。

また、市外に通勤・通学している市民が交通機関等の混乱により帰宅困難となった場合、取るべき措置、日ごろからの準備等についても啓発を行う。

学校支援課

第5 児童生徒に対する教育

学校の教育活動全体を通して、地域社会の実情及び児童生徒の発達段階や経験に即して、次の事項について防災教育を行う。

- ・災害の歴史
- ・災害発生の原因（気象や地震等の自然災害）
- ・避難その他の防災措置の方法の習得
- ・自主防災意識
- ・その他必要な事項

危機管理課

第6 埼玉県防災学習センター「そな一え」の活用

県は埼玉県防災学習センター「そな一え」を設置し、家族や学校の生徒など広く県民が体験や展示を通じて、防災の基礎知識等を学習できる環境整備を行っている。市は、市民を対象として、県防災学習センターの利用及び体験を促し、様々な疑似体験を通して自然災害を身近に感じ、災害時の行動について自ら学ぶことを推進する。

第 6 節 防災訓練計画

防災業務に従事する職員の防災実務の習熟と実戦的能力のかん養に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて防災思想の普及向上を図る。

第 1 総合防災訓練の実施

市は、防災関係機関の連携強化、防災技術の向上、防災意識の高揚を図るため、防災関係機関、関係団体、災害時の相互応援に関する覚書・協定締結団体、自主防災組織、地域住民等と連携し、適宜、総合防災訓練を実施する。

第 2 個別訓練の実施

市及び消防本部は、総合防災訓練と併せ、又は単独で次の個別訓練を実施する。

1 災害情報収集・伝達訓練

災害時において、災害及び被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・判断・伝達できるよう、災害情報収集・伝達訓練を適宜実施するとともに、通信設備を円滑に運用できるよう通信に関する訓練を定期的実施する。

【訓練の種類】

- ・災害情報収集伝達訓練
- ・通信連絡訓練
- ・非常通信訓練

【実施の方法】

- ・災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る
- ・気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡する
- ・被害の状況及び処置を報告及び連絡する

2 非常参集訓練

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、職員の迅速な参集が欠かせないため、市及び防災関係機関の必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づき職員の非常参集訓練を実施する。

3 水防訓練

市及び消防本部は、災害時に水防計画に基づく水防活動が円滑に実施できるよう、水防法第 32 条の 2 の規定に基づき、水防（消防）団及び各種水防施設の管理者等の協力を得て、水防に関する訓練を実施する。

全課

消防本部
全課消防本部
全課消防本部
消防団
全課

消防本部
全課

4 応急復旧訓練

市は、県が県土整備部震災活動指針に基づき実施する、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令、応急復旧のための訓練に、警察、消防、協定締結団体等とともに協力する。

消防本部
全課

5 消防訓練

消防団の技能向上を目的に災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等消防訓練を実施する。

消防本部
全課

6 避難・救助・救護訓練

市は、災害時に円滑に避難・救助・救護活動ができるよう、避難・救助・救護訓練を実施するとともに、医療機関と連携し、トリアージ等の応急訓練を実施する。

また、市は、学校・病院・社会福祉施設・工場・事業所等の管理者に対し、児童・生徒・利用者等の人命を保護するため、避難設備の整備、避難訓練を実施するよう指導する。

さらに、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

消防本部
全課
県

7 図上訓練

大規模な災害が発生した場合、広域に被害を及ぼすおそれがあり、広域の防災関係機関が連携し、防災訓練を実施する必要がある。そのため、市、県及び防災関係機関は、状況判断能力、活動調整能力等の向上を目的とした図上訓練を実施する。

危機管理課
消防本部

第3 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

市及び消防本部は、幼児、児童、生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限に止めるため、施設管理者に対して防災訓練を実施するよう指導する。

第 4 事業所、自主防災組織及び市民の訓練

災害時に自らの生命を守り、安全を確保するためには、日ごろから自衛的な防災訓練を実施することが重要である。

そのため、事業所、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を図る。

【訓練の種類】

・事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。

・自主防災組織等の訓練

市及び消防本部が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

第 5 訓練の検証

市及び消防本部は、訓練後、意見交換、アンケート、協議等により訓練の評価及び検証を行い、実施報告書を作成するとともに、これらの評価及び検証において得られた課題等については、地域防災計画の見直し資料とするとともに、次回の訓練計画に反映する。

危機管理課
消防本部
自主防災組織
事業所

消防本部
全課

鴻巣市地域防災計画

第2編 共通編

第2編 共通編

目次

第2編 共通編.....	53
第1章 災害予防・被害軽減.....	53
第1節 防災都市づくり.....	53
第2節 災害情報の収集伝達体制の整備.....	57
第3節 火災予防.....	61
第4節 水害予防.....	63
第5節 土砂災害予防.....	65
第2章 市民の安全確保に対する備え.....	67
第1節 避難に対する備え.....	67
第2節 救急・救助に対する備え.....	72
第3節 医療救護活動に対する備え.....	73
第4節 要配慮者の安全確保.....	75
第5節 帰宅困難者支援への備え.....	81
第3章 市民の災害時の生活安定に対する備え.....	83
第1節 食料・生活必需品等の備蓄・調達.....	83
第2節 応急給水体制の整備計画.....	86
第3節 環境衛生に対する備え.....	87
第4節 住宅確保に対する備え.....	91
第4章 事業所等の事業継続に対する備え.....	93
第1節 事業所等における防災組織等の整備.....	93
第5章 応援・受援計画.....	96
第1節 国からの支援受入れ.....	96
第2節 地方公共団体からの支援受入れ.....	98
第3節 ボランティアの受入れ.....	100
第4節 公共的団体からの支援受入れ.....	101
第5節 店舗など事業者との協力.....	102
第6節 災害応援.....	103

第6章 災害復旧・復興対策.....	108
第1節 生活再建等への支援.....	108
第2節 迅速な災害復旧.....	116
第3節 計画的な災害復興.....	120
第7章 複合災害対策.....	122
第1節 予防・事前対策.....	124
第2節 応急対策.....	126

第2編 共通編

本編は、風水害、地震災害等のあらゆる災害に対して強いまちをめざし、防災都市づくりをはじめとした災害を未然に防ぐための予防対策、災害が発生した場合に、市民の安全の確保や災害時の生活を確保するための備え、各種災害の状況に応じた広域的な応援体制の整備、広域的な応援を受け入れるための計画、災害発生後の生活再建や復旧・復興対策、大規模な複合災害に対する備えを計画する。

第1章 災害予防・被害軽減

第1節 防災都市づくり

災害による被害を最小限にとどめるため、市街地の整備にあわせ、公園の確保、道路の拡幅、街路樹の設置、緊急輸送道路や延焼遮断空間の確保に努め、防災都市づくりを推進する。

第1 防災都市づくりの推進

1 災害に強い市街地の形成

(1) 都市計画マスタープランへの位置づけ

市の都市計画マスタープランに「防災都市づくり」の推進を位置づけ、防災と都市の将来像の関係を明確にし、災害に強い安全なまちづくりの具体化に努める。

都市計画課

(2) 市街地の整備等

災害に強い安全で快適な都市を形成するため、市は、関係機関と連携し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市防災総合推進事業、密集市街地の改善及び拡大の防止、地区計画の活用等により、市街地の整備に努める。

市街地整備課

(3) 防火・準防火地域の指定促進

市街地等、火災の延焼の危険性が高い地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域を指定し、建築物の耐震不燃化を促進する。

都市計画課

都市計画課
市街地整備課
道路課

(4) 防災空間等の確保

農地、樹林地、河川等の自然空間、広幅員道路、公園等の都市施設は、火災時の延焼遮断帯となるため、自然空間の保全、確保に努めるとともに、市街地の整備に併せ、道路の拡幅、公園の整備、街路樹の設置等に努める。

また、指定避難所、補助避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所、一時（いつとき）集合場所、避難路の安全対策、緊急輸送道路に指定されている道路周辺の建物等耐震不燃化、狭幅員道路の拡幅、ブロック塀の倒壊防止等を促進する。

2 建築物・構造物の安全化

(1) 公共施設の安全化

公共施設は、不特定多数の人が利用するため、特に安全性を確保する必要がある。市は引き続き、市の管理する公共施設の耐震診断等を実施し、安全性を確保する措置をとる。

また、施設内の備品等の転倒防止対策を実施する。

市営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な改善、建替え等を実施し、安全化に努める。

新たに整備する公共施設については、災害に対する安全性や防災拠点機能、さらに環境に配慮した電源や燃料の多重化により施設の強靱化に努める。

(2) 一般建築物の安全化

一般建築物の耐震化等安全対策については所有者の責務として行うものとする。昭和56年以前の木造住宅（2階建以下）については、市の支援制度に基づき耐震診断や耐震改修に補助するなど、必要な助言、指導、支援を行う。その他の建築物については、国・県の支援措置や税の優遇制度の周知、活用を促進する。

また、市は、建物所有者が家具の転倒防止など安全対策を実施するよう普及啓発に努める。

(3) 交通施設の安全化

市、県、国等の道路管理者は、道路・橋りょう等の点検を実施し、耐震化、長寿命化の見地から、必要に応じて老朽箇所、危険箇所の補強、改善を図る。

また、鉄道事業者は、設計基準により、施設の安全化を図るとともに、施設の検査、定期点検を実施する。

資産管理課
建築住宅課
施設管理者

建築住宅課

道路課
鉄道事業者
国
県

(4) ライフライン施設の安全化

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン事業者は、耐震補強（設備更新）、代替施設の整備等により、管理する施設の安全化に努めるとともに、施設の検査、定期点検を実施する。

水道課
下水道課
ライフライン事業者

3 宅地等の安全対策

県及び市は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査を行う。

建築住宅課
県

さらに、県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

4 空き家対策

市は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

建築住宅課

第2 市民による防災都市づくりの推進

市民は、災害に強い地域づくりを担う一員として、住宅の火災、地震、水害、風害等に対する安全対策を実施するとともに、ガス器具、電気器具等の安全装置、火災警報器、消火器の設置等に努める。また、家具、ブロック塀等の転倒防止、地下室等への水の流入防止に努める。

危機管理課
消防本部

第3 落下物などに関する対策

1 窓ガラス等の落下防止対策

市は、関係団体と連携して、窓ガラス、外壁タイル及び看板の落下防止に係る対策の普及及び啓発を行い、県の定める緊急輸送道路、避難所の周辺の窓ガラス等の安全性が確保されていないときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導を行う。

建築住宅課

2 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、関係団体と連携して、ブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うとともに、緊急輸送道路、避難所の周辺のブロック塀の安全性の確保に関する実態の把握に努め、安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言を行う。

建築住宅課

危機管理課

3 自動販売機の転倒防止対策

市は、関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行うとともに、緊急輸送道路、避難所の周辺の自動販売機の安全性の確保に関する実態の把握に努め、安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

第4 地盤の安全対策

危機管理課

1 液状化対策

市は、県と連携し、液状化に関する情報の公表に努める。

危機管理課
環境課

2 地盤沈下対策

法律及び県生活環境保全条例等により、地盤沈下の原因である工業用水等の地下水からの採取を規制し、地下水の安定化を図る。

第2節 災害情報の収集伝達体制の整備

迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、災害・被害に関する情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理する必要があるため、総合的な災害オペレーション支援システムの構築、情報収集・伝達体制の整備を図る。

第1 情報通信設備の整備

大規模な災害が発生した場合、通常の通信設備が使用不能となるおそれがあるため、種々の通信設備の整備に努める。

1 情報伝達体制の整備

市は、避難所、公共施設、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報及び緊急地震速報等を迅速に伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、防災ラジオ、広報車、ラジオ、市ホームページ、登録制メール、緊急速報メール、SNS、Lアラート等を有効的に活用する。

危機管理課
秘書課
ICT推進課

2 市防災行政無線の強化

市は、必要に応じて防災行政無線設備の拡充により、順次、防災行政無線の聞き取りにくい地域の解消に努めるとともに、防災行政無線による情報を高齢者等が確実に把握できるよう、防災ラジオの設置促進に努める。

危機管理課

また、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用する。

3 県の行う情報通信設備の整備との連携

県は、県全域の広域的な被害状況を把握するため、次のシステムの整備及び導入を図ることとしている。そこで、市は、当該システムの整備及び導入に協力するものとする。

危機管理課
ICT推進課
県

- ・ 埼玉県災害オペレーション支援システム
- ・ 震度情報ネットワークシステム
- ・ 埼玉県防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- ・ 防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム
- ・ 県土整備部川の防災情報システム
- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- ・ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）
- ・ 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム

危機管理課
ICT推進課

4 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

第2 情報通信設備の安全対策

災害時においても防災情報通信設備が十分機能し活用できるよう、市は、安全対策を実施する。

1 非常用電源、非常用通信手段等の確保

停電や屋外での活動に備え、自家用発電設備やバッテリー及び可搬型電源装置等の無停電電源装置の確保を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備し、定期的なメンテナンスを行う。

また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

あわせて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

2 転倒防止対策

災害時に情報通信設備が確実に使用できるよう、各種機器の転倒防止対策を行うとともに、周辺の備品の転倒により機器が使用不能とならないよう、周辺の備品等に対しても転倒防止対策を実施する。

3 浸水防止対策

多くの一般的な情報通信設備は、耐水性能を有していないため、浸水により機器が使用不能とならないよう、水害に備え、想定される浸水深を考慮し設置する。

4 通信回線のバックアップ

通信回線は、確実な通信連絡体制確保のため、常に多重化及びネットワーク化による連携を検討する。また、災害時に市庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるよう、バックアップコンピュータを別の場所に設置する等、バックアップ体制の整備に努める。

ICT推進課
危機管理課
資産管理課
健康づくり課
福祉課
介護保険課
障がい福祉課

ICT推進課

ICT推進課

ICT推進課
危機管理課

第3 情報収集・伝達体制の整備

1 市内の情報伝達体制の強化

市は、災害時に迅速に情報を収集・伝達できるよう、マニュアルの整備により、誰がどのような情報を収集するかを明確にし、組織的な情報の収集・伝達体制の整備を図る。

また、自主防災組織、市民への情報伝達を円滑に行えるよう、情報の伝達システムの整備に努める。

危機管理課
秘書課

2 国及び県への報告体制の強化

市は、災害時に国及び県と円滑に連携が図れるよう、市の連絡責任者、県に報告すべき情報、連絡先、連絡方法、様式等必要な事項を明確にしておく。

危機管理課

3 防災関係機関との連携強化

市は、ライフライン関係機関をはじめ、防災関係機関が所管する施設等の被害に関する情報、応急対策の実施状況に関する情報が災害時に円滑に得られるよう、防災関係機関との連携強化に努める。

危機管理課

4 気象情報の伝達体制の整備

市は、必要に応じ、防災行政無線等の通信手段を用いて、市民及び防災関係機関に注意報、警報などの気象情報を伝達するため、これらの情報が、確実に伝達できるよう、伝達体制の整備に努める。

危機管理課

5 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（本市は埼玉県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

市は、熊谷地方气象台とも連携し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

危機管理課

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

第4 情報処理・分析体制の整備

1 情報処理・分析体制の整備

災害時は、情報の不足や不確実な情報による混乱が発生する可能性があるため、災害時に円滑に情報処理・分析が行えるよう、事前に準備すべき情報、災害時に必要となる情報を整理しておく。

災害時に必要となる情報	観測情報	地震計等からの情報
	被害情報	物的被害、人的被害、機能被害に関する情報
	措置情報	県、市町村、防災関係機関の行う対策に関する情報
	生活情報	ライフライン等生活に関する情報
事前に準備すべき情報	地域情報	地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
	支援情報	防災組織、対策手順、基準等の情報

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

2 災害情報データベースの整備

市は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等の必要なデータが災害時に活用できるよう、地理情報システム(GIS)の活用等により、災害情報データベースの整備に努める。

第3節 火災予防

災害時の火災、特に地震発生時の火災は気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

第1 出火の防止・施設の安全対策

1 一般火気器具等からの出火防止

市民に対し、ガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具の周囲に可燃物を置かないこと等の安全対策に関する啓発に努めるとともに、自動ガス遮断装置、住宅用火災警報器等の設置の普及に努める。

危機管理課
消防本部

2 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、転倒、容器の破損により、混合混触発火、自然発火等、出火する危険性があるため、管理者は、転倒防止の措置、化学薬品の分離保管等、適切な管理を行う。

危機管理課
消防本部

3 危険物取扱施設等の安全化

市、県及び消防本部は、消防法及び関係法令に基づく危険物取扱施設、毒劇物取扱施設、火薬類取扱施設の実態把握を行うとともに、事業所等に対し、安全対策、安全管理に関する指導の強化、普及啓発に努める。

危機管理課
消防本部
県

事業所等は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

4 文化財の安全化

市、県及び消防本部は、文化財の安全を確保するため、管理状況を調査し、安全管理に関する指導の強化、普及啓発に努める。

危機管理課
消防本部
生涯学習課
県

5 感震ブレーカー設置の普及

市、県及び消防本部は、電気火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの普及促進のための広報に努める。

危機管理課
消防本部
県

第2 消火・消防体制の強化

危機管理課
消防本部

1 初期消火体制の強化

火災の延焼による被害を防止するためには、初期消火が非常に重要であるため、防災訓練、広報紙等により、市民、自主防災組織、民間防火組織、地域等による消火器消火、バケツリレー等の重要性を啓発し、初期消火体制の強化に努める。

危機管理課
消防本部

2 消防体制の強化

消火活動の中心となる消防本部においては、訓練、研修等により職員の充実強化に努めるとともに、消防本部の定める消防計画に基づき必要な施設及び消防資機材の機能強化と計画的な整備・更新に努める。市は、消防水利（消火栓、防火水槽）の充実を図り、消防体制の強化に努める。

また、大規模な災害が発生した場合は、他市町村、他県等の応援が必要となるため、災害時に円滑に応援が受けられるよう、協定等の締結を行い連携体制の強化に努める。

危機管理課
消防本部

3 消防団の強化

市は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団への加入促進及び事業者の協力を要請する。

消防団員に対しては、装備や処遇の改善、教育訓練等を充実する。

女性消防団員に対しては、防災広報の担い手として、学校教育や社会教育等の場での防災教育の推進役を果たせるよう支援する。

また、消防団に必要な消防資機材の整備を図るとともに、消防団機械器具置場、ポンプ自動車等の計画的な更新を図り、消防団の機能強化に努める。

危機管理課
消防本部

4 その他消防組織の強化

市は、出火防止、初期消火、避難に関する訓練、広報を通じて、自主防災組織等の強化に努める。

危機管理課
消防本部

5 防火管理者の配置

火災などの未然防止や災害時に被害を最小限に止めるため、消防関係機関は、消防法に基づき、一定規模以上の建物への防火管理者の配置を徹底させるとともに、一定規模未満の建物についても防火管理者を選任するよう、指導等に努める。

第4節 水害予防

水害による被害を未然に防止するため、県、関係機関と連携し、河川整備の促進、雨水の流出抑制、排水路改修、下水道の整備等を推進する。

また、熊谷市、行田市とともに荒川北縁水防事務組合を組織しており、水害の発生に備えた体制の整備・充実に努める。

第1 河川・水路の整備

1 河川整備の促進

市は、河川の実態等を調査し、必要に応じて河川管理者に対し、河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を促進する。

道路課

2 排水路・調整池の整備・管理

市は、自ら管理している排水路や調整池の適正な維持管理に努めるとともに、市街地の雨水排水対策として、河川管理者や下水道事業と連携し、排水路等の整備や改修事業を進める。

道路課
下水道課

第2 内水対策の推進

1 下水道等の整備促進

下水道の基本的な役割の一つとして、雨水の排除による浸水の防除がある。下水道管理者は、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

下水道課

2 内水ハザードマップの周知・啓発

市は、被害の軽減を図るため、県の技術的支援のもと、大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した内水ハザードマップについて、住民に周知・啓発を行う。

下水道課

第3 水防体制の強化

1 水害対応マニュアルの整備

水害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に迅速かつ円滑に緊急対策が実施できるよう、マニュアル等を整備し、体制の強化に努める。

また、国、県、関係機関と連携し、気象、水位等の水防に必要な情報の連絡体制の強化に努める。

危機管理課

危機管理課
秘書課

2 危険箇所等の周知

市は、ハザードマップ・広報紙等により、水害に関する危険区域等を市民に周知するとともに、併せて、水害のおそれがある場合、水害が発生した場合等の対応・注意点等を周知する。

危機管理課
秘書課

3 適切な避難行動に関する普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

市は、ホームページ「マイ・タイムラインを作成しましょう」で公開しているマイ・タイムラインの様式や作成動画を活用して、マイ・タイムライン作成に関する普及・啓発に努める。

危機管理課

4 防災意識の向上

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5節 土砂災害予防

市には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、平成25年1月に知事から指定された土砂災害警戒区域が4か所、土砂災害特別警戒区域が3か所ある。

市は、市民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがある急傾斜地崩壊等の土砂災害に対して、あらかじめ災害を予防するための対策を講じる。

第1 土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれがある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するために定められた。

◆市内の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

区分	定義	名称・所在地
土砂災害警戒区域	土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を図る区域	下間ー1・滝馬室下間 下間ー2・滝馬室下間 水下ー1・滝馬室水下 水下ー4・滝馬室水下
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じて住民に著しい危害が生じるおそれのある区域。特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。	下間ー2・滝馬室下間 水下ー1・滝馬室水下 水下ー4・滝馬室水下

注：土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域に指定された区域内にある。
指定日：平成25年1月22日

第2 土砂災害警戒区域における予防対策

市は、以下の項目等に留意し、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図る。

1 防災意識の向上

土砂災害警戒区域を含む自治会や住民に対し、ハザードマップを配布・公表し、住民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発に努める。

2 防災訓練の実施

土砂災害警戒区域内の住民を対象に、土砂災害を想定した防災訓練を実施するとともに、県が実施する合同防災訓練への参加を促す。

危機管理課

危機管理課

3 前兆現象の早期発見

土砂災害警戒区域の地形変状を定期的に巡視・点検し、土砂災害の前兆現象の早期発見に努める。

第2章 市民の安全確保に対する備え

第1節 避難に対する備え

災害により住家が倒壊・焼失した被災者や被害の危険性が迫った市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難体制の整備を図る。

第1 避難所等の指定・整備

1 指定避難所及び指定緊急避難場所、避難路の指定

市は、地域性、施設及び周囲の安全性、被害想定をふまえた収容人員等を考慮し、指定避難所、補助避難所、福祉避難所、指定緊急避難場所を指定する。

また、安全な避難を確保するため、市民にわかりやすい通学路を避難路に指定するとともに、その他周辺状況をふまえ、幹線道路等についても避難路としての指定に努める。指定避難所及び指定緊急避難場所の標識表示にあたっては、日本工業規格に基づく図記号を使用して、災害の種別に対応した表示にするよう努める。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

危機管理課
道路課

◆指定避難所等の種別

種別	機能	施設
指定避難所	災害時に、住宅の焼失、倒壊等により生活の場を失った者への収容・保護及び一時的にも生活が可能となる施設	小学校 (洪水時は校舎の2階以上の場合がある)
補助避難所	指定避難所が収容困難となった場合に活用する代替施設、又、災害の種別に応じて必要と認めた場合に開設する施設	中学校、高等学校等 (洪水時は校舎の2階以上の場合がある)
福祉避難所	要配慮者のための避難所	公民館、福祉施設等 (洪水時は施設の2階以上の場合がある)
指定緊急避難場所	地震、洪水、内水氾濫、大規模火災などの災害が発生した際に、切迫した危険回避のため使用する場所	公園 (洪水時は使用できない場所がある)
一時(いつとき)集合場所	災害の確認や指定避難所、指定緊急避難場所に避難する前に、地域の住民が集まり、安否確認等を行う場所。集会所や寺社、小規模公園等を自治会と自主防災組織が指定する。	
避難路	避難する際に利用する道路で、市が指定に努める。	
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。	

2 指定避難所及び指定緊急避難場所の整備

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所等の安全性を確保するため、施設の耐震・不燃化、水害に対する強化等に努める。

また、指定避難所については、避難生活に必要な物資等の備蓄や、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

【避難生活に必要な物資の例】

食料、飲料水、マスク、消毒液、毛布等

【施設・設備の例】

仮設トイレ、自動ラップ式トイレ、屋外照明設備、マット、非常用電源、テレビ、ラジオ、懐中電灯、救急・救助用具、土のう袋、杭、シート、移動系防災行政無線等の通信機器、洋式トイレなど

第2 避難体制の整備

1 指定避難所及び指定緊急避難場所の周知

市は、広報紙、防災マップ等により、市民に対し指定避難所及び指定緊急避難場所、避難路、災害危険箇所等（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在の周知徹底を図るとともに、案内板、標識等を設置し、来訪者に対しても周知に努める。

なお、指定避難所や指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

2 マニュアル等の整備

市は、災害時に円滑に避難誘導が実施できるよう、避難計画を作成するとともに、避難所の開設・運営・閉鎖等の管理運営を定めたマニュアルを整備し、関係機関への周知徹底に努める。

マニュアルの内容は、県の「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」に基づき作成する。

なお、指定緊急避難場所や避難所への避難では、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

3 地域との連携強化

地域の自主防災組織及び自治会は、一時集合場所を定め、地域住民の安全確保、安否確認等に努める。

住民の避難誘導、住民の自主避難においては、自主防災組織、自治会等の地域との連携が不可欠であるため、市は地域との連携の強化に努める。

4 防災上重要な施設の避難体制の強化

(1) 学校

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し、園児、児童、生徒に災害時の行動について周知する。市は、私立学校等に対して、公立学校等の取組に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言する。

なお、学校等は、消防署、警察署、市及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

学校管理者

(2) 病院

病院管理者は、市及び消防機関と協力して患者を他の医療機関または安全な場所へ避難させる場合を想定した、収容施設の確保、搬送の実施方法などに関する計画を定める。

計画の策定時には他の医療機関や市の保健福祉部局と調整を図り、一体的な計画となるよう留意する。

医療施設管理者

(3) 高齢者、障がい者、児童施設など

高齢者、障がい者及び児童施設等施設管理者は、市の防災担当及び福祉担当・介護保険担当・障がい福祉担当と協力し、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等に関する計画をあらかじめ定める。

計画の中には施設入所者の状態及び必要な援護方法などの整理に関して記載し、避難誘導・移送が円滑に行えるよう準備する。

危機管理課
福祉課
障がい福祉課
介護保険課
福祉施設管理者

(4) 高層住宅

高層住宅の管理組合や自主防災組織は、市の防災担当と協力し、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等に関する計画をあらかじめ定める。

危機管理課
管理組合

(5) 大規模集客施設及び駅など

大規模集客施設や駅などの管理者は、不特定多数が出入りする施設であることに留意し、それぞれの地域特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに広報案文などに関する計画をあらかじめ定める。

施設等の管理者

施設等の管理者

(6) 工場、危険物保有施設

工場、危険物保有施設の管理者は、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携等に関する計画をあらかじめ定める。

危機管理課

5 誘導体制の整備

市は、災害時に円滑に住民を避難できるよう誘導体制の整備に努める。なお、誘導に当たっては、一時集合場所又は指定緊急避難場所から指定避難所へと段階的な避難を行うことを原則とするが、水害などの場合には、高い建物への移動や建物内の安全な場所での待避を含め、災害の種別、事象に応じて、命を守るための行動が柔軟にとれるような備えに努める。

また市は、過去の災害の教訓を踏まえ、市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であり、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

第3 避難指示等の発令基準の周知

危機管理課

市は、大雨に関する注意報、警報及び土砂災害警戒情報について、住民に周知するとともに、緊急時に住民の避難を促す避難指示等の判断・伝達マニュアルを整備する。

また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努めるとともに、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は住民等への周知徹底に努める。

○ 洪水等に対する住民の警戒避難体制

市は、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保

措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、国及び県から必要な助言等をもらいながら、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

○ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、国及び県から必要な助言等をもらいながら、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

○ 局地的短時間豪雨

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

第2節 救急・救助に対する備え

市は、災害時における救急・救助活動が円滑に行えるよう、消防関係機関、医療関係機関、自主防災組織等と連携を図り、救急・救助活動体制の整備に努める。

第1 救急・救助体制の整備

1 救急・救助資機材の整備と訓練

市と消防本部は、互いに協力して各消防署、消防団機械器具置場及び自主防災組織における救急・救助資機材などの整備を行う。消防本部は、消防団員及び市民・事業所に対する救急・救助訓練を実施する。

2 高層建築物などに関する救急・救助体制の整備

市と消防本部は互いに協力して、高層建築物などに関する救急・救助活動に関し、消防法に定める防火管理者と自治会長に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制強化に努める。

第2 傷病者の搬送体制の整備

1 緊急車両等による搬送体制の整備

災害時においては、多くの負傷者の発生が予想されるため、消防本部は、救出及び救助した負傷者の搬送体制の強化に努める。

2 ヘリコプターによる搬送体制の整備

重症者の緊急を要する搬送においては、ヘリコプターによる搬送も必要となることから、市は、ヘリコプターによる搬送の要請方法、場外離着陸場の設置場所等、必要な事項を定めておく。

3 災害時広域医療搬送体制への対応

県では、大規模災害発生時に県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは十分対応できない場合に備え、災害時広域医療搬送計画に基づき、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送できる体制を整備している。

また、平時において、DMAT、自衛隊の派遣依頼の手続き等について確認し、緊急時に迅速に対応できよう努める。

危機管理課
消防本部

危機管理課
消防本部

消防本部

危機管理課
消防本部

危機管理課
消防本部
県

第3節 医療救護活動に対する備え

大規模な災害が発生した場合、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想される。

そのため、初期医療体制、後方医療機関及び広域的な保健医療の応援体制について整備を図るとともに、自主防災組織等による救護活動の体制の整備に努める。

第1 初期医療体制の整備

1 関係機関との連携強化

市は、災害時における医療救護活動が円滑に行えるよう、平時から医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等の医療関係機関と連携を図り、医療救護活動体制の整備に努める。

大規模な災害が発生した場合の医療救護活動は、医療機関の診療機能が残存している場合には医療機関で行うことを原則とするが、傷病者が多数の場合、もしくは医療機関が被災して機能していない場合には、医療救護所を設置して医療活動を行うため、医療救護所設置予定場所をあらかじめ指定するとともに、必要な資機材の整備に努める。

2 医薬品等の確保

市は、医療救護所の設置に備え、医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるとともに、市内の販売業者、薬剤師会等と連携し、ランニング備蓄の推進を図る。

また、災害時に医薬品、医療資機材等を提供してくれるよう、市内の販売業者、薬剤師会との協力体制の整備に努める。必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、県、医師会、協定締結市町村等に医薬品の供給要請を行うため、それらの関係機関との体制の整備に努める。

さらに、災害時には特にトリアージの実施が重要となるため、トリアージタッグや筆記用具など消耗品を確保しておく。

3 応急救護能力の強化

大規模な災害が発生し、多数の負傷者が発生した場合、または道路等に被害が発生し交通が麻痺した場合、医療機関による十分な医療活動が行われないおそれがあり、自主防災組織・市民等による応急手当が重要となる。

そのため、市は消防本部、医療機関と連携し、応急救護に関する講習会等を実施し、止血、人工呼吸、AED等の応急救護の普及に努める。

健康づくり課

健康づくり課

危機管理課
健康づくり課
消防本部

第2 応援体制の整備

大規模な災害等により、医師・医薬品等の不足により市内の医療機関で対応できない場合、後方医療機関にて重症者等を受け入れ、治療及び入院等の救護を行ってもらうため、市は県、赤十字に応援を要請することになる。そのため、あらかじめ災害時に迅速かつ円滑に要請できるよう、要請方法等の整備を図る。

なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、(独)国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院であり、災害による傷病者の受入れのほか、既存入院患者などの治療の継続や救護班の派遣を行うものである。

また、市は、県が指定している災害拠点病院に関し、診療科目や病床数などを把握しておき、緊急時の搬送方法についても検討する。

災害拠点病院区分	病院名	所在地
基幹災害拠点病院	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5
地域災害拠点病院	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847
	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1
地域災害拠点病院	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2
	(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5
	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1
	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田 376
	医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1
	(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1
	草加市立病院	草加市草加 2-21-1
	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38
	社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1
	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10
	埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446
	埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	

第4節 要配慮者の安全確保

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者は、災害の発生時において被害を受ける危険性が高いため、これらの要配慮者等の安全確保対策を推進する。

また、要配慮者の中で、自ら避難することが著しく困難である者（「避難行動要支援者」という。）については、特に災害時の避難支援や安否確認等が重要になる。

このため、市は、災害時において、要配慮者はもとより避難行動要支援者の安全確保に対する備えを進める。

第1 基本的対策

1 用語の定義

(1) 概要

要配慮者	高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援を行う地域の関係者

(2) 避難行動要支援者

この計画の避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、次に掲げるものであって市内に住所を有し災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であるものとする。ただし、社会福祉施設等へ長期間の入所等をしている場合はこの限りでない。

① 重度要介護認定者	介護保険の要介護認定で、要介護3以上であるもの
② 身体障がい者	身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が2級以上であるもの
③ 知的障がい者	療育手帳の交付を受け、障害の程度が㊸及びAであるもの
④ 精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級以上であるもの
⑤ 難病患者	手帳を所持していないが、避難支援を必要とするもの
⑥ 75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみの世帯であるもの	
⑦ 前6号のほか、避難行動要支援者として市長が認めたもの	

(3) 避難支援等関係者

この計画の避難支援等関係者とは次に掲げるものとする。

① 埼玉県中央広域消防本部	⑥ 鴻巣市自治会連合会
② 鴻巣市消防団	⑦ 市内自主防災組織
③ 埼玉県警察鴻巣警察署	⑧ 指定特定相談支援事業者等
④ 鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会	⑨ 指定居宅介護支援事業者等
⑤ 鴻巣市社会福祉協議会	⑩ 前9号のほか、避難支援等関係者として市長が認めたもの

2 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備と活用

(1) 名簿の整備

市は、避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備に活用するため、平時から市が所有する個人情報に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、毎年更新する。

また、名簿登載者の同意を得て、避難支援等関係者に名簿情報を提供する。転入等の事由により、新たに避難行動要支援者となったものに対しても同様とする。

なお、避難支援等関係者に対し名簿を提供する際、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう周知徹底する。

(2) 個別避難計画の作成

市は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難支援等関係者と連携して、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。

個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難、方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

また市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

福祉課
危機管理課

3 平時における支援体制

自治会や自主防災組織は、隣近所で声を掛け合うなど、日ごろからコミュニケーションづくりや避難行動要支援者の支援体制づくりに努める。

福祉課
危機管理課
自治振興課

4 避難支援に関する備え

災害発生時及び災害発生のおそれのある場合に、市から避難情報の伝達を受けた民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等はお互いに連携し、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認のほか、避難支援の方法等を周知する。

福祉課
危機管理課
総務課

- ・避難行動要支援者が避難所等の安全な場所に避難できるよう支援を行う。
- ・避難支援者が、避難行動要支援者に危険が迫っていると判断した場合は、市からの避難情報伝達の有無に関係なく、安否確認や状況に応じて避難支援等を実施する。
- ・避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施する。

なお、市は、避難支援等関係者の被災状況によって、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となる恐れがあることを、十分に避難行動要支援者の理解を得るよう、周知する。

また、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、外国人に対する災害時の円滑な避難支援のため、通訳や翻訳のボランティア等を行う関連団体の情報収集に努める。

5 バリアフリーの推進

市及び県は、災害時に車いす使用者等が円滑に避難できるよう、路面の段差の解消、有効幅員の確保等、バリアフリーの推進に努める。また、避難所等を示す防災標識の設置においては、明るく大きめの文字を用いる等、要配慮者に配慮する。

危機管理課
都市計画課
道路課
県

6 避難所運営体制等の整備

市は、避難に関する情報伝達において、要配慮者等に十分配慮する。

また、避難所においては、一般の避難者と施設を別にする、物資の供給を優先的に行う、配給品目に十分留意する等、要配慮者が良好に避難生活を送れるよう、体制の整備等に努める。

危機管理課
福祉課
学校支援課

健康づくり課
福祉課

7 相談体制の確立

要配慮者は、被災により身体及び精神的な負担を受けやすいため、被災した要配慮者に対して、メンタルケア、各種相談等に的確に対応できるよう、医師・看護師・保健師・教育関係者・福祉関係者・相談援助職等の専門職員と平常時からの連携を深め、災害時に状況に合った相談体制が取れるよう支援体制の整備に努める。

第2 社会福祉施設等入所者の対策

福祉課
介護保険課
障がい福祉課
保育課
子ども応援課
施設管理者

1 社会福祉施設の安全確保

社会福祉施設の入所者の安全を確保するため、関係機関と連携し、施設の耐震不燃化等の安全対策を促進するとともに、洪水浸水想定区域等に立地している社会福祉施設に対して、積極的に危険に関する情報を提供し、防災体制の強化に努める。

施設管理者

2 マニュアル等の策定

施設管理者は、大規模な災害の発生も想定したマニュアルを策定し、緊急時の職員の初期対応、指揮命令系統等を明確にするとともに、職員及び入所者への周知徹底を図る。また、入所者に対する高齢者等避難の提供方法、避難誘導方法を定めた避難支援プランを策定する。

福祉課
介護保険課
障がい福祉課
保育課
子ども応援課
施設管理者

3 緊急連絡体制の整備

市は、施設管理者が安全に避難対策等を実施できるよう、災害、被害、応急対策等に関する情報を迅速に提供できる体制の整備を図る。

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応できるよう、職員の緊急連絡網等を整備するとともに、入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう、入所者の緊急連絡網を整備する。

施設管理者

4 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

福祉課
介護保険課
障がい福祉課
保育課
子ども応援課
施設管理者
県

5 施設間の相互支援体制の確立

市及び県は、施設等管理者と協力して、施設が被害を受け使用できない場合の対応として、入所者の他の施設への一時避難・移送等、施設の相互支援体制の整備に努める。

施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

6 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

福祉課
施設管理者

7 食料・防災資機材等の備蓄

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ食料・防災資機材等の備蓄を行う。

施設管理者

・非常用食料（老人食等の特別食を含む。）	3日分
・飲料水	3日分
・常備薬	3日分
・介護用品（おむつ・尿とりパッド等）	3日分
・非常用照明器具	適宜
・非常用熱源（卓上コンロ、固形燃料、炭・薪など）	適宜
・移送用具（担架、車いす、ストレッチャー、リヤカー等）	適宜

8 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し防災教育を実施し、防災に関する知識・意識の向上を図るとともに、市・消防機関・地域住民・自主防災組織等と連携し防災訓練を実施する。

施設管理者

9 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会・自主防災組織・ボランティア団体・学校等との連携に努める。また、災害時における災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、市との連携に努める。

施設管理者

第3 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

市は、県と協力して、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、外国人の人数や所在の把握に努める。

市民課

2 防災基盤の整備

市は、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。また、市は、案内板のデザインの一貫性について検討を進める。

危機管理課

総務課
危機管理課

3 防災知識の普及・啓発

市は、県と協力して、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会、外国人雇用事業所等、様々な交流機会、受入れ機関などを通して配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、ガイドブック、インターネット等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

危機管理課
県

4 防災訓練への参加

市及び県は、外国人の防災に関する行動認識を高めるため、外国人が防災訓練に積極的に参加するよう、呼びかけ等を実施する。

総務課
県

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

市及び県は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

第5節 帰宅困難者支援への備え

市は、帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への支援策を関係機関と研究・協議し、実施していく。

第1 基本方針

1 帰宅困難者の定義

風水害や地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

2 徒歩帰宅の心得7カ条

大規模な災害が発生した直後には「むやみに移動を開始しない」といった災害時の行動ルールとともに、日ごろから「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

徒歩帰宅の心得7カ条	
＜留まる＞	1 連絡手段、事前に家族で話し合い
	2 携帯も、ラジオも必ず予備電池
＜知る＞	3 日ごろから、帰宅経路をシミュレーション
	4 災害時の味方、帰宅支援ステーション
＜帰る＞	5 職場には、小さなリュックとスニーカー
	6 帰宅前には、状況確認
	7 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

第2 帰宅困難者への対応

1 帰宅困難者への啓発等

(1) 市民への周知

市は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

(2) 事業所等への要請

市は、職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

危機管理課

危機管理課

- ・施設の安全化 ・災害時のマニュアルの作成 ・飲料水、食料の確保
- ・情報の入手手段の確保 ・従業員等との安否確認手段の確保
- ・災害時の水、食料や情報の提供 ・仮宿泊場所等の確保

2 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

3 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

市は、JR 鴻巣駅、北鴻巣駅及び吹上駅と帰宅困難者対応に関する協定を締結している。地震の発生により鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合は、協定に基づき、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための補助避難所を開設する。

第3章 市民の災害時の生活安定に対する備え

第1節 食料・生活必需品等の備蓄・調達

大規模な災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、最低限の食料、生活必需品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

第1 備蓄計画

1 備蓄量等の検討

市は、被害想定等をもとに、備蓄計画等を策定し、備蓄が必要な品目、数量等を検討し、市が備蓄すべき品目、数量の適正化に努める。なお備蓄計画等の策定においては次の点に留意する。

- ・ 想定される災害の種類と対応
- ・ 備蓄すべき品目と事業者の協力により対応する品目
- ・ 発災時の人口、昼夜間増減
- ・ 備蓄場所
- ・ 乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資

2 食料の備蓄

市・県及び市民は、それぞれ分担し、6日分に相当する食料を目標に備蓄するものとする。市民は、食料や飲料水などは普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。

なお、災害時の食料給与の対象者は、避難住民、災害救助従事者及び帰宅困難者とし、市の備蓄目標は、地震被害想定である「東京湾北部地震」によるピーク時の避難住民、災害救助従事者及び帰宅困難者に必要な食料とする。市及び県が備蓄する食料は、保存期間が長かつ調理不要のものとし、主食品（アルファ米・乾パン・おかゆ・クラッカー等）、乳児食（粉ミルク等）、その他（缶詰・レトルト食品等）等とし、アレルギー対応を考慮する。

供給対象者	市・県	市民	合計
避難住民	3日分	3日分 (推奨1週間)	6日分
災害救助従事者	6日分	-	6日分
帰宅困難者	1日分	-	1日分

危機管理課
商工観光課
農政課

危機管理課
農政課
県

◆食料備蓄目標量

項目	避難住民	災害救助従事者	帰宅困難者
供給対象者	53人	1,400人	7,780人
供給対象者食数 (1人/1日)	3食	3食	3食
備蓄目標数量	53人×3食×1.5日分 ≒239食	1,400人×3食×3日 分≒12,600食	7,780人×3食× 1日分≒23,340食

3 生活必需品の備蓄

市は、災害によって避難した者、住家に被害を受け生活必需品を喪失した者、物資の販売機構の混乱により生活必需品を入手することができない者等に対し、貸与、提供するため、生活必需品の備蓄に努める。

備蓄する品目は、寝具・肌着・食器・日用品・光熱材料・自動ラップ式トイレ等とする。

市民は、防災設備（消火器、感震ブレーカー）の設置に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標）を行い、自動車へのこまめな満タン給油を心がけるものとする。

4 最悪の事態を想定した備蓄

市内には綾瀬川断層帯があり、想定される最大の地震は関東平野北西縁断層帯地震の震度7が想定されている。この地震が発生した場合、家屋の全壊が6,300世帯、半壊が7,553世帯、避難者が最大25,658人と想定されている。市は、想定しうる最大級の被害に備え、食料・生活必需品等の備蓄を進めるものとする。

なお、備蓄にあたっては、応急的に必要な物や長期的な避難生活となった場合に必要な物等、備蓄品により性質が異なることから、避難所に設置されている防災倉庫や施設内空きスペースを活用した「分散備蓄」や、防災備蓄センターを活用した「集中備蓄」の考えを整理し、備蓄品の備蓄場所について検討する。

第2 食料・生活必需品等の調達・輸送

1 調達方法

長期保存が困難な食料・生活必需品及び防災資機材など、市が備蓄するのに適さないものについては、生産者、販売業者と十分協議し協力を得るとともに、それらの協力を円滑に行うため、協定の締結に努める。

危機管理課
商工観光課

危機管理課
商工観光課
農政課

危機管理課
商工観光課
農政課

また、食料については、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品、生活必需品については、男女共用だけでなく、女性専用など、性差を考慮した備蓄及び調達に努める。

◆生活必需品

- ・毛布、タオル ・下着、靴下 ・簡易食器 ・懐中電灯 ・ラップフィルム
- ・おむつ（子供用、大人用） ・生理用品 ・石鹸 ・ウェットティッシュ
- ・使い捨てトイレ、自動ラップ式トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレ衛生用品
- ・更衣室等ボックス、避難所シート、簡易間仕切り ・マスク、防塵マスク、消毒液

2 食料・生活必需品等の輸送体制の整備

市は、災害時に調達した食料、生活必需品等が生産者、販売業者等から市の集積地、避難場所等に円滑に輸送できるよう、輸送に関して、生産者、販売業者、輸送業者との協力体制の強化に努める。

市及び県は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

また、市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第3 石油類燃料の調達・確保

市は、災害時に特に重要な施設及び緊急車両への石油類燃料の供給体制について、平時から災害時応援協定締結先等と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努めるとともに、災害時に特に重要な施設に石油類燃料の供給ができるよう石油販売業者との協定締結に努める。

危機管理課
運送事業者
県

危機管理課
資産管理課

第2節 応急給水体制の整備計画

大規模な災害により水道施設に被害が生じ断水となった場合に備え、応急給水体制の整備を図る。

第1 飲料水の確保

水道課

1 給水量の確保目標

市は、被害想定、断水世帯想定等をもとに、応急給水計画等を策定し、配水池、貯水槽、防災井戸等により必要な給水量等を確保する。なお目標水量は次のとおりである。

◆給水量の目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量
災害発生から4日以降	20ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量

水道課

2 飲料水の備蓄

市民は、1人1日3ℓを目標にペットボトル等の飲料水の備蓄に努める。市は、市民に対して、飲料水などの備蓄について、広報紙等により周知する。

第2 応急給水資機材の備蓄・調達

水道課

1 給水資機材の整備

市は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水車・給水タンク・ポリ袋・緊急用浄水機等の応急給水に必要な資機材の備蓄に努める。

水道課

2 応急給水資機材の調達体制

市は、大規模な災害等により、応急資機材が不足した場合に水道関連事業者等から必要な資機材を調達できるよう、水道関連事業者等との連携の強化に努める。

水道課

3 耐震性貯水槽の整備

市は、応急給水の必要水量を確保するため、耐震性貯水槽の整備に努める。

水道課

4 検水体制の整備

市は、災害時においても安全な水道水を提供するため、原水及び浄水の水質検査が実施できるよう民間業者と連携して検水体制を整備しておく。

第3節 環境衛生に対する備え

市は、災害時に円滑に防疫活動が実施できるよう、防疫資機材の備蓄、活動体制の整備に努めるとともに、災害時に関係機関、民間事業者等から速やかに調達できるよう、調達体制の整備に努める。

第1 遺体の埋・火葬に対する備え

1 資材の確保

市は、災害時に棺、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合に備えて、あらかじめ関係業者あるいは他市区町村との協定を締結するなどの事前対策を実施する。

危機管理課
市民課

2 遺体収容所の確保

大規模な災害時には死者が多発し、火葬場の処理能力が追いつかない場合が想定される。そのため、あらかじめ次の施設を候補として、一時的に遺体を収容し、適正な取り扱いができるよう、資材などを備蓄するとともに、施設管理者と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にする。

危機管理課
市民課

ただし、災害による死者が少ない場合には、民間の葬祭業者の協力を得て遺体収容所を確保できるように協定等の締結を検討する。

◆遺体収容所

施設名	所在地	連絡先
川里農業研修センター	関新田 1800	048-569-1763

3 火葬場の確保

市は、災害時の火葬場の確保のため、県央みずほ斎場と連携するほか、市内葬祭業者や近隣の火葬場等と協定を締結し、迅速に埋・火葬が行えるよう努める。

危機管理課
環境課
市民課

第2 防疫・衛生に対する備え

1 防疫体制の整備

市は、災害時において迅速な防疫活動ができるよう、防疫活動計画を策定して防疫班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成するなどの対策を講じる。

また、関係事業者（団体含む。）あるいは他の自治体と災害時における防疫協力体制を整備する。

2 防疫用薬剤及び資機材の整備

市は、災害時の防疫活動に必要な消毒機材の整備及び薬剤の確保に努める。

また、職員に対し機材・薬剤の使用方法について周知徹底を図る。

第3 災害廃棄物等の処理に対する備え

被災地のし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

1 し尿処理対策

（1）し尿処理施設の機能確保要請

災害による、し尿処理施設の被害軽減を目指し、北本地区衛生組合施設の保全・整備、災害発生直後の施設の安全確認などに関する災害時維持管理マニュアルの作成を検討する。

また、被害想定の見直し等により、発生する想定量の変動があるため、円滑な処理体制の確保に努める。

（2）収集体制の確保要請

市は、災害時に、通常時のくみ取り世帯以外に避難所開設やライフラインの被害により、仮設トイレのくみ取り作業が予想されることから、収集作業における収集・搬入道路の確保、作業車の燃料確保手段等の検討を行う。

そのため、市災害対策本部と北本地区衛生組合は連絡を密にし、避難所における仮設トイレの整備状況など情報の共有化を図る。

また、市内くみ取り業者との災害時応援協定、災害時の連絡・収集体制を整備し、収集作業を迅速に行えるように努める。

健康づくり課

健康づくり課

環境課

(3) 広域処理体制の確保

北本地区衛生組合し尿処理施設の破損及び処理能力を超える量のし尿の発生、また、市内くみ取り業者の被災による収集業務の低下が予想される。

このことから、し尿処理施設を保有する近隣市町や民間廃棄物処理施設との協力体制、収集運搬作業に伴う他市町からの応援体制の確保、作業マニュアルについて検討を行う。

(4) 仮設トイレ等の確保

下水道機能支障人口及び避難者数から必要な仮設トイレ数を把握し、各指定避難所等の仮設トイレ（障がい者用を含む）を確保する。

仮設トイレが不足する場合に備え、相互応援協定を締結している市区町村の保有台数を把握するとともに、取扱事業者との協定締結についても検討する。

2 ごみ処理対策

環境課

(1) ごみ処理施設の確保

家庭ごみは、基本的に平常時と同様の各廃棄物処理施設へ搬入する。施設の被災等により施設への搬入が困難な場合、家庭ごみは市の不燃物ストック場等で保管し、施設が復旧した時点で各施設へ搬入する。

あらかじめ搬送先となりうる施設について整理をする。

(2) 収集・運搬車両の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想される。そのため、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に影響することを勘案し、災害時の分別収集体制をあらかじめ確保しておく。

収集・運搬車両の確保には、民間事業者の協力が不可欠であることから、発災時に備え、民間事業者との協議を行う。

(3) 収集・運搬計画の作成への備え

発災後の家庭ごみの分別区分は、基本的に平常時の分別区分に準じ、避難所ごみの分別区分も可能な限り平常時の分別区分に準じることとする。あらかじめごみの区分に応じて、災害初動期、応急復旧時の分別・排出のルールを定めておく。

3 災害廃棄物処理対策

環境課

(1) 広域処理体制への備え

市の廃棄物処理体制は、埼玉中部環境保全組合及び鴻巣行田北本環境資源組合によるごみ処理施設で広域的に対応しているが、災害発生時には当該施設の処理能力を超える災害廃棄物の排出が見込まれるため、埼玉県清掃行政研究協議会の相互支

援要綱や、同協議会と埼玉県一般廃棄物連合会との協定の活用など、県、近隣市町及び民間の廃棄物処理業者などと連携を図る。

(2) 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊建物などからのがれきは、仮置場に搬入する必要があるため、市では公有地の活用を検討する。

災害廃棄物の発生量予測を踏まえ、仮置場として、民有地などについて緊急時に活用できるよう利用の可否の調査や土地所有者への協力要請を行う。

仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。

仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

(3) 収集・運搬車両の確保

発災時には、災害廃棄物処理計画を踏まえ、推計した日運搬車両台数に基づき、必要な車両台数を確保する必要がある。

家庭ごみや避難所ごみと同様に、発災時の収集・運搬車両の確保には、民間事業者の協力が不可欠であるため、発災時に備え、あらかじめ民間事業者と発災後の連絡体制や調整方法等を協議しておく。

(4) 仮置場の運営管理への備え

仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営体制を検討する。

また、仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備するとともに、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

第4節 住宅確保に対する備え

第1 被災住宅などの応急措置体制の整備

1 被災住宅などの応急措置体制の整備

被災建築物の応急危険度判定、被災度区分判定及び被災宅地危険度判定を行うための体制整備を図るとともに、二次災害により倒壊のおそれのある建物などによる事故防止のための住民への広報活動などを行う。

また、関係機関と連携し、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行うなどの運用体制の確立に努める。

さらに、市内で被災建築物応急危険度判定士資格及び被災宅地危険度判定士資格の取得を奨励し、判定士の確保に努める。

建築住宅課

2 応急危険度判定用資材の整備

被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に使用するため、建築物や宅地の「応急危険度判定調査票」及び「判定ステッカー」、ヘルメットや腕章など、必要な備品を備蓄するとともに、使用方法の習熟を図る。

建築住宅課

3 応急修理資機材の調達体制の確立

災害時に迅速な応急復旧活動が行えるよう、建設業者との資機材の調達に関して協力が得られる体制整備に努める。

建築住宅課

4 関係機関との協力体制の確立

鴻巣市建設業協会との協定を締結し、協力して応急修理が行えるよう、協議・検討する。

建築住宅課

5 災害による住家の被害調査体制の確立

被害家屋調査の実施に備え、必要備品、地図などの携行品を確保するとともに、ボランティア調査員(民間建築士など)の確保のための体制整備に努める。

建築住宅課

第2 応急仮設住宅建設体制の整備

1 用地の確保

(1) 応急仮設住宅適地の基準

災害時の応急仮設住宅の確保は県が行うものであるが、市は、応急仮設住宅の建設可能候補地をあらかじめ検討しておくことにより、県が行う応急仮設住宅の建設等を補助する。

用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮することが必要である。適正な用地の選定基準を、以下に示す。

- ① ガス、水道、電気など供給施設の敷設可能な場所
- ② 交通機関、教育施設などの利用に便利な場所
- ③ 保健衛生上適当な場所
- ④ できる限り住居地域と隔離していない場所

(2) 応急仮設住宅建設候補地の選定

応急仮設住宅建設候補地の選定については、前項の基準に従い市の公有地及び建設可能な私有地の中から必要用地を選定する。

なお、被害が大規模な場合、想定以上の応急仮設住宅が必要とされる場合もあることから、できる限り多くの用地確保に努めるものとする。

2 災害時住宅供給計画の策定

次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

- ① 応急仮設住宅の着工時期
- ② 応急仮設住宅の入居基準
- ③ 応急仮設住宅の管理基準
- ④ 要配慮者に対する配慮

3 関係機関との協力体制の確立

プレハブ建築協会や市内の建設業者などと協定を結び、災害時の円滑な協力体制の確立に努める。

第4章 事業所等の事業継続に対する備え

第1節 事業所等における防災組織等の整備

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

市は県と連携して、市内に立地する企業等における防災組織の育成指導を図るとともに、企業等における事業継続のための取組を支援する。

また市は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 企業等における防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

市は県と連携して、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

第2 企業等における防災体制の充実

市は、各企業が設置する自衛消防組織と連携を図り、被害の拡大を防止する。企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール（事前の損失の抑制対策）とリスクファイナンス（災害発生後の企業の財務面におけるリスク対策）の組み合わせによるリスクマネジメント（損失を最小化し、企業の価値を維持・増大するための経営管理手法）の実施に努めるものとする。具体的に、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、飲食物・物資等の備蓄、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン（製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ）の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従

統括班
事業者

事業者

事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

また企業は、各企業が属する地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織等の地域住民と共同し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制への協力等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。更に、災害により屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3 危険物等関連施設の防災対策

市（一部の高圧ガス等は県）は、危険物等関連施設の管理者に対し事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、県は高圧ガス等の保安団体に対し、防災訓練の実施などの防災活動に関する助言・指導を行い、育成・強化を図る。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第4 学校等の防災計画

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

○ 防災計画

学校等は災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画の作成に当たっては、公立小中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

○ 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

○ 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

統括班
県

学校管理者

- ・日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

- ・定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

○ 防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

- ・学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。

また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

- ・教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

- ・教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

第5章 応援・受援計画

市は、応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。応援職員を受け入れる際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第1節 国からの支援受入れ

国は、大規模な災害に際しては、緊急に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動の斡旋を行う権限を有している。

第1 受入れ体制の確立

市は、県との相互の連絡を密にして大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、あらかじめ受入体制を整備する。

想定される応援の例は以下のとおりである。

- ・国によるプッシュ型の物的支援
- ・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊、海上保安庁の航空機等による応援
- ・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
- ・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）、災害派遣医療チーム（DMAT）、保健師等支援チーム、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、被災建築物応急危険度判定、下水道、水道、廃棄物処置 等

消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。このほか、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図る。平常時から訓練及び情報交換等を実施するとともに、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

第2 市が行う活動

1 埼玉県への支援要請

市は、国からの支援を必要とする場合、県に支援を要請する。

- (1) 自衛隊への災害派遣要請
- (2) 警察への広域緊急援助隊の派遣要請
- (3) 消防への緊急消防援助隊の派遣要請

統括班

2 受入れ体制の整備

- (1) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制
- (2) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点の選定

統括班

3 支援受入れの対応

- (1) 受入れ窓口の設置
- (2) 支援の範囲又は区域の選定
- (3) 担当業務の伝達
- (4) 支援の内容の伝達

統括班

なお、受入れが長期にわたる場合、市は支援要員の宿泊のため、市有施設の提供、周辺市町との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講じる。

また、食料の調達、移動手手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

第2節 地方公共団体からの支援受入れ

大規模な災害に際して、救援活動に専門的な知識又は技術が必要な場合、広範囲又は長期に及ぶ場合、多くの地域からの人員や支援物資等の支援を円滑に受け入れるための対策をあらかじめ定める。

第1 受入れ体制の確立

他の地方公共団体の、専門的技術及び知識を有する職員や支援物資等を受け入れるため、県及び市が連携し、体制を確立する。

1 受け入れる支援体制の種類

- (1) 法律に基づく都道府県、市町村からの支援受入れ
- (2) 全国市長会からの支援受入れ
- (3) 協定等に基づく都道府県、市区町村からの支援受入れ

2 受け入れる支援の種類

- (1) 災害救助に関連する業務
例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供・確保等
- (2) 医療支援に関連する業務
例：医療班、場外離発着場の提供等
- (3) 被災生活の支援等に関連する業務
例：物資の支援、応急危険度判定等
- (4) 災害復旧・復興に関連する業務
例：被災者の一時受入れ、職員の派遣〈事務の補助〉

第2 市が行う対策

1 受入れ体制の整備

受入れ窓口を設置し、他の地方公共団体の職員等を円滑に受け入れるため、次の体制整備の検討を行う。

- (1) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制
- (2) 他の地方公共団体と緊急輸送道路、備蓄状況などの情報の共有
- (3) 他の地方公共団体と連携した防災訓練の実施

統括班

統括班

統括班

2 受入れ対応

統括班

- (1) 受入れ窓口の設置
- (2) 受け入れる支援の範囲、区域の選定
- (3) 担当業務の伝達
- (4) 受け入れる支援の内容の伝達
- (5) 輸送手段及び輸送路の確保
- (6) 応援隊宿営場所の確保
- (7) 支援物資集積拠点の開設及び配送計画

なお、市は他の地方公共団体等と災害時の活動に関する相互応援協定を締結しており、災害時の応援要請手続き円滑化のために、覚書や協定書において定めた応援内容及び要請手続きの確認、要請手続きのマニュアル化、申請書類の様式化を行う。

また、資機材の提供に関する協定を締結する際に、各種資機材の技術仕様等の情報交換などを行っておく。

3 広域避難への対応

統括班

本市が、甚大な被災を受け、又は放射能その他の危険物により、長期間にわたり、市外（県外）に避難を余儀なくされた場合に備え、首都圏や関東圏域を超えた広域的な相互応援協定の締結を検討する。

さらに、避難における移動手段等の各種支援についても検討しておくものとする。

第3節 ボランティアの受入れ

大規模な災害が発生した場合には、全国から集まるボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティアグループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

第1 ボランティア受入れ体制の確立

市は、市外からのボランティア等(一般及び専門活動)を円滑に受け入れるため、市社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、県社会福祉協議会、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク(以下「彩の国会議」という。)などと連携し、災害ボランティアの受入れ体制を確立する。

1 構成機関と連携

災害ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、市社会福祉協議会が行う。市は、市災害ボランティアセンター及び地区災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援団体や行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

2 ボランティアの種別

災害時には、介護や通訳、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、市の各部及びボランティア関係団体等は専門家による災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

第2 災害ボランティアセンターの設置・運営

1 ボランティアセンターの設置

市は、市社会福祉協議会、彩の国会議と連携を図り、市災害ボランティアセンターを設置する。

災害ボランティアセンターは、総合福祉センター及び、必要に応じて吹上地域及び川里地域に地区災害ボランティアセンターを設置し、情報提供や必要な支援を行う。

2 ボランティアセンターの運営

市災害ボランティアセンター及び地区の災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体等の支援を受け、運営を行う。

福祉班

全班

福祉班

福祉班

第4節 公共的団体からの支援受入れ

地震災害・風水害・その他大規模な災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。そのため、国内の公共的団体からの組織的支援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

第1 受入れ体制の確立

市は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため、団体の取組等を支援・指導するとともに、相互の連絡を密にすることで災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制を整える。

1 本市が行う対策

市内の団体または所掌事務に関係する公共的団体に対して、あらかじめ応急対策等に関する協定を結ぶなど、災害時に積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

統括班

2 公共的団体と活動

(1) 公共的団体

公共的団体とは、赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会等商工関係団体、建設・工事関係団体等を想定する。

統括班

(2) 求められる公共団体の協力活動

これらの団体が行う活動、協力業務は以下のとおりである。

- ① 異常現象、危険な場所などを発見したときに関係機関へ連絡すること
- ② 災害発生時における広報などに協力すること
- ③ 避難誘導及び避難所での救援に協力すること
- ④ 被災者の救助業務に協力すること
- ⑤ 炊き出し及び救援物資の調達配分に協力すること
- ⑥ 被害状況の調査に協力すること
- ⑦ 医療品・寝具の調達に協力すること
- ⑧ その他必要な協力事項が発生したときに協力すること

第5節 店舗など事業者との協力

第1 事業者との応援協力協定の締結

大規模災害時に市が行う応急・復旧対策業務に関して、市内で営業する事業者から必要な物資、資機材などを、積極的かつ優先的に供給を得られる体制の確立に努める。

第2 地域防災貢献事業所登録制度等の活用

市では、平成26年3月に「鴻巣市地域防災貢献事業所登録制度」を定め、地震等の大規模災害発生時において、地域防災活動に貢献する意欲のある事業所の持つ資源や能力の提供を受ける体制の整備を図ったところである。

また、県では、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事務所が災害時に地域と協力して防災・救助活動などを実施する体制を整備している。

今後こうした制度を有効に生かし、平時より市内事業所との協議・調整を図り、災害時の協力体制の強化に努める。

統括班

統括班
県

第6節 災害応援

第1 災害応援の基本的考え方

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第67条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上の配慮から、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入・支援等を実施する。

災害応援の実施に際しては、被災した地域の事情や要望についての情報を十分に調査した上で、被災地支援会議を設置し、実行可能な範囲で的確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に実施されるよう手続き上の遅延を排除するよう配慮する。

さらに、これらの支援は法的根拠に基づいて義務的に実施するものではなく、被災地域と被災者の応急・復興活動を的確に支援することにより、各市等がそれぞれの経験から相互に活動を行う姿勢を持つことになり、結果的に本市の危機管理や災害時の復旧・復興に有効に反映される。

第2 災害応援の準備

1 災害情報の収集

被災地支援対策会議を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、災害の発生状況について必要な情報の収集を行う。

特に被害の状況、被災者や指定緊急避難場所・指定避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うための分析を行う。

支援対策会議の座長は、先遣隊の報告に基づき、災害応援活動の準備を指示する。

災害応援活動に関係する市の各部及び防災関係機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう対応しなければならない。

また、市の各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、支援時の業務実施の手順や形態について検討する。

統括班

統括班

統括班

2 被災地支援対策会議

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、被災地支援対策会議を設置することができる。被災地支援対策会議の設置基準は次のとおりとする。

- (1) 災害時における相互応援協定等を締結している市町村の地域で災害が発生し、その災害の規模が被災市町村で対処できないものであると判断したとき。
- (2) 市域外において甚大な地震災害・風水害・その他災害による被害が発生したとき。

統括班

3 被災地支援対策会議の組織・運営

- (1) 被災地支援対策会議は、副市長、その他副市長が指定するもの及び関係する部長で組織する。
- (2) 会議は、副市長が座長となる。
- (3) 被災地支援対策会議に関する事務は、危機管理課が所管する。
- (4) 被災地支援対策会議を開催・設置したときは、防災関係機関に通知する。
- (5) 被災地支援対策会議の組織及び運営については、別にマニュアルを定める。
- (6) 被災地の被害が大きく当該の自治体や関係機関が機能不全となり支援要請が的確に提出されないような場合の処置、適宜有効な支援を実施するために支援内容の決定手続きが遅延しないよう手順等についての検討を行う。

統括班

4 被災地支援対策会議の解散

座長は、次の全てに該当する場合は、被災地支援対策会議を解散する。

- (1) 被災地域において、大規模な地震災害・風水害・その他災害等のおそれなくなったとき。
- (2) 災害応援活動の必要なくなったとき。

統括班

5 被災地支援対策会議の協議事項

被災地支援対策会議の協議事項は、主に次のとおりである。

- (1) 被災地からの支援（応援）要請の有無とその対応
- (2) 関係機関からの支援（応援）要請の有無とその対応
- (3) 支援（応援）内容の決定
- (4) 支援（応援）要請が無い場合の処置や実施の方法
- (5) 支援（応援）を有効にするための的確な実施時期・手順、等

6 市の各部における災害応援活動の準備

被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、市の各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ準備する。

応急時に市の各部が行う支援の内容は、原則として本市地域防災計画に示した「災害対策に関わる事務分掌」に基づくものとするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、市の各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無にかかわらず、積極的に支援の実施の検討を行う。

復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロとして職員の人材派遣を行うことも有効である。

第3 災害応援活動の展開

1 支援物資の確保・搬送

被災地において、災害用資機材、生活物資等が不足し、その調達が困難な場合、被災自治体の要請を受けて、必要な物資を収集・確保し、被災地に搬送する。

被災地に搬送する資機材、生活物資等については、本市で保有する備蓄品等を流用して確保するものとするが、不足の場合は可能な範囲での調達も検討する。また、一般市民からの支援物資を受け、これらを被災地で配給可能なように仕分け・梱包し、被災地に搬送する。

なお、応急時の水・食料の運搬等には緊急輸送道路や高速道路を優先的に通行する必要があり、これらの通行証等についても遅滞なく発行できるように手順等を検討しておく。

また、本市が行う支援物資の確保・搬送活動に必要な搬送車両の提供や運転ボランティア等の協力を申し出る民間企業・個人については、原則として本市がこれらの受入れを行い、実施する活動の中に組み込むものとする。

2 災害応援活動の広報

被災地における応急活動・復旧状況や、本市が実施する災害応援活動について広く市民に広報活動を実施する。

本市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

また、個人の行う被災地支援のボランティア活動の留意点を広報し、市民の支援活動についての知識の啓発・普及を図る。

- ・ボランティア活動は自己完結型で行う
- ・支援物資は相手先を考えて仕分け梱包する
- ・支援を受ける側の心情に配慮する 等

統括班

生活物資班
統括班情報収集班
福祉班
生活物資班

福祉班

3 義援金等の募集

被災地支援対策会議は、被災者の生活再建に役立てるため、関係団体と連携し、義援金の募集を実施し、被災自治体に送達する。

被災地支援対策会議は、義援金会計を明らかにするとともに、募集状況について、適宜、市議会などにおいて報告する。

義援金は被災地を中心とした配分委員会等で被災者に公平に配分されるため、手続きに時間がかかることがある。復旧・復興に緊急に資金を必要とする被災地については、支援金の募集・支援も検討する。

職員班

4 職員の派遣

市長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧などの災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。

しかし、復興に数か月～数年かかることも考えられるため、長期的に持続可能な方法を検討し、継続的な支援を行うことが必要となる。

また、市の各部の通常業務に支障の無い範囲で、市職員が積極的にボランティア活動に参加できるような配慮も必要であり、災害時等緊急時の無給休暇の付与等の制度の必要性も考えられる。

また、派遣職員の体調管理やメンタルケア等の健康管理にも配慮する。

福祉班

5 民間ボランティアの派遣

被災自治体の要請に基づき、社会福祉協議会との連携により、ボランティアを募集し、被災地へ派遣する。

ボランティアは基本的に自己完結型とするが、本市は可能な範囲で、ボランティア活動に対する支援を行う。

職員班
システム班

6 行政事務の支援

災害時に需要が増大する行政事務等に従事させるため、被災自治体の要請を受けて、事務支援や職員の派遣を通して、被災自治体の行政事務の支援を行う。

また、インターネット等により行政データの安全な共有が可能な条件下であれば、データ処理等の一部の行政事務については、部分的に代行が可能である。本市は、これらの行政事務について、可能な範囲で支援を行うものとする。

環境衛生班

7 災害廃棄物の受入れ等

災害時に、がれきや指定緊急避難場所・指定避難所のごみ等の災害廃棄物が大量に発生した場合は、被災地域だけでは処理ができない場合がある。

市は、これらのがれき等災害廃棄物について、被災地域等から要請があった場合は、可能な範囲での受入れを検討する。

8 派遣従事者のメンタルケア等

被災地での支援業務は、通常の状態とは異なる状況下での作業となり、過度のストレス等が予想されることから、派遣従事者に対しては、継続的に体調やメンタル面での保健指導を実施する。

職員班

第4 相互応援協定の発動

災害時相互応援協定に基づき、原則として被災自治体の支援要請に応じて支援活動を実施する。

被災自治体と連絡がとれない場合、被災状況や応急活動の状況を勘案し、要請を待たずに必要な応援出動を行うことを検討する。

また、各種団体・企業等と締結している災害時応援協定を活用し、協定締結団体等と協議し、本市が実施する災害応援活動の支援・強化を図る。

統括班

第5 被災者の生活支援

東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市内における高齢者・障がい者などの福祉施設において被災者の受入れや、市営住宅の提供や民間借家の斡旋等、被災者の生活の場の確保について検討する。併せて、生活資金の貸付や生活用品の調達などの支援を実施する。

福島第一原子力発電所の事故の影響で放射能汚染地区となった地域からの避難者のように、他地域への避難が長期にわたる場合があることが考えられ、一時的な避難支援に止まらず、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく。

また、被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も重要な要素となる。

本市はこれらの事項について、国、県、その他関係機関と連携を取りながら対処していくものとする。

統括班
福祉班
保健医療班
生活物資班
住宅応急復旧班
教育班

第6章 災害復旧・復興対策

市は、災害発生直後において、市民の生命の安全確保や被災生活の安定支援といった応急対策を優先して実施したのち、被災した市民の生活再建、公共施設復旧対策、さらに同様の災害の発生防止や将来の災害に備えるため、被災地域の復興に取り組む。

第1節 生活再建等への支援

住宅や家財の喪失など災害により多くの市民が被災した場合、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

社会混乱は、速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となるため、被災者の生活再建等の措置を行い市民生活の安定を図る。

第1 被害の調査と証明書の発行

1 建物被害調査

被害認定調査班は、建物被害状況を迅速に把握するために、住宅の被害調査を実施する。

2 被災者台帳の整備

統括班は、本部に集約された被害情報に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対してこの「被災者台帳」により確認を行う。

3 罹災証明書の発行

罹災証明は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものである。

市は、建物被害調査結果に基づき、罹災証明発行手続により罹災証明書を速やかに発行する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

効率的な罹災証明書の交付のため、市は事前に当該業務を支援する被災者支援システムの活用について検討し、県が実施する住家被害の調査の担当者のための研修等への参加を通じて、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

4 被災証明書の発行

被害認定調査班は、建物以外の動産の被害に関する証明を求められた際は、被災証明発行手続により被災証明書を速やかに発行する。

被害認定調査班

統括班

被害認定調査班
県

被害認定調査班

第2 義援（見舞）金品の受入・配分計画

1 義援金品の受付

日本赤十字社埼玉県支部は、義援金品の募集目標、義援品の種類、受付方法及び受付期間等を定めて義援金品の受付を実施する。

市は、全国的に受付する必要があると認められるときは、市福祉協議会と連携して、日本赤十字社本社を通じて各都道府県支部に受付を依頼するほか、市の受付窓口、義援金受付専用口座を開設する。

コールセンター班
福祉班
生活物資班

2 義援金品の受入

市は、委託された義援金品及び見舞金を受け付け、食料、生活必需品や医薬品などについては、種別ごとに仕分けを行い、管理する。なお、仕分け作業は、必要に応じてボランティア等の協力を図りながら行う。

コールセンター班
福祉班
生活物資班

3 義援金品の配分

市は、義援金を送付した関係機関等が参加した「義援金配分委員会」を設置し、配分を検討する。検討結果を受けてから、日本赤十字社から送付された義援金を赤十字奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。

県及び日本赤十字社で受け付けた義援品のうち、市へ配分が決定された義援品は、市の指定する場所に輸送し、一般救援物資とともに速やかに被災者に配布する。

コールセンター班
福祉班
生活物資班

4 義援品の保管

市は、受付・仕分けされた義援品は、集積地等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管・管理する。

生活物資班

第3 被災者の生活安定支援

1 被災者生活再建支援制度の概要

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

福祉班
被害認定調査班

◆被災者生活再建支援制度の概要

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。																													
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																													
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																													
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満																													
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の被害程度</td> <td style="text-align: center;">全壊</td> <td style="text-align: center;">解体</td> <td style="text-align: center;">長期避難</td> <td style="text-align: center;">大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <全壊等> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </table> <中規模半壊> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅の再建方法</td> <td style="text-align: center;">建設・購入</td> <td style="text-align: center;">補修</td> <td style="text-align: center;">賃貸 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																										
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																										
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																											
支給額	200万円	100万円	50万円																											
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)																											
支給額	100万円	50万円	25万円																											
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付																													
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び支援法人への送付																													
被災者生活再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告																													
国(内閣府)	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																													

2 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

平成25年9月に発生した竜巻災害において、被災者生活再建支援法では救済されない地域があるなどの不均衡が生じた。そこで、県と63市町村が共同で埼玉県独自の総合的な支援制度を創設し、平成26年4月1日以降に発生した災害から適用（ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）している。また、令和2年12月に被災者生活再建支援法が改正され、半壊のうち、住家の損害割合30%台の中規模半壊世帯に対する支援が新たに設けられたことに伴い、令和3年4月1日から本制度においても、中規模半壊世帯に対する支援を拡大している。制度の概要は以下のとおりである。

福祉班

◆埼玉県・市町村被災者安心支援制度の主な柱

埼玉県・市町村生活再建支援金 ＜被災者生活再建支援法の補完＞	住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した世帯に、住宅の被害程度や再建方法に応じて最高300万円を給付（やむを得ず解体した半壊世帯を含む）
埼玉県・市町村半壊特別給付金 ＜災害救助法の補完＞	住宅が半壊し、住宅を補修した世帯に50万円、賃借した世帯に25万円を給付
埼玉県・市町村家賃給付金 ＜災害救助法の補完＞	「特別な理由」(※)により、公営住宅等に入居せず民間賃貸住宅に入居した全壊世帯に対し、家賃相当額を支給（対象1世帯当たり月6万円を限度に最長12か月（5人以上世帯は月9万円を限度）） ※最寄りの公営住宅に入居すると、子供の学区が変わる、かかりつけ病院が遠くなり通院が困難となる、などの理由
埼玉県・市町村人的相互応援	罹災証明書の発行に必要な住家の被害認定をできる職員などの相互派遣

3 郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便事業者

郵便関係	①被災者に対する郵便葉書などの無償交付 ②被災者が差し出す通常郵便物の料金免除 ③被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④利用の制限及び業務の停止
------	--

4 生活必需品等の安定供給の確保

市は、大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

県は、状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。

生活物資班
県

また、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。

5 人権侵害等防止のための措置

市は、災害時の人権侵害等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講じる。

なお、広報・啓発を行う際は、以下の方法を検討し速やかに実施する。

- ・インターネットによる情報提供
- ・リーフレット・ポスターの作成・配布
- ・テレビ・ラジオ番組やテレビでのスポット放映
- ・市広報紙への掲載

第4 被災者への融資等

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

市社会福祉協議会は、被災した低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、民生委員の協力を得て、県社会福祉協議会の生活福祉資金申請書類等を受理する。

(2) 災害復興住宅融資

市は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資をあっせんする。

独立行政法人住宅金融支援機構法の規定による災害復興住宅融資は、建設資金、購入資金又は補修資金がある。

◆建設資金融資

貸付対象者	住宅が「全壊」「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者で、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 建設資金（基本融資額） 1,460万円以下 ② 建設資金（特例加算額） 450万円以下 ③ 土地取得資金（基本融資額） 970万円以下 ④ 整地資金（基本融資額） 390万円以下
利率	基本融資額年1.20% 特例加算額年2.10%

コールセンター班

福祉班

住宅金融
支援機構

償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」を交付されている者は「住宅の被害状況に関する申出書」の提出が必要。

◆補修資金融資

貸付対象者	住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」（罹災の程度は問わない）を交付されている者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受け整地を行う者には整地資金を補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 補修資金640万円以下 ② 引方移転資金・整地資金 390万円以下
利率	基本融資額年1.20%
償還期間	20年以内 通常の償還期間に加え1年以内の元金据置期間を設定できる。（ただし、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）

（3）災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び「鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金の貸付を実施する。

福祉班

制度	対象	支給額
災害弔慰金の支給	① 生計維持者が死亡した場合	500万円
	② 生計維持者以外が死亡した場合	250万円
災害障害見舞金の支給	① 生計維持者が重度の障害を受けた場合	250万円
	② 生計維持者以外が重度の障害を受けた場合	125万円
災害援護資金の貸付 (所得制限あり)	貸付金額：150～350万円	

2 被災中小企業への融資

県では、災害により被災した中小企業の再建を促進するための資金対策を実施しているほか、一般金融機関及び政府系金融機関に対し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に実施されるよう要請を行うことになっている。

市は、事業の融資が迅速かつ円滑に実施されるように埼玉県に要望するとともに、資金需要の把握、中小企業者に対する融資制度を周知する。

生活物資班
県

- ① 埼玉県の災害復旧貸付
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の全部又は一部の償還免除
- ③ 日本政策金融公庫の災害復旧貸付
- ④ 商工組合中央金庫の災害復旧資金

3 被災農林業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、災害復旧関係資金、埼玉県農業災害対策特別措置条例及び農業保険法による融資等を行っている。

市は、農林業関係団体から被災状況を収集し、各種制度、措置の周知、手続きに関する相談受付などを実施する。また、農業災害補償（農業共済事業）の周知に努める。

4 被災者に対する職業あっせん等

市は、被災者の就職を支援するため、県の制度を活用し、高等技術専門校における職業訓練の実施や、埼玉労働局に対し、臨時職業相談窓口の設置等の再就職を促進するための措置、雇用保険の失業等給付に関する措置を要請する。

第5 税などの徴収猶予及び減免

国、県及び市は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金などを含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施するものとする。

1 市税の納税緩和措置

（1）期限の延長

被災した納税義務者などが、期限内に申告その他書類の提出または市税を納付若しくは納入することができないと認められるときには、当該期限を延長する。

災害が治まった後、速やかに被災した納税義務者などの申請により、市長は納期限を延長する。

（2）徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者などが市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請により1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

生活物資班
県

生活物資班

被害認定調査班

(3) 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

① 市民税

被災した納税義務者本人または住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

② 固定資産税

被災した固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行う。

③ 国民健康保険税

被災した納税義務者本人または住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

2 後期高齢者医療保険料の減免

被災した後期高齢者医療被保険者又は生計維持者が災害によって財産に損害を受けた場合や、収入が著しく減少した場合などで、保険料を納付することが困難な事情にある時は、申請に基づき埼玉県後期高齢者医療広域連合に免除申請書等を提出する。

保健医療班

3 国民年金保険料の免除

被災した国民年金加入者またはその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、日本年金機構に免除申請書を進達する。

保健医療班

4 保育料の減免

災害により損失を受けた場合、その損失の程度に応じて減免する。

福祉班

5 介護保険法による措置

災害により財産に損害を受けた場合や収入が著しく減少した場合などで、納付や負担が困難な場合には、申請により、介護保険料や介護保険サービスの利用者負担額を減免する。

保健医療班

6 生活保護

被災者の生活確保のため、市は、生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対して、生活実態の把握が十分できない場合も考えられるが、被災者の特別な事情に配慮し、不足が生じないよう適切な保護を実施する。

福祉班

第2節 迅速な災害復旧

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

第1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、同様の災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設災害復旧事業計画
- ・都市災害復旧事業計画
- ・上下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ・学校教育施設災害復旧事業計画
- ・社会教育施設災害復旧事業計画
- ・復旧上必要な金融その他の資金計画
- ・その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、災害に係る経費の予算措置や、特別交付税の算定基盤のなる経費のとりまとめ、災害復旧事業債の申請などと並行して、ふるさと納税の寄附の受入れ事務と、受領証明書・礼状の発送についても実施する。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・公営住宅法
- ・土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・予防接種法
- ・都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ・農林水産業施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律
- ・県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ・水道法

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、市及び県は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するとともに、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

（1）財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は次のとおりである。

○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設復旧事業関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・幼保連携型認定こども園・みなし幼保連携型認定こども園災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設災害復旧事業
- ・婦人保護施設災害復旧事業

- ・感染症指定医療機関災害復旧事業
- ・感染症予防事業
- ・私立幼稚園災害復旧事業
- ・堆積土砂排除事業
- ・たん水排除事業

○農林水産業に関する特別の助成

- ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- ・森林災害復旧事業に対する補助

○中小企業に関する特別の助成

- ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特別措置
- ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

○その他の財政援助及び助成

- ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- ・水防資材費の補助の特例
- ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

(2) 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(3) 激甚災害指定の促進

知事は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

災害復旧事業は、事業費が決定され次第速やかに実施できるよう体制等を整えるとともに、災害復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るよう努め、労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第3節 計画的な災害復興

復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障がい者等あらゆる市民が住みやすい共生社会を実現する。

第1 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第2 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市民に公表する。

2 災害復興計画の策定

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で区画整理が必要な場合は、県（都市整備部）に対して、建築基準法第84条による建築制限区域の指定をするよう要請する。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

全課

全課

全課

都市計画課

2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

全課

第7章 複合災害対策

東日本大震災では、東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、県では、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、県民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させることとしていることから、市においても複合災害対策を計画する。

特に、複合災害は、単独の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

<埼玉県地域防災計画による記載事項>

1 基本方針

(1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、市町村が行う災害応急対策を支援し、県内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

2 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、県内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、県内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

<複合する可能性のある災害の種類>

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

＜複合災害の対応困難性の分析＞

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

○パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

○パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

○パターン3

県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

第1節 予防・事前対策

危機管理課

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発生する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関の間で共有するとともに、市民に対して周知する。

危機管理課
県

2 複合災害発生時の被害想定の実施

県及び市は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

危機管理課
県

3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。また、県及び市、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

危機管理課
ICT推進課

4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

危機管理課

5 避難対策

地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土砂災害、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

健康づくり課
危機管理課

6 災害医療体制の整備

市は複合災害を想定し、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

福祉課
危機管理課

7 災害時の要配慮者対策

市は、複合災害の想定結果に基づき、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

8 緊急輸送体制の整備

市は、県及び防災関係機関と連携し、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、場外離発着場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等）について把握・点検する。

また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

危機管理課
道路課
国
県

第2節 応急対策

1 情報の収集・伝達

県及び市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

統括班
県

道路等応急復旧班

道路等応急復旧班

教育班
生涯学習班
統括班

鴻巣市地域防災計画

第3編 風水害対策編

第3編 風水害対策編

目 次

第3編 風水害対策編.....	127
第1章 応急体制.....	127
第1節 市の活動体制.....	127
第2節 災害救助法の適用.....	136
第3節 応援要請の実施.....	140
第4節 要員確保.....	147
第5節 自衛隊災害派遣要請.....	148
第2章 情報の収集・伝達・広報体制.....	151
第1節 災害情報の収集・伝達.....	151
第2節 注意報及び警報伝達.....	161
第3節 災害広報・広聴活動.....	168
第3章 市民の生命の安全確保.....	171
第1節 水防活動.....	171
第2節 土砂災害防止計画.....	174
第3節 避難対策.....	175
第4節 要配慮者の安全確保対策.....	184
第5節 救急・救助、医療救護活動.....	188
第6節 交通対策.....	195
第7節 緊急輸送.....	198
第4章 市民生活の安定確保の活動.....	200
第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給.....	200
第2節 環境衛生.....	206
第3節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬.....	208
第4節 障害物除去.....	211
第5節 動物愛護.....	213
第6節 応急住宅対策.....	214
第7節 文教対策.....	218
第8節 農地・農業の応急対策.....	222

第5章 大規模水害対策	223
第1節 大規模水害に係る被害想定	223

第3編 風水害対策編

第1章 応急体制

市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、自主防災組織、市民、関係機関の協力を得て、市の組織及び機能のすべてをあげて、以下に掲げる応急対策により市民の安全な生活を確保する。

第1節 市の活動体制

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第1 初動の体制

1 配備基準

配備区分に合わせ、3段階の配備体制で応急活動を実施する。

全課

配備区分	配備基準	人員
警戒体制 (風水害等災害対策室設置)	【風水害等】 ・気象注意報・警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合 ・その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合	「風水害等災害対策室実施要綱」に基づき、風水害等災害対策室長が当番班の職員に対し出動を指示
緊急体制 (緊急対策本部設置 緊急対策本部長：市長)	【風水害等】 ・気象警報が発表され、警戒体制では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ・高齢者等避難を発令する場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合	各班とも必要な人員 (各班 1/2 程度) 緊急対策本部長が出動を指示
非常体制 (災害対策本部設置 災害対策本部長：市長)	【風水害等】 ・気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合 ・気象等に関する特別警報が発表された場合 ・避難指示等を発令する場合 ・荒川や利根川等の堤防の破堤のおそれがある場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合	全職員 災害対策本部長が出動を指示

※ 人員は災害の状況により、適時増員・減員を行う。

※ 人員は避難所担当職員は除く。

2 配備体制

(1) 警戒体制

① 設置の基準及び手続

市を含む地域に、気象注意報・警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合などに、風水害等災害対策室長（危機管理監）が市長の了解を得て、必要な職員に出動を指示する。

体制内容	職員の動員	活動
・風水害等災害対策室長（危機管理監）	・「風水害等災害対策室実施要綱」に基づく当番班の職員。ただし、被害の発生拡大に応じ必要な職員を動員	・被害情報の収集及び連絡活動

② 風水害等災害対策室の任務

警戒体制をとった場合は、主として気象情報等の収集、連絡活動を行い、応急対策に必要な連絡調整に努める。

③ 風水害等災害対策室の組織

「風水害等災害対策室実施要綱」に基づく当番班の職員による体制とする。

④ 解除・移行の基準

風水害等災害対策室長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除または移行する。

ア 警戒体制の原因となる気象予報が解除され、予測した被害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、警戒体制を解除する。

イ 大雨、洪水、暴風の各警報の一つ以上が発表され、災害が発生し、警戒体制から緊急体制又は非常体制への移行が必要となったときは、警戒体制を解除して、緊急体制（緊急対策本部）又は非常体制（災害対策本部）の配備へ移行する。

(2) 緊急体制

① 設置の基準及び手続

気象警報が発表され、警戒体制では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合などには、あらかじめ指定された職員が出動し、緊急対策本部長（市長）が緊急体制の配備を発令する。

動員発令者	職員の動員	活動内容
・ 緊急対策本部長（市長）	・ 緊急対策副本部長（副市長・教育長） ・ 緊急対策本部長（市長政策室長、総務部長、財務部長、市民生活部長、こども未来部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、上下水道部長、危機管理監、吹上支所長、川里支所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長） ・ 各班とも必要な人員 1/2 程度	・ 地域防災計画で定める班編成により、班の事務分掌に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施 ※災害の程度により、災害対策本部の活動を準用し、災害対策本部の移行に備えた準備を開始する。

② 緊急対策本部の活動

緊急体制をとった場合は、危険区域等に対する巡視警戒活動を行い、情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

ア 巡視警戒活動による情報収集	オ 避難所の開設・運営
イ 気象情報、河川水位情報の収集	カ 広報活動の準備
ウ 被害情報の収集	キ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
エ 高齢者等避難の発令検討	ク 連絡調整

③ 協議事項

緊急対策本部は以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

- ・ 市内の被害状況のまとめ（支所からの報告を含む）
- ・ 高齢者等避難の発令
- ・ 高齢者等避難の伝達方法の検討
- ・ 避難所開設、運営などの応急活動内容の指示
- ・ 応急活動担当職員の現地派遣
- ・ 資機材・食料の供給と輸送
- ・ 応援職員の派遣
- ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

全班

④ 廃止・移行の基準

緊急対策本部長は、次の基準に達した場合は、緊急体制を廃止するとともに、県にこの旨を連絡する。

- ・ 緊急体制の原因となった気象警報が解除されるなど、災害発生のおそれが無くなったとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは緊急対策本部を廃止する。
- ・ 大規模な災害が発生して非常体制への移行が必要となったときは、緊急対策本部を廃止し、非常体制（災害対策本部）の配備に移行する。

(3) 非常体制

① 設置の基準及び手続

気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、荒川・利根川等の堤防の破堤のおそれ又は災害救助法の適用を必要とする災害が発生した場合、さらに気象に関する「特別警報」が発表された場合には、災害対策基本法第 23 条の 2、市災害対策本部条例の規定に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

動員発令者	職員の動員	活動内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部長（市長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策副本部長（副市長・教育長） ・ 災害対策本部員（市長政策室長、総務部長、財務部長、市民生活部長、こども未来部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、上下水道部長、危機管理監、吹上支所長、川里支所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長） ・ 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画で定める班編成により、班の事務分掌に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施

② 災害対策本部の開設場所

【災害対策本部の開設場所は、第 1 編総則第 2 章第 3 節を準用する。】

③ 代理順位

【災害対策本部長の代理順位は、第 1 編総則第 2 章第 3 節を準用する。】

④ 災害対策本部の機構

【災害対策本部の機構は、第 1 編総則第 2 章第 3 節を準用する。】

⑤ 災害対策本部の班編成及び事務分掌（令和 3 年 8 月 1 8 日現在）

【災害対策本部の班編成及び事務分掌は、第 1 編総則第 2 章第 3 節を準用する。】

⑥ 災害対策本部会議の運営

本部長は、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

ア 災害対策本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。なお本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、危機管理課長が行い、本部長が総括して進める。

イ 災害対策本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、災害対策本部の基本方針を決定する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議の招集に関する事。 2 災害対策の総合的調整に関する事。 3 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 避難指示及び緊急安全確保の発令に関する事。 5 避難指示及び緊急安全確保の伝達方法の検討に関する事。 6 災害救助法の適用に関する事。 7 県及び関係防災機関に対する応援の要請に関する事。 8 自衛隊に対する派遣要請に関する事。 9 応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関する事。 10 公用負担に関する事。 11 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。 12 本部の廃止に関する事。 13 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。 |
|--|

ウ 廃止の基準

発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

エ 設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を公表するとともに、県危機管理防災部及び関係機関に通報する。

(4) 現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設定場所を定めて、現地災害対策本部を設置するものとする。

全班

① 現地災害対策本部長

ア 現地災害対策本部長は、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

② 現地災害対策本部の組織等

現地災害対策本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、その都度災害対策本部長が定めるものとする。

第2 市職員の動員・参集

1 勤務時間内における動員・参集

本部長は緊急体制や非常体制が発令された場合、庁内放送やグループウェアの掲示板機能等により動員を指示する。必要最低限の業務を除き、通常業務を中断・縮小し、災害情報の収集や当面の間、応急対策などの災害業務を行うものとする。

班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

発災時に、班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、職員班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

◆ 動員・参集における留意点

- ・ 常に災害に関する情報、本部長等の指示に注意すること。
- ・ 不急の行事、会議、出張等は中止すること。
- ・ 正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
- ・ 勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

2 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 参集方法

① 勤務場所への参集

- ・ 本部長から緊急対策本部又は災害対策本部設置の発令を受けた各部長は、直ちに各班長に対し、あらかじめ定められた人員を勤務場所に参集するよう指示する。

全班

全班

② 参集が困難な場合

- ・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、避難所等へ参集し、班長への連絡に努める。
- ・当該施設にいる班長の指示により、応急救護活動に従事する。

③ 参集の報告

- ・班長は、班員の参集状況を職員班に報告する。
- ・班長は、参集途上に班員が収集した一次被害情報を情報収集班に報告する。

3 動員・参集における注意事項

動員・参集においては、次の点に注意する。

- ① 職員は、初動対応マニュアルを参考に、あらかじめ定められた動員体制及び自己の任務を十分に習熟しておくこと。
- ② 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、勤務時間外であっても、特に命令のあった場合、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。
- ③ 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。
- ④ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。
- ⑤ 参集途上において、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集場所の責任者に報告すること。特に、公共施設、病院、道路、橋りょう等の被害情報は、できるだけ詳しく把握すること。
- ⑥ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出・救援後には、できる限り迅速な参集を行う。
- ⑦ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、避難所等へ参集する。
- ⑧ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。
- ⑨ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をはらい、自発的かつ速やかな行動を心がけること。

全班

第 3 事前措置及び応急措置等

市の区域で、災害が発生するおそれがあるときは、危険箇所に関する調査や道路の通行規制など事前措置及び必要な応急措置を速やかに実施する。

統括班

1 市長が実施する事前措置

(1) 出動要請等

- ① 消防機関への出動準備の要請、出動要請
- ② 指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、公共的団体及び重要施設管理者に対する応急措置の実施に必要な準備の要請
- ③ 警察官に対する応急措置の実施に必要な準備の要請
(災害対策基本法第 58 条)

(2) 事前措置

① 物件の除去等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(災害対策基本法第 59 条第 1 項)

② 避難指示等

災害が発生し、または発生のおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険と見込まれる地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。(災害対策基本法第 60 条)

2 市長が実施する応急措置

統括班

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)を速やかに実施しなければならない。(災害対策基本法第 62 条)

応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 警戒区域の設定等(災害対策基本法第 63 条、消防法第 28 条・第 36 条、水防法第 21 条)
- ② 市域の民間の土地、建物等の工作物の一時使用、土石等の物件の使用・収用(災害対策基本法第 64 条第 1 項)
- ③ 工作物の除去、保管等(災害対策基本法第 64 条第 2 項及び第 3 項)

④ 知事の指示に基づく応急措置

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示をすることができる。（災害対策基本法第72条第1項）

3 警察官の応急措置**(1) 災害対策基本法に基づく措置**

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる際には、市長又はその権限を代行する市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行う。

- ① 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災害対策基本法第63条第2項）
- ② 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災害対策基本法第64条第7項）
- ③ 区域内の市民又は現場にある者の応急措置業務従事（災害対策基本法第65条第2項）

(2) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行う。

- ① その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。（警職法第4条第1項）
- ② 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは退避させる。（警職法第4条第1項）
- ③ その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。（警職法第4条第1項）

第 2 節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

第 1 災害救助法の適用手続

1 原則

市長は、被害の調査、把握に努め、知事に対し災害救助法の適用を要請する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。

＜申請時に報告する事項＞

- 災害発生時の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 法の適用を要請する理由
- 法の適用を必要とする期間
- 既に行った救助措置及び今後行う予定の救助措置

2 災害事態が急迫している場合の対応

災害の事態が急迫して、知事による救助を待つことができないときは、市長は、委任されている範囲外の救助であっても、その状況を直ちに知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

第 2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、被害の程度や人口規模に応じて、災害救助法施行令第 1 条の規定による。(1～3 号)

ただし、大規模災害については、基準の適用に至らない場合であっても直接多数の市民などの生命、身体に危害を及ぼす災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合には、内閣府令で定める基準に該当すれば適用される。(4 号)

統括班

統括班

1 鴻巣市における災害救助法の適用被害世帯数

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家滅失（被災）世帯数	100 以上	令第 1 条第 1 項第 1 号
県内の住家滅失（被災）世帯数	2,500 以上	令第 1 条第 1 項第 2 号
その内、市内の住家滅失（被災）世帯数	50 以上	
県内の住家滅失（被災）世帯数	12,000 以上	令第 1 条第 1 項第 3 号
その内、市内で世帯の住家が滅失（被災）	多数	
多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれがある場合	内閣府令で定める基準	令第 1 条第 1 項第 4 号

2 被災世帯の算定基準

被害認定調査班

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあつては、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊した世帯などについては、みなし換算を行う。

滅失住家 1 世帯	=	全壊（全焼・流失）住家 1 世帯
滅失住家 1 世帯	=	半壊（半焼）住家 2 世帯
滅失住家 1 世帯	=	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家 3 世帯

(2) 住家の損失などの認定基準

被害認定は市が行うものであり、罹災証明書の発行や被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理に際しての支援措置などの際の基礎となるものである。

被害の認定にあつては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月、内閣府（防災担当））などに基づいて行う。

◆住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%に達した程度のもとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に

被害の程度	認定基準
	占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

注 1：全壊、半壊は、被害認定基準による。

注 2：大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年 4 月 1 日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

注 3：中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和 2 年 12 月 4 日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

注 4：準半壊は、「災害救助事務取扱要領（令和 2 年 3 月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当）」による。（令和 2 年 3 月末時点）

（ 3 ） 世帯及び住家の単位

- ① 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。
- ② 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ 1 住家として取り扱う。

第 3 災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法適用による救助の種類は以下に示すとおりである。

統括班

◆災害救助法による救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の供与	7 日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日（ただし、助産分娩した日から 7 日）以内	医療班派遣＝県及び日本赤十字社県支部（ただし委任したときは市）
学用品の給与	教科書 1 か月以内	市
	文房具 15 日以内	市
被災者の救出	3 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
応急仮設住宅の供与	（建設型）20 日以内に着工 （賃貸型）災害発生の日から速やかに提供	対象者、設置箇所の選定＝市、設置＝県（ただし委任したときは市）
住宅応急修理	3 か月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 か月以内に完了）	市
死体の捜索	10 日以内	市
死体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

資料：令和 3 年度災害救助基準

第 3 節 応援要請の実施

災害時において、市は、地方公共団体や各種団体との相互応援協定等に基づく応援要請を行うとともに、必要に応じて、県や自衛隊等への応援要請を行う。

第 1 応援協力の要請

1 他市町村への応援要請

(1) 応援要請の判断

市は、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災害対策基本法第 67 条及び相互応援協定）。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

- ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断されるとき。
- ② 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ③ 夜間時で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、市民からの被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。このため、市は、羽生市、福島県金山町、静岡県三島市、長野県岡谷市及び栃木県小山市と災害時の相互応援協定を締結し、食料・飲料水・生活物資の提供、応急資機材の提供、職員の派遣、被災者の受入れといった災害時の応急活動に関する相互応援を実施することとしている。

また、市は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第 39 条）

(2) 応援要請の方法

応援の内容及び要請手続などについては、覚書や協定書の定めるところによる。

それ以外の場合、市、防災関係機関及び防災関係機関相互の応援などは、次に掲げる事項について、まずは口頭または電話（無線）をもって要請し、後日書により処理する。

- ① 災害（混乱）の状況及び応援を求める事由
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を必要とする場所及び日時・期間
- ④ 応援を必要とする活動内容及び人員など

- ⑤ 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量
- ⑥ その他必要な事項

2 知事等への応援又は応援のあっせん

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんに求める場合は、
 県（消防課）に対し、以下の表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等
 により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請について、知事に要請するいとまがない場合は、直接
 陸上自衛隊第 32 普通科連隊（大宮駐屯地）に通報し、事後速やかに所定の手続き
 を行う。

緊急消防援助隊の要請について、県（消防課）に電話で直ちに行い、後日文書で
 所定の手続きを行う。県と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に要請する。

統括班
 消防本部

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請または 応急措置の実施の 要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具 などの品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場 所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする 応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本 法第 68 条
自衛隊災害派遣要請 の要求	自衛隊に対する災害派遣要請を参照	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関等、 他都道府県の職員又 は他都道府県の市町 村の職員の派遣又は 斡旋を求める場合	1 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 2 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職 種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条 件 5 その他参考となるべき事項	地方自治法第 252 条の 17 災害対策基本 法第 30 条
NHK さいたま放送局、 (株)テレビ埼玉及び(株) エフエムナックファイブ に放送要請の要求	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本 法第 57 条
消防庁長官へ緊急消 防援助隊の要請	1 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第 44 条

3 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

① 1次要請（県支部内支援） 想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部上尾支部（県受援支部）は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

② 2次要請（全県支援） 想定：広域災害

1次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び上尾支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

◆ 派遣対象業務

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等	
対象外	短期	国や関係団体による ルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員等
	中長期	—	

※ 派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。なお、県は応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めることに留意する。

● DMAT（Disaster Medical Assistance Team）

・埼玉DMAT

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉DMATは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の超急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMATは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や機動救助隊と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、埼玉DMATの派遣等を行うものとする。

※ 基本的なチーム構成：医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名

・DMAT県調整本部（保健医療調整本部）

災害対策本部に「DMAT県調整本部」を設置し、県内外からのDMATの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

● DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) とは

・ 埼玉DPAT (埼玉県災害派遣精神医療チーム)

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉DPAT」を、県立精神医療センター及び県とDPAT派遣に関する協定を締結した県内 12 の医療機関に設置する。

埼玉DPATは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉DPATの派遣等を行うものとする。

・ 埼玉県DPAT調整本部

県災害対策本部医療救急部(保健医療調整本部)に「埼玉県DPAT調整本部」を設置し、保健医療調整本部や災害医療コーディネーター等との連絡調整を行うとともに、埼玉DPAT先遣隊や各埼玉DPATの活動調整、県外からのDPATの受入れ等について、指揮・統制・調整・支援を行う。

※ 埼玉DPATのチーム構成：医師1名、看護師1名、業務調整員1名。

4 応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同システムは、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の2つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

<内容>

- ・ 被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援(カウンターパート)方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。
- ・ 被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県(管内の市町村を含む。)又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。
- ・ 応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。

統括班
県

＜第1段階支援の要請方法＞

- ・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第2段階支援の要請方法＞

- ・第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した被災市区町村応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

- ・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

- ・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

5 事業所等への応援協力要請

市内の建設関連事業者、食料販売事業者、生活必需品販売事業者、輸送関連事業者等への応援を求める。

第2 応援の受け入れ体制

応援要請を行った際には、応援部隊の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受け入れ体制を整える。

1 国、地方公共団体等からの応援受け入れ

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市は、応援の受け入れに関する庁内調整、応援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、応援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（応援）とは別に、応援に関するとりまとめ業務を行う班を決定するなど応援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

統括班

統括班
職員班

2 ボランティアの応援受け入れ

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、市社会福祉協議会、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

(1) ボランティア受け入れ体制の整備

ボランティアの拠点となる施設の選定など受け入れ体制を整備するとともに、活動する者の安全、衛生面にも配慮する。

(2) ボランティアの受け入れと活動の支援

市は、発災後直ちにボランティアの拠点となるボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって、次の業務を行う。

① ボランティアのコーディネート

ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

② ボランティアの派遣等を要請

ボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

(3) ボランティアの活動分野

区分	活動内容
一般 ボランティア	①救援物資の整理、仕分け、配分
	②避難所の運営補助
	③清掃、防疫
	④要配慮者等の介護、生活支援
	⑤広報資料の作成
	⑥その他危険のない軽作業
専門 ボランティア	①医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
	②福祉（障がい別の専門ボランティア（手話通訳等）、介護士等）
	③無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
	④特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
	⑤通訳（外国語通訳）
	⑥消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動）
	⑦被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）
	⑧相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）

福祉班

3 受け入れ環境の整備

市は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

第 4 節 要員確保

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通して労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

第 1 要員確保

市における応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって要員を確保する。

- ① 被災者の避難
- ② 医療及び助産における移送
- ③ 被災者の救出
- ④ 飲料水の供給
- ⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送
- ⑥ 遺体の捜索
- ⑦ 遺体の処理
- ⑧ 緊急輸送路の確保

第 2 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する応急救助のための人件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

統括班

福祉班

第 5 節 自衛隊災害派遣要請

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

第 1 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の 3 つの要件を勘案して行う。

1 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

2 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

3 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ・被害状況の把握
- ・避難者の誘導、輸送
- ・避難者の捜索、救助
- ・水防活動
- ・消防活動
- ・道路又は水路等交通上の障害物の除去
- ・診察、防疫、病虫害防除等の支援
- ・通信支援
- ・人員及び物資の緊急輸送
- ・炊事及び給水支援
- ・救援物資の無償貸付又は贈与
- ・交通規制の支援
- ・危険物の保安及び除去
- ・予防派遣
- ・その他

第 2 県に対する災害派遣要請の方法

知事に対する自衛隊災害派遣要請は、市長が行う。

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（危機管理防災部危機管理課（災害対策本部立上げ時には、統括部））に依頼し、事後速やかに以下の内容を記載した文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊（陸上自衛隊第 32 普通科連隊：大宮駐屯地）に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項
（宿泊・給食の可否・道路橋りょうの損壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

第 3 災害派遣部隊の受け入れ体制の確保

1 緊密な連絡協力

市は、県、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や、必要な現地資材等の使用協定等に関する受け入れ体制を確保する。

統括班

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的な作業の分担を調整する。

統括班

3 作業計画及び資材等の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、以下の項目を明示した先行性のある作業計画を提示する。

統括班

そのため、作業実施に必要とする資料等の準備を整える。

- ① 作業箇所及び作業内容
- ② 作業の優先順位
- ③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- ④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡窓口一本化

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

統括班

5 派遣部隊の受け入れ

市は、派遣された部隊の受け入れに対し次の施設等を準備する。

統括班

- ① 災害対策本部事務室
- ② 宿舍

- ③ 材料置き場（野外の適当な広さを有する）
- ④ 駐車場（車一台の基準3m×8m）
- ⑤ ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

6 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、市が負担する。

＜経費の負担区分の内容＞

- ① 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④ 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

統括班

第2章 情報の収集・伝達・広報体制

第1節 災害情報の収集・伝達

市及び県、防災関係機関は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達を行う。

第1 通信連絡体制

1 通信連絡体制

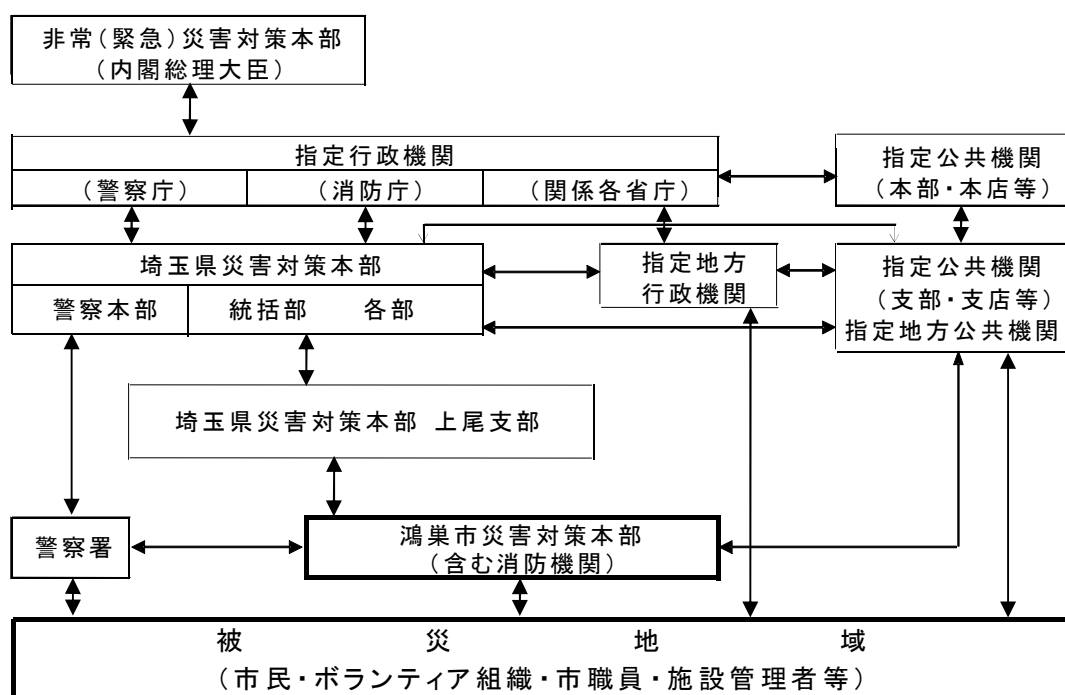
(1) 総括的連絡系統

風水害に関しては、事前に発表される気象情報、河川の水位等に関する情報がある。被害を未然に防ぐためには、これらの情報を確実に受け、判断し、伝達することが重要であり、通信連絡系統は、警戒段階及び発災時においても確実なものを利用する。

また、統括班及び情報収集班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすことが重要となる。

さらに、風水害に関する通信連絡系統は、熊谷地方気象台や国土交通省荒川上流河川事務所をはじめとした防災関係機関、県や警察、消防機関との通信連絡体制を確実なものとする。また、発災後は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部（上尾支部（県央地域振興センター）。必要に応じて現地対策本部（県央地域振興センター）の場合もある。

●総括的連絡系統図



統括班
情報収集班

(2) 通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により、通信連絡を実施する。

① 防災行政無線

市と県内市町村及び防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

② 非常通信

市は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

③ 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

2 被害報告の系統

(1) 災害オペレーション支援システムによる報告

埼玉県災害オペレーション支援システムを用いて被害情報などの災害情報を入力することにより、県災害対策本部に直接報告される。

(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合

有線電話等での通信が可能な場合、被害状況等に関する市からの連絡先は以下のとおりとする。各情報は最終的に県災害対策本部に報告される。

被害の状況	連絡先	備考
人的被害、住家被害、非住家被害、その他被害	・ 県災害対策本部上尾支部 (県央地域振興センター)	
	・ 被害施設に関連する防災関係機関	
農林業被害	・ 農林振興センター ・ 家畜保健衛生所	農地・農業用施設被害は土地改良区からも報告される。
水道被害	・ 県保健医療部生活衛生課水道担当	
下水道被害	・ 県下水道管理課 ・ 荒川左岸北部下水道事務所	
人的被害、建物被害、道路・橋りょう・堤防被害	・ 鴻巣警察署	

(3) 無線のみの通信連絡となった場合

有線電話等での通信ができない場合、市からの連絡は無線により県央地域振興センターに報告する。

3 風水害時に収集する情報

災害の発災が予想される場合又は災害が発生した場合に、収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当部署は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

(1) 警戒段階で収集する情報

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 予警報	<ul style="list-style-type: none"> 予警報の内容 予想される降雨及び災害の程度 	発表後即時	<ul style="list-style-type: none"> 熊谷地方気象台 	統括班
② 雨量などの気象情報	降雨量 <ul style="list-style-type: none"> 先行雨量（連続雨量） 他区域の降雨状況 時間雨量の変化 	随時	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁アメダス雨量データ、降水短時間予報図 県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システムなど） 各雨量観測実施機関 市及び消防機関の雨量観測所 	統括班
	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位、流量などの時間変化 滞水の状況 	随時	<ul style="list-style-type: none"> 県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システムなど） 自主防災組織、市民 	
	<ul style="list-style-type: none"> ダム放流量（玉淀、二瀬、滝沢、浦山、合角ダム） 	随時	<ul style="list-style-type: none"> 県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システムなど） 国土交通省（川の防災情報） 	
③ 発災危険箇所などの情報	河川周辺地域などにおける発災危険状況 <ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 箇所 土砂災害が予想される場所の発災前の現象 	異常の覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 市、消防機関等の警戒職員 自主防災組織、市民 	道路等応急復旧班
④ 市民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など） 自主避難の状況 	避難所収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所担当職員 消防、警察 自主防災組織 	教育班 生涯学習班

統括班
下水道班
教育班
生涯学習班

情報収集班
生活物資班
道路等応急復旧班
水道班
下水道班
教育班
生涯学習班
ほか

(2) 発災段階で収集する情報

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 発災情報	<ul style="list-style-type: none"> 河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期など） 浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） 発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者など人的被害、発災の予想される事態に関する情報〕 	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 市、消防機関等の警戒担当職員 警察 各公共施設管理者など 自主防災組織、市民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に） 	道路等応急復旧班
	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点施設の被害状況 	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 市、消防機関などの警戒担当職員 各施設管理者 自主防災組織、市民 	各施設所管班
	<ul style="list-style-type: none"> 交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道） 	被災状況が 把握された後		道路等応急復旧班
	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 公共施設の物的被害 	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> 市、消防機関などの警戒担当職員 各施設管理者 自主防災組織、市民 	各施設所管班
	<ul style="list-style-type: none"> 工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況 区画整理など進行中事業区域内における発災危険状況 	被災状況が 把握された後	<ul style="list-style-type: none"> 市、消防機関などの警戒担当職員 工事事業者 自主防災組織、市民 	道路等応急復旧班
	<ul style="list-style-type: none"> 商工業事業所、農地・農作物の被害状況 	被災状況が 把握された後	<ul style="list-style-type: none"> 事業者 自主防災組織、市民 	生活物資班
	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被災状況（電気、水道、ガス、電話通信施設など） 	被災状況が 把握された後	<ul style="list-style-type: none"> 各ライフライン関係機関 	水道班 下水道班 情報収集班
② 市民の動向	<ul style="list-style-type: none"> 発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など） 	避難所の収容の後	<ul style="list-style-type: none"> 避難所管理者 避難所担当職員 消防、警察 自主防災組織 	教育班 生涯学習班

第2 災害情報計画

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告する。

市において、すでに措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

1 情報収集体制の整備

被害報告の迅速かつ正確を期するため、本庁・支所及び応急活動班別に次の情報収集体制を整備する。

- ① 情報の収集及び報告に関する責任者の選任及び被害認定調査班の設置
- ② 報告様式の配布
- ③ 調査要領、連絡方法の周知及び現場写真の撮影等
- ④ 情報収集機器の設置
- ⑤ 情報機器操作マニュアルの配備等

情報収集班

2 情報総括責任者の選任

災害情報の統括責任者は、情報収集班長とし、災害情報を収集し、総括する。

市民への避難指示等の情報伝達、県への報告は、統括班が行う。

情報収集班
統括班

3 情報の収集

- ① 災害情報の収集に当たっては、鴻巣警察署と緊密に連絡する。
- ② 被害の調査にあたっては、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調整後県に報告する。
- ③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
- ④ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- ⑤ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、鴻巣警察署等関係機関の協力をに基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は都道府県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。
- ⑥ 必要に応じ、市の保有する無人航空機(ドローン)及び災害時のドローン使用に関する協定締結団体の協力により、ドローンを活用した情報収集を行う。

情報収集班
統括班
市民支援班
被害認定調査班

統括班
情報収集班
コールセンター班
警察署

4 異常現象の発見者の通報と措置

災害対策基本法第54条に基づき、災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者から通報があった場合、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災害対策基本法第54条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第2項）。

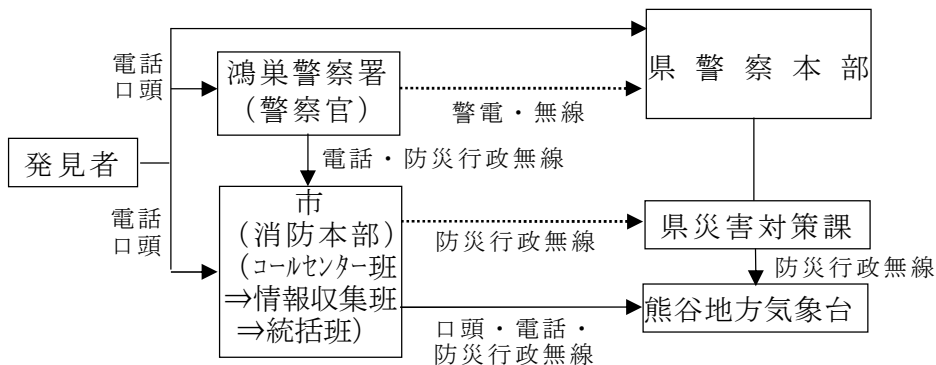
コールセンター班が通報を受けると、情報収集班が集約し、統括班に報告するとともに、警察官と情報共有を図る。

一方、通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報する（同条第3項）。

統括班は通報内容を遅滞なく、県（災害対策課）、熊谷地方气象台に通報すると同時に、市民その他関係団体にも周知する。

◆気象庁（熊谷地方气象台）に伝達する事項

- 気象に関する事項
著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等
- 地震等に関する事項
数日間にわたり頻繁に感ずるような地震



5 情報の報告

市は、管轄地域内の被害状況等について、県に報告する。県に報告ができない場合は、直接消防庁を通して内閣総理大臣に報告する。

(1) 報告すべき災害

- ① 市域において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部損壊及び浸水)被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

統括班
情報収集班

- ⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 報告の種別

① 被害速報

発生速報と経過速報に区分し、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係の公共土木施設の被害を優先して、県に報告する。

発生速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、埼玉県災害対策本部運営要領（以下、「県要領」という。）様式第 1 号の発生速報により防災行政無線、FAX 等で報告する。
経過速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、2 時間ごとに必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「県要領」様式第 2 号の経過速報により防災行政無線、FAX 等で報告する。

② 確定報告

「県要領」様式第 3 号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後 7 日以内に文書で報告

③ 報告先

被害速報及び確定報告は県災害対策課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

④ 消防庁への報告先

県に報告できない場合に行う消防庁の連絡先は以下のとおりである

回線別		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
NTT回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災 行政無線	電 話	TN-90-49013	TN-90-49102
	F A X	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	F A X	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

第3 災害通信計画

情報収集班

1 災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡システムを明らかにし、その輻輳（ふくそう）を避けるため、災害情報通信に使用する指定優先電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡を迅速かつ円滑に実施する。

情報収集班
統括班

2 災害情報通信に使用する通信施設

市は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

① 報告又は通報先

- ア 県（本庁・出先機関）
- イ 市出先機関
- ウ 防災関係機関

② 通信施設の種類

- ア 埼玉県災害オペレーション支援システム
- イ 県防災行政無線（地上系・衛星系）
- ウ 市防災行政無線（固定系・移動系）
- エ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

情報収集班
統括班

3 災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が、災害対策基本法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところによる。

（1）有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

緊急を要する際に使用できる通信設備を有する機関は以下のとおりである。

- ・警察機関
- ・消防機関
- ・水防機関
- ・航空保安機関
- ・気象業務機関
- ・鉄道事業者
- ・電気事業者
- ・鉱業事業者
- ・自衛隊

（2）有線電気通信設備及び無線設備を優先使用できる場合

関係機関が有する通信設備を、緊急を要する際に使用できる条件は以下のとおりである。

- ① 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。
- ② 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないように、市は、あらかじめ当該設備の管理者と協議し、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。

市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

4 非常通信の利用

地震、台風、洪水、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか、又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて非常通信を行うことができることから、この計画の定めるところにより利用する。

(1) 非常通信の運用方法

① 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

- ア 人命の救助に関すること。
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。
- エ 電波法第 7 4 条の規定に基づく、実施の指令及びその他の指令に関すること。
- オ 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- ク 遭難者救援に関すること。
- ケ 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- コ 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修復復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。
- サ 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。

シ 災害救助法第 7 条及び災害対策基本法第 7 1 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

ス 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

② 非常通信文の要領

ア 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

イ かたかな又は通常の文書体で記入する。

ウ 簡単で要領を得たものとし 1 通の字数を 200 字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく 200 字以内）とする。ただし通数に制限はない。

エ 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

オ 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

カ 余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼し、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

④ 非常通信の取扱料

原則として無料

(2) 非常通信に関する照会先

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にする。

- 関東総合通信局無線通信部陸上第二課内 関東地方非常通信協議会事務局
電 話 03-6238-1771（直通） F A X 03-6238-1769

第2節 注意報及び警報伝達

市は、注意報・警報等を市民に迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定める。

第1 注意報・警報等の種類及び発表基準等

1 気象業務法に基づく注意報・警報等

熊谷地方気象台は、気象業務法により、異常気象などによって埼玉県の内地域内に災害の発生するおそれがある場合には、注意報、警報などの情報を発表し、関係機関に通知する。

統括班

(1) 注意報及び警報の概要

① 注意報

災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

② 警報

重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報

③ 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

(2) 注意報・警報・特別警報の対象区域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

◆予報、特別警報・警報・注意報の細分区域

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

(3) 気象情報

熊谷地方气象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。なお、注意報・警報の基準については令和3年3月時点の指標で今後変更される可能性がある。

◆警報・注意報発表基準一覧表

鴻巣市	府県予報区	埼玉県			
	一次細分区域	北部			
	市町村等をまとめた地域	北東部			
		種類	基準		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	140	
	洪水		流域雨量指数基準	元荒川流域=9.5、野通川流域=9.8	
			複合基準	—	
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部[八斗島・栗橋]、荒川[熊谷]	
		暴風	平均風速	20m/s	
		暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm		
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10	
			土壌雨量指数基準	100	
	洪水		流域雨量指数基準	元荒川流域=7.6、野通川流域=7.8	
			複合基準	元荒川流域=(7, 7.6)	
			指定河川洪水予報による基準	荒川[熊谷]	
		強風	平均風速	11m/s	
		風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
		大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
		雷	落雷等で被害が予想される場合		
		融雪	—		
		濃霧	視程	100m	
		乾燥	最少湿度 25% 実効湿度 55%		
		低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※1		
	霜 着氷・着雪	早霜・晩霜期に査定気温4℃以下			
		著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1：冬季の気温は熊谷地方气象台の値

◆気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される時
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される時
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される時
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される時

2 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位周知、水防警報

統括班
県

洪水予報は、気象庁が単独で発表する地域単位の洪水予報とは異なり、水防法に基づき気象庁と協議し、国土交通省や埼玉県が指定した河川（洪水予報指定河川など）の洪水について予報を行うものである。

また、水防警報は、国土交通省や埼玉県が指定した河川について、水防活動を行う必要がある旨を警告するために発表される。

本市関係では、荒川・利根川・小山川が洪水予報指定河川に指定されている。

さらに、県は洪水予報指定河川以外のうち水位周知河川を指定し、避難判断水位に達した時には、水位到達情報が発表されることになるが、本市に關係する水位周知河川は、福川がある。

(1) 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

国土交通大臣が指定した荒川・利根川・小山川の洪水予報については、気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う。

① 洪水予報の種類と発表基準

洪水予報指定河川の洪水予報の発表基準は以下のとおりであり、市は、県からの通知を受けたときは、市民へ周知する。

◆指定河川の洪水予報の種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	発 表 基 準
氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

② 荒川・利根川・小山川の洪水予報

荒川、利根川及び小山川については、国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う。荒川については、熊谷（熊谷市榎町）基準水位観測所の水位などをもとに、利根川については、八斗島（伊勢崎市八斗島町）、栗橋（久喜市栗橋）基準水位観測所の水位など、小山川については、八斗島（伊勢崎市八斗島町）基準水位観測所の水位などをもとに発表される。

◆ 洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位：荒川・利根川・小山川

河川名	基準観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
荒 川	熊 谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50
利根川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.90	4.80
	栗橋	久喜市栗橋	2.70	5.00	6.90	8.80
小山川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.90	4.80

注：荒川の水位は A.P. +m (Arakawa Peil の略) で、荒川水系における水準面の高さを表す単位。利根川、小山川の水位は Y.P. +m で、東京湾中等潮位 (-0.8402m) を基準とした高さを表す単位。

(2) 水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

市が関係する、水防法第 13 条第 2 項に基づき知事が行う水位周知河川は、福川である。

(3) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、洪水のおそれがあるとき、水防活動を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮する。

① 水防警報の種類と発表基準

県は、国土交通省による荒川又は利根川の水防警報を受けたとき又は福川について水防警報を発するときは、市をはじめ水防に関係する機関に通知することとなっている。

水防警報の種類、内容及び発表基準は以下のとおりである。

◆水防警報の種類と発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの	気象予警報など及び河川状況により、特に必要と認めるとき
	水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保などに努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況など水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

国土交通省が行う荒川の水防警報の対象となる基準観測所で、本市が関係する観測所は、熊谷水位観測所であり、荒川上流河川事務所が所管している。

利根川の水防警報の対象となる基準観測所で、本市が関係する観測所は、八斗島観測所と栗橋観測所であり、利根川上流河川事務所が所管している。

小山川の水防警報の対象となる基準観測所で、本市が関係する観測所は、八斗島観測所であり、利根川上流河川事務所が所管している。

一方、福川の水防警報の対象となる基準観測所で、本市が関係する観測所は、井殿橋観測所であり、県県土整備部河川砂防課が所管している。

それぞれの水防警報発表の基準となる水位は、洪水予報の基準となる水位と同一である。

3 消防法に基づく火災気象通報

熊谷地方気象台長が知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

- ① 最小湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下になると予想される場合
- ② 平均風速が 11m/s 以上、ただし、降雨・降雪中は除く。
- ③ 最小湿度が 30%以下で実効湿度が 60%以下となり、平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合

消防本部

第 2 気象注意報・警報等の伝達

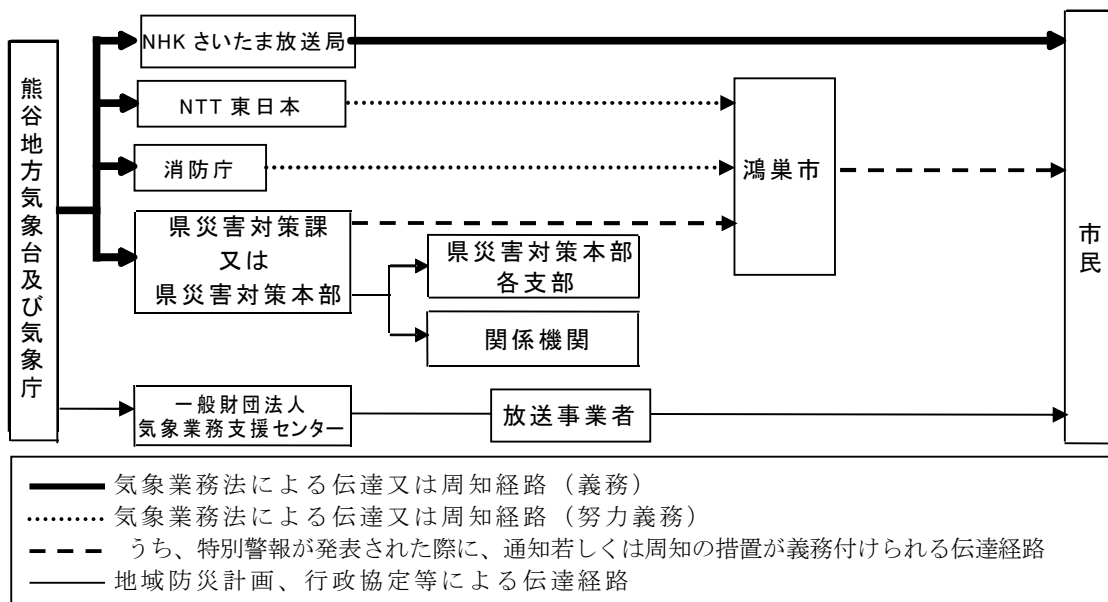
1 伝達系統

熊谷地方気象台からの発表、切替、解除の伝達については、以下のとおりである。

ただし、荒川・利根川の洪水予報の通知は、国土交通省関東地方整備局と気象庁共同で行い、荒川・利根川の水防警報等の通知は、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所が行う。

統括班

● 伝達系統図



2 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、代替経路により伝達する。

統括班

第3 市の措置

1 注意報及び警報等の受理及び伝達

- ① 市長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び市民その他関係のある団体に伝達する。
- ② 鴻巣市における注意報及び警報等の受理及び伝達は、統括班が行う。

統括班

2 勤務時間外における注意報等の伝達

勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備する。

危機管理課

(1) 当直者の配置

夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直として当直職員を配置する。

(2) 関係各課の担当者への連絡等

当直者は、注意報及び警報が伝達された場合は、配備体制基準に基づいて、あらかじめ指定された、危機管理課長、防災担当指定職員に連絡する。

なお、大雨洪水注意報及び各種警報が伝達された場合は、当直者は風水害等対策室長等が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

第3節 災害広報・広聴活動

市は、災害発生時に、被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成する。併せて関係機関等の協力を得て収集する。

- ① 情報収集班の撮影記録担当を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- ② 市職員、県の出先機関、報道機関その他の機関及び市民等が取材した写真及びビデオ
- ③ 報道機関等による災害現場の航空写真
- ④ 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他

なお、情報収集班は、コールセンター班に対して最新の情報を提供し、市民からの問い合わせに回答できるよう努め、市民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。

第2 市民への広報

市は、保有する広報媒体を活用して広報を実施する。広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

1 広報媒体

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ ハンドマイク
- ④ インターネット（ホームページ、登録制メール、SNS等）
- ⑤ 携帯電話
- ⑥ 回覧板
- ⑦ 掲示板
- ⑧ 臨時広報紙
- ⑨ ラジオ
- ⑩ テレビ埼玉
- ⑪ L-ALERT（災害情報共有システム）
- ⑫ 防災ラジオ
- ⑬ 緊急速報メール
- ⑭ Yahoo!防災速報

2 広報内容

- ① 市域の被害状況に関する情報
- ② 市における避難に関する情報
 - ・ 避難指示に関すること。

情報収集班

情報収集班

情報収集班

- ・避難施設の開設に関すること。
- ③ 応急対策活動の状況に関する情報
 - ・救護所の開設に関すること。
 - ・交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ・電気、水道等の復旧に関すること。
- ④ 被災者生活再建支援に関する情報
- ⑤ その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）
 - ・応急給水及び給食に関すること。
 - ・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。
 - ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。
 - ・防疫に関すること。
 - ・臨時災害相談所の開設に関すること等。

3 相談・情報提供窓口の設置

市は、市役所本庁舎及び支所の玄関ホールなどの一角に相談・情報提供窓口を設置し被災者等の要望や苦情などを受け、相談者が適切な行動がとれるよう、専門の団体や担当部署を紹介したり、正確で有用な情報を提供するなど対応を行う。

市民支援班

4 要配慮者に配慮した広報

市は、広報を実施するにあたっては、視聴覚障がい者に対してのファクシミリやメールによる広報の実施、外国人に対する多言語による広報など要配慮者の情報の受け取り方の特性にも配慮した対策を積極的に推進するものとする。

情報収集班

第 3 安否情報の提供

安否情報は、同居の家族や市内の市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報提供、広報を行う。

市民支援班
警察署

第 4 報道機関への情報提供

1 情報の提供

市は、報道機関からの取材に対しては、災害対策本部による情報の一元化により、取材に対応する。

情報収集班

2 報道依頼

情報収集班は、災害に関する情報をテレビ、ラジオの報道機関へ報道を依頼する。

情報収集班

情報収集班
コールセンター班

第5 被災者に対する広聴の実施

市は、市民からの問い合わせや各種相談を受け、応急対策全般の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を実施する。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

情報収集班
統括班

第6 災害情報相談センターへの協力

市は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

第3章 市民の生命の安全確保

第1節 水防活動

市は、河川管理者が実施する水防活動に協力し、市民への周知に努める。

第1 水防体制の確立

荒川における水防活動は、荒川北縁水防事務組合（熊谷市・鴻巣市・行田市）及び市がそれぞれの管轄区域の水防活動を行う。荒川北縁水防事務組合においては、副水防団長に鴻巣市消防団長、水防団員に鴻巣市消防団員が位置づけられている。

元荒川をはじめとした市域の他の河川における水防活動について、市は、河川管理者等と連携して実施する。

市は、市内各所に設置されている各排水機場の操作、及び台風等による増水時の消防団出動前の情報収集、巡視等を行うため、必要な水防体制を確保する。

第2 水防活動の実施

1 警戒・監視活動の実施

市は、気象業務法に基づく洪水予報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報が発表された場合、直ちに重要水防箇所や荒川以外も含む市域の河川及び、道路冠水の発生しやすい箇所などの警戒・監視活動を実施し、異常な現象を覚知した場合には必要に応じて関係機関に通報する。

通行等に危険がある場所を発見した際は、交通規制や警戒区域の指定を活用した注意喚起を行う。

2 資機材の確保及び水防措置の実施

消防団が警戒・監視活動により堤防に漏水等の異常を発見した場合は、分団長を通じて消防団本部へ報告する。消防団本部は災害対策本部へ連絡するとともに、消防団員に対して水防作業（水防工法）を実施するよう指示する。

内水などで住宅への浸水の恐れがある場合は積み土のうにより浸水を防ぐとともに、被害の軽減を目的とする活動を実施する。

3 警戒区域の設定

【警戒区域の設定は、第3編風水害対策編第1章第1節第3の2を準用する。】

消防団は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒テープや車両等を活用し、警戒区域を設定して立入の規制を行う。警戒区域を設定した場合は、速やかに

統括班
道路等応急復旧班
下水道班
生活物資班
消防団

統括班
道路等応急復旧班
消防団

統括班
消防団

統括班
消防団

災害対策本部に報告する。なお、人命に危険が及ぶと判断した場合は、自己の安全を十分に確保した上で交通規制を行う。

4 広報活動

消防団は、消防自動車にて「注意喚起、高齢者等避難、避難指示」周知のため車載マイクなどを活用し広報活動を実施する。

市は、組合等から水防開始の連絡を受けた場合は、直ちに消防機関に周知するとともに、消防自動車・広報車・防災行政無線などを活用し、放送、警笛、伝令などのうち最も有効な方法により事態を周知する。その際、放送、警笛、伝令信号その他の合図は、県の水防に関する規則第4条の規定信号を用いる。

5 避難誘導

消防団は、危険と判断した場合、区域の居住者、滞在者その他の者の避難誘導を実施する。

避難者には、避難すべき理由、避難先及び避難路を伝え、必要な場合は、消防自動車への同乗や、ボートによる避難誘導を実施するほか、状況により垂直避難（上階への避難）を促す。

6 後方支援活動

消防団は、水防活動、広報活動及び避難誘導を優先的に行うものとするが、市民の生命、身体を守るため、方面隊や分団の管轄区域外であっても必要に応じて、避難所の職員の依頼に基づいて避難所における後方支援を行う。

第3 決壊時の処置

1 決壊時の処置

(1) 通報

堤防その他の施設が決壊したとき、市長又は消防機関の長は、直ちにその旨を北本県土整備事務所長、荒川上流河川事務所長に通報する。

(2) 警察官の出動要請

堤防等が破堤又は、これに準すべき事態が予想されるときは、市長は鴻巣警察署長に対して警察官の出動を要請する。

(3) 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

情報収集班
消防団

統括班
消防団

消防団
教育班
生涯学習班

統括班

統括班

統括班
消防本部

2 避難のための立退き

国土交通省と気象庁が共同発表する洪水予報河川（荒川、利根川、小山川）の氾濫警戒情報・氾濫注意情報や、県が発表する水位情報周知河川（福川）の避難判断水位到達情報が発表された場合、市は、各浸水想定区域内の市民、要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を周知する。

市長が立退きの通知を指示する場合には、ただちに知事及び鴻巣警察署長に通知する。

統括班

3 水防解除

水防解除の連絡を受けた市は、市民に周知する。

情報収集班
統括班

第2節 土砂災害防止計画

第1 情報の収集・伝達

市及び県は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。また市及び県は、土砂災害の発生が予想される場合、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。

第2 避難誘導

市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、老人、身体障がい者等の自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

第3 二次災害の防止

市及び県は、二次災害の発生に備え、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

- ① 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。
- ② 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。
- ③ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。
- ④ 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。
- ⑤ 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
- ⑥ 市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通対策等、被災者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達に努める。
- ⑦ 市は、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施し、被災宅地の二次災害の危険度を判定する。

統括班
情報収集班
県

統括班
消防団

統括班
情報収集班
被害認定調査班
資産管理班
道路等応急復旧班
住宅応急復旧班
県

第 3 節 避難対策

市は、災害発生時に地区市民等を速やかに避難誘導させるため、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。

第 1 実施責任者

避難のための立退きの指示、及び立退き先の指示は、次の者が行う。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

◆避難指示等の実施者

	実施責任者	根拠法令	適用災害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条第 2 項	災害全般
避難指示	知事、その命を受けた職員	水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	市長	災害対策基本法第 60 条第 1 項	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	警察官	災害対策基本法第 61 条及び警職法第 4 条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(その場に警察官がない場合に限る)	自衛隊法第 94 条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条第 3 項	災害全般

第 2 基準及び伝達方法

1 避難指示等の内容

市長は、次の基準により高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。

統括班

◆避難に関する発令の基準と内容

種別	基準	伝達内容	伝達手段
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想されるとき。 ・荒川、利根川、小山川、福川の対象となる基準水位観測所の避難判断水位を超え、なお水位の上昇が認められ、高齢者等避難の伝達が必要なとき。 ・その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ①対象者 ②避難の理由 ③避難対象地域 ④携行品その他注意 	
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。 ・気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測されるとき。(災害救助法の適用基準に匹敵する災害) ・荒川、利根川、小山川、福川の対象となる基準水位観測所の氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇が認められ、避難を要すると判断するとき、または、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・その他市長が避難を要すると判断するとき。 ・条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現場に残留者がある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等 	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ 緊急速報メール等
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合 		

なお、台風や大雨などによる大規模水害は事前に予測できることから、事前・事後の行動計画を定めた「鴻巣市水害タイムライン」を運用し、夜間において、避難指示等の発令が必要となる可能性がある場合には、避難の難しさを考慮し、上記基準に達しない場合でも市民の安全を守るため迅速に情報発信を行う。また、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

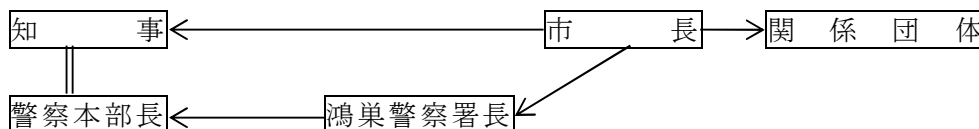
2 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。

(1) 市長

市長は、知事及び鴻巣警察署長に連絡するほか、関係団体に通知する。(注「→」は通知「=」は相互連絡を示す)

- ・市長



(2) 知事又はその命を受けた職員 (洪水の場合)

知事は、市長及び警察本部長、関係団体に連絡する。市長は、鴻巣警察署長と相互連絡する。

- ・知事又はその命を受けた職員

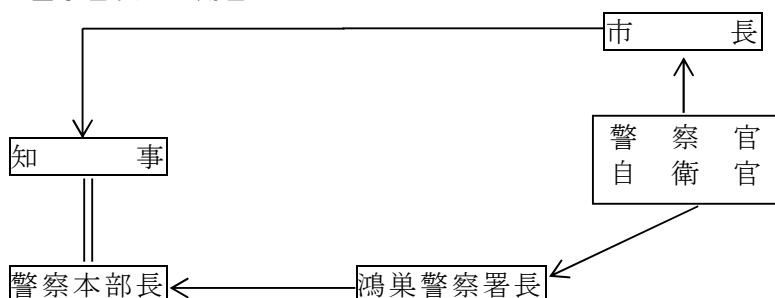
(洪水の場合)



(3) 警察官及び自衛官

警察官及び自衛官は、市長及び鴻巣警察署長に連絡する。

- ・警察官及び自衛官



第3 避難誘導

1 避難誘導に伴う伝達内容

避難誘導する際には、次の内容を明らかにし伝達する。また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して防災行政無線等により災害への対応を指示する情報を広報する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

- 河川が氾濫する等の災害が発生したこと。
- 災害の拡大についての今後の見通しを伝えること。
- 避難誘導や救助・支援への市民の協力を要請することを伝えること。
- 誤った情報に惑わされないことを伝えること。
- 冷静に行動することを伝えること。

統括班

統括班
県

警察署
自衛隊

統括班

統括班
自主防災組織
消防団

統括班
自主防災組織
消防団

2 避難誘導の流れ

避難に当たっては、自治会単位とし、指定避難所は、小学校の通学区域にある指定避難所を原則とするが、被災状況に応じ最寄りの指定避難所とする。

市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。

3 避難順位及び留意事項

(1) 避難誘導の順位

避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難がおおむね終了した後とする。

避難誘導の順位は、概ね次の順位で行う。

- ・病弱者、障がい者
- ・高齢者、乳幼児、児童
- ・一般住民

(2) 避難誘導時の留意事項

- ① 戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る。）を周知徹底する。
- ② 携帯品は、必要最小限とすることを周知徹底する。
- ③ 避難路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- ④ 自主防災組織等と連携を図り、自治会単位等で避難者の誘導措置を講じる。
- ⑤ 出発、到着の際には「避難者カード」を活用し、人員の点検を行う。
- ⑥ 危険地点には、状況により誘導員を配置し安全を期する。
- ⑦ 夜間は、可能な限り投光機、照明器具を使用する。
- ⑧ 誘導中は、事故防止に努める。

(3) 携帯品等の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障をきたさない最小限度のものとするのを伝える。

- ① 食料
- ② 水筒
- ③ タオル
- ④ ティッシュ
- ⑤ 着替え
- ⑥ 懐中電灯
- ⑦ 携帯ラジオ
- ⑧ 健康保険証などの本人確認資料
- ⑨ マスク

第 4 避難所の設置

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり、避難しなければならないものを一時的に收容し保護するため避難所を開設する。

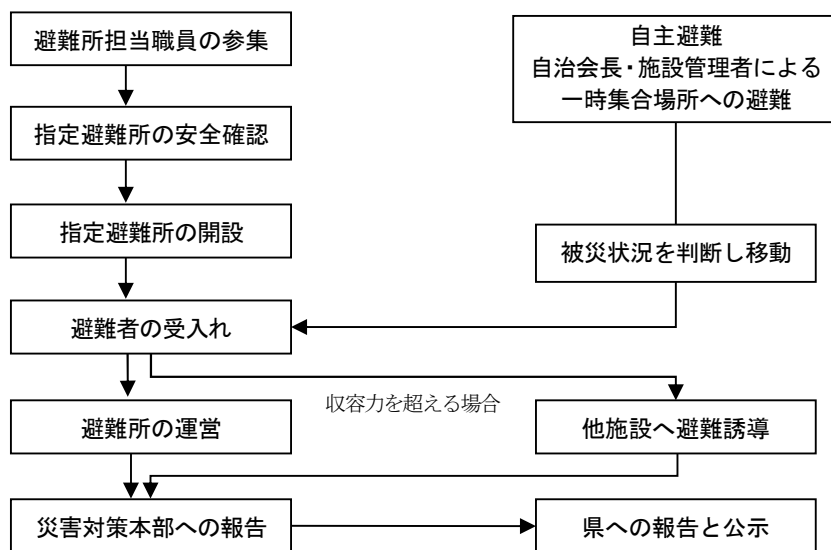
1 避難所の開設

(1) 安全な地域での避難所開設

市は、浸水想定区域図、過去の災害実績を参考に、雨量などから災害の規模を想定し、避難所開設に留意する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(2) 避難所開設の流れ



2 避難所開設の報告と公示

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に收容すべき人を誘導し保護する。

市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

- ① 避難所の開設の目的、日時及び場所
- ② 箇所数及び收容人数
- ③ 開設期間の見込み

なお、市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、收容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

教育班
生涯学習班

統括班

第5 避難所の運営

1 避難所の運営

市は、長期的な避難が想定される場合、自治会及び自主防災組織と連携しながら、避難所の自主運営に努める。避難所の運営に当たっては、避難所運営マニュアルに基づき開設運営するとともに、以下の点に留意して適切な管理を行う。

(1) 避難者名簿等の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握し、不足が見込まれる場合には、県、近隣市町村に応援を要請する。

(2) 通信連絡手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

(3) 避難所の運営組織

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置させる。

また、女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には女性が参画し、意見を出しやすい仕組みをつくる。固定観念による男女の性差における役割分担を見直す。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

(4) 要配慮者や女性、性的少数者への配慮

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、性的少数者に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、多目的トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置するように努める。

屋外トイレ等の周辺には、夜間照明を設置するなど、周辺環境も整備する。

セクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、LGBTQなど性的少数者が安心して利用できるよう配慮に努める。

さらに、授乳室や子どものプレイルームのほか、女性だけが集まれる部屋などストレスを和らげる場所を確保するとともに、声かけの実施など、女性や子どもを一人で行動させない仕組みをつくる。

教育班
生涯学習班

教育班
生涯学習班

教育班
生涯学習班

教育班
生涯学習班
福祉班

(5) 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

◆要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示

区分	必要な物資等	
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤	
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等	
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリースイレ	
病弱・内部障がい	医薬品や使用装具	
	膀胱又は直腸機能障がい	オストメイトトイレ
	咽頭摘出	気管孔エプロン、人工咽頭
	呼吸機能障がい	酸素ボンベ
聴覚障がい	補聴器、補聴器用電池、聴覚障がい者マーク（スカーフ）、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ	
視覚障がい	白杖、点字器、ラジオ	
知的障がい・精神障がい・発達障がい	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具	
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル	
妊産婦	マット、組立式ベッド	
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール	

教育班
生涯学習班
福祉班
保健医療班
環境衛生班

(6) 生活環境への配慮（衛生環境の維持、プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者の状況に応じて間仕切りを工夫し、エリアを設けるなど、プライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(7) 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による避難者支援チームを結成し、避難所での健康相談の実施や、医師会と連携した医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行いつつ、必要な場合には福祉避難所への移動支援を行う。また、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

(8) 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月埼玉県作成）に沿って、教育班、生涯学習班、統括班、保健医療班が連携し、対策を取るものとする。

(9) 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、指定避難所の別の部屋等に飼育専用スペースを設置し、飼養させることとする。

その際、人と動物の動線を分けて接点を最小限にしたり、ペット受入れのルールやマナー等について避難者に周知するなど、混乱を避ける対応を行う。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・対応は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

保健医療班
福祉班

教育班
生涯学習班
統括班
保健医療班

教育班
生涯学習班
環境衛生班

2 避難所外避難者対策

市は、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、避難所等での食料等必要な物資の配付の案内、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。

市民支援班
保健医療班

3 県職員の派遣要請

市が避難所の運営に関し、自主運営等の運営指導に関する助言を必要とするときは、県職員の避難所への派遣を要請する。

統括班

4 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」による。

福祉班

第4節 要配慮者の安全確保対策

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等、また、在宅で介護サービスを受けている高齢者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者の安全を確保する。

第1 在宅避難行動要支援者等の安全確保対策

在宅の避難行動要支援者に対する避難支援については、鴻巣市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき実施する。

1 安否確認及び避難支援

(1) 安否確認

市は、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者の「名簿」及び個別避難計画等を活用し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者の安全を図るため、民生委員、福祉関係団体等と協力し、在宅者の所在、状態、緊急連絡先等の把握に努め、避難行動要支援者に対する避難情報の提供や、優先的な避難誘導を実施する。

(3) 救助活動の実施及び受け入れ先への移送

市は、在宅の避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を実施したのち、必要な場合には、在宅からの救助や、一般避難所から福祉避難所等への移送を行う。

- ① 市民の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。
- ② 必要な場合には、避難行動要支援者を医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等に移送する。

2 避難行動要支援者の避難生活支援

(1) 情報提供

市は、在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等により、各種の災害情報を随時提供する。

市民支援班
福祉班

福祉班

福祉班

福祉班

(2) 生活支援物資の供給

市は、避難行動要支援者の被災状況を把握し、避難行動要支援者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける。

福祉班
統括班
生活物資班

(3) 相談窓口の開設

市は、市役所本庁舎及び、吹上・川里支所に相談窓口を開設する。市民等からの相談は市民支援班が受け付け、相談内容に応じて担当課に割り振る。担当課の各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談を実施する。

市民支援班

(4) 巡回サービスの実施

市は、職員、民生委員、児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

福祉班
保健医療班

(5) 福祉避難所の活用

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である避難行動要支援者を移送し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

福祉班

第 2 避難所における要配慮者への配慮

1 避難所における生活支援

(1) 生活空間の提供

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

福祉班
教育班
生涯学習班

(2) 女性等に対する配慮

セクシャル・ハラスメントや性犯罪、配偶者間暴力、高齢者や乳幼児等への虐待等が懸念されるため、避難所の状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。

なお、相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画セミナー参加者や民間団体を積極的に活用する。

(3) 性的少数者に対する配慮

さまざまな性自認・性的指向があることを踏まえ、アウトティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)することがないように配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点も持つよう努める。

(4) 災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動

市は、県による、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援の取組に協力する。

第3 外国人の安全確保

1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、住民基本台帳等を活用し外国人の安否確認をする。安否確認の調査結果は、とりまとめて県に報告する。

(2) 避難誘導の実施

市は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導に努める。

2 情報提供及び相談窓口開設

(1) 情報提供

市は、インターネット通信等を活用して情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2) 相談窓口の開設

市は、市役所本庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

統括班
市民支援班

統括班

統括班
情報収集班

統括班

コールセンター班
福祉班

第4 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

1 施設管理者の対応

施設管理者は、入所者に対して次のとおり活動することに努める。

(1) 施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

(2) 避難誘導及び受け入れ先への移送の実施

施設管理者は、施設の浸水被害等の危険性が予想された場合には、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

(3) 物資の供給

施設管理者は、災害により必要な物資の供給が停止した場合に、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

2 市の対応

市は、施設入所者の救助及び援助等を次のとおり実施する。

(1) 避難誘導及び受け入れ先への移送の実施

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

(2) 巡回サービスの実施

市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

(3) ライフライン優先復旧

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

施設管理者

福祉班

福祉班
保健医療班

統括班

第 5 節 救急・救助、医療救護活動

風水害においては、早期避難の遅れなどから、浸水、土砂災害、樹木の倒壊、建物の損壊等により、救急・救助及び医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救急・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第 1 消防機関の救急・救助体制

1 救急・救助における出動の原則

(1) 救急・救助の必要な現場

救急・救助が必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊または消防隊）が連携して出動する。

(2) 救助活動を必要としない現場

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先に出動する。

2 救急・救助における活動の原則

(1) 傷病者の優先

傷病者の救急搬送は、人命救助を最優先するものであり、救命・救急の処置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、出来る限り自主的な処置を行わせる。

(2) 火災現場付近の優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

(3) 救助効率の重視

延焼火災は少ないが、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、少数の隊員で多数の人命を救助できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

消防本部

消防本部

(4) 救命処置必要者の優先

小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

第2 救急・救助の実施

1 情報の収集等

消防機関は、風水害発生の初期段階において、消防団、警察、市民からの通報等から集められた救急・救助に関する要請情報を集約する。

消防本部

2 救急・救助体制

(1) 消防機関の体制

消防機関は、集約した救急・救助の要請情報に基づき、出勤場所、出勤人員、出勤機材等を振り分け、速やかに救急・救助活動を開始する。

消防機関が行う救急・救助活動は、消防団、警察、自主防災組織、協定締結団体等と連携し、救急・救助方法を決定して行う。

消防機関は、救急・救助事案の数、その他被災現場の情報を可能な限り速やかに市災害対策本部に連絡する。

消防本部
消防団

(2) 市の体制

市は、消防機関や警察と連携し、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の自主防災組織等の協力を得て救急・救助を行う。

統括班

(3) 防災関係機関等の活動

警察は、把握した被災状況に基づき、市や消防機関、自主防災組織と連携しつつ、必要な場合には、機動隊等を出動させて救急・救助に当たる。

自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、二次被害の防止に配慮しつつ、発災直後から自主的に救急・救助活動を行う。

警察署
自主防災組織
自衛消防組織

(4) 協定締結団体との連携

市及び消防機関は、救急・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合、協定締結団体等と連携を図り、救急・救助活動にあたる。

統括班
消防本部

消防本部
統括班

3 他機関への応援要請

市や埼玉県央広域消防本部の救急・救助体制で対応できない多数の事案が生じた場合は、以下の事項に基づき、市又は埼玉県央広域消防本部が他機関に応援を要請する。

- ① 消防相互応援協定による応援要請
- ② 知事による応援出動の指示
- ③ 要請上の留意事項
 - ・ 要請の内容
 - ・ 応援隊の受け入れ体制

4 災害救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成24年埼玉県告示第1122号）」の範囲内において市が県に請求する。

福祉班

第3 傷病者搬送

保健医療班
消防本部
県

1 傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

消防機関は、災害現場において救急・救助された負傷者等について、応急処置を行った後、医療救護所にて医療機関によるトリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判定する。

救急搬送が必要と判定された負傷者等については、直ちに救急車等によりその疾患に応じた医療機関へ搬送する。

消防機関の救急車等での搬送が困難な場合には、市が搬送用車両を用意する。

(2) 傷病者搬送の要請

市は、市の搬送用車両で対応できない場合は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配するとともに、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

市からの傷病者搬送の要請を受けた県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

保健医療班は、市の保有している公用車が使用可能な場合は、必要に応じ公用車により傷病者を搬送する。

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

市は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、県及び医師会と連携し災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

市は、地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

市は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受け入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

第4 医療・助産救護活動

1 医療・助産救護活動

(1) 鴻巣市災害時医療・保健活動調整チームの設置

市は災害対策本部が設置され、迅速に医療救護活動を進めるため、鴻巣市災害時医療救護・保健活動マニュアルに基づき、鴻巣保健センター内に、鴻巣市災害時医療・保健活動調整チームを設置する。

(2) 市の医療・助産救護活動

市は、必要に応じ鴻巣市医師会の協力により医療救護班を編成し出動するとともに災害の種類及び程度により埼玉県医師会又は北足立郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

災害の程度により市で対応できないと認めるとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

◆医療救護班の業務内容

- ア 傷病者の症状判別（トリアージ）
- イ 救護所における傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- ウ 他の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- エ 死亡の確認及び死体の検案
- オ 避難所の巡回
- カ その他医療救護活動に必要な措置

県

(3) 県の医療・助産救護活動

① 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めるときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉 DHEAT」（Disaster Health Emergency Assistance Team）を派遣する。埼玉 DHEAT は保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

② 後方医療機関における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

保健医療班

(4) 指定地方行政機関等の医療・助産救護活動

① 日本赤十字社埼玉県支部

日本赤十字社埼玉県支部の医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。

他都道府県支部からの医療救護班の行動等については、県支部医療救護班と同様の取り扱いとする。

② 埼玉県医師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合又は災害状況に応じて必要がある場合は、北足立郡市医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として北足立郡市医師会長が指揮する。

③ 埼玉県歯科医師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、北足立歯科医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、歯科医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として北足立歯科医師会長が指揮する。

④ 埼玉県薬剤師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、鴻巣市薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として北足立郡市医師会長又は北足立歯科医師会長が指揮する。

⑤ 埼玉県看護協会・看護協会支部

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、協会長の指令で救護・保健活動に参画する。

また、市長又は知事の要請により看護協会が派遣する看護士の現場における医療救護・保健活動については、原則として北足立郡市医師会長又は北足立歯科医師会長が指揮する。

(5) 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受け入れ体制を整え診療を継続する。

また、診療不能な医療機関については、医療救護班を編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。

保健医療班

保健医療班

(6) 帳簿等の準備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を市災害対策本部に提出する。

保健医療班

2 精神科救急医療の確保

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通し、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

保健医療班

3 透析患者等への対応

市は、腎臓透析等継続的に医療処置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

保健医療班
県

4 血液等の供給

県及び日本赤十字社埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センターの被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図る。

福祉班

5 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第 6 節 交通対策

災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第 1 交通対策計画

1 交通規制等を行う者

根拠法令	実施者	範囲
災害対策基本法 (第 76 条～ 第 76 条の 4)	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	・災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。
道路交通法 (第 4 条～第 6 条)	公安委員会 警察署長 警察官	・道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。
道路法 (第 46 条)	道路管理者	・道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。

2 交通規制対策等

交通規制等を行う際には、以下の手続きを実施する。

(1) 市が実施する通行制限等

① 道路法による市道の通行の禁止又は制限

市道を、道路法による通行の禁止又は制限を実施する場合、路線名、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置し、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等で誘導して一般交通に支障のないよう努める。また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合は、市職員を派遣し、現場で指揮に当たらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報する時間がないときは、警察署に対して道路交通法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

② 規制の通知

市道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知する時間がないときは、事後速やかに通知する。

警察署
道路管理者

道路等応急復旧班
警察署

(2) 交通規制等の広報及び周知

警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況、交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、あらゆる広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

(3) 通行禁止区域等における義務及び措置命令

① 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法で駐車しなければならない。

② 措置命令等

ア 警察官の措置命令等（災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制を行う場合）

a 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げることとて、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動を命ずることができる。

b 命じられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記アの警察官と同じ措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記アの警察官と同じ措置をとることができる。

第 2 緊急通行車両等の確認

災害時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等を優先して通行させる。

1 緊急通行車両等の要件

緊急通行車両等は、次の災害対策基本法第50条で規定する事項に該当するものとする。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
- ② 消防、水防その他の応急措置に関するもの
- ③ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
- ⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に関するもの
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

2 確認手続等

公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、鴻巣警察署で実施する。

市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会は申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」を交付する。

3 緊急通行車両等の事前届出

応急活動を円滑に行えるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両について、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請し、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けるよう努める。

また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して協力を求める。

資産管理班

資産管理班
警察署資産管理班
警察署

第7節 緊急輸送

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

第1 調達計画

市は、車両等の調達（借上げ自動車の確保を含む。）及び予定数を事前に定めておくものとする。

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合には、県に対して調達のあっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

第2 配車計画

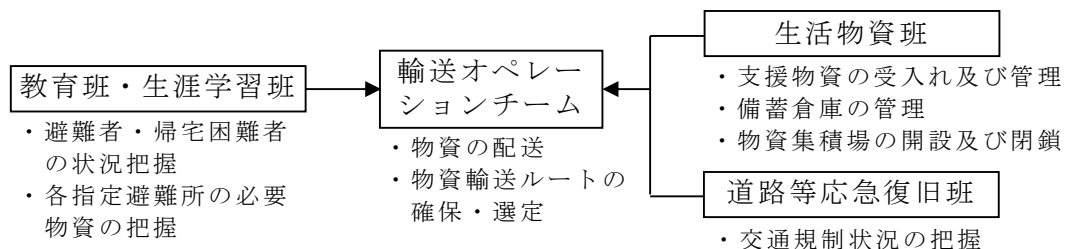
資産管理班が調達した車両等は、人員及び物資の輸送を担当する統括班に優先的に配車する。

第3 緊急輸送計画

県は、緊急輸送に当たっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する計画となっている。

そのため、市は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営するとともに、防災活動拠点にかかる緊急輸送ネットワークに関しては、効率的な緊急輸送のため、道路等の応急復旧状況、交通規制状況等の情報を把握し、県と相互に連携して広域搬送の一元化の調整を行い、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

市の輸送体制は、統括班が中心となり、食料、物資、輸送に係わる各班職員が民間物流事業者と連携した「輸送オペレーションチーム」を編成し、物資輸送に関する情報を一元的に管理し、関係各班と連携して支援物資の配送の指示を行う。



なお、発災直後から民間事業者の稼働状況が確認できるまでの間は、資産管理課所管の車両運行によって物資の配送を補う。

資産管理班

資産管理班
統括班

統括班
県

第 4 応急救助のための輸送

輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ・救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ・政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資
- ・医療機関へ搬送する負傷者等
- ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- ・食料、水等生命の維持に必要な物資
- ・疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- ・災害復旧に必要な人員及び物資
- ・生活必需品

第 5 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する応急救助のための輸送に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）の範囲内において県に請求する。

統括班

福祉班

第4章 市民生活の安定確保の活動

第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する、飲料水・食料・生活必需品の確保とその供給を実施する。

第1 飲料水の供給

災害のため、飲料水が枯渇又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

1 計画方法

市は、市民の飲料水の確保に努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ／人・日）の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。

2 飲料水の供給基準

被災者等に対する飲料水の供給は次の基準で実施する。

（1）対象者

災害により上水道等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者。

（2）供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約3ℓ、4日目以後は約20ℓ（飲料水及び炊事）を目標とする。

（3）供給方法

飲料水の供給は、指定避難所に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等による浄水の供給を行い、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用により実施する。

3 応急給水資器材調達計画

市は、災害時における応急給水資器材の必要量を調達保有する計画を策定する。

水道班

水道班

水道班

4 給水施設の応急復旧

水道班

(1) 被害箇所の調査と復旧

市内の上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事は市長が 1 週間以内に完了するよう実施する。

また、公共井戸等の維持管理に努める。

(2) 資材の調達

復旧資材は、市の要請に基づいて県があっせんする。

(3) 技術者のあっせん

市は、応急復旧工事を実施するため県に技術者等のあっせんに要請する。

5 災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

市が実施する飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第 2 災害時における食料の供給

災害時における被災者等に対する食料の給与は、市が実施する。

1 供給の内容

- ① 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給
- ② 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対して行う米穀等の応急供給

生活物資班

2 供給する食料の種類

上記①にあつては、次のとおりとする。

- ・米穀（米飯を含む）、乾パン、食パン等の主食
- ・漬物、野菜等の副食、・味噌、醤油、食塩等の調味料
- ・乳児には、調整粉乳

上記②にあつては、次のとおりとする。

- ・原則として米穀
- ・消費の実情等により乾パン及び乳製品

生活物資班

生活物資班
統括班

3 食料給与計画の策定

市長は、災害時の食料給与を円滑に行うため、食料の調達（備蓄を含む。）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画を内容とする食料給与計画を策定する。

生活物資班
統括班

4 食料調達計画

（1）事前協議

市長は、被災者想定（被災者数）に基づく必要数量等により、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と協議し、確保する。

生活物資班
統括班

（2）米穀の調達

① 知事への要請

市長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

② 応急米穀の緊急引渡しの要請

市長は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局に対し、「米穀の買入れ・販売等の関する基本要領」（平成21年5月19日付総合食料局長通知）に基づき応急米穀の緊急引渡しを要請する。

生活物資班
統括班

（3）その他の食料の調達

市長は、米穀以外の食料の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、なお不足が生じる場合は、知事に食料の調達を要請する。

県

（4）県の措置

市長が、米穀その他の食料の要請を県に行った場合、知事は、被害の状況等から判断して必要と認めるとき、供給する品目及び数量を決定して調達し、市に供給する。

生活物資班

5 食料の調達体制

生活物資調達班は、災害対策本部が設置され、災害の状況により応急食料が必要と認める場合は、要配慮者に留意して、民間事業者から食料を調達する。

6 食料輸送

(1) 輸送方法等

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とする。荷姿による積載量は、以下ものとして計算する。

	重量	備考
①玄米紙袋入り	1 袋 30 キログラム入り	精米換算 27.3 キログラム
②玄米麻袋入り	1 袋 60 キログラム入り	精米換算 54.6 キログラム
③精米紙袋又はビニール袋入り	1 袋 10 キログラム入り	
④乾パン 段ボール箱入り	1 箱 128 食入り	
⑤アルファ化米 段ボール箱入り	1 箱 100 食入り	10 キログラム
⑥乾燥がゆ 段ボール箱入り	1 箱 50 食入り	
⑦クラッカー 段ボール箱入り	1 箱 70 食入り	

(2) 輸送の分担

市が調達した食料の輸送及び移動は市長が行う。

県が調達した食料の市の集積地までの輸送は原則として知事が行うこととなっているが、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認めるときには、市に供給する食料については、市長が引き取ることとなっている。

7 災害時における食料集積地

(1) 市の集積地の選定

災害時における食料集積地については、補助避難所の一部とする。所在地、経路等について県に報告する。

(2) 集積地の管理

集積地ごとに補助避難所の運営管理責任者が食料管理を行う。

8 炊き出しの実施及び食料の配分

(1) 炊き出し及び食料の配分場所

炊き出し及び食料の配分は、指定避難所において実施する。

生活物資班
統括班

(2) 県への協力要請

市長は、市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請する。

(3) 県の措置

知事は、市長から要請を受けたときは、次の措置を講じる。

- ① 日赤奉仕団等への応援要請
- ② 集団給食施設への炊飯委託
- ③ 調理不要な乾パン、食パン等の供給

県

生活物資班
統括班

(4) 実施状況報告

市長は、炊き出し、食料の配分その他食料の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

福祉班

9 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する炊き出し等による食料の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成24年埼玉県告示第1122号）」の範囲内において県に請求する。

第3 生活必需品の供給

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給を実施する。

生活物資班

1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じて市長が行う。

2 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与

被災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施する。

生活物資班

(1) 対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 生活必需品の供給計画

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定する。

生活物資班
統括班

(3) 給与又は貸与の方法

① 生活必需品の調達

救助物資の調達、給与等は、市が行う。市において調達することが困難と認められたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市に供給することとなっている。

生活物資班

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

② 救助物資の購入計画

市長は、災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して購入計画を検討する。

(4) 生活必需品等の輸送

市は、調達した生活必需品を指定避難所に輸送する。

生活物資班
統括班

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

福祉班

第2節 環境衛生

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれきの収集・運搬・処分等を実施し、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

第1 廃棄物処理計画

1 実施責任者

市は災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

県は県内の市町村及び関係団体に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。また、県は必要に応じ、国及び他都道府県等に支援要請を行う。

2 仮設トイレ等のし尿処理

市は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行う。

必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。

上水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生環境の向上に努める。

3 生活ごみの処理

市は、災害発生後の広域処理施設の被害状況や道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努める。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

4 がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

市は、危険なもの、通行上支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

応急対応時においても、市は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

環境衛生班
県

環境衛生班

環境衛生班

環境衛生班

5 損壊家屋の解体

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

環境衛生班

6 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

市は、有害廃棄物を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処理に努める。

環境衛生班

第2 防疫活動

1 防疫活動組織

市は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように保健医療班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成する。

保健医療班

また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られる協力体制を整備する。

2 防疫活動内容

- ① 患者発生情報の収集と県への報告
- ② 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施
- ③ 県の指示を受け、害虫駆除の実施
- ④ 患者の収容に係る県との連絡調整

保健医療班

3 防疫用資器材の備蓄及び調達

市は、防疫用資器材の備蓄及び調達について次の対応を行う。

保健医療班

- ① 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
- ② 防疫及び衛生器材等の品質の安全確保
- ③ 災害対策緊急用医療資器材の整備・充実
- ④ 関係機関との連携による防疫資材の調達

第3節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行い、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。

遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

第1 遺体の搜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、市が、県・警察署・消防機関等の協力のもとに実施する。

第2 行方不明者に関する相談窓口の設置

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

第3 遺体の処理

1 遺体収容所（安置所）の開設

市は、川里農業研修センターに遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

2 輸送（遺体発見現場から遺体収容所）

市は県に報告の上、警察機関、消防団等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。

3 検視（見分）

警察官は、検視又は死体調査を行う。

医療救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。

4 検案

医療救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

5 遺体の収容

市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

市民支援班
警察署
消防本部

市民支援班

市民支援班
警察署
保健医療班

市民支援班
警察署
消防団

警察署
保健医療班

保健医療班

市民支援班

6 一時保管

市は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

市民支援班

第4 遺体の埋・火葬

1 埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市が実施する。

市民支援班

2 埋・火葬の場所

埋・火葬は原則として市内で実施する。

市民支援班

3 他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。

市民支援班
警察署
保健医療班

4 被災地から漂着してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。

市民支援班
警察署
保健医療班

5 葬祭関係資材の支給

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。

市民支援班

- ① 棺（付属品を含む。）
- ② 骨つぼ又は骨箱

6 遺体の埋・火葬の実施

- ① 火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- ② 焼骨は、遺留品とともに公共施設等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

市民支援班

7 埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとする。

市民支援班
県

火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

また、市が埋火葬資材の不足等により、県に協力あっせんの要請を行った場合、県は、協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

8 埋・火葬のための資機材の確保

市は、埋・火葬のための資機材を葬祭業者や火葬場等から調達する。

市民支援班

第 4 節 障害物除去

災害に際して、土砂、立木、放置車両等の障害物を速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。

第 1 住宅関係障害物の除去

1 実施責任者

災害救助法が適用されたとき、障害物の除去は、市保有の器具、機械を使用して市長が実施する。市の労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町村からの派遣を求める。

さらに、相当不足する場合は、市指定関連事業者、建設業協会等からの資機材及び労力等の提供を求める。

2 除去の基準

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施する。

対 象	住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。 ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。 ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。
障害物除去対象者の選定基準	① 高齢者単身世帯 ② 母子世帯・父子世帯 以上の世帯を優先して障害物の除去を行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する住宅に対する障害物の除去の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第 2 道路等の障害物の除去

1 道路上の障害物

市管理の道路上の障害物の除去については、環境衛生班と調整の上、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路管理者である市長（道路等応急復旧班）が行う。

環境衛生班

環境衛生班

福祉班

道路等応急復旧班

道路等応急復旧班

2 放置車両対策

大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や放置車両、立ち往生車両等の発生が懸念され、緊急車両の通行のための最低限の通行空間を確保することもできないといった著しい支障を生じるおそれがある。

平成26年11月に災害対策基本法が改正され、道路管理者に対して緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限が付与された。

市は、市が管理する道路について、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

道路等応急復旧班

3 応急復旧による交通の確保

道路等応急復旧班は、市道にかかる交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

河川管理者

第3 河川における障害物の除去

河川における障害物の除去については、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する河川管理者が行うものとする。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

道路等応急復旧班

第4 障害物の集積場所

市における障害物の集積場所は、交通に支障を生じない運動場等とする。

道路等応急復旧班

第5 必要な人員・機械器具等の確保

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、市現有のものを使用するほか、市内建設業者の協力を求めて確保する。

道路等応急復旧班

第6 民間建設関連事業者との連携

障害物の除去に必要な資機材の調達、供給については、市指定関連事業者、市建設業協会等との応援協定の締結に努める。

第5節 動物愛護

市は、災害時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。

環境衛生班

2 避難所における動物の適正な飼養

【避難所における動物の適正な飼養は、第3編風水害対策編第3章第3節第5の1（9）を準用する。】

環境衛生班
教育班
生涯学習班

3 情報の交換

市は、県動物救援本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。

- ・必要資機材の提供について
- ・獣医師の派遣について
- ・動物の預け入れ先について

環境衛生班

4 その他

市は、市内において、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、県に通報し、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

環境衛生班
警察署

第 6 節 応急住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに応急仮設住宅を確保することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第 1 被災住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用されたとき、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

1 応急修理の実施

(1) 実施責任者

被害家屋の被害状況等により修理戸数を決定し、応急修理の実施は、市長が行う。

(2) 実施基準

① 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

② 修理の範囲

居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

2 建設業者及び労務

住宅の応急修理は、市が作成する業者名簿にある建設業者等の協力を得て実施する。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

住宅応急復旧班

住宅応急復旧班

福祉班

第2 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

災害救助法が適用され応急仮設住宅が必要と認められる場合には、利用可能な公的住宅等の空室の状況や必要な応急仮設住宅の建設戸数を県に報告する。災害時の応急住宅の確保は県が行うものであり、市は県が行う事務を補助することになっている。

1 応急仮設住宅の設置

県は、できるだけ早期に応急仮設住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

市は、応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等を行い、公営住宅に準じて維持管理する。

(1) 設置戸数の算定

市は、必要な応急仮設住宅戸数を県に要請する。

(2) 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定める。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所
- ⑤ 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

(3) 応急仮設住宅の用地選定

市は、応急仮設住宅適地の基準に従って応急仮設住宅の適地調査を行い、市公有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

(4) 応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、全焼、全壊、流出世帯数を基に算定する。

(5) 維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、市が県より受託し、市長は、公営住宅に準じ維持管理する。

2 応急仮設住宅の供給

(1) 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。

- ① 住居が全焼（全壊）又は流出した被災者
- ② 居住する住宅がない被災者
- ③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

(2) 入居期間

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

(3) 要配慮者への配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者の状況を配慮する。

また、市は、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

3 応急仮設住宅の建設

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定し、応急仮設住宅建設を県に要請する。

- ① 応急仮設住宅の着工時期
- ② 応急仮設住宅の入居基準
- ③ 応急仮設住宅の管理
- ④ 要配慮者に対する配慮（バリアフリー化、福祉仮設住宅など）

第 3 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 24 年埼玉県告示第 1122 号)」の範囲内において県に請求する。

第 4 既存住宅の利用

1 公的住宅の利用

市は、市営住宅の空室の一時入居措置を行うとともに、他の公的住宅の空室の活用を管理者に要請する。

住宅応急復旧班

2 民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

市は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、市の借り上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供できるよう県に要請する。

住宅応急復旧班

第7節 文教対策

災害時において、幼児、児童・生徒及び学生の生命及び身体の安全に万全を期すとともに、校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保や早期の授業再開、継続などの応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を実施する。

第1 応急教育の方法等

1 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立てる。

2 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施する。

3 応急教育の方法

(1) 被災等により学校以外の場所において教育を実施する場合

当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことが予想されるため、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

(2) 臨時休業の措置を執る場合

被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるため、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

4 給食等の措置

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合

学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急修理を行ない給食実施に努める。

(2) 保管中の食材料が被害を受けた場合

保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講じる。

教育班

教育班

教育班

教育班

(3) 避難所として使用される場合

学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるため、学校給食及び炊き出しは、調整し実施する。

(4) 衛生管理

衛生管理には、十分注意し給食に起因する感染症、食中毒の予防に努める。

5 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるため、学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者を確保する。

教育班

第2 教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童・生徒に対する学用品の給与は災害救助法の適用基準に準じて行うものとする。

1 学用品給与の実施機関

学用品の調達、配分等は、市が行う。市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給する。

教育班
県

2 学用品給与の基準

(1) 学用品給与の対象

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒を含む。）に対して行う。

教育班

(2) 学用品給与の実施

学用品の給与は被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ① 教科書（教材を含む。）
- ② 文房具
- ③ 通学用品
- ④ その他の学用品

教育班

3 給付の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については1か月以内、文房具及び通学用品については、15日以内とする。

福祉班

4 災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成24年埼玉県告示第1122号）」の範囲内において県に請求する。

第3 授業料の減免、奨学金貸与の措置

教育班

1 授業料減免の措置手続き支援

市は、被災により授業料の減免が必要と認められる者については、各種証明書の発行等により、学校設置者が行う授業料減免の措置の手続きを支援する。

教育班

2 奨学金等貸与について特別の措置

市は、被災により就学に著しく困難を生じ、奨学金等の貸与を必要と認められる者については、市の入学準備金貸付制度や奨学資金貸付制度の適用について特別の措置を講じるとともに、県や学生支援機構等の奨学金制度の周知を図るものとする。

第4 その他の事項

教育班

1 災害時の対応

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、児童・生徒の保護者への引渡しを含め、登下校の安全確保に努める。また、必要な場合には臨時休業の措置を講じる。

教育班

2 学校以外の教育機関の対応

学校以外の教育機関においては、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所（館）を含む適切な措置を講じる。

教育班

3 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合

児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行なうなどその万全を期する。

4 教職員の避難所の開設等への協力

避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。

教育班

5 衛生管理

学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

教育班

第5 文化財の応急措置

指定建造物が被災した場合には、市は所有者及び管理者等から被害状況の報告を受けて以下の応急措置を施す。

1 応急修理の実施

被害の拡大を防ぐため、管理者等と連絡を取り合って応急修理を施す。

生涯学習班

2 履屋の設置

被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。

生涯学習班

3 防護柵の設置

被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管する措置を講じる。

生涯学習班

第 8 節 農地・農業の応急対策

災害時、特に水害における農地及び農作物等に対する応急対策を実施し、被害を防御または拡大を防止する。

第 1 農地・農作物の応急対策

1 農地の排水

市及び土地改良区等は、農地が被災により当該農地が湛水し自然排水を待つ状況において、復旧工事の施行または農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、関係団体と協力し、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめる。

2 農業用施設等の応急対策

市及び土地改良区等は、農業用施設等が被害を受けた場合、ため池等の堤防や水路に関する対策工事や排水、重要な農道について仮設道の建設などを行う。

3 農作物等の応急対策

市は農家に対し、農作物への薬剤散布や汚物の洗い落とし、追肥などの実施を指導し、被害を軽減する。

第 2 家畜の応急対策

市は、風害については、被害畜舎の早期修理・復旧、外傷家畜の治療と看護、死亡家畜の早期処理による余病の併発防止などの措置を実施する。

また、水害については、畜舎内浸水汚物の排除清掃や畜舎内外の消毒、家畜の健康診断、病傷家畜に対する応急手当、必要に応じ家畜伝染病の緊急予防注射などの措置を実施する。

生活物資班

生活物資班

生活物資班

生活物資班

第 5 章 大規模水害対策

第 1 節 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成 22 年 4 月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

埼玉県では、これを踏まえ県地域防災計画の中に「大規模水害対策」を掲載した。

本市についても利根川及び荒川の浸水想定区域にあり、大規模浸水被害が想定されている。そのため、市地域防災計画においても大規模水害対策を掲載する。

第 1 県計画における浸水想定

県計画における浸水想定の詳細は次のとおりである。

1 利根川

（1）首都圏広域氾濫

昭和 22 年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約 530 km²、浸水区域内人口が約 230 万人と想定される。

（2）渡良瀬貯留型氾濫

渡良瀬川、利根川に挟まれる地域の標高が周辺より低く、氾濫水が利根川と渡良瀬川の堤防に囲まれた範囲で貯留されるため、最大浸水深が 5 m を越え、建物の 3 階まで浸水するなど浸水深が深くなる地域がある。（加須市北川辺地区）

（3）古河・坂東沿川氾濫

利根川の左岸側にある猿島台地により利根川沿いに浸水範囲が限られるが、渡良瀬川貯留型氾濫と同様に 5 m 以上浸水する地域がある。

◆各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）

条件：ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約320mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①本庄・深谷沿川氾濫	本庄市山王堂地先	右岸 182.5km	約 25	約 19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸 136km	約 530	約 2,300,000
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸 118.5km	約 55	約 61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸 172.5km	約 70	約 43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸 159.5km	約 140	約 100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸 132km	約 130	約 110,000

2 荒川

(1) 元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約 200 km²と想定される。

(2) 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約 160 万人と想定される。

(3) 荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が 5m以上に達するとともに、浸水域が大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。

(4) 江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深5m以上の地域が多く生じる。

◆各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

条件：ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約550mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸 70km	約 200	約 450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸 21km	約 170	約 1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸 53.2km	約 39	約 70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸 21km	約 110	約 1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸 10km	約 90	約 1,000,000

注：表中の [] の箇所は最大値を表す

第2 基本方針

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方及び応急対応のあり方が検討されている。

県及び市は、大規模水害による被害を軽減するため、次の対策を講じる。

- ・ 適時・的確な避難の実現
- ・ 応急対応力の強化と重要機能の確保
- ・ 地域の大規模水害対応力の強化
- ・ 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- ・ 防疫及び水害廃棄物処理対策

1 適時・的確な避難の実現

(1) 取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

堤防決壊箇所付近等では氾濫流到達までの時間が短い、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

(2) 市や消防機関の役割

- ・ 浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析
- ・ 大規模水害リスクに関する情報の普及啓発
- ・ 避難に係る情報発信
- ・ 広域的な避難指針等の策定
- ・ 避難指示等の発令基準の改善
- ・ 確実な避難の実施
- ・ 孤立者の救助体制の整備
- ・ 入院患者等の広域受け入れ体制の確保

(3) 具体的な取組内容

① 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

国や県及び市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

② 大規模水害リスクに関する情報の普及

県及び市は、住民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

③ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

住民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、県及び市は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

④ 適時・的確な避難指示の実施

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

⑤ 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

県は、緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう、市町村を支援する。

⑥ 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

⑦ 広域避難に向けた検討 【県（危機管理防災部）、市町村】

市は、市域を超える広域避難及び広域一時滞在を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受け入れ協定の締結や、受け入れ対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

⑧ 孤立者の救助体制の整備

県及び市、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

⑨ 入院患者等の広域受け入れ体制の確保

浸水が想定される地域にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受け入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

県及び市は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

(1) 取組方針

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な警察、消防、水防、県、市町村その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

(2) 市や消防機関の役割

- ・ 応急対応力の強化
- ・ 排水施設の耐水性の強化
- ・ 管理する施設の耐水性の強化

(3) 具体的な取組内容

① 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

県及び市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講じる。

② 防災活動拠点の浸水危険性の把握

防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく影響が生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

③ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化

（1）取組方針

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

（2）市や消防機関の役割

- ・ 自主防災組織の育成強化
- ・ 水防団の育成強化
- ・ 事業継続に有効な重要設備の配置見直し

（3）具体的な取組内容

① 避難行動力の向上

県及び市や防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

② 水防活動の的確な実施

県及び市は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

③ 事業継続に有効な建築構造・設備配置

県及び市は、事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

（1）取組方針

国や県及び市は、大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい地域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

(2) 市や消防機関の役割

- ・ 総合治水対策の推進
- ・ 排水対策の強化
- ・ 土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進
- ・ 土地利用誘導による被害軽減

(3) 具体的な取組内容

① 治水対策の着実な実施

国や県及び市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの軽減に努める。

② 排水対策の強化

国や県及び市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

③ 土地利用誘導による被害軽減

県及び市は、住民が住宅等を建築する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の想定浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。

また、床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるなどの建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

さらに浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

5 防疫及び災害廃棄物処理対策

(1) 取組方針

国や県及び市は、大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(2) 市や消防機関の役割

- ・ 防疫作業の実施
- ・ 災害廃棄物の処理体制の整備及び実施
- ・ 生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施

(3) 具体的な取組内容

① 災害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定

【災害廃棄物の一時保管場所の確保については、第 2 編共通編第 3 章第 3 節第 3 の 3 (2) を準用する。】

② 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

【災害廃棄物等の適正処理の体制の確保については、第 2 編共通編第 3 章第 3 節第 3 の 3 を準用する。】

③ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

【生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保については、第 2 編共通編第 3 章第 3 節第 3 の 1 及び 2 を準用する。】

④ 広域連携による廃棄物処理

【広域連携による廃棄物処理については、第 2 編共通編第 3 章第 3 節第 3 の 3 (1) を準用する。】

⑤ 衛生環境の確保

県及び市は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

⑥ 広域連携による衛生環境の確保

県及び市は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

鴻巣市地域防災計画

第4編 震災対策編

第4編 震災対策編

目次

第4編 震災対策編.....	231
第1章 応急体制.....	231
第1節 市の活動体制.....	231
第2節 災害救助法の適用.....	236
第3節 応援要請の実施.....	237
第4節 要員確保.....	238
第5節 自衛隊災害派遣要請.....	239
第2章 情報の収集・伝達・広報体制.....	240
第1節 災害情報の収集・伝達.....	240
第2節 災害広報・広聴活動.....	245
第3章 市民の生命の安全確保.....	247
第1節 消防活動.....	247
第2節 水防活動.....	251
第3節 土砂災害防止計画.....	252
第4節 避難対策.....	253
第5節 要配慮者の安全確保対策.....	256
第6節 帰宅困難者への対応.....	257
第7節 救急・救助、医療救護活動.....	259
第8節 交通対策.....	262
第9節 緊急輸送.....	263

第4章 市民生活の安定確保の活動.....	264
第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給.....	264
第2節 環境衛生.....	265
第3節 遺体の捜索、処理及び埋・火葬.....	266
第4節 障害物除去.....	267
第5節 公共施設等の応急対策.....	268
第6節 動物愛護.....	280
第7節 応急住宅対策.....	281
第8節 文教対策.....	284
第9節 農地・農業の応急対策.....	285
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置.....	286
第1節 計画の位置づけ.....	286
第2節 実施計画.....	287

第4編 震災対策編

第1章 応急体制

市は、市内に地震災害が発生したとき、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、自主防災組織、市民、関係機関の協力を得て、市の組織及び機能のすべてをあげて、以下に掲げる応急対策により、市民の安全な生活を確保する。

第1節 市の活動体制

市内に地震が発生し、市は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第1 初動の体制

地震発生時は、配備基準に合わせ、3段階の配備体制で応急活動を実施する。

1 配備基準

配備区分に合わせ、3段階の配備体制で応急活動を実施する。

全課

配備区分	配備基準	人員
警戒体制 （風水害等災害対策室設置）	【地震】 ・市内で震度4の地震が発生した場合 ・その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合	「風水害等災害対策室実施要綱」に基づき、風水害等災害対策室長が当番班の職員に対し出動を指示
緊急体制 （緊急対策本部設置 緊急対策本部長：市長）	【地震】 ・市内で震度5弱の地震が発生した場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合	各班とも必要な人員（各班1/2程度） 自主参集
非常体制 （災害対策本部設置 災害対策本部長：市長）	【地震】 ・市内で震度5強以上の地震が発生した場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合	全職員 自主参集

※ 人員は災害の状況により、適時増員・減員を行う。

※ 人員は避難所担当職員は除く。

※ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたときは、上表にかかわらず、その内容により必要に応じた配備区分を決定する。

全課

2 配備体制

(1) 警戒体制

① 設置の基準及び手続

市内で震度4の地震が発生した場合、風水害等災害対策室長（危機管理監）が市長の了解を得て、必要な職員に出動を指示する。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2（1）を準用する。】

② 風水害等災害対策室の任務

【風水害等災害対策室の任務は、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2（1）を準用する。】

③ 風水害等災害対策室の組織

【風水害等災害対策室の組織は、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2（1）を準用する。】

④ 解除・移行の基準

風水害等災害対策室長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除または移行する。

ア 警戒体制の原因となった地震による予測した災害が発生するおそれが消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、警戒体制を解除する。

イ 二次災害が発生し、警戒体制から緊急体制、または非常体制への移行が必要となったときは、警戒体制を解除して、緊急体制（緊急対策本部）又は非常体制（災害対策本部）の配備へ移行する。

全課

(2) 緊急体制

① 設置の基準及び手続

市内で震度5弱の地震が発生した場合、あらかじめ指定された職員が出動し、緊急対策本部長（市長）が緊急体制の配備を発令する。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2（2）を準用する。】

② 緊急対策本部の活動

緊急体制をとった場合は、被害発生状況等の情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

ア 地震情報の収集	オ 広報活動の準備
イ 被害情報の収集	カ 被害状況の取りまとめ及び発表・報告
ウ 避難指示の検討	キ 連絡調整
エ 避難所の開設準備	

③ 協議事項

緊急対策本部は以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2(2)を準用する。】

④ 廃止・移行の基準

緊急対策本部長は、次の基準に達した場合は、緊急体制を廃止するとともに、県にこの旨を連絡する。

- ・ 緊急体制の原因となった地震による災害発生のおそれなくなったとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、緊急対策本部を廃止する。
- ・ 二次災害が発生し、非常体制への移行が必要となったときは、緊急体制を廃止し、非常体制（災害対策本部）の配備に移行する。

(3) 非常体制

全班

① 設置の基準及び手続

市内で震度5強以上の地震が発生した場合、災害対策基本法第23条の2、市災害対策本部条例の規定に基づき市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2(3)を準用する。】

震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて、県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内。第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

② 災害対策本部の開設場所

【災害対策本部の開設場所は、第1編総則第2章第3節第1(2)を準用する。】

③ 代理順位

【災害対策本部長の代理順位は、第1編総則第2章第3節第1(2)を準用する。】

④ 災害対策本部の機構

【災害対策本部の機構は、第1編総則第2章第3節第1(2)を準用する。】

⑤ 災害対策本部の班編成及び事務分掌（令和3年8月18日現在）

【災害対策本部の班編成及び事務分掌は、第1編総則第2章第3節第1(2)を準用する。】

⑥ 災害対策本部会議の運営

【災害対策本部会議の運営は、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2(3)を準用する。】

ア 災害対策本部会議の構成

【災害対策本部会議の構成は、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2(3)を準用する。】

イ 災害対策本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、災害対策本部の基本方針を決定する。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2(3)を準用する。】

ウ 廃止の基準

【廃止の基準は、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2(3)を準用する。】

エ 設置又は廃止の公表

【設置又は廃止の公表は、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2(3)を準用する。】

(4) 現地災害対策本部の設置

【現地災害対策本部の設置は、第3編風水害対策編第1章第1節第1の2(4)を準用する。】

第2 市職員の動員・参集

1 勤務時間内における動員・参集

【勤務時間内における動員・参集は、第3編風水害対策編第1章第1節第2の1を準用する。】

全班

2 勤務時間外及び休日における動員・参集

(1) 参集方法

① 勤務場所への参集

- ・震度5強以上の地震情報を入手した職員は、自主参集する。
- ・本部長、副本部長、災害対策本部員は、本部に自主参集する。
- ・全職員はテレビ、ラジオにより報道される地震情報を的確に判断し、まず家族の安否確認後、速やかに勤務場所に自主参集する。

全班

② 参集が困難な場合

【参集が困難な場合は、第3編風水害対策編第1章第1節第2の2を準用する。】

③ 参集の報告

【参集の報告は、第3編風水害対策編第1章第1節第2の2を準用する。】

3 動員・参集における注意事項

【動員・参集における注意事項は、第3編風水害対策編第1章第1節第2の3を準用する。】

全班

第3 事前措置及び応急措置等

市の区域で、災害が発生するおそれがあるときは、危険箇所に関する調査や道路の通行規制など事前措置及び必要な応急措置を速やかに実施する。

【事前措置及び応急措置等は、第3編風水害対策編第1章第1節第3を準用する。】

統括班
警察署

第2節 災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第2節を準用する。】

第3節 応援要請の実施

災害時において、市は、地方公共団体や各種団体との相互応援協定等に基づく応援要請を行うとともに、必要に応じて、県や自衛隊等への応援要請を行う。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第3節を準用する。】

統括班
福祉班
消防本部

第4節 要員確保

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通して労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第4節を準用する。】

第5節 自衛隊災害派遣要請

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

【具体的には、第3編風水害対策編第1章第5節を準用する。】

統括班

第2章 情報の収集・伝達・広報体制

第1節 災害情報の収集・伝達

大規模地震が発生した場合、通信施設の損壊、伝送路の切断または焼失などによる通信不能が発生する。また、通信設備の運用について、職員の不慣れから発生する通信不能も予測され、防災関係機関においても情報不足となり、内部相互間の情報伝達不足、さらには避難住民への正確な情報の提供ができなくなるなど、災害対策本部の機能が低下する場合がある。

そのため、市及び県並びに防災関係機関は、緊密に連絡して、迅速かつ的確に災害情報を収集するとともに、必要な箇所に伝達する災害時情報通信体制を確立する

第1 通信連絡体制

市は、地震災害の発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確な災害情報の収集を実施する。

1 通信連絡体制

(1) 総括的連絡系統

非常体制の配備において、市は、地震発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するため、被害状況を的確かつ迅速に把握する。

また、統括班及び情報収集班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすることが重要となる。

さらに、災害時の連絡系統は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部(上尾支部(県央地域振興センター)又は現地対策本部(県央地域振興センター)の場合もある。)が連絡系統の軸となる。

●総括的連絡系統図

【総括的連絡系統図は、第3編風水害対策編第2章第1節第1の1(1)を準用する。】

(2) 通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により、通信連絡を実施する。

【具体的には、第3編風水害対策編第2章第1節第1の1(2)を準用する。】

2 被害報告の系統

(1) 災害オペレーション支援システムによる報告

埼玉県災害オペレーション支援システムを用いて被害情報などの災害情報を入力することにより、県災害対策本部に直接報告される。

(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合

有線電話等での通信が可能な場合、被害状況等に関する市からの連絡先は以下のとおりとする。各情報は最終的に県災害対策本部に報告される。

被害の状況	連絡先	備考
人的被害、住家被害、非住家被害、その他被害	・ 県災害対策本部上尾支部 (県央地域振興センター)	
	・ 被害施設に関連する防災関係機関	
農林業被害	・ 農林振興センター ・ 家畜保健衛生所	農地・農業用施設被害は土地改良区からも報告される。
水道被害	・ 県保健医療部生活衛生課水道担当	
下水道被害	・ 県下水道管理課 ・ 荒川左岸北部下水道事務所	
人的被害、建物被害、道路・橋りょう・堤防被害	・ 鴻巣警察署	

(3) 無線のみの通信連絡となった場合

有線電話等での通信ができない場合、市からの連絡は県防災行政無線により県央地域振興センターに報告する。

3 地震災害時に収集する情報

災害の発災が予想される場合又は災害が発生した場合に、収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当部署は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
① 震災情報	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者など人的被害、発災の予想される事態に関する情報〕 	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・市、消防機関等の警戒担当職員 ・警察 ・各公共施設管理者など ・自主防災組織、市民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に） 	道路等応急 復旧班
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点施設の被害状況 	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・市、消防機関などの警戒担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民 	各施設所管 班
	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道） 	被害状況が 把握された後		道路等応急 復旧班
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 ・公共施設の物的被害 	発災状況の 覚知後即時	<ul style="list-style-type: none"> ・市、消防機関などの警戒担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民 	各施設所管 班
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況 ・区画整理など進行中事業区域内における発災危険状況 	被災状況が 把握された後	<ul style="list-style-type: none"> ・市、消防機関などの警戒担当職員 ・工事事業者 ・自主防災組織、市民 	道路等応急 復旧班
	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業事業所、農地・農作物の被害状況 	被災状況が 把握された後	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者 ・自主防災組織、市民 	生活物資班
	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの被災状況（電気、水道、ガス、電話通信施設など） 	被災状況が 把握された後	<ul style="list-style-type: none"> ・各ライフライン関係機関 	水道班 下水道班 情報収集班
② 市民の 動向	<ul style="list-style-type: none"> ・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など） 	避難所の収 容の後	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防機関、警察 ・自主防災組織 	教育班 生涯学習班

第2 災害情報計画

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、埼玉県災害オペレーションシステム(使用できない場合はFAX等)で県に報告する。

市において、すでに措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

1 情報収集体制の整備

【情報収集体制の整備は、第3編風水害対策編第2章第1節第2の1を準用する。】

情報収集班

2 情報総括責任者の選任

【情報総括責任者の選任は、第3編風水害対策編第2章第1節第2の2を準用する。】

情報収集班
統括班

3 情報の収集

【情報の収集は、第3編風水害対策編第2章第1節第2の3を準用する。】

情報収集班
統括班
市民支援班
被害認定調査班

4 異常現象の発見者の通報と措置

【異常現象の発見者の通報と措置は、第3編風水害対策編第2章第1節第2の4を準用する。】

統括班
情報収集班
コールセンター班
警察署

5 情報の報告

市は、管轄地域内の被害状況等について、県に報告する。県に報告ができない場合は、直接消防庁を通して内閣総理大臣に報告する。

統括班
情報収集班

(1) 報告すべき災害

- ① 市域において、人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部損壊)被害のいずれかが発生するに及んだもの
- ② 災害救助法の適用基準に合致するもの
- ③ 災害対策本部を設置したもの
- ④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- ⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの
- ⑥ 地震が発生し、震度4以上を記録したもの
- ⑦ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

●直接消防庁に報告すべき災害情報

- ・地震が発生し震度5強以上を記録した場合

(2) 報告の種別

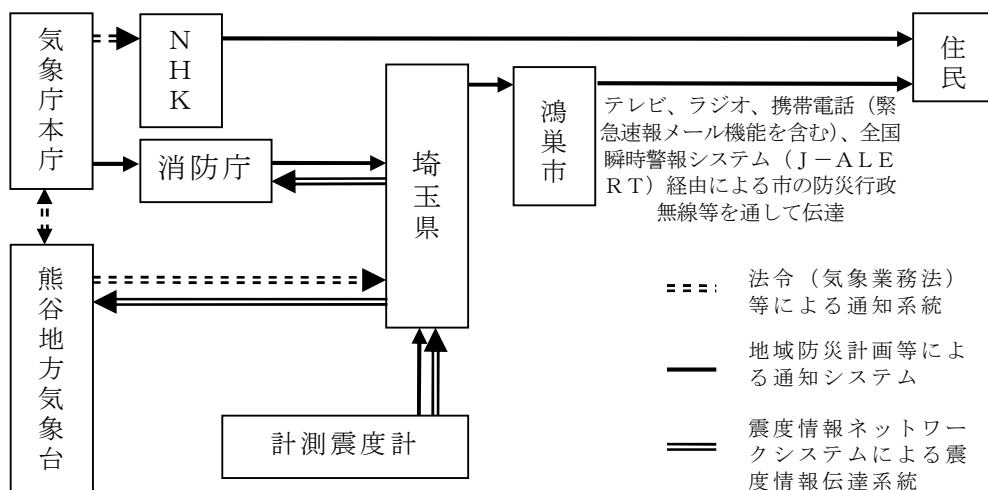
【報告の種別は、第3編風水害対策編第2章第1節第2を準用する。】

第3 災害情報の収集・伝達

市は、市域内に地震が発生したときは、直ちに市民等に伝達するほか、速やかに被害状況を県に報告する。

また、市において措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

1 地震情報の収集伝達系統図



2 市民への情報伝達

市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線や緊急速報メールを始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

3 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達

県は、県内で震度4以上の地震を観測した場合、防災行政無線の一斉FAXにより県内市町村に震度分布図と震度一覧を送信することになっている。

第4 災害通信計画

【災害通信計画設置は、第3編風水害対策編第2章第1節第3を準用する。】

統括班

統括班

県

情報収集班
統括班

第2節 災害広報・広聴活動

市は、災害発生時に、被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第1 災害広報資料の収集

【災害広報資料の収集は、第3編風水害対策編第2章第3節第1を準用する。】

第2 市民への広報

市は、保有する広報媒体を活用して広報を実施する。広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

1 広報媒体

【広報媒体は、第3編風水害対策編第2章第3節第2の1を準用する。】

2 広報内容

【広報内容は、第3編風水害対策編第2章第3節第2の2を準用する。】

3 相談・情報提供窓口の設置

【相談・情報提供窓口の設置は、第3編風水害対策編第2章第3節第2の3を準用する。】

4 要配慮者に配慮した広報

【要配慮者に配慮した広報は、第3編風水害対策編第2章第3節第2の4を準用する。】

5 帰宅困難者への広報

市は、県、東日本旅客鉄道株式会社、その他関係機関等から情報を収集し、防災行政無線、ホームページ、緊急速報メール等により、帰宅困難者にとって必要な鉄道運行状況や市内の被害状況、一時滞在施設等の情報を提供する。

また、安否を気遣う家族等への安否情報入手手段として災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の利用を広報する。

情報収集班

情報収集班

情報収集班

市民支援班

情報収集班

情報収集班

市民支援班
警察署

第3 安否情報の提供

【安否情報の提供は、第3編風水害対策編第2章第3節第3を準用する。】

情報収集班

第4 報道機関への情報提供

【報道機関への情報提供は、第3編風水害対策編第2章第3節第4を準用する。】

情報収集班
統括班

第5 災害情報相談センターへの協力

【災害情報相談センターへの協力は、第3編風水害対策編第2章第3節第6を準用する。】

第3章 市民の生命の安全確保

第1節 消防活動

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

消防本部は、「埼玉県央広域消防本部消防計画」等に基づき、消防団は「鴻巣市消防団活動マニュアル」に基づき消防活動を実施するものとする。

また、自主防災組織、事業所は、地域の安全を確保するため、初期消火に努める。

第1 消防本部・消防団活動

1 消防本部

消防本部

(1) 情報収集及び伝達

① 災害状況の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

(2) 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(3) 火災現場活動の原則

① 人命の安全確保

出動隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救助救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。

② 攻勢現場活動

火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。

③ 守勢的現場活動

火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(4) 救急・救助

要救助者の救急・救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は市民と協力して初期消火活動を行う。

(2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救急・救助と負傷者に対するの応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

(5) 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

第2 自主防災組織の活動

自主防災組織

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防本部に通報する。

事業所管理者
自衛消防組織

第3 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

自衛消防組織により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防本部へ通報するものとする。必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第4 市民の活動

市民

市民は、以下の活動を行う。

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の水のくみ置き等で初期消火に努めるとともに、消防本部に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等の二次的火災の発生防止に努める。

第2節 水防活動

市は、地震の発生により、道路、河川・水路の堤防及び橋りょうなどの施設に災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、河川施設の損壊による浸水被害を防止するため、水防機関及び消防機関は、直ちに出勤し、警戒、災害防御活動に従事するものとする。

また、河川管理者等が実施する水防活動に協力し、市民への周知に努める。

1 警戒・監視活動の実施

地震を観測した場合、荒川北縁水防事務組合及び市は、直ちに重要水防箇所のほか、荒川や元荒川の警戒・監視活動を実施し、異常な現象を覚知した場合には必要に応じて関係機関に通報する。

2 資機材の確保及び水防措置の実施

【資機材の確保及び水防措置は、第3編風水害対策編第3章第1節第2の2を準用する。】

統括班
消防団

統括班
消防団

第3節 土砂災害防止計画

【土砂災害防止計画は、第3編風水害対策編第3章第2節を準用する。】

統括班
情報収集班
被害認定調査班
道路等応急復旧班
住宅応急復旧班
消防団

第4節 避難対策

大地震発生後の延焼火災、有毒ガスなど危険物質の漏えいなど二次災害から住民の生命、身体などの安全を確保するための避難対策は、市が中心となって行う応急対策の中でも最も重要なものである。

そこで、二次災害の発生、火災拡大などにより地域住民に危険の及ぶおそれがある場合、安全に避難させるための避難対策について必要な事項を定める。

また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

第1 避難の指示

1 避難の指示の発令

(1) 避難指示の発令者

地震発生後、余震等により危険が切迫した場合には、市長は、避難指示を発令し、直ちに知事に報告する。

また、延焼拡大の可能性など必要に応じて高齢者等避難を発令する。

(2) 避難場所及び避難所の選定

指定緊急避難場所及び指定避難所の選定は、市長が行う。

2 避難の指示の発令基準と伝達

市長は、次の基準により避難指示等を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。

◆避難に関する発令の基準と内容

種別	基準	伝達内容	伝達手段
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想されるとき。 その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ①対象者 ②避難の理由 ③避難対象地域 ④携行品その他注意 	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ 緊急速報メール等
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 気象台から地震など災害に関する警報、特別警報が発せられ避難を要すると判断されるとき 関係機関から地震など災害に関する通報があり、避難を要すると判断されるとき 急傾斜地の崩壊による著しい危険が切迫しているとき 火災が拡大するおそれがあるとき・当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。 	<ul style="list-style-type: none"> ①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等 	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合 		

統括班

統括班

統括班
警察署
自衛隊

3 関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。

【市長、警察官及び自衛官による通知及び連絡は、第3編風水害対策編第3章第3節第3の2（1）、（3）に示すとおり】

第2 避難の誘導

延焼火災の拡大などの危険が切迫した場合、避難する市民の安全を確保するため、適切な誘導などを行うことにより混乱なく避難の実施を図る。

1 避難誘導の流れ

大規模な地震が発生した場合、同時多発的に火災等の被害が発生することが見込まれるため、発災後すぐに市の職員が避難誘導を行うことは難しい。そこで、市民一人一人が自主的に救助・避難誘導を行うことが重要である。

そのため、市民は、自主防災組織等が作成する「自主防災組織運用マニュアル」に基づき次の避難行動を行うものとし、市は、市民の避難行動を補助する。

◆市民の避難行動及び避難誘導実施者

避難行動	市民の取るべき行動	避難誘導実施者
発災直後 一時集合場所	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ自治会や自主防災組織で定めた災害時の一時集合場所へ参集 ・隣近所（班（組）単位）の安否確認、集結状況を把握 ・各班（組）から地域の被害状況を収集し、市に伝達 ・集結が遅れている班（組）の活動の応援 ・所在不明者の捜索・救出、初期消火 	班長、防災リーダーなど
指定緊急避難場所への避難、避難所への避難	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災等の状況から、危険の切迫性を勘案し、一時集合場所が安全でないと判断されるときは、指定緊急避難場所へ避難 ・被災により自宅での生活が困難である場合は、避難所へ避難 	自主防災組織（または自治会長など） 防災リーダー 消防団

統括班
自主防災組織
消防団

2 避難誘導の実施

避難の誘導は原則として、自主防災組織（または自治会長など）、防災リーダー及び消防団が中心となって行う。

統括班
自主防災組織
消防団

3 避難誘導の順位及び留意事項

【避難誘導の順位及び留意事項は、第3編風水害対策編第3章第3節第3の3を準用する。】

統括班
自主防災組織
消防団

第3 避難所の設置

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

1 避難所の開設

(1) 安全な地域での避難所開設

市は、予定している指定避難所が地震により使用できない場合や、延焼火災等の危険が予測される場合などには、付近の安全が確保された施設に避難所を開設する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

教育班
生涯学習班

(2) 避難所開設の流れ

【避難所開設の流れは、第3編風水害対策編第3章第3節第4の1を準用する。】

2 避難所開設の報告と公示

【避難所開設の報告と公示は、第3編風水害対策編第3章第3節第4の2を準用する。】

統括班

第4 避難所の運営

【避難所の運営は、第3編風水害対策編第3章第3節第5を準用する。】

教育班
生涯学習班
市民支援班
福祉班
保健医療班
環境衛生班
生活物資班

市民支援班
福祉班
保健医療班
統括班
情報収集班
生活物資班
教育班
生涯学習班
(福祉施設の)
施設管理者

第5節 要配慮者の安全確保対策

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等、また、在宅で介護サービスを受けている高齢者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者の安全を確保する。

【具体的には、第3編風水害対策編第3章第4節を準用する。】

第6節 帰宅困難者への対応

鴻巣市から市外に通勤・通学している市民は、約4万人に上る。このため、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人々が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

帰宅困難となった通勤・通学者等に対し、適切な情報の提供、避難所への一時収容、保護・支援、代替交通手段の確保などの帰宅活動への支援対策を県及び鉄道機関、NTT、報道機関と連携し実施する。

第1 駅周辺の混乱防止対策

1 駅での混乱防止

市は、鉄道の運行停止により市内駅周辺（鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅）において、乗降客等の帰宅困難者（駅前滞留者）が発生している場合は、東日本旅客鉄道株式会社に対し、運行再開の見込みや、駅前滞留者の概数等に関する情報を収集するとともに、一時滞在施設の開設等、市の対応について伝達する。また、一時滞在施設の開設まで、駅構内の一部や自由通路を一時待機場所として開放することや、一時滞在施設の開放等の広報を要請する。

2 一時滞在施設の設置

鉄道の運行停止が長時間に渡り、再開の見込みが立たない場合や、代替交通手段も確保できない場合、鉄道が再開するまでの間、駅前滞留者を下記の駅から最寄りの補助避難所に一時収容する。

市は、市内3駅の駅前滞留者に一時滞在施設の開設及び位置について広報を行うとともに、警察署の協力を得て、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。また、一時滞在施設では、帰宅困難者に対して飲料水、食料等の供給を行うとともに、東日本旅客鉄道株式会社と連携し、被害状況や、鉄道の運行状況等に関する情報提供を行う。

〈帰宅困難者の一時滞在施設の開設場所〉

- 鴻巣駅 → 鴻巣中学校
- 北鴻巣駅 → 赤見台中学校
- 吹上駅 → 吹上中学校

第2 帰宅活動支援

市は、市内に滞在する帰宅困難者に対して、次の帰宅活動の支援を実施する。

1 水・食料の配布

市は、避難所等において、水、食料を配布する。

統括班
情報収集班
鉄道事業者

統括班
教育班
生涯学習班
警察署
鉄道事業者
道路等応急復旧班

教育班
生涯学習班

統括班
店舗等事業者

2 休憩所提供の要請等

市は、公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放するとともに、九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーションについて、帰宅困難者に提供される品目や情報、サービスなどの項目及び対象店舗をホームページ上で周知する。

統括班
教育班
生涯学習班

第3 新幹線が停止した場合の対応

地震の発生により、市内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、東日本旅客鉄道株式会社の要請に応じ、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受け入れる。

事業所

第4 事業所・学校等における帰宅困難者対策

1 事業所等における帰宅困難者対策

事業所等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時の対応について体制整備に努める。

学校

2 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。

このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時の対応について体制整備に努める。また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

統括班

第5 災害救助法の適用の検討

市は、大勢の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、県と協議の上、災害救助法の適用を検討する。

第7節 救急・救助、医療救護活動

大規模な地震発生時には、建物の損壊や家具の落下等により、救急・救助及び医療救護を必要とする傷病者が同時に多数発生することが予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救急・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第1 消防機関の救急・救助の考え方

1 地震災害の特性

消防機関は、地震災害時の救助活動を的確かつ迅速に行うため、その災害特性を把握したうえで活動する。

- ① 多種多様な救助事象が複合し、同時に多発する。
- ② 大規模建築の倒壊、土砂崩れなど規模の大きい救助事象が発生する。
- ③ 通常の救助器具以外に建設資機材などを必要とする救助事象が発生する。

消防本部
消防団

2 救急・救助における出動の原則

【救急・救助における出動の原則は、第3編風水害対策編第3章第5節第1の1を準用する。】

消防本部

3 救急・救助における活動の原則

【救急・救助における出動の原則は、第3編風水害対策編第3章第5節第1の2を準用する。】

消防本部

第2 救急・救助の実施

1 情報の収集等

【情報の収集等は、第3編風水害対策編第3章第5節第2の1を準用する。】

消防本部

2 救急・救助体制

(1) 消防機関の体制

【消防機関の体制は、第3編風水害対策編第3章第5節第2の2を準用する。】

消防本部
消防団

(2) 市の体制

【市の体制は、第3編風水害対策編第3章第5節第2の2を準用する。】

統括班

警察署
自主防災組織
自衛消防組織

(3) 防災関係機関等の活動

【防災関係機関等の活動は、第3編風水害対策編第3章第5節第2の2を準用する。】

市民

(4) 自助・共助による活動

地震発生直後は、自身と家族の安全を確保するとともに、近隣住民での助け合いにより、出火防止や初期消火、住民の安否確認を行う。

また、二次被害の防止に配慮しつつ、要救助者の救急・救助、傷病者の応急手当や搬送を自主的に行う。

統括班
消防本部

(5) 協定締結団体との連携

【協定締結団体との連携は、第3編風水害対策編第3章第5節第2の2を準用する。】

消防本部
統括班

3 他機関への応援要請

【他機関への応援要請は、第3編風水害対策編第3章第5節第2の3を準用する。】

消防本部

4 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）との連携

消防機関は、市内において、地震による建物倒壊や列車脱線事故などにより、救出を要する市民が多数いるような大きな災害が発生した時には、知事に対して埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を要請する。

消防本部

5 救助資機材などの活用

(1) 建設機械の活用

消防機関は、大規模建物の倒壊や土砂災害などで、建設資機材を活用する場合にあっては、要救助者の身体防護に留意させ、建設機械及び救助資機材を併用して効果的に活動を行う。

(2) 資機材の集結

消防機関は、大規模救助事象の災害について、早期に各種救助資機材を集結し効果的な活用を行う。

(3) 資機材の調達

消防機関は、救助の用に供すると判断される資機材などが付近にある場合は、努めて協力依頼し、調達に配慮する。

6 災害救助法が適用された場合の費用等

【災害救助法が適用された場合の費用等は、第3編風水害対策編第3章第5節第2の4を準用する。】

福祉班

第3 傷病者搬送

1 傷病者搬送の手順

【傷病者搬送の手順は、第3編風水害対策編第3章第5節第3の1を準用する。】

保健医療班
消防本部

2 傷病者搬送体制の整備

【傷病者搬送体制の整備は、第3編風水害対策編第3章第5節第3の2を準用する。】

保健医療班
消防本部

第4 医療・助産救護活動

【医療・助産救護活動は、第3編風水害対策編第3章第5節第4を準用する。】

保健医療班
福祉班

第8節 交通対策

災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

【具体的には、第3編風水害対策編第3章第6節を準用する。】

第9節 緊急輸送

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

【具体的には、第3編風水害対策編第3章第7節を準用する。】

資産管理班
統括班
福祉班

第4章 市民生活の安定確保の活動

第1節 飲料水・食料・生活必需品の供給

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する、飲料水・食料・生活必需品の確保とその供給を実施する。

【具体的には、第3編風水害対策編第4章第1節を準用する。】

水道班
生活物資班
統括班
教育班
福祉班

第2節 環境衛生

被災地におけるし尿、生活ごみ、がれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

【具体的には、第3編風水害対策編第4章第2節を準用する。】

環境衛生班

第3節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に搜索、収容、検視（見分）及び検案を行い、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。

遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

【具体的には、第3編風水害対策編第4章第3節を準用する。】

第4節 障害物除去

災害に際して、土砂、立木、放置車両等の障害物を速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。

【具体的には、第3編風水害対策編第4章第4節を準用する。】

環境衛生班
道路等心復班
福祉班
河川管理者

第5節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共施設や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、市及び事業者、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

第1 施設管理者への応急対策の指導

市は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を指導する。

- 1 避難対策については、綿密な計画を樹立して万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講じる。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- 4 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- 5 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- 6 被害状況を県担当部局に報告する。

第2 公共施設

1 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

市は、市の公共施設について、主として外観目視等による危険性を確認し、二次災害の防止と建築物やその敷地等の地震後における使用の可能性について判断する。

2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

市は、市施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

全班

住宅応急復旧班
資産管理班

住宅応急復旧班
資産管理班

3 応急措置

応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

施設管理者

第3 ライフライン施設

ライフライン施設の応急対策は、以下の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧にあっては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、市、ライフライン事業者等は、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うための現地作業調整会議を開催する。

1 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)）

電力事業者

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

（1）応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。

この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるよう下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

- ①非常災害時は対策本(支)部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。
- ②社外者（請負会社等）及び他支社（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

（2）災害時における広報宣伝

① 感電事故並びに漏電による出火の防止

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- | |
|--|
| <p>ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>イ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッドに通報すること。</p> <p>ウ 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。</p> <p>エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用し</p> |
|--|

ないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けた上で使用すること。
オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
カ 警戒宣言が発せられた場合は unnecessary 電気器具のコンセントを抜くこと。
キ 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
ク その他事故防止のため留意すべき事項。

② 復旧予定に関する広報

震災時における市民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

③ 市民への周知方法

上記①のア及びイについては、テレビ、ラジオ、インターネット及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じてPR車等により直接当該地域へ周知する。なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

ア 感電事故防止周知 各現業機関 ⇒PR車 ⇒直接一般公衆に周知

イ 復旧周知 熊谷支社非常災害対策支部 ⇒鴻巣市災害対策本部

(3) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察・消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。

2 ガス施設応急対策

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

(1) LPガス及び燃焼器具等の供給対策((社)埼玉県LPガス協会)

避難所等における被災者の生活を援助するため、LPガス及び燃焼器具等を供給する。

- ① 地震等により被災した市は、必要に応じ、埼玉県災害対策本部に対しその支部を通じてLPガス及び燃焼器具等の調達を要請する。
- ② 市からの要請を受け埼玉県災害対策本部は、LPガスに係る業界団体を通じ、必要なLPガス及び燃焼器具等を供給可能な事業所を県内のLPガス充てん所及びLPガス販売店から選定し、支部を通じて要請を行った市へ必要な事項を伝達する。

- ③ 上記の連絡を受けた市は、当該LPガス充てん所等と連絡し、必要なLPガス及び燃焼器具等を調達する。

(2) 都市ガス事業者（東京ガス（株））

① 災害応急対策に関する事項

ア 通報・連絡

(ア) 通報・連絡の経路

社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(イ) 通報・連絡の方法

- a. 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
- b. 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

イ 災害時における情報の収集・連絡

(ア) 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

a. 気象情報

- ・気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

b. 被害情報

- ・一般情報

一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- ・対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）
- ・出社途上における収集情報
- ・その他災害に関する情報（交通状況等）

c. ガス施設等被害の状況および復旧状況

d. ガス施設等の被害および復旧に関する情報、普及作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報

e. 社員の被災状況

f. その他災害に関する情報

ウ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

エ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

- a. 勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。
- b. 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
- c. 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

(イ) 他会社等との協力

- a. 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- b. 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

オ 事業継続計画の策定・発動

(ア) 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- a. ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- b. ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- c. 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- d. その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

(イ) 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

カ 災害時における復旧用資機材の確保

(ア) 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- a. 取引先・メーカー等からの調達
- b. 被災していない他地域からの流用
- c. 他ガス事業者等からの融通

(イ) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

キ 非常事態発生時の安全確保

(ア) 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

ク 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

②災害復旧に関する事項

ア 復旧計画の策定

(ア) 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

a. 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ・復旧手順および方法
- ・復旧要員の確保および配置
- ・復旧用資機材の調達
- ・復旧作業の期間
- ・供給停止需要家等への支援
- ・宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ・その他必要な対策

b. 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

イ 復旧作業の実施

(ア) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(イ) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

- a. 高・中圧導管の復旧作業
 - ・ 区間遮断
 - ・ 漏えい調査
 - ・ 漏えい箇所の修理
 - ・ ガス開通
- b. 低圧導管の復旧作業
 - ・ 閉栓作業
 - ・ 復旧ブロック内巡回調査
 - ・ 被災地域の復旧ブロック化
 - ・ 復旧ブロック内の漏えい検査
 - ・ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
 - ・ 本支管混入空気除去
 - ・ 灯内内管の漏洩検査および修理
 - ・ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
 - ・ 開栓

水道班

3 上水道施設応急対策

(1) 被害の拡大防止

市は、災害発生後、速やかに施設等の被害状況を調査し漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(2) 応急復旧

市は、復旧に当たって計画を策定し、あらかじめ備蓄しておいた資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。応急復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

なお、応急復旧に当たっては、基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。

下水道班

4 下水道施設応急対策

下水道施設が被害を受けた場合には、市は、被害状況の把握とともに、二次災害防止に努めつつ、応急復旧を行う。

- ① 下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠、マンホール）の緊急点検を実施し、被害状況応急対策を把握する。緊急点検において、路面の陥没等の二次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。

- ② 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- ③ 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行う。
- ④ 非常災害時に備えて応急機材を備蓄する。
- ⑤ 下水道施設の応急復旧等のため、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

5 電気通信設備の災害対策（東日本電信電話（株））

通信事業者

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、以下の各項の対策をとる。

（1）応急対策

① 災害時の活動体制

ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため社内規定により、埼玉事業部に災害対策本部を設置し対応する。

イ 情報連絡

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

② 応急措置

ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ 通信の利用制限

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保する時は、利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく輻輳（ふくそう）が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

④ 災害時の広報

ア 災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努めるものとする。

イ 通信の疎通状況、利用制限措置を行った場合は措置状況及び被災した電気通信設備等の応急措置状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

ウ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報者による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

エ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機からの輻輳（ふくそう）トーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講じる。

イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講じる。

② 移動無線機等の出動

必要に応じて、移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等を出動させる。

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊による情報収集活動等を行う。

④ 通信の輻輳（ふくそう）対応

通信回線の被災等により、通信が輻輳（ふくそう）する場合は、臨時回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講じる。

⑤ 復旧工事の実施

復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

第4 交通施設の応急対策

鉄道事業者

1 鉄道施設の応急対策（東日本旅客鉄道（株））

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

（1）運転規制

地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。

- ① 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する
- ② 6カイン以上12カイン未満の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- ③ 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

※カイン（kine）は、地震速度の単位。1カイン＝1cm/s。地震動のエネルギーの強さを表すもので、建築物耐震設計に利用される。なお、地震の大きさを表す単位としては最大加速度：ガル（cm/s²）で発表されることも多い。

（2）運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

- ① 迂回又は折り返し運転
- ② バス代行又は徒歩連絡
- ③ 臨時列車の特発

（3）大地震（震度6弱以上）発生時の対応

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区指導センター及び各駅箇所に直ちに対策本部を設置する。
- ② 各地区指導センター（埼玉県では大宮、浦和）は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。

- ③ 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

2 道路施設の応急対策

(1) 国土交通省関東地方整備局、県（県土整備部、農林部）の対応

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、国土交通省関東地方整備局及び県は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。

通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに通行止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通規制を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

(2) 市の対応

市は、行政区域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置する。

3 交通信号応急対策

県（警察本部）は、交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

- ① 国道17号、122号（岩槻市以南）及び16号をはじめとする県指定の第1次特定緊急輸送路、第1次緊急輸送路、第2次緊急輸送路を優先して復旧する。
- ② 前記①の道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、県警本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

道路管理者
県
国

道路等応急復旧班

警察署
県

第5 その他公共施設等

1 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者

- ① 施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- ② 施設管理者は、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

2 畜産施設等

生活物資班

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

3 医療救護活動施設

施設管理者

- ① 施設の責任者は、施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ② 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

4 社会福祉施設

施設管理者

- ① 社会福祉施設の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ② 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ③ 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ④ 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

第6 一般建築物等

建物所有者

地震時には、二次災害を防止するため、一般建築物の所有者または管理者は公共施設に準じて応急措置等を行う。

第6節 動物愛護

市は、災害時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

【具体的には、第3編風水害対策編第4章第5節を準用する。】

第7節 応急住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力では住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに応急仮設住宅を確保することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第1 被災建築物の応急危険度判定、被災区分判定

被災建築物の応急危険度判定は、地震発生後、被災建築物を中心にその後発生する余震などによる倒壊の危険性、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定するもので、人命に関わる二次災害を防止するために実施するものである。

市は、応急危険度判定が必要と認めた場合、災害対策本部に応急危険度判定実施本部（以下、実施本部）を設け、応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定を実施する。

1 判定実施体制の確立

被災建築物の応急危険度判定は、人命に関わるものであり、被災後1週間程度で完了する必要があるため、被災建築物を判定する応急危険度判定士や器材を確保し、危険度判定体制を整える。

（1）判定士の確保

被災建築物の応急危険度判定は、県により認定された判定士が行う。

実施本部長は、地元判定士などに参集場所、参集時間、判定業務従事予定期間など判定士の参集に必要な事項の連絡を行う。

地元判定士は、市の参集要請により参集するか、あらかじめ定められた方法により自主参集する。

地元判定士では不足すると判断した場合には、県や相互応援協定を締結している市町に応援要請を行う。

（2）危険度判定コーディネーターの配置

災害対策本部長は、実施本部及び危険度判定拠点に行政職員などにより構成される判定コーディネーターを配置し、判定士の振り分けや業務配分などの調整にあたらせる。

住宅応急復旧班
被害認定調査班
資産管理班

住宅応急復旧班
資産管理班

住宅応急復旧班
資産管理班

2 判定実施順位の決定

応急危険度判定調査の順位は、延焼地域を除き、被害が著しい地域、市民からの申し出があった順とするが、二次災害の危険性がある建物を優先する。

住宅応急復旧班
資産管理班

3 判定の実施

応急危険度判定調査は、次の3段階により判定する。特に必要な注意を付して建物玄関付近にステッカーを掲示するとともに、関係者へ安全指導する。

◆ 応急危険度判定ステッカーの種類

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危険	建物への立ち入りが危険
黄色	要注意	建物への立ち入りに注意を要する
緑色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

住宅応急復旧班
資産管理班

4 被災度区分判定（復旧要否の判定）

災害により被害を受けた公共施設については、市は、復旧をできるだけ速やかに行うために、被災建築物の復旧の要否を判断する。

民間建築物については、建物所有者が任意に建築業者等との契約により、建物の耐久度、復旧工事の要否を判断するよう周知、啓発する。

住宅応急復旧班
資産管理班

5 住民への広報、建築物所有者などへの対応

実施本部長は、被災地の住民及び建築物の所有者に対して、応急危険度判定実施の理解を得るために、立ち入りなどによる危険性、被害認定との相違などについて広報する。

住宅応急復旧班
資産管理班

第2 被災宅地の危険度判定

市は、災害により崩壊の危険性がある宅地に対して、被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

なお、被災宅地危険度判定の実施は、応急危険度判定と同様に行うものとし、以下の判定ステッカーを用いて市民に明示する。

◆ 被災宅地危険度判定ステッカーの種類

ステッカーの色	判定	判定の内容
赤色	危険	宅地への立ち入り危険
黄色	要注意	宅地への立ち入りに注意を要する
青色	調査済	判定の結果、被災程度は小さい

第3 被災住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用されたとき、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

【被災宅地の応急修理は、第3編風水害対策編第4章第6節第1を準用する。】

住宅応急復旧班
福祉班

第4 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

災害救助法が適用され応急仮設住宅が必要と認められる場合には、利用可能な公的住宅等の空室の状況や必要な応急仮設住宅の建設戸数を県に報告する。災害時の応急住宅の確保は県が行うものであり、市は県が行う事務を補助することになっている。

1 応急仮設住宅の設置

【応急仮設住宅の設置は、第3編風水害対策編第4章第6節第2の1を準用する。】

住宅応急復旧班
資産管理班

2 応急仮設住宅の供給

【応急仮設住宅の供給は、第3編風水害対策編第4章第6節第2の2を準用する。】

住宅応急復旧班

3 応急仮設住宅の建設

【応急仮設住宅の建設は、第3編風水害対策編第4章第6節第2の3を準用する。】

住宅応急復旧班

4 災害救助法が適用された場合の費用等

【災害救助法が適用された場合の費用等は、第3編風水害対策編第4章第6節第3を準用する。】

福祉班

5 既存住宅の利用

【既存住宅の利用は、第3編風水害対策編第4章第6節第4を準用する。】

住宅応急復旧班

第8節 文教対策

災害時において、幼児、児童・生徒及び学生の生命及び身体の安全に万全を期すとともに、校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保や早期の授業再開、継続などの応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を実施する。

【具体的には、第3編風水害対策編第4章第7節を準用する。】

第9節 農地・農業の応急対策

災害時、農地及び農作物等に対する応急対策を実施し、被害を防御または拡大を防止する。

【具体的には、第3編風水害対策編第4章第8節を準用する。】

生活物資班

第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第1節 計画の位置づけ

第1 計画の趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年12月施行)は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。埼玉県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、市域は震度5弱から5強程度の揺れが推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」(内閣府(防災担当))を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2節 実施計画

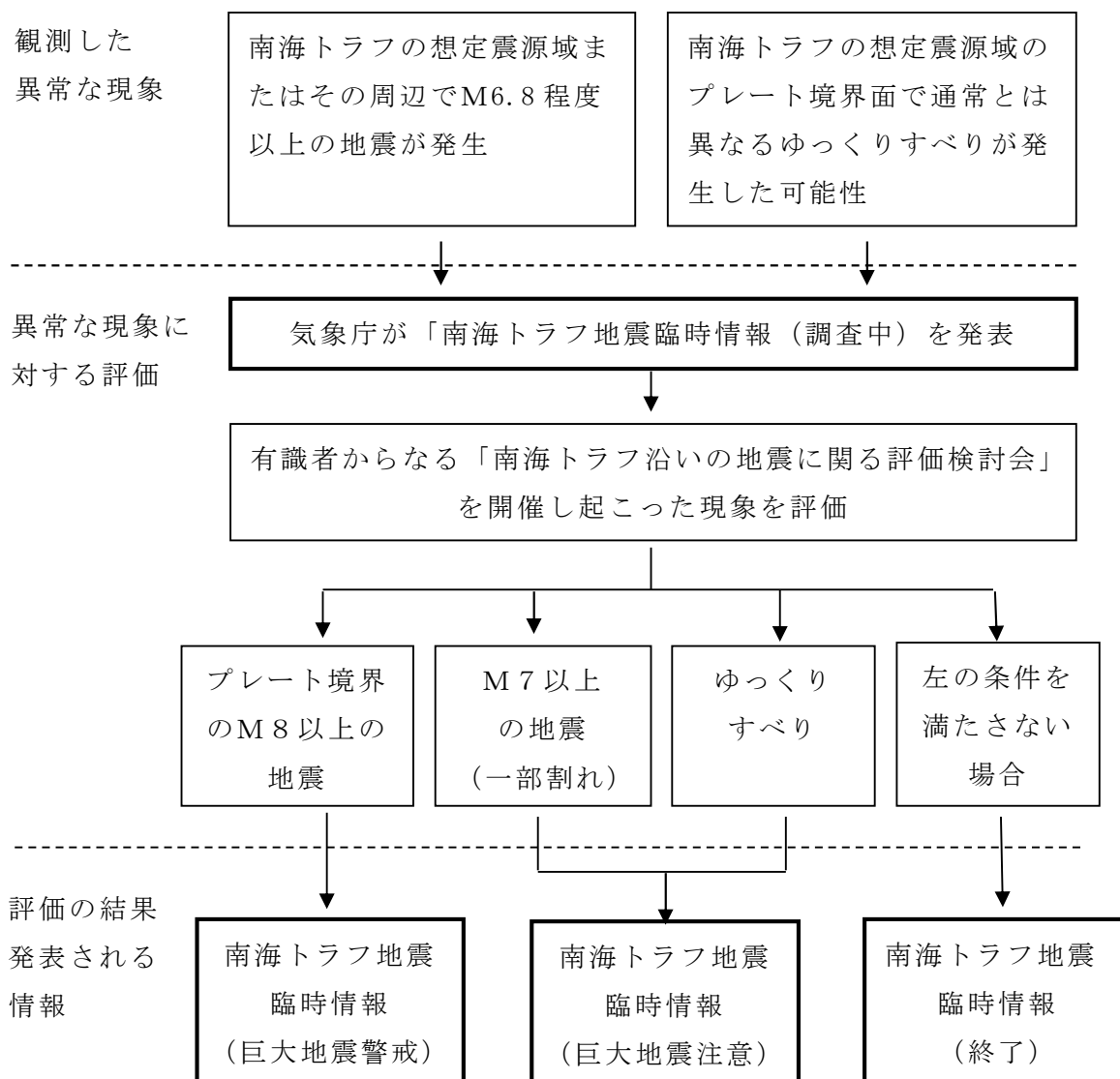
第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から情報を受けた場合、庁内及び市民に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



2 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、市内の企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	2週間（警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

■住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない 等

■企業等の防災対応

○日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認 等

第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、本編、第1章～第4章に基づき災害対応を行うものとする。

鴻巣市地域防災計画

第5編 個別災害対策編

第5編 個別災害対策編

目 次

第5編 個別災害対策編.....	289
第1章 大規模事故対策.....	289
第1節 道路事故対策.....	289
第2節 危険物等事故対策.....	292
第3節 鉄道事故対策.....	297
第4節 航空機事故対策.....	299
第5節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策.....	301
第2章 風水害・地震以外の自然災害対策.....	310
第1節 農作物等災害対策.....	310
第2節 竜巻等突風災害対策.....	311
第3節 火山噴火降灰災害対策.....	313
第4節 雪害対策.....	315

第1章 大規模事故対策

市内には国道17号及び17号熊谷バイパスが走り、現在新大宮バイパスと熊谷バイパスを結ぶ上尾道路の整備も進められ、県央地域の交通の要衝としての機能を果たしている。

国道17号は、都心と上信越方面を結ぶ広域幹線道路で、箕田では1日(24時間)約5万台の交通量があり、様々な交通がある。

こうした道路で、一たび大規模な事故等が発生した場合には、市は、被害の軽減と二次災害の防止等を図るため、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。

第1節 道路事故対策

大規模な交通事故等により多数の死傷者が発生した場合や、タンクローリー等危険物を積載する車両の事故等による爆発や有毒ガス等が流出した場合で、被害の軽減、二次災害の防止等の対策が必要な場合、市は、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。

なお、各応急活動においては、「風水害対策編」「震災対策編」に準じて実施する。

第1 事故等の予防措置

道路管理者は、定期的に危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

大雨等の異常気象による事故の発生を防止するため、異常気象時通行規制区間及び特殊車両通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域市民や道路利用者に広報する。

また、異常気象時に道路パトロールを実施し、危険箇所を把握し、事故防止のための予防対策を図る。

第2 応急対策

1 活動体制の確立

大規模な道路事故が発生した場合、市、県、道路管理者は、関係機関と連携し、事故災害応急対策を実施するための活動体制を確立する。

市及び県は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

道路管理者

統括班
情報収集班
道路等応急復旧班
道路管理者
県

統括班
情報収集班
道路等応急復旧班

2 情報の収集・報告等

(1) 市の対応

大規模な道路事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

県

(2) 県の対応

大規模な道路事故が発生した場合、県は、被害状況の把握を行う。必要に応じて、県防災航空センターのヘリコプターの活用、現地調査班による現地調査を行う。

収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

警察署

(3) 警察の対応

警察は、現場情報を多角的に収集し、状況を的確に判断して必要な措置をとる。

消防本部
県
警察署

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関、警察と協力して被害者の救出、救助活動を行う。

消防本部

4 消火活動

市及び消防機関は、大規模な道路事故により、火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。消防機関は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

消防本部
保健医療班
警察署
県

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

県及び市は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

また、市及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行う。

消防本部
保健医療班

6 医療救護活動

市は、県及び関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な救急搬送及び医療救護活動を実施する。

7 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者、消防機関及び警察は、道路事故により危険物が流出した場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

道路管理者
消防本部
警察署

8 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

道路等応急復旧班
道路管理者
警察署

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずる。

9 被災者等への的確な情報伝達活動

県、市及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。また、県及び市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

情報収集班
道路等応急復旧班
道路管理者
県

情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

また、県及び市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るとともに、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

10 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

道路等応急復旧班
道路管理者

第2節 危険物等事故対策

市は、ガソリンなど石油類をはじめとした危険物、高圧ガス、火薬類による火災や爆発、毒物・劇物の漏えい・流出による被害、サリン等による人身被害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化を図る。

また、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、施設の適正な維持管理及び保安措置を講じるために保安教育並びに防火思想の啓発等の徹底を図り、災害の防止に努める。

第1 危険物災害応急対策

1 基本方針

施設管理者は、消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防機関、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第2 高圧ガス災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、高圧ガス保安法により規制をうける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

施設管理者
消防本部
警察署

施設管理者
消防本部
警察署

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領(平成17年3月17日知事決裁)」に基づき応急措置を実施するものとする。

2 応急措置

(1) 施設等の管理者による応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の市民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

(2) 知事による緊急措置命令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため、必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

(3) 市長による基準適合命令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が基準適合命令を発する。

第 3 火薬類災害応急対策

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に火災が発生し、又は危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

施設管理者
消防本部
警察署

県

消防本部

施設管理者
消防本部
警察署

施設管理者
消防本部
警察署

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- ② 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。
- ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張り等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。

第4 毒物・劇物災害応急対策

1 活動方針

施設管理者は、毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるとき、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防本部に通報することとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、通報を受けた者は直ちに関係機関に連絡すると同時に災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の要請による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)により、応急措置を講じる。

2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

- ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。
- ② 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。
- ③ 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。
- ④ 施設周辺の市民の避難措置を講じる。

第 5 サリン等による人身被害対策

1 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

施設管理者
消防本部
警察署

2 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は次の体制により、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努める。

施設管理者
消防本部
警察署

(2) 情報収集

市は、市域内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

統括班
情報収集班
施設管理者
消防本部
警察署

その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、第 3 編風水害対策編第 2 章第 1 節に準じて行う。

(3) 立ち入り禁止等の措置

警察及び消防機関は、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立ち入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

施設管理者
消防本部
警察署

(4) 救出、救助

市は、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害中隊(毒劇物等対応小隊)及び自衛隊派遣により対処する。

施設管理者
消防本部
警察署

(5) 医療救護

県は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう市、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

県

県

(6) 救急搬送

県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターやドクターヘリにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

県

(7) 汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、自衛隊に汚染除去を要請する。

施設管理者
消防本部
警察署

(8) 避難誘導

市長、警察官等は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の市民に対して避難指示を行う。

第3節 鉄道事故対策

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故が発生した場合、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。なお、各応急活動においては、「風水害対策編」「震災対策編」に準じて実施する。

第1 活動体制の確立

1 鉄道事業者等の活動体制

鉄道事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。

鉄道事業者

2 市の活動体制

市は、市域に鉄道事故が発生した場合、県、周辺市町、指定地方行政機関、公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

統括班

また、被害の状況により必要な場合、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

3 県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、必要に応じて鉄道事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

県

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第2 情報の収集・報告等

1 鉄道事業者等の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

東日本旅客鉄道(株)

2 市の対応

鉄道事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

統括班
情報収集班

県

3 県の対応

県は、県内で鉄道事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災航空センターのヘリコプターを活用するとともに、災害対策本部（県庁）及び上尾支部（地域機関）、現地災害対策本部（地域機関）の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせる。

収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客及び周辺住民の安全の確保

1 乗客等の避難

鉄道事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、警察及び消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

2 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、災害対策基本法第60条により避難指示を行う。

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

4 消火活動

市及び消防機関は、鉄道事故により、火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

5 応援要請

市、県及び関係機関は、鉄道事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

6 医療救護活動

消防機関及び医療機関は、関係機関と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

7 広報活動

鉄道事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

東日本旅客鉄道(株)
消防本部
警察署

統括班
消防本部
警察署

統括班
消防本部
警察署

消防本部

統括班
県

保健医療班
消防本部

東日本旅客鉄道(株)

第 4 節 航空機事故対策

市域及び近隣に航空機の墜落事故が発生した場合、県及び関係機関と連携し、情報の収集、広報、避難、救出、救助等の活動を円滑に実施する。なお、各応急活動においては、「風水害対策編」「震災対策編」に準じて実施する。

第 1 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、東京空港事務所に速やかに通報し、活動体制を確立する。

航空事業者

2 市の活動体制

市は、市域及び周辺に航空機事故が発生した場合、県及び関係機関と連携し、被害の拡大防止、広報、救出救助等の応急対策を実施するため、活動体制の確立を図る。

統括班

市は、被害の状況により必要な場合においては、災害対策本部、現地災害対策本部を設置して対応する。

3 県の活動体制

県は、県内に航空機事故が発生した場合、必要に応じて航空機事故対策における現地災害対策本部又は埼玉県危機対策会議を設置し、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て、事故災害応急対策を速やかに実施する。

県

また、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故対策の実施を支援するとともに、総合調整を行う。

第 2 情報の収集・報告等

1 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合、速やかに情報を収集し、適切な処置が実施できるよう、関係機関に必要な情報を提供する。

航空事業者

2 市の対応

航空機事故により被害が発生した場合、市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、市が実施した応急対策及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。

統括班
情報収集班

県

3 県の対応

県は、県内に航空機事故が発生した場合、被害状況等の情報を収集するため、県防災航空センターのヘリコプターを活用するとともに、県職員及び航空機事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査を行う。収集した情報は、映像電送システム等を活用することにより、情報の共有化に努める。

第3 乗客等の避難

航空事業者
消防本部
警察署

1 乗客等の避難誘導

航空機事故により、乗客の生命に危険が及ぶ場合、事業者、消防機関は連携し、乗客の避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際には、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

統括班
消防本部
警察署

2 災害現場周辺の市民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の市民の生命財産に危害が及ぶ場合、市長は、災害対策基本法第60条により避難指示を行う。

統括班
消防本部
警察署

3 救出救助活動

市は、県及び消防機関と協力して被害者の救出救助活動を行う。

消防本部

4 消火活動

市及び消防機関は、航空機が墜落により、広域に及び火災が発生した場合、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

統括班
県

5 応援要請

市、県及び関係機関は、航空機事故により大規模な被害が発生した場合、他の地方自治体、関係機関に応援を要請するとともに、県は自衛隊に災害派遣の要請を行う。

保健医療班
消防本部

6 医療救護

消防機関及び医療機関は、県と緊密に連携協力し、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

航空事業者

7 広報活動

航空事業者は、市、県及び関係機関、報道機関等と連携し、事故に関する情報を広報するとともに、周辺の規制状況等に関する情報の提供に努める。

第 5 節 放射性物質及び原子力発電所事故等災害対策

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

さらに、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、本市から比較的近い場所に立地している原子力発電所においては、これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が大気中に飛散する等の事故（以下「放射線関係事故」という。）が発生した場合の影響の甚大性を考慮し、その迅速かつ円滑な対応を図る。これらの対策を講ずる場合にあっては、国・県などが行う主体的な対策と綿密に連携し行う。

第 1 情報収集及び活動体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡の確保のため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。

2 市の活動体制の整備

市は、災害応急体制のほか、県及び医療機関相互の連絡体制を整備するとともに、放射線関係事故に備え、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

また放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

第 2 核燃料物質等輸送事故災害対策計画

1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）（以下「原災法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に定める者。以下「事業者」という。）

危機管理課
国
警察署
消防本部
放射性物質取扱
事業者

危機管理課
福祉課
障がい福祉課
こども応援課
保育課
健康づくり課
子育て支援課
医療機関
自主防災組織

統括班
情報収集班
警察署
消防本部
県
原子力事業者

の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第 3 条第 2 号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第 10 条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第 10 条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄りの消防機関、最寄りの警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する本市及び安全規制担当省庁などに通報する。

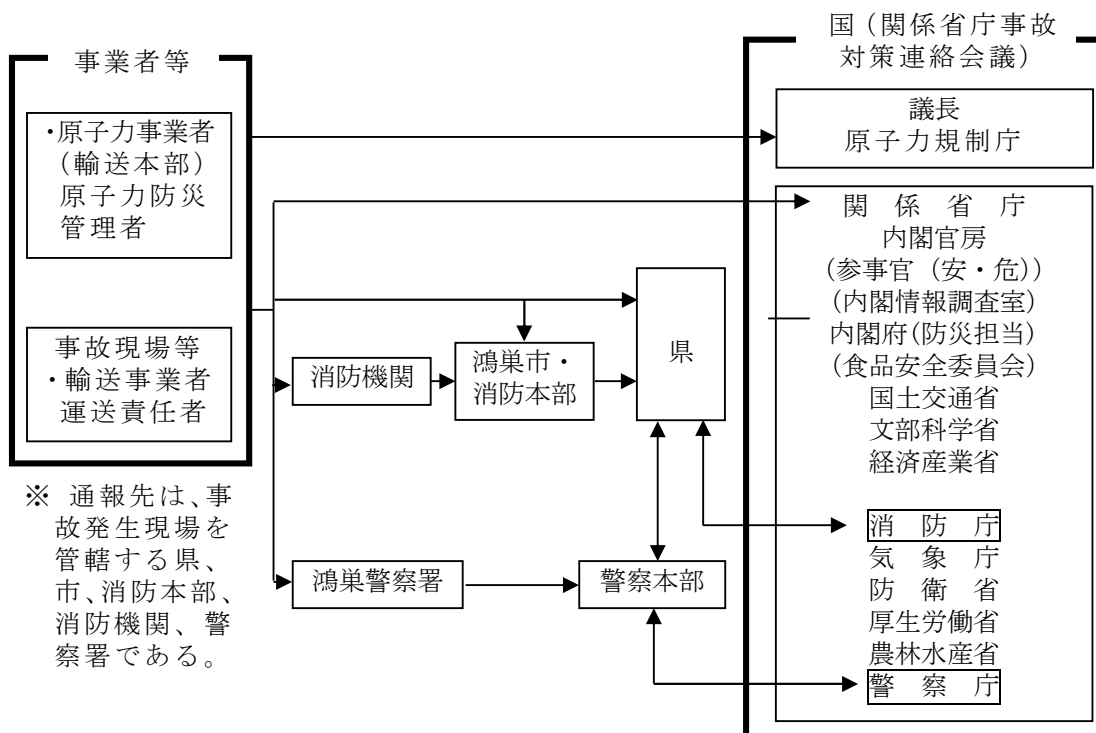
- ア 特定事象発生 の 場所 及び 時刻
- イ 特定事象 の 種類
- ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- エ 気象状況（風向・風速など）
- オ 周辺環境への影響
- カ 輸送容器の状態
- キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ク 応急措置
- ケ その他必要と認める事項

市は、事業者などから受けた情報について、県、安全規制担当省庁、道路管理者、警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行う。

② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。

◆核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



③ 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 通信手段の確保

市、県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。

また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

統括班
システム班
電気通信事業者

2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

原子力事業者

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、突発重大事案発生時の初動措置要綱の規定に沿った指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助、交通規制等の必要な措置を講ずる。

警察署

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急、除染活動等の必要な措置を講ずる。

消防本部

※ 警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後おおむね 100m を確保する。また、現場で広報活動を実施する。

全班

(4) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制、災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図る。

統括班

(5) 応援要請

県は、必要に応じて、市に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求める。

消防本部
輸送事業者

3 消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

全班

4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第 15 条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び市はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、次項「5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」以下の措置を講ずる。

統括班

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認められたときは、市は、災害対策本部を閉鎖する。

統括班

5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

市は、県と連携し、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の輸送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後輸送する。

道路等心霊復旧班
警察署

(2) 交通の確保

市は、市職員、現場の警察官、関係機関等からの情報等により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制に当たっては、市及び警察は、相互に密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関、応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先する。

6 退避・避難収容活動など

(1) 退避・避難等の基本方針

統括班

市は、県と連携し、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示を発令する。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

統括班

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が退避・避難が必要な線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

※ 核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に1時間滞在した場合の被ばく線量は0.5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。この考えに基づき、警戒区域は核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

② 市民への屋内退避・避難等の実施の指示

統括班
情報収集班

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、市民に講ずるよう指示する。また知事は、市域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、市長を応援するよう指示する。

統括班

③ 関係機関への協力の要請

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

統括班
教育班
生涯学習班

(3) 退避・避難等の実施

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。また、必要があれば、指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による輸送等の措置を講ずる。

教育班
生涯学習班

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。また市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

福祉班
保健医療班

(5) 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

統括班
情報収集班

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

統括班
情報収集班
道庁等心霊復旧班

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

③ 市民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに市民等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

コールセンター班

7 各種規制措置と解除

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。

水道班
生活物資班
統括班
県
国

(2) 解除

市、県、原子力事業者等、消防機関等は、環境モニタリングによる地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

水道班
統括班
道路等心復旧班
県
国

8 飲料水の供給体制の整備

市は、放射線物質に関係する事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、風水害対策編第4章第1節第1に準じて飲料水を供給する。特に、乳幼児に優先的な飲料水の供給を実施する場合には、国・県等と協働して実施する。

水道班
県
国

9 被害状況の調査等

(1) 被災市民の登録

市は、県の指示により、医療措置、損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民を登録する。

統括班
教育班
生涯学習班

(2) 被害調査

市は、県の指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ア 退避・避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ 飲料水、飲食物の摂取制限措置
- エ その他必要と認める事項

水道班
生活物資班
統括班
道路等心復旧班
県

統括班
保健医療班
県

10 市民の健康調査等

市は、県と連携し、退避・避難した地域住民に、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と人心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に、医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、輸送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第3 放射性物質取扱施設事故対策計画

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は、次のとおりとする。

1 事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、市、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

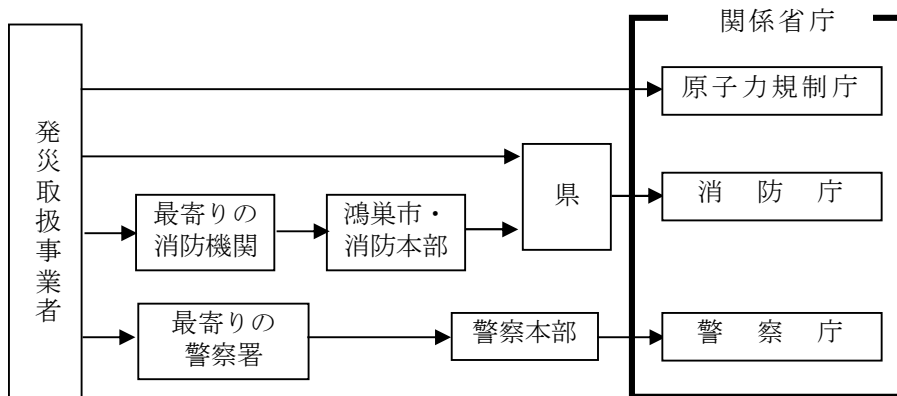
- ア 事故発生時刻
- イ 事故発生場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁、市など関係機関等へ連絡する。

(2) 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

◆放射性同位元素取扱事業所での事故発生の場合に係る連絡系統



放射性物質取扱
事業者

放射性物質取扱
事業者

(3) 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

統括班
県
国
放射性物質取扱
事業者

(4) 通信手段の確保

市、県等防災関係機関は、発災後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保する。また電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

統括班
システム班
県
国
電気通信事業者

2 活動体制の確立

市は、県と連携し、本節第2に準じ、活動体制の確立を図る。

統括班
情報収集班
警察署
消防本部
県

第 4 原子力発電所事故対策計画

本節第2の4～10について、原子力発電所事故対策計画に準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、県及び市による放射線量の測定結果を踏まえ検討を行う。

1 放射線量等の測定体制の整備

(1) 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

市は、市民の日常生活に密着する校庭等の公共施設で、空間放射線量を測定し、市域の放射線量の分布を把握し、公表する。

統括班
情報収集班
環境衛生班
県

(2) 飲料水、農畜産物等の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水、農畜産物等の安全性を確保するため、「原子力災害対策指針」（令和元年7月、原子力規制委員会）及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜産物等の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行う。

統括班
水道班
生活物資班
県

第2章 風水害・地震以外の自然災害対策

第1節 農作物等災害対策

第1 予防対策

1 技術指導

異常気象による被害や病虫害による被害を最小限に防止し、農業経営の安定を図るため、農業関係機関と連携し、防除体制及び防除技術の強化に努める。

市は、凍霜害、暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農作物被害が発生した場合は、関係機関と連携し、被害後の技術対策等の指導をする。

また、異常気象時の被害防止措置、病虫害発生時の被害の拡大防止等の技術指導を行い、農業被害の防止軽減に努める。

2 情報の収集・伝達

市は、気象に関する情報を収集し、必要に応じて防災行政無線等により、農業関係機関、生産者等に伝達し、農業被害の防止・軽減に努める。

また、農業関係機関と連携し、病虫害に関する情報の収集及び提供に努める。

3 被害の報告体制の整備

農業被害が発生した場合に市が早期に被害状況等を把握できるよう、農業関係機関、生産者等との連携を強化するとともに、被害に関する報告体制の整備に努める。

第2 応急対策

農業生産基盤、養殖施設等施設被害のほか、畜産肥料の未入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、市及び県、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

【具体的には、「第3編風水害対策編第4章第8節」を準用する。】

農政課

農政課

農政課

生活物資班

第 2 節 竜巻等突風災害対策

住家が密集した市街地で竜巻が発生すると、看板や屋根瓦の破片など多様な飛散物が発生し、住家の窓ガラスが割れる被害や、老朽住宅では庇（ひさし）や屋根が飛ばされるなどの被害が想定される。耐火建築物である学校においても、教室や体育館の窓ガラスが割れる被害が出ると予想される。

竜巻の規模によっては、電柱の傾斜や折損、電線の垂れ下がりといった被害も発生し、停電や通信回線の途絶が起きる。

竜巻等が発生するおそれが高まったとき、気象庁は竜巻注意情報を発表する。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度 2 が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表され、有効期間は発表から約 1 時間である。対象地域内で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域を示す竜巻発生確度ナウキャストの「発生確度 2」の情報は、予測の適中率は 7～14%、捕捉率は 50～70%程度である。

こうした災害の特性及び越谷市や熊谷市といった近年の事例等を踏まえ、市民の安全を確保するための措置を講じる。

第 1 活動体制

竜巻等突風災害の態様は、特定の地域に限定されることが想定される。市は、災害が発生したときは、緊急体制とし、災害現場の情報をもとに、配備体制や災害対策本部の設置等を検討する。

危機管理課

第 2 予防対策

1 対応方針の準備

「竜巻」対策について関係機関との意見交換を行いつつ、当面の対応方針をあらかじめ決定し、明確にしておく。

危機管理課

2 情報伝達方法の確認

市民への情報伝達を行う場合に備え、伝達内容、具体的伝達文案、伝達時点、伝達対象、伝達手段をあらかじめ決定し、明確にしておく。

学校や社会福祉施設については、伝達方法の充実を図る。

危機管理課

3 理解と啓発

竜巻注意情報や対処行動方法等、竜巻等突風について、職員への研修や市民への啓発を行う。

危機管理課

市民への啓発では、窓ガラス等に飛散防止フィルムを貼るなどの事前対策も周知する。また、学校等公共施設についても同様の事前準備の対応を検討する。

第3 応急対策

危機管理課

1 気象情報に対する注意

「竜巻」注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表されたときには、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表に注意する。

危機管理課

2 竜巻注意情報発表時の対応

竜巻注意情報が埼玉県に発表されたときには、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。

危機管理課

3 情報の伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要する学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者に対し、既存の連絡体制や防災行政無線等により情報伝達を行う。

危機管理課

4 注意喚起情報の伝達

市内において、気象の変化（「空が暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」などの積乱雲が近づく兆し）がみられ、かつ、竜巻発生確度ナウキャストで、市域が「発生確度2」の範囲に入った場合には、市民に対し防災行政無線等で情報伝達を行う。

危機管理課

5 竜巻発生情報の伝達

市内及び周辺において、竜巻が発生したことを確認した場合は、市民に対し防災行政無線等で情報伝達を行う。

情報伝達の内容は、竜巻の発生、市民の対処行動の2点について行う。

全課
国
県

6 被害が発生した場合の対応

市は、竜巻・突風等により生じたがれきについて、集積場等からの収集運搬を迅速に実施し、早期の生活再建につなげる。また、竜巻・突風等の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容するとともに、家屋被害が発生した場合は、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

道路上にがれき等が飛散した場合、道路管理者は道路上のがれき等の障害物を迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

第 3 節 火山噴火降灰災害対策

我が国は、地震国であるとともに火山国でもある。日本列島には 110 の活火山（平成 23 年 6 月現在・火山噴火予知連絡会）があり、いつどこで大きな噴火が起きるかわからない。平成 26 年 9 月に多くの登山者がいる中で突然に起きた御嶽山の噴火では 50 数名の犠牲者が発生した。

火山噴火は、火山の周辺地域が壊滅的な打撃を受けるとともに、噴出物の種類や量、気象条件によっては、100km 以上の範囲にわたって火山灰が降り、その影響が数年という長期間にわたって続くことがわかっている。

過去の災害履歴から、本市に噴火による被害を及ぼすと想定される活火山は、富士山と浅間山がある。

富士山は、我が国の陸域では最大の火山であり、現在も活動している新富士は、規模は小さいが、火砕物と呼ばれる火山灰を大量に噴出してきた歴史がある。国の検討会でも火山灰の噴出を想定しており、約 300 年前の宝永大噴火（宝永 4 年・1707 年）と同規模の噴火が起こった場合、本市も、火山灰が 2cm 以上降ると予想されている。

一方、浅間山は、天明 3 年（1783 年）の噴火で、本市付近でも約 7cm の降灰が記録されている。最近では、平成 21 年 2 月 2 日に噴火し、本市でも降灰が確認されている。

なお、国の検討会（内閣府「富士山ハザードマップ検討委員会」）報告においても、火山灰の降灰により、一時、鉄道・空港が使えなくなり、雨天の場合は道路の不通や停電も起こると想定しており、本計画でも噴火による降灰災害に対応する。

被害想定項目	被害内容
健康被害	長期にわたって呼吸器に障がいを出す人が出る。
道路交通網の被害	降灰後に降雨があった場合、5 mm/日の降灰で道路が通行不能になる。
電力被害	降雨がない場合には被害なし。降雨があった場合には、1 cm 以上で停電が起きる。（被害率 18%）
農作物被害	畑作物は 2 cm 以上の降灰で、1 年間収穫できない。稲は 0.5 mm で 1 年間収穫できない。
森林被害	植木等樹木被害は、1 cm 以上の降灰があった範囲で 50% 程度の被害が生じる。（降灰付着による幹の折損、湾曲、変色、枯死等）
上水道被害	降灰後の埼玉県各浄水場の被害状況により、断水・利用制限が生じる。
下水道被害	ほとんどない。

第 1 予防対策

1 情報の整理

危機管理課

我が国は火山列島であり、全国各地の火山活動に対する事例から、火山の噴火による降灰の影響をあらかじめ整理する。

2 対策の準備

危機管理課

市としては、道路・交通機関への降灰の影響を考慮して準備する。特に火山灰が道路に 2 cm 程度積もった場合、除去の方法や必要な資機材、車両などを検討する。

3 住民への啓発

危機管理課

火山の噴火に伴う降灰については、本市域でもかつて経験したことがある災害であり、全国各地で現在も起きていることなどを知らせ、不必要なパニックにならないことなどを啓発する。

第 2 応急対策

1 火山灰の除去

環境課

道路や鉄道の被害については、火山灰を的確に除去することで、被害を大幅に軽減することが可能である。そのため、火山灰除去の経験をもつ公共団体との広域的な応援体制がとれるよう検討する。

宅地に降った火山灰の除去については、所有者または管理者が対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、市が対応する。道路における火山灰除去については、道路管理者間で調整を行い、速やかな除去を行う。

2 農作物等被害の軽減

農政課

降灰による農作物等被害については、範囲も広くなることから、降灰中の応急対策は困難である。また、降灰後も長期にわたって被害が継続する可能性がある。

そのため、火山活動がおさまった段階における復旧・復興対策については、関係機関と連携し検討する。

3 火山灰の回収・処分

環境課

宅地など各家庭から排出された火山灰の回収は、市が実施する。また、各事業者から排出された火山灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施する。

市は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

第 4 節 雪害対策

平成 26 年 2 月 14 日の大雪では、秩父 98cm、熊谷 62cm など積雪観測史上最高を記録した。

埼玉県内では、雪の影響により、山間部では 1,000 世帯以上が一時孤立し、主要道路も通行止めになったことから、自衛隊に除雪のため救援要請が行われ、秩父市など 2 市 5 町に災害救助法が適用された。

また、積雪によるガレージの倒壊や道路路面凍結による交通事故及び転倒者の多発など死傷者が発生したほか、停電、物流途絶による燃料や物資の不足の事態となった。市内でも、農業用ハウスが雪の重みで倒壊するなどの農業被害も発生した。

鉄道では、JR 高崎線は、14 日夜間に運転再開した電車が途中駅で足止めになり、東京方面からの帰宅者が暖房の停止した電車の中で一泊するという事態が起きるなど大きな混乱となった。

たとえ数 cm であっても、積雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能へ大きな影響が出る事が明らかになっている。

こうした経験を踏まえ、本計画では大雪による被害から交通、通信及び電力供給等の確保を図り、主として降雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を目的として雪害対策を計画する。

第 1 予防対策

1 道路交通の確保の備え

降雪時の道路交通を確保するため各道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行規制に対する備えや放置車両及び立ち往生車両が発生した場合にそれらの移動を行うための訓練への参加、民間事業者等の連携・協力体制の整備に努める。

また、国や県と連携して、あらかじめ緊急通行車両の通行ルート確保のための連絡方法や道路啓開候補路線等について情報の共有を図る。

市は、除雪・融雪資機材の保守点検、器材の確保・調達計画の策定など、除雪体制を整備する。

また、降雪により車が立ち往生し車中に取り残され、運転者が凍死したケースもあったことから、降雪時の交通規制の決定方法等についてあらかじめ準備する。

2 雪害の危険性に関する周知

普段雪の少ない地域では、構造物の積雪に対する備えが十分ではないため、カーポートの倒壊や農業用ビニールハウスの下敷きで死傷するケースがあった。

道路課

危機管理課

市は、大雪の際には、簡易な構造物に過重な負荷がかかり倒壊の危険があること、道路の通行止め、公共交通機関の停止など普段の生活にはない状態が発生し、場合によっては生命が危険に及ぶことがあることなどについて周知する。

3 市民による自助の取組

市民は、自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力する。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意する。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

市は、市民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

4 市民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、県と協力して大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

第2 応急対策

1 注意報・警報等の伝達

市及び関係機関は、風水害対策「注意報及び警報伝達計画」に基づき、降雪に関する気象注意報・警報の把握・伝達に努める。

なお、降雪に関する気象注意報・警報の種類は以下のとおりである。

危機管理課

道路課

危機管理課

◆降雪に係る注意報・警報等の種類

注意報	大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合 12 時間の降雪の深さが 5 cm 以上と予想される場合
	着氷・着雪注意報	着氷・着雪が著しく、通信線や送電線などに被害が起これると予想される場合
警報	暴風雪警報	平均風速が 20m/s 以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 12 時間の降雪の深さが 10 cm を超えると予想される場合

2 市の除雪方針

市は、市が管理する道路のうち、防災活動拠点や駅と緊急輸送道路をつなぐ路線の除雪作業を優先して行うとともに、駅ロータリー及び公共施設の除雪を行う。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

市及び高速道路、国道、県道を所管する各関係機関は、相互協力の下、所管する道路における除雪体制を整備するとともに、降雪による交通規制の状況の周知を図る。また、緊急通行車両の通行を確保するため、放置車両や立ち往生車両があった場合には、必要に応じて移動を行う。

県および高速道路事業者は、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

(2) 鉄道輸送の確保

鉄道輸送を確保するため、東日本旅客鉄道(株)は、融雪用機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車の運転計画及び要員の確保について充実を図る。

4 ライフラインの確保

(1) 電信の確保

東日本電信電話(株)は、降雪対策用設備、機材及び要員の確保等に努める。

(2) 電気供給の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、降雪対策用設備、機材の保守点検及び要員の確保等について充実を図る。

道路課

鉄道事業者

通信事業者

電力事業者

鴻巣市地域防災計画

資料編

資料編の作成にあたって

1 本 編

鴻巣市地域防災計画を「本編」としている。

2 資料編

本編の関連情報を受けて資料としている。

3 資料編の見出し番号と本編の関係

資料編に（総 1-2）の番号が付している場合、本編の総則第 1 章第 2 節の関連資料としている。

（共 1-2 水 2-1 震 1-1）の番号がついている場合、共通編第 1 章第 2 節、風水害対策編第 2 章第 1 節、震災対策編第 1 章第 1 節に係る関連資料としている。

目 次

第1 総則関連.....	1
1 市の概況（総 1-2）.....	1
(1) 気象.....	1
(2) 土地利用.....	1
(3) 人口・世帯.....	2
(4) 産業別就業者数.....	2
(5) 鉄道利用者数.....	2
(6) ライフライン施設.....	2
(7) 災害履歴.....	3
(8) 計画の前提となる想定地震の断層位置及び震源域図.....	5
2 防災体制（総 2-3、水 1-1、震 1-1）.....	6
(1) 鴻巣市防災会議条例.....	6
(2) 鴻巣市防災会議委員名簿.....	8
(3) 鴻巣市災害対策本部条例.....	9
3 応援協力体制（総 2-3、共 5-1～5-5、水 1-3、震 1-3）.....	10
(1) 災害時応援協定一覧表.....	10
(2) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書.....	19
(3) 災害時の相互応援に関する覚書.....	21
(3-2) 災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書.....	23
(4) 災害時における相互応援に関する協定書.....	24
(4-2) 災害時における相互応援に関する協定書.....	26
(5) 災害時における相互応援に関する協定書.....	27
(5-2) 災害時における相互応援に関する協定実施細目.....	29
(6) 災害時における相互応援に関する協定書.....	30
(7) 災害時における相互応援に関する協定書.....	32
(8) 災害時における相互応援に関する協定書.....	35
(9) 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定.....	38
(10) 災害時の情報交換に関する協定書.....	41
(11) 緊急放送に関する協定.....	43
(12) 災害情報等の広報に関する協定書.....	45
(13) 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書.....	47
(14) 鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書.....	49
(15) 緊急給水等に関する協定書.....	51
(16) 救援物資提供に関する協定書.....	52
(17) 防災応援型自動販売機に関する協定書.....	54
(18) 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書.....	56
(19) 災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書.....	58
(20) 災害時のLPガス応急生活物資等に関する協定書.....	60

(21) 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	62
(22) 災害時における飲料水の供給に関する協定書	64
(23) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	66
(24) 災害時等における医療拠点に関する協定書	68
(25) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書	70
(26) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書	72
(27) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書	75
(28) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	77
(29) 災害時における応急措置等の協力に関する協定書	79
(30) 災害時における物資の輸送に関する協定書	80
(31) 大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書	82
(32) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	84
(32-2) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	86
(33) 災害時におけるガス復旧に関する協定書	88
(34) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	90
(35) 災害に係る情報発信等に関する協定	93
(36) 災害時における医療救護活動に関する協定書	95
(37) 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書	98
(38) 災害時における被災者支援に関する協定書	101
(39) 災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書	103
(40) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	105
(41) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	108
(42) 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	110
(43) 災害時における物資の供給等に関する協定書	112
(44) 災害時における物資供給に関する協定書	114
(45) 災害時における応急対策業務に関する協定書	116
(46) 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	118
(47) 災害時における物資の供給等に関する協定書	120
(48) 災害時における物資供給に関する協定書	122
(49) 災害時における緊急避難場所に関する協定書	124
(50) 災害時における緊急避難場所に関する協定書	127
(51) 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書	130
(52) 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書	131
(53) 災害時における緊急避難場所に関する協定書	132
(54) 災害時における緊急避難場所に関する協定書	135
(55) 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	138
(56) 災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書	140
(57) 災害時における避難場所に関する協定書	145
(58) 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書	148
(59) 災害時における物資の供給等に関する協定書	151
(60) 災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書 ...	153

(61)	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	155
(62)	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	158
(63)	災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書	160
(64)	災害時における緊急避難場所に関する協定書	162
4	自衛隊派遣要請（総 2-3、水 1-5、震 1-5）	165
(1)	派遣依頼	165
(2)	自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）	167
5	防災活動拠点（総 2-4）	168
(1)	市の活動拠点	168
(2)	応援部隊の活動拠点	168
6	緊急輸送体制（総 2-4、水 4-3、震 3-9）	170
(1)	緊急輸送道路	170
(2)	緊急通行車両の確認事務処理	172
(3)	緊急通行車両等確認申請書	173
(4)	緊急通行車両等確認証明書	174
(5)	緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証	175
第 2	共通編・風水害対策編・震災対策編関連	176
1	災害予防・被害軽減（共 1-1）	176
(1)	市街地整備事業	176
(2)	地区計画	176
(3)	道路の整備状況	177
(4)	防火・準防火地域の指定状況	177
2	火災予防（共 1-3、震 3-1、個 1-2）	178
(1)	危険物取扱施設	178
(2)	文化財一覧	179
(3)	消防団	183
3	水害予防（共 1-4, 1-5、水 3-1, 3-2、震 3-2, 3-3）	184
(1)	河川図	184
(2)	重要水防箇所	186
(3)	洪水予報伝達系統	189
(4)	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	192
4	避難（共 2-1, 2-4、水 3-3, 3-4、震 3-4, 3-5）	193
(1)	指定避難所	193
(2)	補助避難所	194
(3)	福祉避難所	195
(4)	指定緊急避難場所	198
(5)	要配慮者利用施設における避難	200
(6)	避難所運営	214
5	医療救護体制（共 2-3、水 3-5、震 3-7）	243
(1)	救急病院	243

(2) 医院	243
(3) 歯科医院	245
(4) 災害拠点病院	247
(5) 医療救護所	248
6 災害時の生活の安定（共 3-2、水 4-1、震 4-1）	249
(1) 災害時における浄水場の施設能力	249
7 救助法の適用（水 1-2、震 1-2）	250
(1) 災害救助被災者調査原票	250
(2) 被害報告判定基準	251
(3) 被害速報・確定報告	253
(4) 災害救助基準（救助の方法、程度、期間 早見表）	257
(5) 救助の特例等申請	259
(6) 救助の特例等申請様式	260
8 生活再建（共 6-1）	285
(1) 災害弔慰金の支給等に関する条例	285
(2) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	291
(3) 鴻巣市災害見舞金支給条例	296
(4) 鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則	298
9 広報文例（水 2-1～2-3、震 2-1, 2-2）	300
(1) 広報文例一覧	300
(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時	301
(3) 風水害警戒時	302
(4) 発災時	305
(5) 復旧時	314
10 水防信号・消防信号（水 2-2, 3-1、震 3-1, 3-2）	322
(1) 水防信号	322
(2) 消防信号	322

第 1 総則関連

1 市の概況（総 1-2）

(1) 気象

項目	気温(℃)			湿度 (%)	降水量	風速 (m/s)
	最高	最低	平均	平均	(mm)	平均
年及び月別						
平成 30 年	38.3	-5.4	16.2	76.1	825.5	2.2
令和元年	37.2	-3.6	15.8	76.8	1,247.0	2.4
令和 2 年	39.1	-4.7	15.9	80.4	1,049.5	2.2
令和 2 年 1 月	18.1	-1.1	6.4	75.4	68.5	2.3
2 月	18.5	-4.7	7.1	67.4	9.0	2.7
3 月	24.7	0.0	9.9	71.3	73.0	2.6
4 月	24.6	4.6	12.2	73.9	119.5	2.9
5 月	30.7	9.5	19.3	80.9	97.0	2.3
6 月	33.2	17.5	23.3	88.0	154.0	2.2
7 月	33.3	17.2	23.7	96.2	206.5	1.6
8 月	39.1	21.5	29.0	85.8	31.5	1.9
9 月	35.1	14.8	23.8	91.9	138.5	2.0
10 月	26.5	7.3	17.0	85.0	145.0	1.9
11 月	22.6	1.9	12.5	76.9	7.0	2.1
12 月	16.2	-2.4	6.5	71.9	0.0	2.1

資料：統計こうのす（令和 2 年度版）

(2) 土地利用

項目		総計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成 31 年	面積 (ha)	6,744	1,739	1,513	1,534	4	26	18	348	1,562
	構成比	100.00	25.79	22.43	22.75	0.06	0.39	0.27	5.16	23.16
令和 2 年	面積 (ha)	6,744	1,736	1,505	1,540	4	25	18	355	1,561
	構成比	100.00	25.74	22.32	22.84	0.06	0.37	0.27	5.26	23.15
令和 3 年	面積 (ha)	6,744	1,731	1,500	1,546	4	24	18	358	1,563
	構成比	100.00	25.67	22.24	22.92	0.06	0.36	0.27	5.31	23.18

資料：統計こうのす（令和 2 年度版、各年 1 月 1 日現在）

(3) 人口・世帯

	総数	15歳未満		15～64歳		65歳以上		世帯数	一世帯当たり人員
		実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)		
昭和50年	77,548	20,235	26.09	52,575	67.80	4,738	6.11	19,643	3.95
昭和60年	92,971	22,391	24.08	63,188	67.97	7,392	7.95	25,638	3.63
平成7年	116,421	20,673	17.76	83,479	71.70	12,269	10.54	35,638	3.27
平成12年	120,271	18,660	15.51	85,768	71.31	15,843	13.17	38,934	3.09
平成17年	119,594	16,486	13.78	83,440	69.77	19,677	16.45	41,102	2.91
平成22年	119,639	15,259	12.75	79,367	66.34	24,945	20.85	43,379	2.76
平成27年	117,933	14,096	11.95	72,869	61.79	24,945	26.26	45,043	2.62
令和2年	116,828	13,254	11.41	67,954	58.48	34,993	30.11	47,499	2.46

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 産業別就業者数

	総数	第一次産業		第二次産業		第三次産業	
		実数	割合(%)	実数	割合(%)	実数	割合(%)
平成12年	59,959	2,858	4.77	18,288	30.50	38,285	63.85
平成17年	59,344	2,573	4.34	16,109	27.15	39,699	66.90
平成22年	58,413	1,815	3.11	13,985	23.94	39,097	66.93
平成27年	57,049	1,776	3.11	13,678	23.98	39,018	68.39

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 鉄道利用者数

路線名	一日平均乗車人員（人）	
JR高崎線	鴻巣駅	14,762
	北鴻巣駅	5,607
	吹上駅	6,653

資料：統計こうのす（令和2年版）

(6) ライフライン施設

① 上水道供給状況

給水区域内戸数（戸）	給水人口（人）	給水戸数（戸）	普及率（%）	使用量（m ³ ）	一戸当り使用量（m ³ ）	一日当り使用量（m ³ ）	管路延長（km）
51,065	117,833	51,036	99.9	12,229,441	240	33,505	577

資料：上下水道部（令和3年3月31日現在）

② 下水道供給状況

処理区域内世帯 (世帯)	水洗化人口 (人)	水洗化世帯 (世帯)	普及率 (%)	年間排水量 (m ³)	一戸当り 年間排水量 (m ³)	一日当り 排水量 (m ³)	汚水管路 延長 (m)
40,646	87,171	38,515	78.0	9,339,762	242	25,588	432,188

資料：下水道課（令和3年3月31日現在）

(7) 災害履歴

① 地震災害

発生年月日	震源	M	概要
1855.11.11 (安政2)	江戸	6.9	県内の推定震度大宮5浦和6。荒川沿いに土手割れ、噴砂発生。家屋、土蔵等に多くの被害
1859.1.11 (安政6)	岩槻	6.0	岩槻城等に被害発生
1894.6.20 (明治27)	東京湾北部	7.0	埼玉県南部で山崩れ発生。鴻巣、菖蒲で泥の噴出
1923.9.1 (大正12)	関東南部	7.9	関東大震災。埼玉県で死者316人、負傷者497人、家屋全壊9,268戸。鴻巣市では、死者9人、負傷者5人、家屋全壊79戸
1924.1.15 (大正13)	丹沢山地	7.3	関東大震災の余震
1931.9.21 (昭和6)	埼玉県北部	6.9	西埼玉地震。埼玉県で死者11人、負傷者114人、全壊家屋172戸。鴻巣市では、死者4人、重傷者10人、家屋全壊65戸
1968.7.1 (昭和43)	埼玉県中部	6.1	東京都で負傷者6人
1989.2.19 (平成元)	茨城県南西部	5.6	熊谷で震度3。茨城県、千葉県で負傷者2人
2004.10.23 (平成16)	新潟県 中越地方	6.8	鴻巣市震度4
2005.7.23 (平成17)	千葉県北西部	6.0	草加市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市、宮代町で震度5弱、鴻巣市震度4。埼玉県で負傷者9人（うち鴻巣市5人）
2011.3.11 (平成23)	三陸沖	9.0	東日本大震災。宮代町での震度6弱をはじめ、県内でも多数の被害が発生。鴻巣市震度5強、全壊家屋2戸（空き家）、屋根瓦の破損及び家屋の一部損壊1,645件、ブロック塀等の倒壊96件、道路等インフラ被害139件。市では、地震発生直後から災害対策本部を設置し、被害状況の確認、応急復旧対応、JR帰宅困難者、避難者（最大14施設、874人（帰宅困難者720人を含む。））の受け入れ、計画停電等の対応を行った。
2021.10.7 (令和3)	千葉県北西部	5.9	川口市、宮代町で震度5強。さいたま市、加須市、鴻巣市、草加市、蕨市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市で震度5弱を観測。埼玉県で負傷者13人（鴻巣市は人的被害なし）

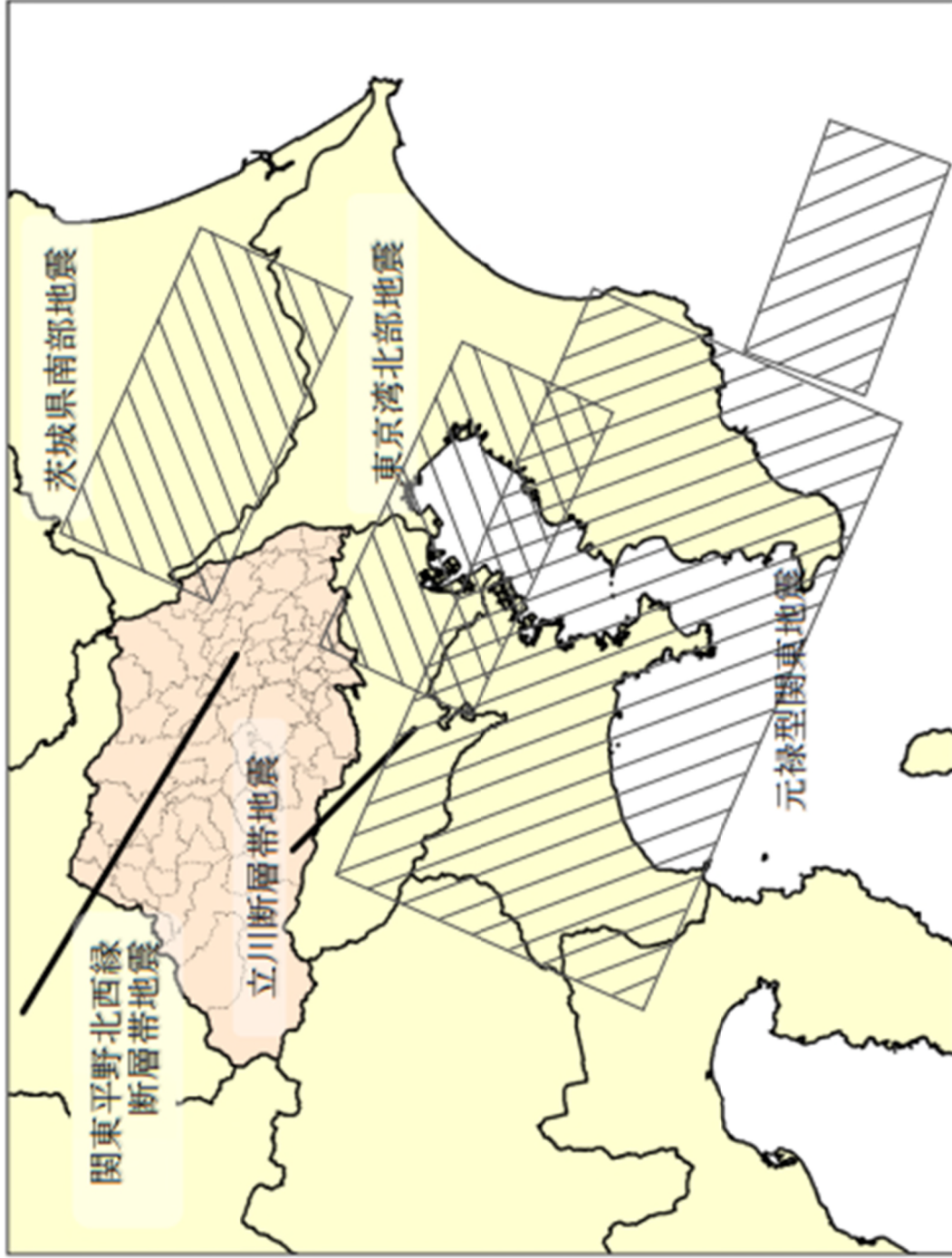
(令和4年3月現在)

②風水害

発生年月日	要因	主な被害
1947. 9. 15-16 (昭和 22)	カスリーン台風	秩父で 40 時間に 611mm の大雨。利根川の栗橋付近で破堤。荒川でも田間宮村（現在の鴻巣市田間宮地域）、熊谷市久下新田で破堤。県全体で死者 86 人、負傷者 1,394 人、全壊家屋 726 戸、流失家屋 392 戸、床上浸水 44,610 戸、床下浸水 34,647 戸
1966. 6. 27-28 (昭和 41)	台風 4 号	6 月としては異常な豪雨。川越 331mm、浦和 267mm。県内の被害は、死者 6 人、負傷者 7 人、全壊家屋 10 戸、流失家屋 2 戸、床上浸水 17,500 戸、床下浸水 57,825 戸。吹上（荊原・大芦）荒川堤防で崩壊。旧吹上町では災害対策本部が設置された。
1966. 9. 25 (昭和 41)	台風 26 号	県内の被害は、死者 28 人、負傷者 727 人、被災世帯数 99,492 世帯、被災者数 442,358 人。全壊家屋 1,242 戸、半壊家屋 6,699 戸、床上浸水 740 戸、床下浸水 10,548 戸、道路損壊 708 箇所、橋流失 102 箇所、破堤 101 箇所。旧吹上町では、強風のため全壊家屋 12 戸、半壊家屋 61 戸。救助法が適用された。
1983. 8. 14-17 (昭和 58)	台風 5・6 号	県内、死者 1 人、床上浸水 4 戸、床下浸水 147 戸。鴻巣市では、床下浸水 2 戸
1983. 9. 28 (昭和 58)	台風 10 号	県内、床上浸水 3 戸、床下浸水 198 戸、鴻巣市では、床下浸水 3 戸
1986. 8. 4-5 (昭和 61)	台風 10 号	県内 200mm を超える大雨。草加市で救助法適用。負傷者 1 人、床上浸水 6,060 戸、床下浸水 20,275 戸。鴻巣市では、床下浸水 18 戸
1987. 8. 18-19 (昭和 62)	寒冷前線	寒冷前線の通過により、雷を伴った強雨、県内、床上浸水 87 戸、床下浸水 1,719 戸、鴻巣市では、床上浸水 3 戸、床下浸水 14 戸
1993. 8. 26-28 (平成 5)	台風 11 号	県内、負傷者 2 人、全壊家屋 1 戸、床上浸水 2,060 戸、床下浸水 15,787 戸、鴻巣市では、床下浸水 3 戸
1995. 8. 5-6 (平成 7)	雷雨	県内、全壊 1 戸、一部損壊 3 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 58 戸、鴻巣市では、床下浸水 4 戸
1998. 9. 16 (平成 10)	台風 5 号	県内、負傷者 2 人、一部損壊 15 戸、床下浸水 585 戸、床下浸水 1,651 戸、与野市で救助法適用。鴻巣市では、床下浸水 4 戸
1999. 8. 13-16 (平成 11)	大雨	県内、負傷者 2 人、全壊 2 戸、半壊 10 戸、床上浸水 462 戸、床下浸水 2,628 戸。鴻巣市では、床下浸水 8 戸
2000. 9. 12 (平成 12)	大雨	県内、床上浸水 63 戸、床下浸水 431 戸。鴻巣市では、床下浸水 6 戸
2007. 9. 5-7 (平成 19)	台風 9 号	県内、重傷者 1 人、軽傷者 4 人、住家一部破損 14 戸、床上浸水 3 戸、床下浸水 51 戸、荒川の熊谷水位観測所では、氾濫危険水位（危険水位）を超え、観測開始以来の最高水位を記録。鴻巣市・吉見町間いっばいに増水。
2011. 7. 19-20 (平成 23)	台風 6 号	県内、床上浸水 7 戸、床下浸水 139 戸、橋梁被害 2 箇所、崖崩れ 8 箇所、鴻巣市では、床下浸水 2 戸、橋梁被害 1 箇所
2019. 10. 12-13 (令和元)	台風 19 号 (東日本台風)	県内、死者 4 人、負傷者 33 人、全壊 107 棟、半壊 570 棟、一部破損 1,021 棟、床上浸水 2,088 棟、床下浸水 3,371 棟（令和 3 年 3 月埼玉県地域防災計画資料編）。鴻巣市では一部損壊 7 棟、床下浸水 18 棟、倒木 7 件、冠水（道路・公園等）53 件、道路損壊 7 件、避難者の受け入れ（最大 26 施設、2,650 人）（危機管理課調査、令和 2 年 3 月 31 日時点）

(令和 4 年 3 月現在)

(8) 計画の前提となる想定地震の断層位置及び震源域図



資料：埼玉県地震被害想定調査報告書

2 防災体制（総 2-3、水 1-1、震 1-1）

（1）鴻巣市防災会議条例

昭和 38 年 10 月 2 日

条例第 32 号

（目的）

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、鴻巣市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鴻巣市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 埼玉県中央広域消防本部消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (9) その他の機関の職員のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、45 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)
- 2 吹上町及び川里町の編入に伴い、委員となった者の任期は、第3条第7項の規定にかかわらず、現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則(昭和42年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年条例第3号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第114号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 鴻巣市防災会議委員名簿

(敬称略)

No.	機関名	職名
1	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所	事務所長
2	厚生労働省埼玉労働局さいたま労働基準監督署	署長
3	鴻巣保健所	所長
4	北本県土整備事務所	所長
5	さいたま農林振興センター	所長
6	県央地域振興センター	副所長
7	鴻巣警察署	署長
8	埼玉県央広域消防本部	消防長
9	鴻巣市消防団	団長
10	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	取締役 埼玉事業部長
11	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	支社長
12	東日本旅客鉄道株式会社鴻巣駅	駅長
13	東京ガス株式会社埼玉支社	支社長
14	埼玉県トラック協会鴻巣支部	課長
15	北足立郡市医師会	理事
16	北足立歯科医師会鴻巣支部	支部長
17	日本郵便株式会社鴻巣郵便局	局長
18	鴻巣市赤十字奉仕団	委員長
19	鴻巣市自治会連合会	会長
20	株式会社フラワーコミュニティ放送	取締役放送局長
21	朝日自動車株式会社加須営業所	所長
22	鴻巣市民生委員・児童委員協議会連合会	理事
23	鴻巣市手をつなぐ親の会	会長
24	鴻巣薬剤師会	会長
25	鴻巣市	副市長
26	鴻巣市教育委員会	教育長
27	鴻巣市	市長政策室長
28	鴻巣市	危機管理監
29	鴻巣市	総務部長
30	鴻巣市	財務部長
31	鴻巣市	市民生活部長
32	鴻巣市	こども未来部長
33	鴻巣市	健康福祉部長
34	鴻巣市	環境経済部長
35	鴻巣市	都市建設部長
36	鴻巣市	上下水道部長
37	鴻巣市	吹上支所長
38	鴻巣市	川里支所長
39	鴻巣市	会計管理者
40	鴻巣市教育委員会	教育部長
41	鴻巣市議会	議会事務局長

(委員数：41名)

(3) 鴻巣市災害対策本部条例

鴻巣市災害対策本部条例

昭和 39 年 3 月 27 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 8 項の規定に基づき、鴻巣市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 156 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 48 号)抄

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

3 応援協力体制（総 2-3、共 5-1～5-5、水 1-3、震 1-3）

（1）災害時応援協定一覧表

① 災害時における市町村との協定（相互応援）

協定名	概要	協定市町村	締結年月日
災害時の相互応援に関する覚書及び災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書	1 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供 2 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣 5 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項 ・飲料水については「日本水道協会埼玉支部災害相互援助に関する覚書」による。 ・避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。	北本市、桶川市、伊奈町、さいたま市、蕨市、戸田市、川口市、上尾市	昭和 54 年 7 月 3 日 平成 7 年 9 月 1 日 一部改定
災害時における相互応援に関する協定書及び覚書 （※旧吹上町締結）	1 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 3 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等職員の派遣 5 被災者を一時収容するための施設の提供 6 被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ 7 前各号に掲げるもののほか、協定市町が特に必要と認めて要請する事項	福島県金山町 埼玉県羽生市	平成 9 年 3 月 22 日 平成 17 年 10 月 1 日 鴻巣市が承継
災害時における相互応援に関する協定書及び実施細目 （※旧川里町締結）	1 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5 ボランティアの斡旋 6 被災者の一時収容のための施設の提供 7 前各号に定めるもののほか、被災した市町村が特に必要と認めて要請する事項	行田市・加須市・羽生市	平成 10 年 5 月 8 日 平成 17 年 10 月 1 日 鴻巣市が承継
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	1 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣 5 被災者の一時収容のための施設の提供	埼玉県 埼玉県内市町村	平成 19 年 5 月 1 日

協定名	概要	協定市町村	締結年月日
	6 被災傷病者の受入れ 7 遺体の火葬のための施設の提供 8 ボランティア受付及び活動調整 9 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ 10 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項		
災害時における相互応援に関する協定書	1 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 2 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 3 救援及び救助活動に必要な車両等の提供 4 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 5 避難が必要な被災者の受入れ 6 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項	鴻巣市・静岡県三島市	平成 25 年 3 月 25 日
災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	1 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)の支援 2 その他、関係者間で協議し必要とされる業務	埼玉県 県内市町・組合(56 団体) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 29 年 9 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定	1 食料・生活必需品の供給 2 資機材の提供 3 職員の派遣 4 救急救助活動支援 5 避難が必要な被災者の受入れ 6 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項	長野県岡谷市	平成 30 年 4 月 20 日
災害時における相互応援に関する協定	1 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資の提供 2 食糧品、飲料水その他生活必需品等の提供 3 避難者を一時収容するために必要な施設の提供 4 この協定に基づき実施する応援に必要な職員派遣 5 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	栃木県小山市	平成 31 年 1 月 21 日

② 災害時における公共団体との協定（特定事項）

(a) ライフライン

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
災害時のLPガス応急生活物資等に関する協定書	1 LPガス等の優先供給及び運搬に対する協力等 2簡易ガスコンロ 200 台及びカセットボンベ 600 本の備蓄 3卸売事業者と協定して、LPガス 20 kgボンベ 30 本、50 kgボンベ 30 本を備蓄し、要請に応じて出荷	一般社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部 (桶川市・北本市・鴻巣市・吹上町)	平成9年11月5日
災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	1 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること 2 市内における電気に係る事故防止に関すること 3 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること 4 前号の規定の通報により関係機関からの指示に従うこと 5 災害発生時における復旧に関すること	埼玉県電気工事工業組合	平成21年3月11日
災害時における燃料等の供給協力に関する協定書	緊急用車両、緊急物資輸送車両及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めたときは、市に対し、燃料等の供給に協力する。	埼玉県石油商業組合鴻巣支部	平成23年4月1日
災害時における飲料水の供給に関する協定書	1 飲料水の調達及び優先的な安定供給 2 飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する引渡場所までの搬送 3 被災状況等の情報の提供	(株) イングコーポレーション	令和3年12月20日
災害時におけるガス復旧に関する協定書	地震等の災害が発生した場合に、いち早くガスを供給するための復旧活動に取り組むことと、ガス事故及び広範囲にわたるガス供給停止が発生した場合に、事故または供給停止の情報を東京ガスから提供を受け、市が広報活動を行うための協定	東京ガス株式会社熊谷支社	平成27年1月26日
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	災害が発生した際に特設公衆電話の設置、利用・管理	東日本電信電話株式会社	平成27年3月17日
災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	災害による広範囲の長時間停電が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等協力	東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社	令和2年8月28日

(b) 食料・飲料水

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
緊急給水等に関する協定書	それぞれの給水区域内で地震、濁水等の災害発生により安定給水が妨げられた場合に、配水管を接続し給水する。	桶川北本水道企業団	平成8年12月17日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
災害時における救援物資提供に関する協定書	災害時に地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を市に無償提供する。	三国コカ・コーラボトリング株式会社 (現:コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)	平成17年 5月11日
災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書	備蓄水の提供及び飲料水供給の協力に関する協定	鴻巣酒販研究会 東京キリンビバレッジサービス株式会社	平成24年 10月17日
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	1 応急生活物資(食料、生活必需品等)の調達及び供給 2 物資搬送車両の確保 3 被災状況等の情報提供	生活協同組合 コープみらい	平成25年 2月13日
災害時における救援物資(飲料水)の提供に関する協定書	1 市の施設内に設置されている地域貢献型自動販売機内在庫の飲料水の無償提供 2 市が要請した飲料水の供給(有償)	株式会社伊藤園	平成25年 3月18日
災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避難先として駐車場を無償開放	株式会社マミー マーカート	平成30年 7月09日
災害時における物資供給に関する協定	災害時における、本市への物資の提供や、他市町村が被災した場合における本市からの応援物資の調達・輸送	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成30年 7月24日
災害時における物資の供給等に関する協定書	災害時における、物資の提供及びカスミフードスクエア原馬室店駐車場の緊急避難場所としての提供	株式会社カスミ	令和3年 2月12日
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	・高等学校施設を災害時に避難所として使用する 場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、備蓄倉庫・備蓄品の使用、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」	埼玉県立鴻巣女子高等学校	令和3年 3月26日
(再掲) 災害時における飲料水の供給に関する協定書	1 飲料水の調達及び優先的な安定供給 2 飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する引渡場所までの搬送 3 被災状況等の情報の提供	(株)イング コーポレーション	令和3年 12月20日

(c) 医療救護

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
災害時等における医療拠点に関する協定書	協会が所有する埼玉県高齢者介護研修センター(鴻巣市下忍 4450)を医療救護施設として開設するほか、最大限の配慮を行う。	公益社団法人 埼玉県看護協会	平成14年 10月10日 平成17年 10月1日 鴻巣市が承継

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
災害時における医療救護活動に関する協定	災害時における医療救護班の派遣、救護所・トリアージポストの設置	一般社団法人 鴻巣市医師会	平成27年 12月17日
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	災害時における歯科医療救護班の派遣、身元不明者の確認	一般社団法人 埼玉県北足立 歯科医師会、 一般社団法人 埼玉県北足立 歯科医師会鴻 巣支部	平成28年 6月21日
災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定	災害時において、薬剤師の派遣、医療救護活動・服薬指導や医薬品等の供給	鴻巣薬剤師会	平成30年 3月28日

(d) 避難所

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書	地震災害時における帰宅困難者対応に関し、駅施設の一時滞在施設としての利用、市が開設する避難場所または一時滞在施設への避難誘導、情報共有、駅トイレ及び公衆電話の利用に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅	平成25年 3月25日
(再掲) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	災害が発生した際に特設公衆電話の設置、利用・管理	東日本電信電話株式会社	平成27年 3月17日
(再掲) 災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避難先として駐車場を無償開放	株式会社マミー マート	平成30年 7月09日
災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における、資機材等の物資の提供や、地域住民等の緊急避難場所としての駐車場の無償開放	株式会社 LIXIL ビバ	令和元年 5月21日
災害時における緊急避難場所に関する協定	ユニクス鴻巣敷地及び駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	(株)ピーアンド ディコンサル ティング、(株) ユニクス、三 井住友信託銀行(株)	令和2年 3月23日
災害時における緊急避難場所に関する協定	フジモール吹上駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	フジフーズ株式会社	令和2年 6月20日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書	ファッションセンターしまむら鴻巣店駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社しまむら鴻巣店	令和2年7月22日
災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書	ファッションセンターしまむら吹上店駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社しまむら吹上店	令和2年7月22日
災害時における緊急避難場所に関する協定	ヘイワールド駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社平和アルミ製作所	令和2年8月10日
災害時における緊急避難場所に関する協定	ベルク鴻巣宮前店駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社ベルク	令和2年8月17日
災害時における県立学校等の使用に関する覚書	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」及び「体育館（2階コート）」 	埼玉県立吹上秋桜高等学校	令和2年8月21日
	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、備蓄倉庫・備蓄品の使用、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」 	埼玉県立鴻巣女子高等学校	令和3年3月26日
	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校施設を災害時に避難所として使用する場合の覚書 ・避難施設に関する規定、鍵の貸与、避難所の開設等を規定 ・「グラウンド」「体育館」「格技場」及び「合宿棟」 	埼玉県立鴻巣高等学校	令和3年4月1日
災害時における宿泊施設等の提供に係る協定	長期の避難所生活が困難な方を対象に宿泊施設を提供	ルートインジャパン株式会社	令和2年9月16日
災害時における避難場所に関する協定	災害により避難所を開設した場合に一部施設を提供	株式会社エルミ鴻巣、エルミこうのすアネックス区分所有者団体	令和2年11月1日
(再掲) 災害時における物資の供給等に関する協定書	災害時における、物資の提供及びカスミフードスクエア原馬室店駐車場の緊急避難場所としての提供	株式会社カスミ	令和3年2月12日
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	避難所の混雑状況をリアルタイム空き情報配信プラットフォーム「VACAN(バカン)」を利用し配信できるように定める協定	株式会社バカン	令和3年4月9日

資料編

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
災害時における緊急避難場所に関する協定	第二事務所・緊急避難所の家屋及び駐車場を災害時における緊急避難場所として提供	株式会社新富士空調	令和3年6月22日

(e) 情報

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
災害時緊急放送に関する協定	ラジオ放送を使った情報提供により、鴻巣市における災害の発生の予防又は被害の軽減を図る。	(株) フラワーコミュニティ放送	平成10年12月28日
災害時の情報交換に関する協定書	1 一般被害状況、公共土木施設の被害状況等に関する情報交換 2 情報連絡員（リエゾン）の派遣	国土交通省関東地方整備局	平成23年5月17日
災害情報等の広報に関する協定書	市からの提供情報をもとにケーブルテレビで放送することに関する協定	株式会社JCN関東	平成25年7月31日 平成26年6月1日 (株)ジェイコム北関東が承認
災害に係る情報発信等に関する協定	災害時における防災情報を提供し、ヤフーサービス上に掲載してもらう協定	ヤフー株式会社	平成27年8月05日
災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定	災害時における郵便局が収集した被災者の避難状況等の情報提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動	鴻巣市内郵便局	平成29年2月24日
(再掲) 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	避難所の混雑状況をリアルタイム空き情報配信プラットフォーム「VACAN（バカン）」を利用し配信できるように定める協定	株式会社バカン	令和3年4月9日

(f) 救援物資

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
(再掲) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	1 応急生活物資（食料、生活必需品等）の調達及び供給 2 物資搬送車両の確保 3 被災状況等の情報提供	生活協同組合 コープみらい	平成25年2月13日
(再掲) 災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における物資の提供、地域住民等の緊急避難先として駐車場を無償開放	株式会社マミーマーケット	平成30年7月09日

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
(再掲) 災害時における物資供給に関する協定	災害時における、本市への物資の提供や、他市町村が被災した場合における本市からの応援物資の調達・輸送	NPO 法人 コメリ災害対策センター	平成30年 7月24日
(再掲) 災害時における物資の供給等に関する協定	災害時における、資機材等の物資の提供や、地域住民等の緊急避難場所としての駐車場の無償開放	株式会社 LIXIL ビバ	令和元年 5月21日
災害時における物資供給に関する協定	災害時における、段ボール製のシート、ケース、間仕切りや、簡易ベッドなどの供給及び避難所などへの運搬の協力	アサヒ紙工株式会社	令和元年 7月9日

(g) 行政事務支援

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
(再掲) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	1 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること 2 市内における電気に係る事故防止に関すること 3 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること 4 前号の規定の通報により関係機関からの指示に従うこと 5 災害発生時における復旧に関すること	埼玉県電気工事工業組合	平成21年 3月11日
(再掲) 災害時の情報交換に関する協定書	1 一般被害状況、公共土木施設の被害状況等に関する情報交換 2 情報連絡員（リエゾン）の派遣	国土交通省関東地方整備局	平成23年 5月17日
災害時における応急措置等の協力に関する協定書	市の要請を受けたときは、他の業務に優先し、速やかに人員及び機材を出動させ、市の行う応急措置等に協力する。	鴻巣市水道協同組合	平成23年 8月25日
災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	市の職員と連携した市内家屋の調査に関すること及び市が発行した罹災証明について、市民からの相談に関する支援	埼玉土地家屋調査士会	平成24年 3月27日
災害時における物資の輸送に関する協定書	災害時における市の応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送を行うことに関する協定（車両及び運転手等）	一般社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部	平成24年 7月2日
防災応援型自動販売機に関する協定書	鴻巣市イメージキャラクター「ひなちゃん」の意匠を外観に図画し、付着させた防災応援型自動販売機の設置と管理責任、販売協力金の支払いに関する協定	三国コカ・コーラボトリング株式会社 (現:コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)	平成24年 10月26日
大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書	大震災等の大規模災害発生時において、鴻巣警察署が行う災害応急対策が円滑に遂行されるよう、鴻巣市文化センターの建物及び駐車場、鴻巣市立陸上競技場駐車場を一時使用させることに関する協定	埼玉県鴻巣警察署	平成24年 11月30日

資料編

協定名	協力内容の概要等	協定機関	締結年月日
(再掲) 地震災害時における 帰宅困難者対応に関 する覚書	地震災害時における帰宅困難者対応に関し、駅施設の一時滞在施設としての利用、市が開設する避難場所または一時滞在施設への避難誘導、情報共有、駅トイレ及び公衆電話の利用に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 鴻巣駅・北鴻巣駅・吹上駅	平成25年 3月25日
鴻巣市被災建築物 応急危険度判定士 の召集に関する協 定書	市が建築物応急危険度判定士を招集する際、市に協力して、会員である判定士に速やかに伝達するための協定	社団法人 埼玉建築士会 中央北支部	平成25年 8月21日
災害時における被災 者支援に関する協定	災害時における被災者支援のために行政書士が関与できる業務相談への協力	埼玉県行政書士会	平成28年 11月29日
(再掲) 災害時における鴻巣 市と鴻巣市内郵便局 の協力に関する協定	災害時における郵便局が収集した被災者の避難状況等の情報提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動	鴻巣市内郵便局	平成29年 2月24日
災害時における地図 製品等の供給等に関 する協定	災害時に使用することができる地図の提供、インターネット上で地図を検索・印刷できるZNET TOWNの利用	株式会社ゼンリン	平成29年 7月19日
災害時における廃棄 物の処理等に関する 協定	災害時において、災害廃棄物の収集・運搬・分別・処分などの協力	鴻巣市リサイクル事業協同組合	平成30年 2月07日
災害時における応急 対策業務に関する協 定	災害時における、応急対策のための活動	鴻巣市建設業協会	平成30年 10月17日
災害時における被災 者等相談の実施に関 する協定	災害時において、被災者への相続に関する相談や、その他、司法書士法に定める業務に関する相談の協力	埼玉司法書士会	平成30年 10月22日
災害時における無人 航空機による協力活 動等に関する協定	災害時における、ドローン及び操縦士の派遣による情報収集の協力	有限会社羽生モータースクール 行田ドローンスクール	令和2年 11月12日
災害時における非常 用簡易トイレの廃棄 物に関する処理業務 協定書	災害時における非常用簡易トイレ等の排泄物の処理の協力	北本地区衛生組合 埼玉中部環境保全組合	令和3年 2月26日
災害時ボランティア センターの設置・運 営等に関する協定	災害時における災害ボランティアセンターの設置及び運営	鴻巣市社会福祉協議会	令和3年 3月11日
災害時における無人 航空機による協力活 動等に関する協定	災害時における、ドローン及び操縦士の派遣による情報収集の協力	株式会社フラワーコミュニティ放送	令和3年 6月22日

(令和4年1月1日現在)

(2) 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書

災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書

(目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等による連絡するとともに応援を実施する。

(応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

(情報の交換等)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

(3) 災害時の相互応援に関する覚書

(埼玉県中央広域行政推進協議会構成市町)

災害時の相互応援に関する覚書

(目的)

第1条 この覚書は、災害が発生し、この覚書締結の各市町村（以下「市町村」という。）独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき市町村が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1)食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2)被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3)救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等の提供
- (4)救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等の職員の派遣
- (5)前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

2 飲料水の応援については日本水道協会埼玉県支部の会員都市との間で締結されている「日本水道協会埼玉支部災害相互援助に関する覚書」による。

3 避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の事項を明らかにして、とりあえず防災無線等により要請を行い、後に文書を提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量等
- (3)必要とする職員の職種別人員
- (4)応援の場所及び応援場所への経路
- (5)利用する避難場所
- (6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

(経費の負担)

第5条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(情報の交換)

第6条 市町村は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、随時会議を開催するものとし、開催は輪番制とする。

(その他)

第7条 この覚書の実施に関し必要な事項又は覚書に定めのない事項は、その都度、市町村が協議して定める。

第8条 この覚書は、昭和54年7月3日から適用する。

この覚書の成立を証するため、市町村記名押印のうえ各一通を保有する。

昭和54年7月3日

吹上町長
川里村長
鴻巣市長
北本市長
桶川市長
上尾市長
伊奈町長
大宮市長
与野市長
浦和市長
蕨市長
戸田市長
鳩ヶ谷市長
川口市長

平成7年9月1日 一部改定

(3-2) 災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

(埼玉県中央広域行政推進協議会構成市町)

災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書

昭和54年7月3日付けで締結した災害時の相互応援に関する覚書の一部を変更する覚書を次のとおり締結する。

第3条に次の1項を加える。

3 避難場所については、各市町村が指定するすべての避難場所を利用することができる。

第4条1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 利用する避難場所

この覚書の締結を証するため、市町村記名押印の上、各その一通を保有する。

平成7年9月1日

覚書協定者

吹上町長
川里村長
鴻巣市長
北本市長
桶川市長
上尾市長
伊奈町長
大宮市長
与野市長
浦和市長
蕨市長
戸田市長
鳩ヶ谷市長
川口市長

(4) 災害時における相互応援に関する協定書

(福島県金山町、埼玉県羽生市)

災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県吹上町、福島県金山町及び埼玉県羽生市（以下「協定市町」という。）は、相互に理解を深め、今後の友好を願い、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、協定市町が独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき協定市町が応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 前条に規定する応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職・技能職等職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災者及び被災児童・生徒等の一時受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協定市町が特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の窓口)

第3条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 応援を受けようとする協定市町は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする機械器具及び資材の品名並びに数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員及び派遣期間
- (4) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (5) 応援の場所及び応援場所への経路
- (6) その他応援を必要とする事項

(応援のために派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請した協定市町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、原則として応援を受けた協定市町の負担とする、ただし、職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町の負担とする。

- 2 応援を受けた協定市町が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた協定市町から要請があった場合には、応援した協定市町は、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(災害補償等)

第7条 第2条の規定により派遣され、応援活動に従事した職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に定めるところによる。

- 2 前項の職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた協定市町が、応援を受ける協定市町への往復途中に生じたものについては応援を行う協定市町が、それぞれ賠償の責を負うものとする。

(情報の交換)

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換等を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定の定めのない事項については、その都度協定市町が協議して定めるものとする。

(施行)

第10条 この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定市町記名押印の上、各々1通を保有する。

平成9年3月22日

(平成17年10月1日 鴻巣市が承継)

埼玉県北足立郡吹上町富士見1丁目1番1号
吹上町長

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地
金山町長

埼玉県羽生市東6丁目15番地
羽生市長

(4-2) 災害時における相互応援に関する協定書

(福島県金山町、埼玉県羽生市)

覚 書

埼玉県吹上町、福島県金山町及び埼玉県羽生市（以下「協定市町」という。）は、災害時における相互応援に関する協定（以下「協定という。」）について、次のとおり覚書を交わす。

- 1 協定第3条に定める連絡担当窓口とは、吹上町においては総務課、金山町においては総務課、羽生市においては総務部庶務課とする。
- 2 経費の負担については、本協定の趣旨を踏まえ、その額及び支払方法については双方協議の上決定する。ただし、自主応援については、応援を行う協定市町の負担とする。
- 3 情報の交換については、年1回以上とし、必要な資料を相互に交換し合う。この覚書の取り交わしを証するため、協定市町記名押印の上、各々1通を保有する。

平成9年3月22日

(平成17年10月1日 鴻巣市が承継)

埼玉県北足立郡吹上町富士見1丁目1番1号
吹上町長

福島県大沼郡金山町大字川口字谷地393番地
金山町長

埼玉県羽生市東6丁目15番地
羽生市長

(5) 災害時における相互応援に関する協定書

(埼玉県加須市、行田市、羽生市)

災害時における相互応援に関する協定書

行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町（以下「協定市町村」という。）の区域において災害が発生し、被災した市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災した市町村からの応援要請に応え、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災した市町村が特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

第3条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の事項を明らかにして電話等により要請し、後日災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及び応援場所への経路
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、生活必需物資、機械器具及び資材の品名並びに数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員
- (6) 一時避難を希望する者の人数及び期間
- (7) その他応援を必要とする事項

(経費の負担)

第4条 応援に要する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 応援に要する経費（次号に掲げる経費を除く。）は、応援を受けた協定市町村の負担とする。
- (2) 職員の派遣に要する経費は、応援した協定市町村の負担とする。
- 2 応援した協定市町村は、応援を受けた協定市町村が前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた協定市町村が要請した場合には、当該費用を一時繰替え支弁するものとする。

(情報の交換)

第5条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(連絡担当部課)

第6条 協定市町村は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協定市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成10年5月8日から施行する。

この協定の締結を証するため、各市町村記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年5月8日

(平成17年10月1日 鴻巣市が承継)

加須市大字下三俣290番地
加須市
加須市長

行田市本丸2番5号
行田市
行田市長

羽生市東6丁目15番地
羽生市
羽生市長

北埼玉郡騎西町大字騎西36番地1
騎西町
騎西町長

北埼玉郡南河原村大字南河原790番地
南河原村
南河原村長

北埼玉郡川里村大字広田3141番地1
川里村
川里村長

北埼玉郡北川辺町大字麦倉1481番地1
北川辺町
北川辺町長

北埼玉郡大利根町大字下新井1679番地の1
大利根町
大利根町長

(5-2) 災害時における相互応援に関する協定実施細目

(埼玉県加須市、行田市、羽生市)

災害時における相互応援に関する協定実施細目

この実施細目は、行田市、加須市、羽生市、騎西町、南河原村、川里村、北川辺町及び大利根町の災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の支払方法)

第1条 協定第4条第1項第1号に規定する応援に要した経費は、次に定めるところにより算出し、応援を受けた協定市町村に対し請求できるものとする。

- (1) 提供した物資の時価評価額又は取得価格及び輸送費
- (2) 車両及び機械器具は、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (3) 施設の提供については、借上料
- (4) 協定第2条第7号に規定する事項については、その実施に要した額

(応援職員の派遣に要する経費負担)

第2条 協定第4条第1項第2号に規定する経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員が応援業務により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき必要な補償を行うものとする。
- (2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた市町村が、応援の往復途中において生じたものについては、応援した協定市町村が賠償の責を負うものとする。

(経費負担の協議)

第3条 協定第4条の規定にかかわらず、被災した協定市町村の被災状況を勘案し、特段の事情があると認められるときは、応援に要した経費の負担について、協定市町村は協議することができる。

(情報の交換)

第4条 協定市町村の防災担当職員は、年1回以上必要に応じて防災に関する情報交換、協議を行うものとする。

- 2 協定第5条に定める情報の交換に関し必要な資料は、協定市町村の地域防災計画その他必要と認める資料とする。

(担当部課)

第5条 協定第6条に規定する担当部課は、別表のとおりとする。

(協定の見直し)

第6条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、提案する協定市町村がとりまとめをする。

附 則

この実施細目は、平成10年5月8日から施行する。

(6) 災害時における相互応援に関する協定書

(静岡県三島市)

災害時における相互応援に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と静岡県三島市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援要請の窓口)

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援の要請)

第4条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

(応急物資等の輸送)

第6条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援要請した市が負担する。ただし、職員の派遣に要する経費は、応援要請を受けた市の負担とする。

2 前項に規定する経費の負担について、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した市が、応援要請への往復途中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間終了の1か月前までに甲乙いずれかから、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、引き続き1年間効力を継続するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
埼玉県鴻巣市
鴻巣市長

乙 静岡県三島市北田町4番47号
静岡県三島市
三島市長

(7) 災害時における相互応援に関する協定書

(長野県岡谷市)

災害時における相互応援に関する協定書

長野県岡谷市（以下「甲」という。）と埼玉県鴻巣市（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に関し、相互に応援活動を行うため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の大規模な災害が発生した場合において、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が、応急対策等を円滑に遂行できるよう相互に応援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急対策等に必要な資機材又は物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助活動及び応急対策等に必要な職員等の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援要請の窓口)

第3条 甲又は乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 被災市は、応援を要請しようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書にて要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類及び具体的な内容並びに必要な量
- (3) 応援の期間
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援活動)

第5条 甲又は乙は、前条の規定により被災市から応援の要請を受けた場合は、その内容に従い応援活動を行うよう努めるものとする。この場合において、特別な

事情により応援要請を受けることができない場合は、その旨を速やかに連絡するものとする。

- 2 甲又は乙は、発生した災害の規模、状況等から被災市が応援要請をすることができない状況にあると判断した場合は、自らの判断において必要な応援活動を行うことができるものとする。

(応急物資の輸送等)

第6条 応急物資の輸送及び応援職員の移動については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動に係る経費は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがある場合を除き、原則として被災市の負担とする。ただし、職員の派遣に要する経費（前条の移動に係る経費を除く。）は、応援要請を受けた市の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定に基づき行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、経費の負担について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害補償等)

第8条 応援活動に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として応援要請を受けた市が行うものとする。

- 2 応援活動に従事した職員が、第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災市が、被災市と応援要請を受けた市の往復の移動中において生じたものについては応援要請を受けた市が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間終了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年4月20日

甲 長野県岡谷市幸町8番1号
長野県岡谷市
岡谷市長

乙 埼玉県鴻巣市中央1番1号
埼玉県鴻巣市
鴻巣市長

(8) 災害時における相互応援に関する協定書

(栃木県小山市)

災害時における相互応援に関する協定書

栃木県小山市（以下「甲」という。）と埼玉県鴻巣市（以下「乙」という。）とは、災害時における相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙に、地震、水害、火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、被災者救護等の応急措置の実施に困難が生じている場合における甲乙相互の物資の提供、避難者の一時受入れ、職員の派遣等の応援（以下「応援」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 この協定に基づき実施する応援の内容は、次のとおりとする。ただし、応援は、甲又は乙の過重な負担とならない範囲で行うものとする。

- (1) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な物資の提供
- (2) 食糧品、飲料水その他生活必需品等の提供
- (3) 避難者を一時収容するために必要な施設の提供
- (4) この協定に基づき実施する応援に必要な職員派遣
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援の要請をする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、電話等により連絡をするとともに、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要する品目、規格、数量等
- (3) 前条第4号に基づき派遣を受ける職員の職種、人数等
- (4) 応援のために派遣される職員（以下「派遣職員」という。）が集合する場所（以下「集合場所」という。）及び応援を受ける場所
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援活動の実施)

第4条 応援の要請を受けた甲又は乙は、相互信頼に基づき、直ちに必要な応援活動を実施するものとする。

- 2 甲又は乙は、災害の規模、状況等から応援要請をすることができない状況にあると判断される場合で、収集した情報等から応援出動することが必要であると認められるときは、応援要請のない場合であっても、必要な応援活動を実施することができるものとする。

3 応援要請を受けた甲又は乙が応援活動を実施できない事情にある場合は、当該要請をした相手方に速やかにその旨を連絡しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援活動に従事する職員は、応援を受ける災害対策本部長の指揮に従うものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づいて行われた応援活動に係る経費の負担については、法令その他これに準ずるものに特別の定めがあるものを除くほか、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動により負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、派遣した市が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が集合場所への往復途中において生じたものを除き、応援を受ける市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ応援に関する情報連絡を所掌する担当部署を定め、災害発生時における相互連絡体制を整備するものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年1月21日

栃木県小山市中央町1丁目1番1号
甲 栃木県小山市
栃木県小山市長

埼玉県鴻巣市中央1番1号
乙 埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市長

(9) 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

(埼玉県、市町・組合(56団体)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会)

災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

埼玉県(以下「甲」という。)と市町・組合(乙1から乙56まで)(以下乙1から乙56までを総称して「乙」という。)及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「丙」という。)とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲及び乙は、災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、清掃及び修繕)

(2) その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

2 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は、第10条に規定する甲の事務局が甲及び乙1から乙56までの支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第10条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。

3 甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 丙は、前3項により甲及び乙の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

(復旧支援の調整)

第3条 大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲丙協議の上で決定する。

(費用)

第4条 この協定に基づき甲及び乙が丙に対し要請した業務にかかる費用は甲及び乙1から乙56までの個々による負担とし、それぞれが個別に丙と協議するものとする。

(個人情報等の保護)

第5条 丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第6条 丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 丙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲及び乙に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第7条 甲及び乙は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、丙に提供するものとする。

2 丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第8条 丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した丙の会員は、甲及び乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲、乙及び丙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第10条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、埼玉県下水道局下水道事業課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会とする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定するものとする。

- 2 甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合には、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

附則

この協定は、平成29年9月20日から施行する。

この協定の成立は、甲、乙及び丙の同意書をもって証する。

平成29年 9月20日

(関係者は略)

(10) 災害時の情報交換に関する協定書

(国土交通省関東地方整備局)

災害時の情報交換に関する協定書

国土交通省関東地方整備局（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、鴻巣市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）について定め、もって、適切に迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 鴻巣市内で重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (2) 鴻巣市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲又は乙が必要とする場合

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること。
- (2) 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。
- (3) その他甲又は乙が必要な事項

(情報連絡員（リエゾン）の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合は、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所有する。

平成23年5月17日

埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

さいたま新都心合同庁舎2号館

甲 国土交通省

関東地方整備局長

埼玉県鴻巣市中央1番1号

乙 鴻巣市

鴻巣市長

(11) 緊急放送に関する協定

(株式会社フラワーコミュニティ放送)

災害時緊急放送に関する協定

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社フラワーコミュニティ放送（以下（乙）という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、ラジオ放送を使った情報提供により、鴻巣市における災害の発生の予防又は被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「災害」とは、地震、台風、洪水、火災、危険物の爆発その他の非常の事態をいう。

(2) 「緊急放送」とは、前条の目的を達成するために、甲と乙が協議により、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

(運用)

第3条 前条第1号に定める災害が生じた場合は、次の各号に定める方法により運用するものとする。

(1) 乙の放送局員がスタジオにいる場合

ア 甲は、ファクシミリ等により、乙のスタジオ宛に緊急放送である旨を明示した放送原稿を送付する。

イ 乙は、緊急放送の原稿を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに他の放送に優先してこれを放送する。又、必要と認めるときは、適宜繰り返して放送する。

(2) 乙の放送局員がスタジオにいない場合

ア 甲は、別表に定める乙に所属するいずれかの者に連絡を取り、緊急放送を依頼する。

イ 乙は、甲から依頼を受けスタジオに到着したときは、速やかにその内容を確認し、放送する。

(費用の負担)

第4条 緊急放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 乙は、緊急放送に要する負担を甲に請求しない。

(2) 災害緊急放送の実施により、予定していた広告放送できなかったときは、乙と当該広告主との協議により、その解決を図るものとする。

(協定の期間)

第5条 この協定有効期間は、協定締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし、この協定期間満了1箇月前までに、甲、又いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後はこの例によるものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年12月28日

甲 鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 鴻巣市東1丁目1番25号
株式会社フラワーコミュニティ放送
代表取締役社長

(12) 災害情報等の広報に関する協定書

(株式会社 J C N 関東)

災害情報等の広報に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社 J C N 関東（以下「乙」という。）は、災害時における情報等の広報について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、甲の市内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の市内で乙が運営するケーブルテレビ（以下「ケーブルテレビ」という。）を利用した災害情報等の広報業務に関し、必要な事項を定める。

(広報業務の内容)

第 2 条 広報業務の内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して災害情報等を提供し、乙は提供情報をもとにケーブルテレビで放送すること。
- (2) 前号に付随する業務に関すること。

(要請による放送)

第 3 条 甲は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害情報を住民に伝達する必要があると判断したときは、乙に対し、当該災害情報の放送を実施するよう要請し、乙は、その番組編成基準に基づき通常放送に優先して当該災害情報の放送を実施するよう努めるものとする。

(要請の手続き)

第 4 条 甲の乙に対する要請手続きは、原則として書面（様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請することができるものとし、事後に書面を提出する。

(連絡調整)

第 5 条 この協定に関わる連絡調整については、甲の指定する者と乙の指定する者とが行うものとする。

(協力)

第 6 条 甲及び乙は、この協定を進めるために必要とする施設整備等について、可能な限り提供し合うものとする。

- 2 甲及び乙は、平素から、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

(費用の負担)

第 7 条 この協定に基づく災害情報等の広報に関する放送料等の費用については、無料とするものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了前までに甲乙いずれからも書面によって協定の解除の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間、この協定を更新するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に関し、定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月31日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市浦和区常盤9丁目34番8号

乙 株式会社JCN関東
代表取締役社長

(13) 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

(埼玉土地家屋調査士会)

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震風水害その他災害（以下「災害」という。）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の市内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- (1) 災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した市内家屋の調査に関すること。
- (2) 甲が発行した罹災証明について、市民からの相談に関すること。

(支援の要請)

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

(支援の実施)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の人件費は負担しない。

- 2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合に必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

(費用の請求)

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認の上、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

(守秘義務)

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(従事者の災害補償)

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年3月27日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

乙 埼玉土地家屋調査士会
会長

(14) 鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書

(社団法人埼玉建築士会中央北支部)

鴻巣市被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書**(趣旨)**

第1条 この協定は、鴻巣市地域防災計画に基づく地震災害時における埼玉県被災建築物応急危険度判定士の招集に関し、鴻巣市（以下「甲」という。）が、社団法人埼玉建築士会中央北部支部（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「判定士」とは、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱第2条に定める判定士のうち、社団法人埼玉建築士会中央北支部に所属する民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

2 原則として前項の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(市への報告)

第4条 乙は、前条の要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、本協定締結後速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

第5条 乙は、判定士の承諾を得た上で登録者名簿を甲に提出し、新規の登録又は登録者名簿に記載された内容に変更があったときは、遅延なくその旨を甲に報告するものとする。

2 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して、甲の要請の内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡系統」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

4 乙は、年度当初に判定士を招集するための連絡系統を報告するものとする。

(訓練)

第6条 甲が訓練等のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定の締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年8月21日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

桶川市寿一丁目3番7号

乙 社団法人埼玉建築士会 中央北支部
支部長

(15) 緊急給水等に関する協定書

(桶川北本水道企業団)

緊急給水等に関する協定書

桶川北本水道企業団(以下『甲』という。)と鴻巣市(以下『乙』という。)は、緊急給水等について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 災害発生時における上水道の安定供給の確保を考慮した施設の活用を目的とする。

(定義)

第2条 この協定において『緊急給水』とは、それぞれの給水区域内で地震、洪水等の災害発生により安定給水が妨げられた場合に相互応援によって給水が確保されることをいう。

(緊急給水の要請)

第3条 災害緊急時において応援を受けようとする場合は、次の事項を記載した文章によって要請するものとする。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

- (1)被害の状況
- (2)応援予定給水量及び期間（応援予定給水量の決定については日平均と時間最大を基準とする。）
- (3)その他必要な事項（必要な事項とは甲及び乙の施設能力の範囲内で供給可能分とする。）

(緊急給水の方法)

第4条 北本市深井3丁目7番地付近において、甲及び乙が布設した配水管を接続し給水するものとする。

甲 北本市 深井3丁目7番地付近

乙 鴻巣市 人形4丁目4の90番地付近

2 前項における施設利用を行う仕切弁の開閉については、甲乙立会いのもとに行う。ただし、緊急を要す時はこの限りではない。

(保守点検)

第5条 第4条の施設の保守点検を、甲乙協議し年1回以上行うこととする。

(給水費用)

第6条 緊急給水の供給者は、受給者にその費用を請求することができる。

2 給水費用を計算するための水量及び1立方メートルの単価は、甲及び乙が協議し定めることとする。(算定根拠は県水単価を基準とする。)

(協議)

第7条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保持する。

平成8年12月17日

甲	埼玉県北本市中丸6-83番地 桶川北本水道企業団 企業長
乙	埼玉県鴻巣市中央1-1 鴻巣市長

(16) 救援物資提供に関する協定書

(三国コカ・コーラボトリング株式会社)
(現：コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)

災害時における救援物資提供に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったとき、乙は次の内容により協力するものとする。

- (1) 地域貢献型自動販売機(メッセージボード搭載型)の機内在庫の製品を甲に無償提供する。
- (2) 速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練る。
- (3) 飲料水の優先的な安定供給を甲に行う。
- (4) 前号の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上、引き取るものとする。また、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定する。

(要請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(有効期間及び更新)

第4条 この協定の有効期間は、平成17年5月11日から平成22年5月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれかから申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとし、以降も同様とする。

(協議)

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年5月11日

甲 鴻巣市中央1番1号
鴻巣市長

乙 桶川市加納180番地
三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

(17) 防災応援型自動販売機に関する協定書

(三国コカ・コーラボトリング株式会社)
(現：コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社)

防災応援型自動販売機に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と、三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、防災応援型自動販売機（以下「応援自販機」という。）の設置及び運営に関する事項について、以下のとおり協定を締結する。

(設置目的)

第1条 本協定は、応援自販機の設置に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。なお、設置する応援自販機は、鴻巣市イメージキャラクター「ひなちゃん」の意匠を外観に図画し、付着させたものとする。

(設置場所)

第2条 甲は、甲の指定する別紙1「防災応援型自動販売機リスト」の場所に乙の所有する応援自販機を乙の費用をもって設置し運営することを承認する。なお、別紙1「防災応援型自動販売機リスト」の記載内容に変更が生じた場合はその都度、甲、乙間で確認して更新するものとする。

(管理責任)

第3条 乙は、応援自販機を常に整備し、商品の供給、詰替え、入替え、苦情の受付及び売上精算においては一切の責任を負うものとし、応援自販機設置場所及び当該応援自販機運営のための電力供給においては甲の責任とする。

(販売協力金の支払い)

第4条 乙は、甲に対し販売協力金を支払うものとし、以下の各項のとおりとする。

- 乙は、応援自販機における売上に15パーセントを乗じた金額を販売協力金として甲に支払うものとし、甲は当該販売協力金を防災用品購入資金に充てることができるものとする。
- 乙は、応援自販機の売上管理を行うものとし、甲に支払う販売協力金は毎月末日に集計し、翌月25日までに甲の指定する別紙2の銀行口座に振込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

(反社会的勢力に関する表明・保証)

第5条 甲及び乙は、相手方に対し、本協定締結時及び本協定締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

2 甲及び乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、いずれかの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに本協定を解除することができる。

(有効期間及び解約)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了1か月前までに、甲、乙いずれからも本協定事項の変更又は解約の申し出がない限り、更に1年間延長し以後も同様とする。なお、有効期間途中で本協定を解約する場合は、相手方に1か月前までに通知し、解約できるものとする。ただし、当事者の一方的な事由による解約の場合は甲、乙の双方で協議し、円満に解決するものとする。

2 期間満了又は前項の解約による応援自販機の引き上げに要する費用は、乙の負担とする。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定により知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく、他の第三者に開示、漏洩してはならない。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項については、互いに誠意を持って協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月26日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県桶川市大字加納180番地

乙 三国コカ・コーラボトリング株式会社
執行役員 埼玉第二支社
支社長

(18) 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書

(株式会社伊藤園)

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鴻巣市内において地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協定事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、鴻巣市内において震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。

2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関して要請する。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行うときは、口頭、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資（飲料水）提供要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。

2 要請の手続きを円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

(協力の内容)

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、次の各号の協力を行うものとする。

(1) 甲の施設内に設置されている乙の地域貢献型自動販売機（別紙記載）の機内在庫の飲料水を甲に無償提供するものとする。

(2) 乙は、速やかに供給体制を整え、甲が要請した飲料水を供給するものとする。

2 前項第2号の経費については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第5条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めるときは、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の期間は、締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから解除の申し出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月18日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

東京都渋谷区本町3丁目47番10号

乙 株式会社伊藤園
総務部長

(19) 災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書

(鴻巣酒販研究会、東京キリンビバレッジサービス株式会社)

災害時における備蓄水及び飲料水の提供等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）、鴻巣酒販研究会（以下「乙」という。）及び東京キリンビバレッジサービス株式会社（以下「丙」という。）は、鴻巣市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における備蓄水の提供及び飲料水供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、平常時から相互に協力して、災害時等に被災者及び避難者に対する支援のため、備蓄水の提供及び飲料水供給の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発動等)

第2条 本協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙又は丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(備蓄水の提供)

第3条 備蓄水は、甲、乙及び丙の協議により、適切な数量を取り決めるものとする。

2 乙及び丙は、備蓄水を無償提供し、賞味期限等の管理は、乙が行うものとする。

(飲料水供給の協力)

第4条 甲は、災害時等に乙又は丙へ飲料水の要請を行うときは、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙又は丙は、前項の要請を受諾後、速やかに飲料水を供給できる体制を整えるとともに、甲に対して飲料水を供給するよう努める。ただし、道路不通等の支障が生じた場合及び安全確保ができない場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請に基づき、乙又は丙が前条に定める飲料水の供給及び搬送に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲、乙、丙協議の上決定するものとする。

3 乙又は丙は、飲料水の供給が完了したときは、速やかに費用を甲に請求するものとする。

4 甲は、乙又は丙から費用の請求があった場合は、速やかにその代金を支払うものとする。

(譲渡等の禁止)

第6条 甲は、備蓄水を第三者へ譲渡してはならない。

2 甲は、人道的な立場から、第三者への譲渡を希望する場合は、乙及び丙と協議しなければならない。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の期間は、締結の日からとし、甲、乙又は丙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙は誠意をもって協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証明するため、本書を3通作成し、甲、乙及び丙が、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月17日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市箕田3922番地2

乙 鴻巣酒販研究会
会長

東京都千代田区神田和泉町1番地 神田和泉町ビル8階

丙 東京キリンビバレッジサービス株式会社
代表取締役社長

(20) 災害時のLPガス応急生活物資等に関する協定書

(社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部)

災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定書

(趣旨)

第1条 鴻巣市、桶川市、北本及び吹上町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部（以下「乙」という。）とは、甲の地域に地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災した地域住民等に、LPガス応急生活物資等（以下「LPガス等」という。）に関する協力事項について、次のとおり定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲のいずれかが災害対策本部を設置し、乙に要請を行ったときをもって発動する。

(LPガス等の協力要請)

第3条 災害時において甲のいずれかがLPガス等を必要とするときは、甲のいずれかは、乙に避難所等へのLPガス等について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文書でその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請内容及び必要個数
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(LPガス等の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けた時は、LPガス等の優先供給及び運搬に対する協力等について積極的に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、簡易ガスコンロ200台及びカセットボンベ600本を指定する場所に備蓄（以下「ランニングストック」という。）し、供給可能な体制を保持するものとする。

3 乙は、別途鴻巣支部内の卸売事業者と協定して、LPガス20kgボンベ30本、50kgボンベ30本を鴻巣支部内の2事業所にランニングストックし、甲の要請に応じて出荷する体制を整備するものとする。

(費用)

第5条 前条の規定に基づき、乙がランニングストックした物資以外に供給した商品の対価及び運搬等の費用については、要請した甲が負担するものとする。

(引き渡し)

第6条 LPガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

(情報の収集・提供)

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して地域住民に迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡の窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡担当窓口を定め、相互に連絡調整をするものとする

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成9年11月5日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書5通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成9年11月5日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

桶川市泉1丁目3番28号

桶川市
桶川市長

北本市本町1丁目111番地

北本市
北本市長

吹上町富士見1丁目1番1号

吹上町
吹上町長

鴻巣市人形1丁目8番15号

乙 社団法人埼玉県エルピーガス協会鴻巣支部
支部長

(21) 災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

(埼玉県石油商業組合鴻巣支部)

災害時における燃料等の供給協力に関する協定書

災害時における燃料等（ガソリン、軽油をいう。以下同じ。）の供給協力に関し、鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉県石油商業組合鴻巣支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害応急対策に必要な燃料等を市内石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、災害応急対策の円滑な実施を図ることを目的とする。

(協力)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急用車両、緊急物資輸送車両及び応急対策用資器材の燃料等が必要であると認めるときは、乙に対し、燃料等の供給を依頼するものとする。

2 甲は、乙に緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給を依頼する場合は、車両台数を明らかにして口頭で行うものとする。

3 甲は、乙に応急対策用資器材の燃料等の供給を依頼する場合は、燃料等供給協力依頼書（第1号様式）により品目、数量、納入日時、納入場所その他必要事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日燃料等供給協力依頼書をもって処理するものとする。

4 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、第2項の規定による甲からの緊急用車両及び緊急物資輸送用車両の燃料等の供給の依頼があったときは、これに協力するものとする。

5 乙は、第3項の規定による甲からの応急対策用資器材の燃料等の供給の依頼があったときは、甲の指定する場所へ燃料等を納入するものとする。

(費用負担)

第3条 甲は、前条による乙の供給及び納入した燃料等の代金を負担するものとする。

(請求及び支払)

第4条 乙は、燃料等の供給及び納入が完了したときは、燃料代金について、納品書を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

(協定の有効期間)

第5条 協定の有効期間は平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第6条 協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年4月1日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市

乙 埼玉県石油商業組合鴻巣支部
代表者

(22) 災害時における飲料水の供給に関する協定書

(株式会社イングコーポレーション)

災害時における飲料水の供給に関する協定書

株式会社イングコーポレーション（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鴻巣市内において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者に対する支援のため、飲料水供給の協力について、必要な事項を定める。

(協力内容)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に要請を行ったときをもって発動するものとし、甲は次の内容により積極的に協力するものとする。

- (1) 飲料水の調達及び優先的な安定供給
- (2) 飲料水を搬送する車両の確保及び乙が指定する引渡場所までの搬送
- (3) 被災状況等の情報の提供

(要請の手続き)

第3条 乙は、この協定による要請を行うときは、要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

(経費の負担)

第4条 乙の要請に基づき、甲が飲料水の供給及び搬送に要する経費のうち次の経費は、乙が負担するものとする。

- (1) 供給した飲料水に要する経費
 - (2) 搬送車両及び従事者に要する経費
 - (3) その他乙が負担すべき経費
- 2 前項各号の経費は、甲乙協議の上決定するものとする。この場合において、前項第1号の経費については、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、飲料水の供給が完了したときは、速やかに経費を乙に請求するものとする。

4 乙は、甲から経費の請求があった場合は、速やかにその代金を支払うものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の期間は、締結の日からとし、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年12月20日

鴻巣市逆川1丁目1番29号
甲 株式会社イングコーポレーション
代表取締役

鴻巣市中央1番1号
乙 鴻巣市
鴻巣市長

(23) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(生活協同組合さいたまコープ)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と生活協同組合さいたまコープ（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鴻巣市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、食料、生活必需品等（以下「応急生活物資」という。）の調達及び供給等の協力について、必要な事項を定める。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時に次の事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 応急生活物資の調達及び供給
- (2) 物資搬送車両の確保
- (3) 被災状況等の情報提供

2 乙は、甲から要請を受けたときは、乙の保有する商品等の優先供給及び搬送について積極的に協力するものとする。

(要請の手続き)

第3条 甲は、この協定による要請を行うときは、次に掲げる事項を口頭、電話等をもって要請し、事後に文書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 応急生活物資の種類及び数量
- (2) 応急生活物資の運搬先
- (3) その他必要な事項

(報告)

第4条 乙は、前条の規定に基づき協力したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書（様式第2号）を提出するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資の種類及び数量
- (2) 運搬に要した車両の数量及び従事者の人数
- (3) その他必要な事項

(経費の負担)

第5条 甲の要請に基づき、乙が第2条に定める応急生活物資の供給及び運搬に要する経費のうち次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 供給した応急生活物資に要する経費
- (2) 運搬車両及び従事者に要する経費
- (3) その他甲が負担すべき経費

(経費等の価格)

第6条 経費等の価格は、災害時等の発生直前における乙での販売価格又は経費を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により請求された内容を確認した上、適当と認めたときは、速やかにその代金を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 甲は、乙又は輸送業務に従事した者に、その輸送業務により死亡その他の事故が生じたときは、埼玉県条例「災害に際し応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」の基準に準じて補償を行うものとする。ただし、損害補償を受けるべき者が、他の法令（条例を含む。）による療養その他給付若しくは補償を受けられたとき又は事故の原因となった第三者から損害補償を受けたときは、同一の事故については、これらの補償額等の限度において損害補償を行わない。

(ボランティア活動への支援)

第9条 乙は、乙の組合員に対し、甲の実施する防災ボランティアへの協力を推進し、災害時に実施する応急生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第10条 乙は、他の生活協同組合等との間で、災害時における相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受け入れられる体制の整備に努めるものとする。

(平素の協力)

第11条 甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じ相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

(連絡責任者)

第12条 協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ指定し、それぞれ通知するものとする。

(法令の遵守)

第13条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の期間は締結の日からとし、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月13日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

さいたま市南区根岸1丁目5番5号
乙 生活協同組合さいたまコープ
代表理事
理事長

(24) 災害時等における医療拠点に関する協定書

(社団法人埼玉県看護協会)

災害時等における医療拠点に関する協定書

吹上町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県看護協会（以下「乙」という。）は、町民の生命、身体及び財産を保護するため、災害時又は災害発生のおそれのある場合における医療拠点の確保等について、次のとおり協定を締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

(協力の要請)

第2条 甲は、地震、台風その他の異常な自然現象に伴う被害により町内に相当程度の被害が生じた場合に、その応急対策について乙に応援協力の依頼を行うものとする。

2 乙は、前項に規定する応援協力の依頼を受けたときは、速やかに、乙の所有する施設（埼玉県高齢者介護研修センター）を医療救護施設として開設するほか、最大限の配慮を行うものとする。

3 甲は、災害が発生すると予想される場合においても、その予防対策について第1項に準じて乙に協力できることとし、乙は前項と同様に対処するものとする。

(体制の整備)

第3条 乙は、前条に規定する応急対策等を速やかに実行するため、職員等の連絡系統を定めておくとともに、必要な資材、労力等（以下「資機材」という。）の確保による体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、乙に、前項の規定による連絡系統及び資機材の確保状況について報告を求められることができるものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条の要請により乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

2 乙は、応急対策業務に出動した場合には、速やかに作業報告書を提出するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第5条 甲乙双方は、災害情報等の連絡体制を整備するため、担当所管等を定めるものとする。また、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援の効率的な実施を期するため、必要に応じて情報の交換を行う。

(期間)

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに更新しない旨の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとする。以後期間満了となる場合も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書記名押印の上、各々1通を保有する。

平成14年10月10日

(平成17年10月1日 鴻巣市が承継)

甲 吹上町富士見1丁目1番1号
吹上町
吹上町長

乙 さいたま市中里3丁目3番8号
社団法人埼玉県看護協会
会長

(25) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

(埼玉県立鴻巣高等学校)

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立鴻巣高等学校（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

(災害の種類)

第2条 本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

- (1) 地震
- (2) 洪水
- (3) その他

(避難施設等)

第3条 本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙4により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

(避難所開設等)

第4条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

(備品等の使用)

第5条 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

(防災関連情報の交換)

第6条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

(防災訓練の参加)

第7条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

(覚書の有効期間)

第8条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り、継続するものとする。

2 前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第9条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和3年4月1日

鴻巣市大間1020番地
甲 埼玉県立鴻巣高等学校
校長

鴻巣市中央1番1号
乙 鴻巣市
鴻巣市長

(26) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

(埼玉県立鴻巣女子高等学校)

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立鴻巣女子高等学校（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

(災害の種類)

第2条 本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

- (1) 地震
- (2) 洪水
- (3) その他（浸水、崖崩れ等）

(避難施設等)

第3条 本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙4により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

(避難所開設等)

第4条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

(備蓄倉庫の使用)

第5条 乙は甲の承認を得て、災害対应用備蓄品の保管場所として、別紙5のとおり備蓄倉庫の一部を使用することができる。この場合において、乙は甲が指定した場所以外は使用しないものとする。

2 乙が備蓄倉庫の一部を使用する場合、乙は、乙の災害対应用備蓄品を管理するための台帳を作成し、定期的に甲乙立ち合いのもと備蓄状況の確認を行うものとする。

(備蓄品の使用)

第6条 災害が発生し、必要な備品が不足する場合等には、乙は甲と協議の上、甲の保管する備蓄品を使用することができる。

ただし、休日・夜間等で甲が不在であり、緊急の必要性がある場合には、乙の判断により甲の保管する備蓄品を使用することができる。

2 前項但し書きの規定により、乙が備蓄品を使用した場合には、乙は備蓄倉庫備え付けの物資受払簿に必要事項を記入するとともに、甲及び埼玉県教育委員会へ報告を行うものとする。

(管理経費)

第7条 備蓄倉庫の維持管理経費については、甲の負担とする。

(備品等の保全)

第8条 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

(防災関連情報の交換)

第9条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

(防災訓練の参加)

第10条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力する。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

(覚書の有効期間)

第11条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

2 前項の規定により、この覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和3年3月26日

鴻巣市天神1丁目1番72号
甲 埼玉県立鴻巣女子高等学校
校長

鴻巣市中央1番1号
乙 鴻巣市
鴻巣市長

(27) 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

(埼玉県立吹上秋桜高等学校)

災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立吹上秋桜高等学校（以下「甲」という。）と鴻巣市（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

(災害の種類)

第2条 本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

- (1) 地震
- (2) 洪水
- (3) その他

(避難施設等)

第3条 本覚書において、「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

- 2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。
- 3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。
- 5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。
- 6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙4により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

(避難所開設等)

第4条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

(備品等の使用)

第5条 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

(防災関連情報の交換)

第6条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

(防災訓練の参加)

第7条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

(覚書の有効期間)

第8条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

2 前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第9条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和2年8月21日

鴻巣市前砂907番地1
甲 埼玉県立吹上秋桜高等学校
校長

鴻巣市中央1番1号
乙 鴻巣市
鴻巣市長

(28) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

(埼玉県電気工事工業組合)

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

(支援協力の種類)

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

(支援協力要請の手続き)

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、支援要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合、電話等により支援を要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する機関

(支援協力の実施)

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

(復旧作業後の引渡)

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に災害復旧業務完了報告書（様式第2号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に

引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに災害復旧業務完了報告書を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項に規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年3月11日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長

(29) 災害時における応急措置等の協力に関する協定書

(鴻巣市水道協同組合)

災害時における応急措置等の協力に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣市水道協同組合（以下「乙」という。）とは、地震その他災害等が市内で発生し、又は発生のおそれがある場合、甲の所管する水道施設の応急措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲のみでは応急措置等を施行することが困難であるときは、甲は乙に対し、その協力を要請することができるものとする。

(要請手続き)

第2条 前条に定める要請は、甲が災害の状況、場所、活動内容、必要とする人員及び資材等について、乙に対して連絡することをもって行うものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、他の業務に優先し、速やかに人員及び機材を出動させ、甲の行う応急措置等に協力するものとする。

(費用負担)

第4条 乙がこの協定に基づく応急措置等のために要した経費については、原則として甲が負担するものとする。

(体制の整備)

第5条 乙は、甲から協力の要請があった場合に備え、非常時における連絡体制を整備するものとする。

(協議)

第6条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成23年8月25日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名捺印の上各自その1通を保有する。

平成23年8月25日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市本町2丁目7番21号
乙 鴻巣市水道協同組合
代表理事

(30) 災害時における物資の輸送に関する協定書

(社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部)

災害時における物資の輸送に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における甲の応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

(要請の手続き)

第2条 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の内容に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号、以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

(1)要請理由

(2)輸送年月日（期間）

(3)車両の台数及び運転手等（原則として、1台につき運転手及び補助者の2名体制とする。）の人数

(4)輸送する物資名、数量及び輸送先

(5)その他必要とする事項

(実施)

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、積極的に乙に所属する運送事業者を指定し、輸送車両により緊急輸送を行うものとする。

(報告)

第4条 乙は、緊急輸送の実施を終了したときは、速やかに災害時における緊急輸送業務実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとし、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

2 前項の費用については、原則として、乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に認可を受けた額によるものとし、補助者の費用は、実際に要した運送作業時間に8時間制の単価を乗じた額によるものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 乙は、第2条の緊急輸送の実施終了後、速やかに当該緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに代替車両により緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により、目的地まで辿り着けないとき、又は安全な走行を確保できないときは、乙は道路等の状況を甲に報告し、甲乙協議の上、対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替車両が必要となった場合の費用は、甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 甲が締結した災害応援協定先の自治体に災害等が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときにおいても、この協定を適用するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、防災計画の状況等それぞれが保有する防災関連情報を必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日からとし、甲又は乙から解除の申出がない限り継続するものとする。

2 前項の解除の申出は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月2日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市広田467番地1

乙 社団法人埼玉県トラック協会鴻巣支部
支部長

(31) 大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書

(鴻巣警察署)

大規模災害発生時における施設一時使用に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉県鴻巣警察署（以下「乙」という。）は、大震災等の大規模災害発生時における鴻巣市文化センター及び鴻巣市立陸上競技場駐車場の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、乙による災害応急対策が円滑に遂行されるよう、甲が所有する施設の一時使用について定めることを目的とする。

2 大規模災害とは、次の災害をいう。

- (1) 災害対策基本法に定める災害
- (2) 鴻巣市長が特に認めたもの

3 大規模災害発生時において、乙が活動拠点として使用する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 鴻巣市文化センターの建物及び駐車場
- (2) 鴻巣市立陸上競技場駐車場

(使用の手続き)

第2条 大規模災害が発生した場合は、乙は、甲に対して第1条第3項に規定する施設の一時使用を要請することができる。なお、要請にあつては、原則として、乙は甲に事前に連絡した上、書面により要請し承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で要請することができるものとし、事後において速やかに書面を提出するものとする。

2 甲は、乙から要請があつた場合、可能な範囲で要請に応じるものとする。

(使用料)

第3条 前条の一時使用における使用料及び光熱費等は、その都度、甲、乙両者が協議の上で決定するものとする。

(使用期間)

第4条 第1条第3項に定める施設の一時使用期間は、その都度、甲、乙両者が協議の上で決定するものとする。乙は、第1条第3項に定める施設の一時使用を終了する際は、原状回復に努め、甲の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定に係る甲の連絡責任者は生活安全課長とし、乙の連絡責任者は警備課長とする。

(協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲、乙両者が協議の上で決定するものとする。

(適用と更新)

第7条 この協定の適用は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の内容について変更又は解除する場合は、甲、乙が協議の上で決定するものとし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面により特段の意思表示がない場合は、この協定を1年間更新し、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成24年11月30日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市東4丁目1番3号

乙 埼玉県鴻巣警察署
署長

(32) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

(鴻巣駅・北鴻巣駅)

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社「鴻巣駅」及び「北鴻巣駅」（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、地震災害により、乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 本覚書において「地震災害」とは、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

(安全の確保)

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

(避難誘導)

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に、以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は、地震災害時に必要と認めるときは、甲へ調整後、甲があらかじめ指定する避難場所（別紙－1）に帰宅困難者を案内することができる。乙は、甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
 - (2) 甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容ができない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。
 - (3) 乙は、前号の措置を取るとともに、駅構内の安全確認を行うこととする。また、甲財産の自由通路（以下「自由通路」という。）については、甲があらかじめ了承した安全点検のためのチェックシート（別紙－2）に基づき、乙が安全確認を行うこととする。
 - (4) 前号の安全確認の結果、駅構内および自由通路（以下「駅施設」という。）を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。
 - (5) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所又は一時滞在施設の準備が整い次第、乙は、避難場所又は一時滞在施設へ案内することができる。
- 2 甲が指定する避難場所又は甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供するものとする。
- 3 第1項第3号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で発生したものについては乙が、また、自由通路で生じた事象については甲が責任を負う。

(情報共有)

- 第5条** 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。
- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する避難場所又は一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

(トイレ及び公衆電話の提供)

- 第6条** 乙は、安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

(平常時からの備え)

- 第7条** 甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定(別紙-3)するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、あらかじめ指定する避難場所(別紙-1)に変更があった場合は、乙に通知をするものとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

- 第8条** 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

- 第9条** 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3か月前までに相手方に予告通知をするとともに、甲乙協議の上で解除するものとする。

(有効期間)

- 第10条** 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町1丁目1番

乙 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 鴻巣駅
鴻巣駅長

(32-2) 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

(吹上駅)

地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社「吹上駅」（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者対応に関し、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、地震災害により、乙が運行する交通が途絶した場合における、帰宅困難者対応に関する甲乙相互の協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 本覚書において「地震災害」とは、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」に規定する被害をいう。また、「帰宅困難者」とは、地震災害により乙が運行する交通が途絶した場合に、自宅が遠距離にあること等により帰宅することができない人をいう。

(安全の確保)

第3条 甲及び乙は、人命を守るために、安全を最優先に行動することとする。

(避難誘導)

第4条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に、以下のとおり対応することを定める。

- (1) 乙は、地震災害時に必要と認めるときは、甲へ調整後、甲があらかじめ指定する避難場所（別紙－1）に帰宅困難者を案内することができる。乙は、甲が指定する避難場所へ案内するにあたり、経路を示す地図の配布や駅頭での掲示等、必要な情報提供を行うこととする。
- (2) 甲は、前号に定める避難場所にて帰宅困難者の収容ができない場合、新たに一時滞在施設を指定し、乙へ通告するものとする。
- (3) 乙は、前号の措置を取るとともに、駅構内の安全確認を行うこととする。また、甲財産の自由通路（以下「自由通路」という。）については、甲があらかじめ了承した安全点検のためのチェックシート（別紙－2）に基づき、乙が安全確認を行うこととする。
- (4) 前号の安全確認の結果、駅構内および自由通路（以下「駅施設」という。）を一時滞在場所として提供できると乙が判断した場合は、駅施設の構造上可能な範囲で帰宅困難者の一定数を受け入れるものとする。
- (5) 駅施設で受け入れられない帰宅困難者については、甲の開設する避難場所又は一時滞在施設の準備が整い次第、乙は、避難場所又は一時滞在施設へ案内することができる。

2 甲が指定する避難場所又は甲が開設する一時滞在施設への誘導に人員が必要な場合は、甲及び乙が相互に協力し人員を提供するものとする。

3 第1項第3号に基づく帰宅困難者の受け入れ中に生じた事象については、駅構内で発生したものについては乙が、また、自由通路で生じた事象については甲が責任を負う。

(情報共有)

第5条 甲及び乙は、地震災害により帰宅困難者が発生又はその恐れがあると判断したときは、その状況を速やかに相互に連絡し、情報の共有化に努めるものとする。

- 2 甲は、乙から帰宅困難者発生連絡を受けた場合は、警察及び消防等とも情報の共有化に努めるものとする。
- 3 乙は、運転再開状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 4 甲は、甲が指定する避難場所又は一時滞在施設の開設状況等、その他必要な情報を提供するものとする。
- 5 甲及び乙は、乙が運行する交通の途絶が一部解消されるまで、随時相互に連絡するものとする。

(トイレ及び公衆電話の提供)

第6条 乙は、安全を確保した上で、可能な限り、帰宅困難者が駅のトイレ及び公衆電話を使用できるように努めるものとする。

(平常時からの備え)

第7条 甲及び乙は、地震災害が発生した際に備え、あらかじめ相互の連絡窓口を指定(別紙-3)するとともに、非常時の連絡手段の確保に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の連絡窓口に変更があった場合は、その都度連絡するものとする。
- 3 甲は、あらかじめ指定する避難場所(別紙-1)に変更があった場合は、乙に通知をするものとする。
- 4 甲及び乙は、地震災害時における円滑な協力体制が図れるよう、平常時から応援体制及び情報収集体制の整備に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(覚書の解除)

第9条 本覚書を一方の都合により解除する際は、その3か月前までに相手方に予告通知をするとともに、甲乙協議の上で解除するものとする。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれに記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町1丁目1番

乙 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 吹上駅
吹上駅長

(33) 災害時におけるガス復旧に関する協定書

(東京ガス株式会社)

災害時におけるガス復旧に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東京ガス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域において震度5弱以上の地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるガス復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時におけるガス事故の発生に対し、いち早くガスを供給するため、甲、乙が連携してガス復旧活動に取り組むことを目的とする。

(情報の提供)

第2条 甲及び乙は、次に掲げるガス復旧に関する情報の提供に努めるものとする。

(1) 乙は甲に対し、災害時におけるガス事故及び広範囲にわたる長時間のガス供給停止が発生した場合、事故または供給停止の情報を提供する。

(2) 甲及び乙は、双方が知り得た被災情報を共有する。

(広報活動)

第3条 甲及び乙は、次に掲げるガス復旧に関する広報活動に努めるものとする。

(1) 乙は、災害時におけるガス事故及び広範囲にわたるガス供給停止が発生したときに、乙独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、防災行政無線等による広報の依頼を行う。依頼を受けた甲は、甲乙協議の上、防災行政無線等を活用し、市民等に対し広報を行う。

(2) 乙が必要と判断したときは、防災行政無線等以外に乙の車両による広報活動を行う。

(市有地の確保)

第4条 甲は乙の行うガス復旧活動に伴う協力として、甲の指定する市有地を乙が優先的に使用することを認める。

また、鴻巣市近隣地域において災害が発生した場合、乙の要請により甲の指定する市有地を甲乙協議の上、確保し使用を認める。

(ガス復旧重要施設)

第5条 甲は、災害時における市内の避難所等の重要施設を定め、乙に提示する。乙は、甲に提示された当該施設を十分把握し、ガス復旧活動に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定に基づく甲及び乙の費用は無償とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく業務を円滑に遂行するため、甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡他責任者をあらかじめ指定し、それぞれに通知するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定有効期限満了1か月前までに、甲、乙いずれからも協定事項の変更又は解約の申し出がない限り、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、この協定により知り得た情報を、相手方の事前の承諾なく、他の第三者に開示、漏洩してはならない。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月26日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県熊谷市銀座3丁目71番地

乙 東京ガス株式会社
熊谷支社長

(34) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

(東日本電信電話株式会社)

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

鴻巣市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。）第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(特設公衆電話の設置場所及び設置箇所)

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(通信機器等の管理)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(電話回線等の配備)

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

(移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うものとする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年3月17日

甲 埼玉県鴻巣市中央1-1
鴻巣市
市民協働部長

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号
東日本電信電話株式会社
取締役 埼玉事業部長

(35) 災害に係る情報発信等に関する協定

(ヤフー株式会社)

災害に係る情報発信等に関する協定

鴻巣市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、鴻巣市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鴻巣市が鴻巣市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、鴻巣市の行政機能の低下を軽減させるため、鴻巣市とヤフーが相互に協力して様々な取組を行うことを目的とする。

(本協定における取組)

第2条 本協定における取組の内容は、次の中から鴻巣市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) ヤフーが鴻巣市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、鴻巣市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 鴻巣市が鴻巣市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 鴻巣市が鴻巣市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 鴻巣市が災害発生時の鴻巣市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入情報をヤフーに提供し、ヤフーがこれらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 鴻巣市が鴻巣市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーがこの必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) ヤフーがヤフーの提供するブログサービスにおいて鴻巣市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- (7) 鴻巣市が鴻巣市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合は、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 鴻巣市及びヤフーは、前項各号の取組が円滑になされるよう、相互の窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があったときは、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する取組及び同項に記載のない取組についても、鴻巣市及びヤ

フーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条に基づく鴻巣市及びヤフーの取組は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、鴻巣市から提供を受ける情報について、鴻巣市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 鴻巣市及びヤフーは、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議し、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 鴻巣市及びヤフーは、本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、鴻巣市とヤフーが署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成27年8月5日

鴻巣市：埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

(36) 災害時における医療救護活動に関する協定書

(一般社団法人鴻巣市医師会)

災害時における医療救護活動に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と一般社団法人鴻巣市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鴻巣市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害時における医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(医療救護班の要請)

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、医療救護活動が必要となった場合は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(医療救護班の派遣、指揮及び調整)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、同条第2項の実施細目に基づき、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

2 医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、災害医療調整員が行うものとする。なお、災害医療調整員とは、鴻巣市医師会会長が指名した会員で、鴻巣市災害対策本部及び鴻巣市医師会対策本部との連絡調整を行う者とする。

(救護所及びトリアージポストの設置)

第4条 甲は、乙と連携し、安全な場所に避難所及び救護所を設置する。また、活動しやすい場所に、必要に応じてトリアージポストを設置する。

(医療救護班の業務)

第5条 医療救護班は、主に救護所又はトリアージポストにおいて次の業務を行う。

- (1) 救護所における傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) 他の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 死亡の確認及び死体の検案
- (4) 避難所の巡回
- (5) その他医療救護活動に必要な措置

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置を講じ、輸送を実施する。

(医薬品等の確保及び輸送)

第7条 医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保し、医療救護班が携行するものとする。

2 救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療費の負担)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用弁償等)

第9条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に係る費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用

(3) 搬送先医療機関において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用

(4) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(5) 甲は前号に係る事象が起きた場合は、責任を持って補償する。

(6) 第1号から第4号に定める費用弁償等の詳細は、実施細目に定める。

2 甲以外の医療機関が甲の設置した救護所等において医療救護活動を行った場合にも、乙が代理請求することができるものとし、前項同様に甲が負担する。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練の参加に努めるとともに、当該訓練の一般参加者中、傷病者が発生したときの医療救護を併せて担当するものとする。

2 乙の訓練の参加に要する費用は、甲が負担とするものとする。ただし、この場合においては、第6条及び前条の規定を準用する。

(他の自治体からの応援協力)

第11条 乙は、甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に医療救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙が前項の規定により他の市町村で医療救護活動を行う場合には、その取り扱いについて別の定めがない限りこの協定を準用する。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定める。

(疑義)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議して、定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも協定事項の変更

又は解除の申し出がないときには、更に有効期間満了の日の翌日から2年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年12月17日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市

鴻巣市長

鴻巣市中央2番2号

乙 一般社団法人鴻巣市医師会

会長

(37) 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

(一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会・
一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部)

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会（以下「乙」という。）、一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部（以下「丙」という。）との間において、災害時における歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鴻巣市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、甲が乙と丙の協力を得て行う災害時における歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の要請)

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、災害時において、歯科医療救護活動が必要となった場合は、丙に対し、歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 前項の要請は、別に定める実施細目に基づいて行うものとする。

(歯科医療救護班の派遣、指揮及び調整)

第3条 丙は、前条の要請を受けたときは、前条第2項の実施細目に基づき、速やかに歯科医療救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

2 歯科医療救護班に対する指揮及び活動の調整は、災害歯科医療調整員が行うものとする。なお、災害歯科医療調整員とは、埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部長が指名した部員で、鴻巣市災害対策本部及び埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部対策本部との連絡調整を行う者とする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 歯科医療救護班は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 救護所における歯科傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (2) 他の歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 身元不明者の確認
- (4) 避難所の巡回
- (5) その他歯科医療救護活動に必要な措置

(歯科医療救護班の輸送)

第5条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置を講じ、輸送を実施する。

(医薬品等の確保及び輸送)

第6条 歯科医療救護班が使用する医薬品等は、原則として甲が確保し、歯科医療救護班が携行するものとする。

2 救護所等への医薬品等の輸送は、原則として甲が行うものとする。

(医療費の負担)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先の歯科医療機関における医療費は、原則として患者の負担とする。

(費用弁償等)

第8条 第2条の規定に基づき、丙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次に掲げる費用弁償等は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に係る費用
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用
- (3) 搬送先歯科医療機関において歯科医療救護活動により生じた施設、設備の損傷に係る費用
- (4) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

2 前項に定める費用弁償等の詳細は、実施細目に定める。

3 丙以外の歯科医療機関が甲の設置した救護所等において歯科医療救護活動を行った場合にも、丙が代理請求することができるものとし、第1項同様に甲が負担する。

(訓練)

第9条 丙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練の参加に努めるとともに、当該訓練の一般参加者のうちから、歯科傷病者が発生したときの歯科医療救護を併せて担当するものとする。

2 丙の訓練の参加に要する費用は、甲が負担とするものとする。この場合において、第6条及び前条の規定を準用する。

(他の自治体からの応援協力)

第10条 丙は、甲が災害時における応援協定等を締結している市町村に歯科医療救護班を派遣する必要がある場合には、可能な限りこれに協力するものとする。

2 丙が前項の規定により他の市町村で歯科医療救護活動を行う場合には、その取扱いについて別の定めがない限りこの協定を準用する。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙丙協議の上、別に定める。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙丙協議して、定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から起算して2年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲乙丙いずれからも協定事項の

変更又は解除の申し出がないときには、更に有効期間満了の日の翌日から2年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年6月21日

鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市

鴻巣市長

鴻巣市赤見台1丁目15番23号

乙 一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会
会長

鴻巣市赤見台1丁目15番23号

丙 一般社団法人埼玉県北足立歯科医師会鴻巣支部
支部長

(38) 災害時における被災者支援に関する協定書

(埼玉県行政書士会)

災害時における被災者支援に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鴻巣市内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害及び火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(行政書士業務相談)

第2条 この協定において行政書士業務相談とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

(支援業務の要請)

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合においては、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

第4条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合においては、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

(相談場所の調整及び広報)

第5条 甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(報告)

第6条 乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

(費用)

第7条 行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

る。

2 行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年11月29日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

乙 埼玉県行政書士会
会長

(39) 災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書

(鴻巣市内郵便局)

災害時における鴻巣市と鴻巣市内郵便局の協力に関する協定書

鴻巣市(以下「甲」という。)と鴻巣市内郵便局(以下「乙」という。)は、鴻巣市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

なお、この協定については、鴻巣郵便局が鴻巣市内郵便局を代表して締結するものとする。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、鴻巣市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 乙が収集した被災者の避難状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の提供
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (4) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。)
- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、災害による被災情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 鴻巣市防災主管課長

乙 日本郵便株式会社 鴻巣郵便局 総務部 課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

(附則)

この協定の締結をもって、「災害時における鴻巣郵便局、鴻巣市間の協力に関する覚書」(平成9年9月29日締結)及び「災害時における応援活動及び情報提供に関する覚書」(平成12年8月4日締結)を廃止する。

平成29年2月24日

甲 鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 鴻巣市内郵便局
鴻巣市東4丁目1番5号
日本郵便株式会社
鴻巣郵便局長

(40) 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

(株式会社ゼンリン)

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、鴻巣市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、鴻巣市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年7月19日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 埼玉県さいたま市大宮区土手町1丁目2番地
株式会社ゼンリン
関東エリア統括部長

(41) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

(鴻巣市リサイクル事業協同組合)

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣市リサイクル事業協同組合（以下「乙」という。）は地震や水害等の大規模災害の発生における廃棄物の処理等に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に発生した廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害廃棄物 がれき（木くず、コンクリートがら、金属くず、廃プラスチック類等及びこれらの混合物）及び被災者や避難所の生活に伴う廃棄物（し尿を含む）をいう。
- (2) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後、速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所、内容及び期間
- (3) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は、乙に被災、復旧状況等の事業の実施への協力に必要な情報を提供するものとする。

2 乙は災害廃棄物処理が円滑に行われるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達態勢の整備に努めるものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は災害廃棄物処理を実施したときは、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 実施した災害廃棄物処理の内容（場所、日時等、従事した要員、車両及び資機材等）
- (2) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鴻巣市環境課、乙については鴻巣市リサイクル事業協同組合事務局とする。

(協定書の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書をもって協定の終了を通知しない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年2月7日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 埼玉県鴻巣市上谷1400番地1
鴻巣市リサイクル事業協同組合
理事長

(42) 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

(鴻巣薬剤師会)

災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の迅速な医療救護活動及び医薬品等の供給を実施するため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、鴻巣市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動及び医薬品等の供給を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師の要請及び派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき要請を受けたときは、速やかに薬剤師を甲の指定する場所に派遣するものとする。

(薬剤師の業務)

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班の班員として、救護所や避難所等における医師の処方又は指示に基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- (3) その他医療救護に関し、必要とする事項

(調剤費)

第4条 救護所や避難所等における調剤は保険適用外とし、調剤費は無料とする。

(医薬品・衛生資材の供給等)

第5条 乙の会員薬局等は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を甲へ供給するものとする。

(医療紛争の措置)

第6条 この協定により実施した医療救護活動に関して、患者との間に医療紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講ずるものとする。

(費用弁償等)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する経費
- (2) 乙が調達した医薬品、衛生資材の実費
- (3) 薬剤師が携行した医薬品、衛生資材を使用した場合の実費
- (4) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項の規定による費用弁償等の額については、実費弁償によるものを除き、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(細目)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何ら意思表示がなされないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月28日

埼玉県鴻巣市中央1番1号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町4丁目1番19号
乙 鴻巣薬剤師会
会長

(43) 災害時における物資の供給等に関する協定書

(株式会社マミーマート)

災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社マミーマート（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における生活物資の供給等に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合若しくは発生する恐れがある場合において、甲から要請があったときは、地域住民等の緊急避難先として乙の所有または管理する駐車場を甲に無償開放するものとする。開放期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

(支援要請)

第3条 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、場所、期間等を個別具体的に明示した文書を以って行うものとする。

ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(物資の種類)

第4条 本協定に基づく、甲の要請により乙が甲に供給する物資（以下「物資」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能な物

(物資の運搬、受渡し)

第5条 乙の甲に対する物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。

ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

2 乙は、物資を甲乙間で事前に確認した身分証を提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

(物資の価格・費用負担)

第6条 前条第2項による受渡しが完了した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとし、甲は、当該受渡し完了後、乙からの請求書に基づき、その対価並びに費用を遅滞なく乙に対して支払うものとする。なお、物資の対価は災害の発生した直前の乙の販売売価（乙の顧客向け価格）を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成30年7月9日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目44番1号
株式会社マミーマート
代表取締役社長

(44) 災害時における物資供給に関する協定書

(NPO法人コメリ災害対策センター)

災害時における物資供給に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年7月24日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

(45) 災害時における応急対策業務に関する協定書

(鴻巣市建設業協会)

災害時における応急対策業務に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣市建設業協会（以下「乙」という。）は、鴻巣市内において地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における鴻巣市地域防災計画に基づく応急対策の一環として、乙の積極的な協力により、応急対策のための活動を迅速に実施することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、甲に協力する。

(協力の内容)

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときには、特別の理由がない限り、直ちに必要な資機材、人員等を提供し、甲の指示に従い応急対策業務を実施するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

(実績報告)

第5条 応急対策業務を実施した会員は、その状況を速やかに甲に報告する。

2 地震発生後に被災情報を収集した会員は、その状況を速やかに甲に報告する。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれか一方から申し出がないときは、更に1年間更新するものとし、以降についても同様とする。

(定めのない事項)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月17日

鴻巣市中央1番1号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

鴻巣市郷地431番地
乙 鴻巣市建設業協会
会長

(46) 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

(埼玉司法書士会)

災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

(派遣要請等)

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

(被災者等相談の範囲)

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- (1) 相続に関する相談
- (2) 不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- (3) 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- (4) 成年後見制度に関する相談
- (5) その他司法書士法に定める業務に関する相談

(要請の方法)

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした災害時支援協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請を行うことができる。

(態勢整備等)

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画の作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

平成30年10月22日

(甲) 鴻巣市中央1番1号

鴻巣市

鴻巣市長

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号

埼玉司法書士会

会長

(47) 災害時における物資の供給等に関する協定書

(株式会社 LIXIL ビバ)

災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社 LIXIL ビバ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対し速やかにかつ円滑に物資を供給することにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給を要請することができる。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の営業に支障のない範囲で、第4条に規定する物資の供給を行うものとする。

3 甲は、災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、乙に駐車場の開放を要請することができる。

4 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の所有し、又は管理する駐車場を甲に無償で開放するものとする。この場合における当該開放の期間は、甲乙協議の上決定するものとする。

(支援要請)

第3条 前条第1項及び第3項の要請は、甲が、乙に対し品目、数量、場所、期間その他の協力に関し必要な事項を明示した文書を提出することにより行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときは、口頭等により要請を行うことができる。この場合において、甲は、当該文書の作成が可能となったときは、速やかに当該文書を作成し、乙に提出するものとする。

(物資の種類)

第4条 第2条第2項の規定により甲に供給される物資（以下「物資」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資機材
- (2) 日用品
- (3) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

(物資の運搬及び受渡し)

第5条 物資の引き渡し場所は原則乙店舗とし、甲が職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、引き取るものとする。

但し、乙が運搬可能な場合は甲の指定場所に物資を運ぶものとする。

(物資の対価及び運搬の費用)

第6条 第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 甲は、前項の請求を受けた場合は、当該対価等を遅滞なく支払うものとする。この場合において支払の期日、方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間（この条において「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し解約の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和元年5月21日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 埼玉県さいたま市浦和区上木崎1丁目13番1号
株式会社LIXIL ビバ
代表取締役社長

(48) 災害時における物資供給に関する協定書

(アサヒ紙工株式会社)

災害時における物資供給に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）とアサヒ紙工株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鴻巣市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て、物資の供給を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート、段ボールケース、間仕切り等）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取り扱う製品

(要請の手続き)

第4条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両とし通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(費用の支払)

第8条 物資の供給に要した費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間が満了する1月前までに、甲又は乙のいずれからも特段の意思表示がないときは、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和元年7月9日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市箕田4070番地

乙 アサヒ紙工株式会社
代表取締役社長

(49) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(株式会社ピーアンドディコンサルティング・
株式会社ユニクス・
不動産信託受託者三井住友信託銀行)

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）、株式会社ピーアンドディコンサルティング（以下「乙」という。）、株式会社ユニクス（以下「丙」という。）及び不動産信託受託者三井住友信託銀行（以下「丁」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（総則）

この協定は、災害時において甲の要請に基づき、丁が所有し乙が賃借する土地並びに乙が所有する建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力 乙又は丙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
- (2) 土地 丁が所有し乙が賃借する土地（場所：ユニクス鴻巣敷地）をいう。
- (3) 建物 乙が所有する建物（施設名：ユニクス鴻巣）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場及び屋上駐車場をいう。
- (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙、丙及び丁に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

第3条（協力要請等）

1. 甲は、乙及び『乙と丙の間の2015年4月1日付「SC管理運營業務委託契約書（ユニクス鴻巣）」に基づき土地及び建物に係る管理業務を委託している』丙に対し、それぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書（様式第1号）を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。

- (1) 緊急避難場所の場所、面積、及び、使用する期間
- (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

2. 乙は、甲の協力要請により緊急避難場所を提供する場合、丁に対し直ちに口頭、電話、FAXその他の方法をもって連絡し、事後速やかに書面を交付する。

第4条（連絡責任者）

この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙及び丙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙及び丙の連絡責任者は（株式会社ユニクス SC 事業第一本部長）とする。

第5条（緊急避難場所の提供）

1. 乙及び丙は、第3条の規定に基づき要請を受けたときは、協力を努めるものとする。
なおユニクス鴻巣施設営業時間外においては施設トイレが利用できないことを甲は予め承諾するものとする。
2. 丁は、土地の所有者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

第6条（費用の負担）

1. 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。
2. 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙又は丙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙、丙及び丁は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

第7条（費用の支払い）

1. 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙又は丙が甲に請求するものとする。
2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙又は丙に支払うものとする。

第8条（情報交換）

甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙及び丙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

第9条（緊急避難場所の管理）

1. 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。
2. 乙、丙及び丁は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

第10条（緊急避難場所の閉設）

1. 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

2. 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙又は丙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙又は丙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

第11条（緊急避難場所提供の解除）

緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙、丙又は丁の申出により、緊急避難場所の提供を解除することができる。

第12条（協定の期間）

この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙丙丁いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

第13条（協議）

この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月23日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5
株式会社ピーアンドディコンサルティング
代表取締役

丙 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5
株式会社ユニクス
代表取締役

丁 不動産信託受託者
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
東京都港区芝三丁目33番1号
支配人

(50) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(フジフーズ株式会社)

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）とフジフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力 乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
- (2) 土地 乙が所有する土地（場所：フジモール吹上）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場をいう。
- (3) 建物 乙が所有する建物（施設名：フジモール吹上）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な立体駐車場及び屋上駐車場をいう。
- (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

(協力要請等)

第3条 甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第1号)を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。

- (1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間
- (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

(連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者はフジモール吹上オペレーションセンター長とする。

(緊急避難場所の提供)

第5条 乙は、土地及び建物の所有者として、災害時に甲の協力要請により緊急避難場所を提供するよう努めるものとする。

- 2 乙は災害時において、フジモール吹上の施設警備員常駐時間（通常は7時から23時まで）内は、地域住民等のトイレの利用を認める。

(費用の負担)

第6条 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

(緊急避難場所の管理)

第9条 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。

2 乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

(緊急避難場所の閉設)

第10条 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用をできるように最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

2 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(緊急避難場所提供の解除)

第11条 緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を行わないことができる。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月20日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 東京都千代田区神田須田町一丁目14番地1
フジフーズ株式会社
代表取締役

(51) 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

(株式会社しまむら鴻巣店)

災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

令和2年7月22日

埼玉県鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら鴻巣店は、災害時における施設の利用等に関し、次のとおり覚書を交わす。

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら鴻巣店が使用する施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(避難者の受け入れ等)

第2条 株式会社しまむら鴻巣店は災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら鴻巣店が使用する施設を緊急避難場所として利用することを受け入れるものとする。

2 利用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	ファッションセンターしまむら鴻巣店
施設住所	鴻巣市氷川町11番地1
施設利用範囲	駐車場及び屋上駐車場

3 前項の施設利用範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、利用の対象とすることができる。

(緊急避難場所の管理運営)

第3条 緊急避難場所の管理運営は、鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら鴻巣店が相互に協力して行うものとする。

(有効期間)

第4条 この覚書は、取り交わした日から効力を有するものとし、鴻巣市市民生活部危機管理課又は株式会社しまむら鴻巣店から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めがない事項については、鴻巣市市民生活部危機管理課及び株式会社しまむら鴻巣店双方が協議して定めるものとする。

(52) 災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

(株式会社しまむら吹上店)

災害時における緊急避難場所としての利用に関する覚書

令和2年7月22日

埼玉県鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら吹上店は、災害時における施設の利用等に関し、次のとおり覚書を交わす。

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら吹上店が使用する施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(避難者の受け入れ等)

第2条 株式会社しまむら吹上店は災害発生時又は発生するおそれがある場合において、株式会社しまむら吹上店が使用する施設を緊急避難場所として利用することを受け入れるものとする。

2 利用する施設は以下のとおりとする。

施設名称	ファッションセンターしまむら吹上店
施設住所	鴻巣市鎌塚5丁目1番38号
施設利用範囲	駐車場及び屋上駐車場

3 前項の施設利用範囲以外でも、地域の被害状況に応じて、双方協議の上、利用の対象とすることができる。

(緊急避難場所の管理運営)

第3条 緊急避難場所の管理運営は、鴻巣市市民生活部危機管理課と株式会社しまむら吹上店が相互に協力して行うものとする。

(有効期間)

第4条 この覚書は、取り交わした日から効力を有するものとし、鴻巣市市民生活部危機管理課又は株式会社しまむら吹上店から解除の申し出がない限りその効力を有するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めがない事項については、鴻巣市市民生活部危機管理課及び株式会社しまむら吹上店双方が協議して定めるものとする。

(53) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(株式会社平和アルミ製作所)

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社平和アルミ製作所（以下「乙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力 乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
- (2) 土地 乙が所有する土地（場所：ヘイワールド）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場をいう。
- (3) 建物 乙が所有する建物（施設名：ヘイワールド）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な屋上駐車場をいう。
- (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

(協力要請等)

第3条 甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第1号)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。

- (1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間
- (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

(連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者はヘイワールド施設長とする。

(緊急避難場所の提供)

第5条 乙は、土地の所有者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

(緊急避難場所の管理)

第9条 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。

2 乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

(緊急避難場所の閉設)

第10条 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

2 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(緊急避難場所提供の解除)

第11条 緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月10日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 東京都荒川区町屋三丁目20番13号
株式会社平和アルミ製作所
代表取締役

(54) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(株式会社ベルク)

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社ベルク（以下「乙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が使用する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力 乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
- (2) 土地 乙が使用する土地（場所：ベルク鴻巣宮前店）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な平面駐車場をいう。
- (3) 建物 乙が使用する建物（施設名：ベルク鴻巣宮前店）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な屋上駐車場をいう。
- (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

(協力要請等)

第3条 甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第1号)を予め送付することをもって協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を交付する。

- (1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間
- (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

(連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者はベルク鴻巣宮前店長とする。

(緊急避難場所の提供)

第5条 乙は、土地の使用者として、災害時において乙が甲の協力要請により緊急避難場所を甲に提供することに尽力するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第6条 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

（費用の支払い）

第7条 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第8条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

（緊急避難場所の管理）

第9条 緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。

2 乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

（緊急避難場所の閉設）

第10条 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常使用を再開できるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

2 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

（緊急避難場所提供の解除）

第11条 緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

（協定の期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月17日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番
株式会社ベルク
代表取締役社長

(55) 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

(東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社)

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

鴻巣市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、鴻巣市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

(連絡体制)

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

(災害時の情報連携)

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

(災害時の相互協力)

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

(覚書の締結)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月28日

埼玉県鴻巣市中央1番1号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社
熊谷支社長

(56) 災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

(ルートインジャパン株式会社)

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所における、妊産婦、乳児、高齢者その他避難所における集団生活が難しく、適切でないと認められる者（以下「宿泊施設利用対象者」という。）の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する下記のホテル（以下「本件ホテル」という。）の客室を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

記

宿泊施設名 ホテルルートイン鴻巣
所 在 鴻巣市袋791番地1

(宿泊施設利用対象者の範囲)

第2条 宿泊施設利用対象者の範囲は、次のとおりとする。但し、専門的な介護等が必要な者の単身での利用は除くものとする。

- (1) 妊産婦
- (2) 乳児
- (3) 満75歳以上の高齢者
- (4) 基礎疾患を持つ者、特定疾患医療受給者等で新型コロナウイルス等に
り患した場合に重症化が懸念される者
- (5) その他甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者
- (6) 前各号に規定する者の付添人

(客室等確保の要請)

第3条 甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を要請（以下「利用要請」という。）することができる。

2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。但し、緊急を要する場合には、甲は、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。

3 利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡する。

4 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定める。

(客室の確保)

第4条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の受入れが可能であるか否かを所定の方法により回答するものとする。

2 乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。但し、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。

3 甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡する。

4 甲は、本協定に基づく対応が災害時に行われることに鑑み、被災状況によっては、本条に定める内容を完全には履行できない場合があることを予め承諾する。

(キャンセル料)

第5条 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、利用要請から6時間を経過した後も、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙に対し、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

(客室の利用期間)

第6条 宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第3条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。但し、災害の規模、被害の復旧状況等により、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。

2 前項但書の場合にも、乙は、客室の確保に努めるものとする。

(宿泊手続)

第7条 甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(利用代金)

第8条 本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用代金（以下「利用代金」という。）は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、本件ホテルのホームページに掲載されたスタンダードプランの料金と同一とする。但し、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、利用代金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を

行う日における宿泊施設利用対象者の利用料金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

- 3 利用料金は、15時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。但し、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、15時から翌日15時までを1泊として計算するものとする。

（利用料金の支払い）

第9条 乙は、利用料金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

- 2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査のうえ、請求書を受領した日の属する月の翌月末日限り、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

（客室清掃及びリネン類の交換）

第10条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次の要領で行われるものであることを承諾するとともに、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

- （1）本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者（以下「客室使用者」という。）がフロントに持参して乙の従業員に手渡すことにより処分するものとする。但し、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができるものとする。この場合、乙は、あらかじめ、当該客室使用者に対し、清掃等の時間を通知して行うものとする。
- （2）前号の規定にかかわらず、客室使用者が交代する場合には、乙は、交代後の客室使用者に対し、交換用のリネン類を手渡すものとする。
- （3）交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により提供することができない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があることを承諾するものとする。

（朝食の提供）

第11条 乙は、客室使用者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。但し、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び1名あたりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(入浴の制限)

第12条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室使用者の大浴場及び客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(サービスの低下と宿泊代金)

第13条 甲は、第10条、第11条但書及び前条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用代金の減額を求めることはできないものとする。

(救護措置)

第14条 客室使用者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救急車の手配とともに甲にその旨を連絡する。

2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該客室使用者の宿泊を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡する。

(客室使用者に対する甲の援助措置)

第15条 甲は、客室使用者に対し、昼食、夕食その他の飲食物を提供（以下「飲食物の提供」という。）することができる。

2 前項に基づき、甲が飲食物の提供を行うときは、食器類の準備、配膳、片付けは甲の職員が行うものとする。

3 飲食物の提供に関する具体的な手順、方法は、甲乙別途協議して定める。

(遵守事項)

第16条 甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款（以下「宿泊約款」という。）を遵守させるよう努めるものとする。

(確認事項)

第17条 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する必要があることを、予め了承するものとする。

(損害賠償請求)

第18条 本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思

表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(中途解約)

第20条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1ヶ月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これらの反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第22条 本協定書に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書式通を作成し、甲乙記名押印のうえ各壱通を保有する。

令和2年9月16日

(甲) 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市長

(乙) 東京都品川区大井一丁目35番3号
ルートインジャパン株式会社
代表取締役

(57) 災害時における避難場所に関する協定書

(株式会社エルミ鴻巣・
エルミこうのすアネックス区分所有者団体)

災害時における避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社エルミ鴻巣（以下「乙」という。）と、甲及び乙が構成するエルミこうのすアネックス区分所有者団体（以下「丙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき、丙が管理する建物を、乙の了解のもと地域住民等の避難場所として丙が甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協 力 丙による甲への避難場所として建物の提供をいう。
- (2) 建 物 丙が管理し甲及び乙が所有するエルミこうのすアネックスをいう。
- (3) 避難場所 建物のうち甲が丙に提出する避難場所利用要請書（様式第1号）にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。

(協力要請等)

第3条 甲は、丙へ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。

- (1) 避難場所の場所、面積及び使用する期間
- (2) 前項に掲げるもののほか、協力に必要な事項

(連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲及び丙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、丙の連絡責任者は丙が指定する建物の設備管理責任者とする。

(避難場所の提供)

第5条 丙は建物の管理者として、災害時に甲の協力要請により避難場所を提供するよう努めるものとする。また、災害時、甲又は乙が自己の専有部分を避難場所として提供することを了解する。

2 丙は災害時において、エルミこうのすアネックス内の丙の指定するトイレについては、地域住民等の利用を認める。

(費用の負担)

第6条 避難場所の管理運営にかかる費用、避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他避難場所の提供に係る費用（以下、「避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 土地の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖等、丙の責めに帰さない事情により協力できないときは、丙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

3 甲は丙の管理する建物の用途に鑑み、災害時の避難により、乙の転貸人等の営業等に受忍限度を超える影響が生じた場合、甲乙丙協議の上対応するものとする。

(費用の支払い)

第7条 前条に基づく避難場所提供費用は、丙が請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに丙に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から丙と相互の連絡体制及び避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

(避難場所の管理)

第9条 避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとし、その人員については甲が配置するものとする。災害時の管理上の問題が生じたときは、甲乙丙協議の上対処するものとする。

2 乙及び丙は、避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

(避難場所の閉設)

第10条 甲は、丙が早期に建物の通常使用ができるよう最大限配慮するとともに、避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。丙が提供する避難場所は、原則、災害時の一時避難に使用し、長期にわたる避難場所としては使用しない。

2 甲は、避難場所を閉設する際は、丙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、避難場所を現状に復し、丙の確認を受けた後、丙に引き渡すものとする。

(避難場所提供の解除)

第11条 避難場所が機能しない状態に至った場合は、丙は避難場所の提供を解除することができる。

(協定の期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙丙いずれからも、協定内容の変更又は解

除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙、丙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月1日

埼玉県鴻巣市中央1番1号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市本町1丁目1番3号
乙 株式会社エルミ鴻巣
代表取締役

埼玉県鴻巣市本町1丁目2番1号
丙 エルミこうのすアネックス区分所有者団体
管理者

(58) 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

(有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール)

災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と有限会社羽生モータースクール行田ドローンスクール（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鴻巣市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する無人航空機による被災状況の調査
- (2) 乙が所有する無人航空機により撮影した情報の甲への提供
- (3) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

(協力要請の手続)

第3条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、速やかな協力活動等を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動等が実施できない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者はスクール責任者とする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議の上、適正な価格に基づき決定し、甲が負担するものとする。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(著作権の譲渡)

第7条 災害時における乙の協力活動により作成した成果品の所有権は、甲に帰属する。

2 乙は、甲に対し前項の成果品に関する著作権者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権者人格権をいう。）を行使しないものとする。

3 成果品に関する著作権（著作権法第17条第1項に規定する著作権をいう。）は、報告の際に乙から甲に移転するものとする。

（個人情報保護）

第8条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

（安全確保）

第9条 乙は、協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに十分に安全確認を行うものとする。なお、無人航空機の操縦は、国土交通省航空局が示す「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載された講習団体等の講習修了者又は同等の技能を有する者が行うものとする。

2 乙は、安全に協力活動を実施できないと判断したときは、協力活動を休止するものとする。

3 甲は、乙が安全に協力活動を実施できるよう、十分配慮するものとする。

（協定の期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年11月12日

埼玉県鴻巣市中央1番1号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県羽生市大字砂山80番地
乙 有限会社羽生モータースクール
行田ドローンスクール
代表取締役

(59) 災害時における物資の供給等に関する協定書

(株式会社カスミ)

災害時における物資の供給等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社カスミ（以下「乙」という。）は、災害時における生活物資の供給等に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者に対し速やかにかつ円滑に物資を供給すること又は駐車場を開放することにより、市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(協力内容)

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の営業に支障のない範囲で、第4条に規定する物資の供給を行うものとする。

3 甲は、発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、乙に駐車場の開放を要請することができる。この場合において、被災者の対応は、甲が行うものとする。

4 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、乙の所有し、又は管理する駐車場を可能な範囲で甲に無償で開放するものとする。ただし、当該開放の期間や範囲等は、事前に甲乙協議の上決定するものとする。

(支援要請)

第3条 前条第1項及び第3項の規定による要請は、甲が、乙に対し品目、数量、場所、期間その他の協力に関し必要な事項を記載した文書を提出することにより行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、文書による要請が困難なときは、甲は、口頭等により要請を行うことができる。この場合において、甲は、当該文書の作成が可能となったときは、速やかに当該文書を作成し、乙に提出するものとする。

(物資の種類)

第4条 第2条第2項の規定により甲に供給される物資（以下「物資」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定するものであって、乙が供給可能なもの

(物資の受渡し及び運搬)

第5条 物資の引き渡し場所は乙の店舗とし、甲が職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。ただし、乙が運搬可能な場合は、甲の指定する場所に物資を運搬するものとする。

(物資の対価及び運搬の費用)

第6条 前条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、前項の請求を受けた場合は、当該対価等を遅滞なく支払うものとする。この場合において支払の期日、方法等は、甲乙協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲と乙はそれぞれに連絡責任者を置く。

2 甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者は総務課長とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間（この条において「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲又は乙の一方から相手方に対し解約の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、以後この例による。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和3年2月12日

埼玉県鴻巣市中央1番1号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

茨城県つくば市西大橋599番地1
乙 株式会社
代表取締役社長

(60) 災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書

(北本地区衛生組合)

災害時における非常用簡易トイレの廃棄物に関する処理業務協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）、北本地区衛生組合（以下「乙」という。）及び埼玉中部環境保全組合（以下「丙」という。）は、鴻巣市地域防災計画に規定する災害及びこれに類する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、非常用簡易トイレ、災害備蓄トイレその他これらに類するもの（以下「非常用簡易トイレ」という。）から排出されるもの（以下「廃棄物」という。）に関する処理業務（以下「協定業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した場合における非常用簡易トイレから排出される廃棄物の円滑な処理を遂行するため、甲、乙及び丙間における協定業務に関する基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内において災害が発生した場合は、乙又は丙に対し、協定業務の実施について協力を要請するものとする。

(協力の要請の手続)

第3条 甲は、前条の規定により乙又は丙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる協力の要請事項を定めた書面により乙又は丙に通知するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 廃棄物の収集・運搬の場所
- (3) 廃棄物の量
- (4) 前3号に掲げるもののほか、乙又は丙が必要と認める事項

2 前項の規定に関わらず、甲は、緊急を要する場合は口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請した内容を定めた書面を乙又は丙に送付しなければならない。

3 第1項の場合において、甲は、乙又は丙の円滑な協力が得られるよう、乙又は丙に対し被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

(協定業務の実施)

第4条 乙又は丙は、甲から前条第1項又は第2項の規定による要請があったときは、乙及び丙相互で同条第1項各号に規定する事項等を考慮した上で、直ちに協議を行い、必要な処理体制を構築し、災害状況等に応じた協定業務を実施するものとする。

2 前項に規定する処理業務を行うときには、乙又は丙は甲に対し、搬入に係る必要な指示又は要請をすることができる。

(費用の負担)

第5条 甲の協力の要請により乙又は丙が、協定業務を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

(相互の連絡)

第6条 甲、乙及び丙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署等を定め、体制整備を行うものとする。

(有効期限)

第7条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙及び丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上各自1通を保有する。

令和3年2月26日

埼玉県鴻巣市中央1番1号

甲 埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市長

埼玉県北本市朝日1丁目200番地

乙 北本地区衛生組合
管理者

埼玉県比企郡吉見町大字大串2808番地

丙 埼玉中部環境保全組合
管理者

(61) 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

(鴻巣市社会福祉協議会)

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と鴻巣市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における鴻巣市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、センターの設置及びそれに伴う災害ボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、災害発生時に、被害状況等を含め災害ボランティア活動に必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じるものとする。

(センターの設置等)

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると認めたときは、甲、乙協議の上、甲が設置し、乙に運営を委託するものとする。

(センターの設置場所)

第4条 センターの事務所は、鴻巣市総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）に設置するものとする。ただし、被災等で福祉センターが使用できない場合は、甲はこれに代わる場所を速やかに確保し、乙に提供するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域又は地理的な課題等によりセンターの分室が必要であると認めたときは、乙と協議のうえ、分室を設置するものとする。

(センターの運営)

第5条 センターは、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。また、埼玉県社会福祉協議会と連携して、必要に応じて、県内及び県外の市町村社会福祉協議会に応援要請を行い、外部からのボランティアを受け入れるものとする。

2 甲及び乙は、速やかな連携体制を構築するため、連絡調整担当を配置する。

(協力の要請)

第6条 乙は、センターの円滑な運営が困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談及び問い合わせへの対応
- (2) 災害ボランティア活動の情報発信
- (3) 災害ボランティアニーズの把握

- (4) 災害ボランティアの募集及び受付
- (5) ボランティア活動保険の加入手続
- (6) 災害ボランティア活動に必要な資機材、活動物資等の調達、貸出、保管及び管理
- (7) 関係機関・団体との間の連絡・調達・調整・仲介等
- (8) 鴻巣市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ア 被災状況・避難情報
 - イ インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ウ ボランティアによる支援活動の状況
 - エ 特に支援を必要とする者の情報
 - オ その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (9) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害ボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの運営に係る費用について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲、乙協議の上、甲が決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害ボランティア活動に関し、災害ボランティアが被った損害に対する補償は、当該災害ボランティアの負担でボランティア活動保険に加入し、その範囲内の補償により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平時における体制整備)

第14条 乙は、平時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月11日

甲 鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 鴻巣市箕田4211番地1
鴻巣市社会福祉協議会
会長

(62) 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

(株式会社バカン)

災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり、協定（以下「本協定」という）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲の災害に備え、甲が鴻巣市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

(本協定の実施内容)

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載するなどし、住民に対し周知すること。

(費用の負担)

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

(2次利用)

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(本協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義等の決定)

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月9日

甲 埼玉県鴻巣市中央1番1号
鴻巣市
鴻巣市長

乙 東京都千代田区永田町二丁目 17 番地 3
住友不動産永田町ビル 2 階
株式会社バカン
代表取締役

(63) 災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

(株式会社フラワーコミュニティ放送)

災害時における無人航空機による協力活動等に関する協定書

鴻巣市（以下「甲」という。）と株式会社フラワーコミュニティ放送（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鴻巣市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は災害時において必要があると認めるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する無人航空機による被災状況の調査
- (2) 乙が所有する無人航空機により撮影した情報の甲への提供
- (3) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

(協力要請の手続き)

第3条 甲の乙に対する要請は、協力要請書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の規定により甲から要請を受けた乙は、速やかな協力活動等を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動等が実施できない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市危機管理課長とし、乙の連絡責任者は取締役放送局長とする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議の上、適正な価格に基づき決定し、甲が負担するものとする。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(著作権の譲渡)

第7条 災害時における乙の協力活動により作成した成果品の所有権は、甲に帰属する。

- 2 乙は、甲に対し前項の成果品に関する著作者人格権（著作権法（昭和45年法

律第48号)第17条第1項に規定する著作人格権をいう。)を行使しないものとする。

- 3 成果品に関する著作権(著作権法第17条第1項に規定する著作権をいう。)は、報告の際に乙から甲に移転するものとする。

(個人情報保護)

第8条 甲および乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。甲又は乙の構成員でなくなった後も、同様とする。

(安全確保)

第9条 乙は、協力活動の実施にあたり、関係法令を遵守するとともに十分に安全確認を行うものとする。なお、無人航空機の操縦は、国土交通省航空局が示す「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に記載された講習団体等の講習修了者又は同等の技能を有する者が行うものとする。

- 2 乙は、安全に協力活動を実施できないと判断したときは、協力活動を休止するものとする。

- 3 甲は、乙が安全に協力活動を実施できるよう、十分配慮するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月22日

埼玉県鴻巣市中央1番1号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市東1丁目1番25号
乙 株式会社フラワーコミュニティ放送
代表取締役

(64) 災害時における緊急避難場所に関する協定書

(富士電機機器制御株式会社吹上事業所)

災害時における緊急避難場所に関する協定書

埼玉県鴻巣市（以下「甲」という。）と富士電機機器制御株式会社吹上事業所（以下「乙」という。）は、埼玉県鴻巣市において地震、風水害等（感染症及び疫病等は除く。）の災害による被害が発生し、又は発生する具体的なおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急避難場所の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害時において甲の要請に基づき、乙が所有する土地及び建物を、地域住民等の緊急避難場所として甲に提供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力 乙による甲への緊急避難場所としての土地及び建物の提供をいう。
- (2) 土地 乙が所有する土地（場所：吹上事業所及びコスモウイング）をいう。
- (3) 建物 乙が所有する建物（施設名：吹上事業所及びコスモウイング）のうち甲に緊急避難場所として提供することが可能な吹上事業所6階フロア及びコスモウイングをいう。（吹上事業所は6階フロアに限る）
- (4) 緊急避難場所 土地及び建物のうち甲が乙に提出する避難場所利用要請書にて避難に使用する箇所として甲が要請するものをいう。ただし、吹上事業所の利用は、吹上事業所の休業日に限るものとする。

(協力要請等)

第3条 甲は、乙へそれぞれ次に掲げる事項を記載した避難場所利用要請書(様式第1号)を予め送付することにより協力を要請する。ただし、緊急を要するなどやむを得ない事情により、書面をもって要請することが困難な場合には、口頭、電話、FAXその他の方法をもって要請し、事後速やかに書面を送付する。

- (1) 緊急避難場所の場所、面積及び使用する期間
- (2) 前号に掲げるもののほか、協力に必要な事項

(避難所配備職員の派遣)

第4条 甲は施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所配備職員を派遣するものとする。

(避難所等の開設)

第5条 避難所等の開設は、乙の社員の協力を得て、甲の派遣した避難所配備職員が行うものとする。ただし、甲の避難所配備職員が派遣されるまでの対応は、乙の社員が行うものとする。

2 乙が避難所等の開設が必要であり、かつ可能であると判断した場合には、甲からの要請を待たずに、乙の施設を避難所等の利用に供することができるものとする。この場合は、乙はその旨を速やかに甲へ報告し避難所配備職員の派遣を要請することができるものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に基づく協力要請等を行うため、甲、乙はそれぞれに連絡責任者を置く。甲の連絡責任者は鴻巣市市民生活部危機管理課長とし、乙の連絡責任者は吹上総務課長（代理をコスモウイング寮常駐管理者）とする。

(緊急避難場所の提供)

第7条 乙は、災害時に甲の協力要請により緊急避難場所を提供するよう努めるものとする。

(費用の負担)

第8条 緊急避難場所の管理運営にかかる費用、緊急避難場所の通常の使用に基づく損耗を超える破損の復旧にかかる費用、その他緊急避難場所の提供に係る費用（以下「緊急避難場所提供費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 土地の損壊、道路の損壊、建物等の倒壊による道路閉鎖、交通渋滞等、乙の責めに帰さない事情により協力できないときは、乙は甲に生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条に基づく緊急避難場所提供費用は、乙が請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲は、この協定を誠実に履行するため、平常時から乙と相互の連絡体制及び緊急避難場所の提供等についての情報交換を行うものとする。

(緊急避難場所の管理)

第11条 乙は、緊急避難場所における避難者及び第三者が受ける損害については、一切責めを負わないものとする。

(緊急避難場所の閉設)

第12条 甲は、乙が早期に土地及び建物の通常の使用ができるよう最大限配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉設に最大限努めるものとする。

2 甲は、緊急避難場所を閉設する際は、乙に対して事前に書面にてその旨を連絡し、緊急避難場所を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(緊急避難場所提供の解除)

第13条 緊急避難場所が機能しない状態に至った場合は、乙は緊急避難場所の提供を解除することができる。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも、協定内容の変更又は解除の申出がないときは、本協定は引き続き1年間効力を有するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙との協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月22日

埼玉県鴻巣市中央1番1号
甲 鴻巣市
鴻巣市長

埼玉県鴻巣市南1丁目5-45
乙 富士電機機器制御株式会社吹上事業所
事業所長

4 自衛隊派遣要請（総 2-3、水 1-5、震 1-5）

（1）派遣依頼

- 自衛隊の派遣要請は、原則県を通じて行う。
- 市長が知事に対して依頼するときは、以下の文書をもって行う。
- 提出 県（統括班）

●文書様式（市長→知事）

第 号
年 月 日

埼玉県知事 様

鴻巣市長

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

令和〇〇年〇月〇日（〇）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(2) 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)

第 年 月 日 号
埼玉県知事 様
鴻巣市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (依頼)

年 月 日付け第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収を求めます。

記

撤収要請日時
年 月 日 () 時 分

5 防災活動拠点（総 2-4）

（１）市の活動拠点

災害対策本部は市役所新館に設置するが、被害の状況により、市役所新館が使用不能の場合は、危機管理監が設置可能な公共施設から代替施設を検討する。また、地域活動拠点として吹上支所及び川里支所とする。

活動拠点	施設名	所在地	TEL FAX
災害対策本部	市役所新館	中央 1-1	048-541-1321 048-542-9818
地域活動拠点	吹上支所	吹上富士見 1 丁目 1-1	048-548-1211 048-549-1082
	川里支所	広田 3141-1	048-569-1111 048-569-1184

（２）応援部隊の活動拠点

自衛隊、緊急消防援助隊等の応援部隊等の活動拠点及びヘリコプターの離着陸場として使用する。災害時の状況に応じその他収容施設等として使用する。

番号	施設名	所在地	電話番号	備考
1	埼玉県消防学校	袋 30	048-548-5411	緊急消防援助隊 場外離発着場
2	陸上競技場	鴻巣 634-2	048-541-7700	自衛隊 物資集積拠点 場外離発着場
3	総合体育館	鴻巣 864-1	048-543-0101	広域応援部隊 物資集積拠点
4	上谷総合公園	上谷 707		広域応援部隊 場外離発着場
5	荒川パノラマ公園	大芦 1366		広域応援部隊 場外離発着場 (洪水時以外)
6	川里中央公園（野球場）	屈巢 6002-1		広域応援部隊
7	川里中央公園 (多目的グラウンド)	関新田 1780-1		広域応援部隊 場外離発着場

※ 場外離発着場：(航空法第 79 条、航空法施行規則第 172 条の 2) 国土交通大臣の許可を受けた場所で、災害時はもちろん、各種訓練及び災害時以外の業務においても着陸が可能な場所

6 緊急輸送体制（総 2-4、水 4-3、震 3-9）

(1) 緊急輸送道路

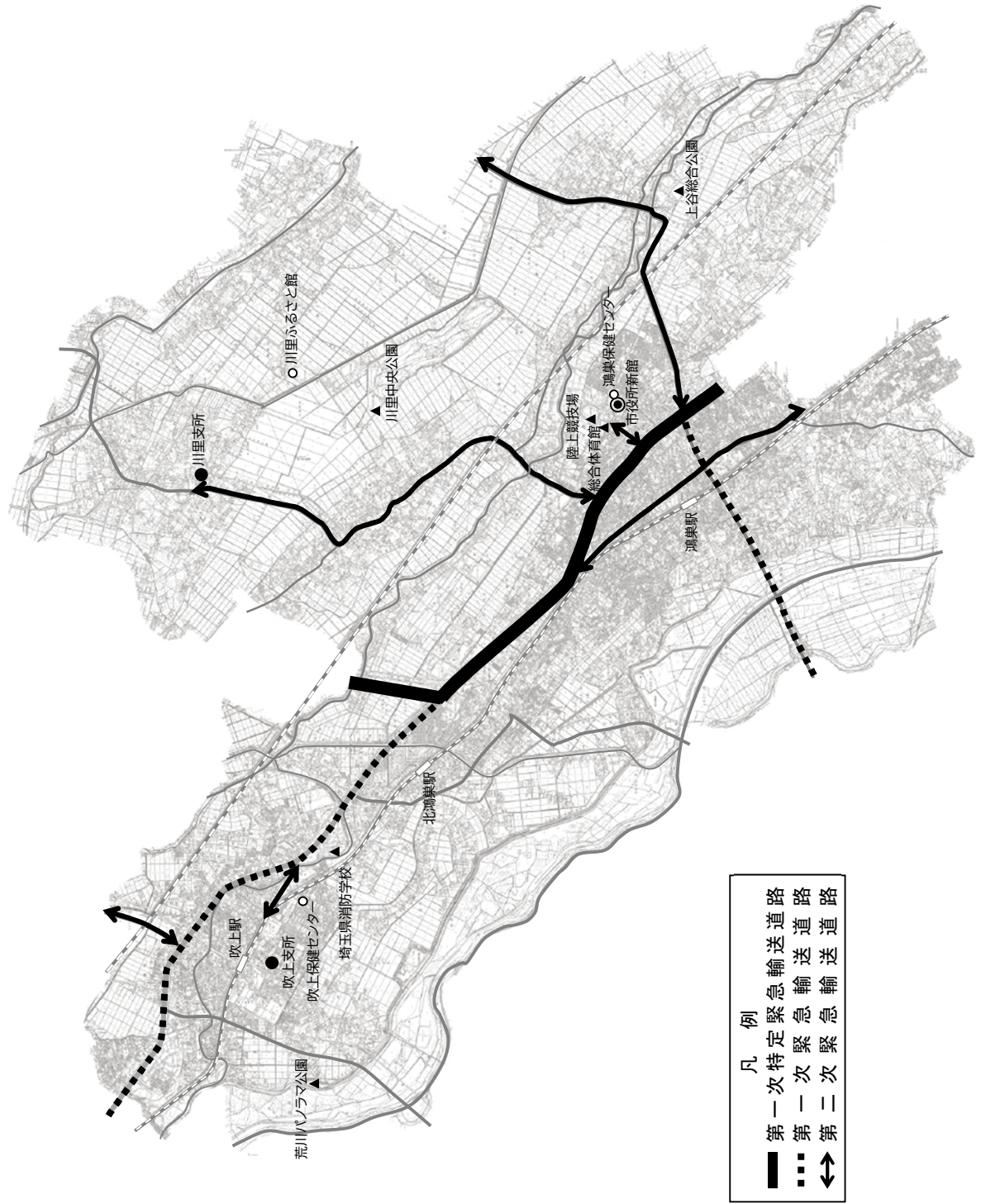
◆県指定緊急輸送道路

種別	路線名	道路種別	管理者 -路線番号	区間
①	国道 17 号	国管理国道	国交省-17	戸田市河岸（都境） ～鴻巣市箕田
①	国道 17 号熊谷バイパス	国管理国道	国交省-17	鴻巣市箕田 ～熊谷市代
1	国道 17 号	国管理国道	国交省-17	鴻巣市箕田 ～熊谷市本石（本石 2 交差点）
1	東松山鴻巣線	主要地方道	埼玉県-27	東松山新宿町（新宿小南交差点） ～鴻巣市天神（17 号との交差点）
2	市道 A-1008 号線	市町村道	鴻巣市- A-1008	鴻巣市東 4-12-1 ～鴻巣市鴻巣字中三谷 634-2
2	鴻巣羽生線	主要地方道	埼玉県-32	川里支所前 ～鴻巣市宮地（宮地交差点）
2	加須鴻巣線	主要地方道	埼玉県-38	加須市騎西（役場前交差点） ～鴻巣市天神（17 号交差点）
2	さいたま鴻巣線	主要地方道	埼玉県-57	鴻巣市本町（本町交差点） ～北本市深井（深井二交差点）
2	行田東松山線	主要地方道	埼玉県-66	行田市桜町（125 号との交差点） ～鴻巣市鎌塚（駅入口交差点）
2	鴻巣桶川さいたま線	一般県道	埼玉県-164	上尾市栄（さいたま市境） ～北本市深井（深井二交差点）
2	鴻巣桶川さいたま線	一般県道	埼玉県-164	鴻巣市本町（本町交差点） ～鴻巣市神明（17 号との交差点）
2	福田鴻巣線	一般県道	埼玉県-307	鴻巣市袋（17 号との交差点） ～鴻巣市筑波（筑波交差点）

種別①：第一次特定緊急輸送道路、種別 1：第一次緊急輸送道路、種別 2：第二次緊急輸送道路

資料：埼玉県地域防災計画資料編（令和 3 年 3 月）

●緊急輸送道路図



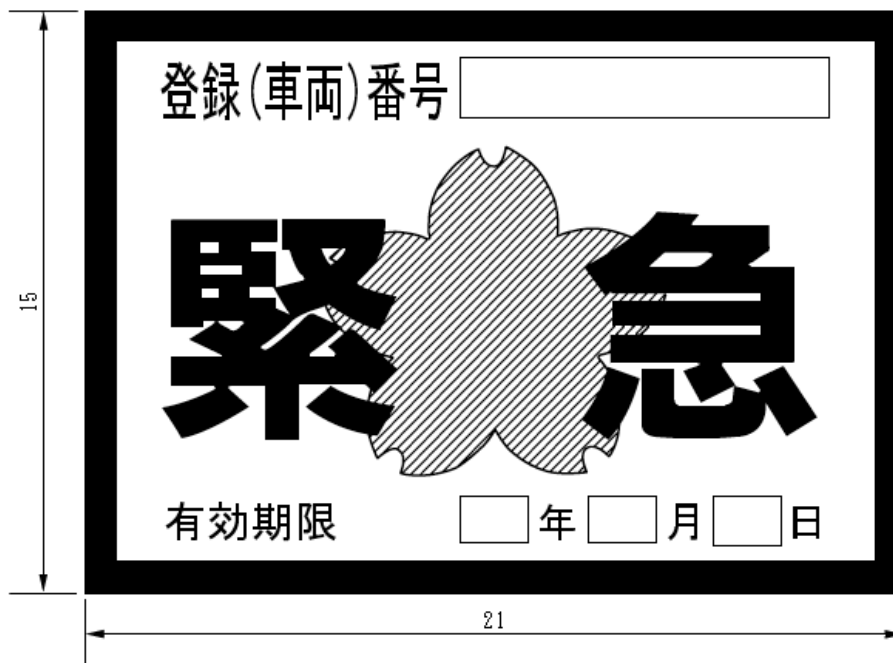
(2) 緊急通行車両の確認事務処理

災害時に使用する市の公用車については、事前に鴻巣警察署に届出を行い、審査を受けておく。

大規模災害等が発生し、災害対策基本法等による交通規制が実施された場合、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の規定による緊急通行車両等の標章（様式第2）及び緊急通行車両等確認証明書の交付手続きを行う。

この場合において、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

○標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期間」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分には、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両等確認申請書

緊急通行車両等確認申請書		
年 月 日		
(あて先) 埼玉県知事		
住 所		
申請者		
氏 名 印		
下記により、緊急通行(輸送)車両であることの確認を受けたいので申請します。		
記		
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
運 行 日 時		
運 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(4) 緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
埼玉県知事 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(5) 緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証

災害応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 (あて先) 埼玉県知事 申請者 機関等の所在地(住所) 機関等の名称 氏名 電話 【担当者()】 担当者 印		第 号 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 埼玉県知事 印
番号 表示されている番号 車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)	住所 氏名 出 発 地	(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなつたとき
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策	

第2 共通編・風水害対策編・震災対策編関連

1 災害予防・被害軽減（共1-1）

（1）市街地整備事業

事業種別	地区名	面積（ha）	施行年度
土地区画整理事業	大間地区	5.8	昭和40～42年
	東裏地区	58.1	昭和34～43年
	北新宿地区	23.4	昭和46～51年
	稲荷腰地区	11.2	昭和52～56年
	大間・内谷地区	2.1	昭和55～58年
	箕田・赤見台地区	59.6	昭和49～58年
	滝馬室地区	25.2	昭和53～平成8年
	広田中央地区	25.3	平成9年～
	三ツ木地区	15.5	平成5～24年
	北新宿第二地区	62.1	平成7年～
	北鴻巣駅西口	9.3	平成17～23年
	原馬室・滝馬室地区	3.2	平成14～27年
市街地再開発事業	鴻巣駅東口A地区	3.7	平成15～24年
	鴻巣駅東口駅通地区	1.2	平成27年～

（令和4年1月1日現在）

（2）地区計画

地区名	面積（ha）	最新決定年月日
宮地三丁目地区	約3.3	平成7年10月13日（平成30年4月1日変更）
東四丁目地区	約5.4	平成25年10月30日
北鴻巣地区	約4.6	平成5年4月2日
北新宿地区	約65.1	平成24年12月28日（平成31年1月8日変更）
赤城台地区	約23.6	平成18年8月8日
広田中央地区	約25.3	平成18年8月8日
中井地区	約7.0	平成18年8月8日（平成29年3月14日変更）
北鴻巣西口地区	約10.8	平成25年12月27日
大間・滝馬室地区	約19.6	平成23年1月21日（平成29年1月27日変更）
小松二丁目地区	約8.5	平成23年1月21日
松原二・三・四丁目地区	約8.5	平成23年1月21日
原馬室地区	約7.5	平成23年1月21日
行政中核拠点地区	約3.0	平成24年11月1日
滝馬室地区	約3.5	平成26年3月26日
箕田地区	約16.7	令和3年11月5日

（令和3年11月5日現在）

(3) 道路の整備状況

道路の区分	路線数	実延長
国道	1	11.6km
県道	19	56.8km
市道	7,063	1,144.8km
計	7,083	1,213.2km

資料：統計こうのす（令和2年度版、令和2年4月1日現在）

(4) 防火・準防火地域の指定状況

都市計画 区域名	市町村名	防火地域 面積 (ha)	準防火地域 面積 (ha)	当初決定 告示日	最終変更 告示日
鴻巣	鴻巣市	6.6	27.5	H3.10.25	R3.11.5

（令和3年11月5日現在）

2 火災予防（共 1-3、震 3-1、個 1-2）

（1）危険物取扱施設

製造所等の区分		数
製造所		5
貯蔵所	屋内貯蔵所	51
	屋内タンク貯蔵所	17
	屋外タンク貯蔵所	9
	地下タンク貯蔵所	53
	移動タンク貯蔵所	21
	屋外貯蔵所	6
	計	157
取扱所	給油取扱所	28
	一般取扱所	32
	計	60
合計		222

資料：埼玉県央広域消防本部（令和 2 年度消防年報、令和 3 年 3 月 31 日現在）

(2) 文化財一覧

① 国指定文化財

番号	種別	名称	所在地	所有（管理）者	指定日
考第 563号	重要文化財 ・考古資料	埼玉県生出塚 埴輪窯跡出土品	中央 29-1	市教育委員会	H17. 6. 9
考第 454号	重要無形 民俗文化財	鴻巣の赤物 製作技術	本町 7 丁目 4-30	鴻巣の赤物保存会	H23. 3. 9

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

② 県指定文化財

番号	種別	名称	所在地	所有（管理）者	指定日
	(記) 史 跡	伊奈忠次墓	本町 8 丁目 2-31	勝願寺	T11. 3. 29
	(記) 史 跡	一里塚	小松 4 丁目 4854-1、4855-5	市教育委員会	S 2. 3. 31
	(記) 史 跡	馬室埴輪窯跡	原馬室 2915-2	市教育委員会	S 9. 3. 31
	(記) 史 跡	伝源経基館跡	大間 1032-1、1032-2	市教育委員会	S16. 3. 31
53号	(有) 書跡典籍古 文書	武蔵志及び贍民 録版本	大間 2 丁目 2-18	個人	S30. 11. 1
33号	旧 跡	伝箕田館跡	箕田 1265 外	氷川八幡神社	S36. 9. 1
35号	旧 跡	福島東雄墓	本町 8 丁目 2-31	勝願寺	S36. 9. 1
48号	旧 跡	横田柳几墓	本町 8 丁目 2-31	勝願寺	S36. 9. 1
170号	無形民俗文化財	原馬室の獅子舞	原馬室地内	原馬室獅子舞棒 術保存会	S54. 3. 27
348号	(有) 絵 画	絹本着色阿弥陀 廿五菩薩来迎図	本町 8 丁目 2-31	勝願寺	S63. 2. 26
360号	(有) 彫 刻	木造安達藤九郎 盛長坐像	糠田 1435	放光寺	H1. 3. 17

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

③ 市指定文化財

番号	種別	名称	所在地	所有（管理）者	指定日
1号	(有)工芸品	軍扇・鞍・刀掛・葵紋散蒔絵箱・葵紋蒔絵盆・葵紋漆平箱・葵紋漆箱	鴻巣 1260	個人	S34. 9. 11
3号	(有)古文書等	香具拾三組御免定・議定書・商人講中連名帳及び焼印	本宮町 1-9	鴻神社	S34. 9. 11
4号	(有)書跡	後陽成天皇御宸筆	本町 8 丁目 2-31	勝願寺	S34. 9. 11
5号	(有)古文書	朱印状 11 通	本町 8 丁目 2-31	勝願寺	S34. 9. 11
6号	(有)考古資料	元徳三年宝篋印塔	安養寺 379-1	安龍寺	S34. 9. 11
7号	(民)民俗資料	庚申塔	西中曾根 45-1	西中曾根自治会	S34. 9. 11
9号	(有)歴史資料	享保六年鷹番高札	さいたま市大宮区 高鼻町 4-219	市教育委員会	S34. 9. 11
10号	(有)古文書	雛人形師仲間訴訟文書	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	S36. 7. 11
11号	(有)歴史資料	箕田碑	箕田 2041	氷川八幡神社	S36. 7. 11
12号	(民)民俗資料	法要寺の庚申塔	本町 2 丁目 4-42	法要寺	S37. 8. 16
13号	(民)民俗資料	吉見道みちしるべ	人形 1 丁目 1-11	個人	S37. 8. 16
14号	(有)考古資料	道永の板碑 2 基	箕田 2153-2	宝持寺	S37. 8. 16
15号	(有)工芸品	常勝寺密教法具	滝馬室 586	常勝寺	S37. 8. 16
17号	(記)天然記念物	三ツ木神社の大櫓	三ツ木 637	三ツ木神社	S37. 8. 16
18号	(有)歴史資料	蘭溪堂碑	加美 2 丁目 7-76	池元院	S40. 6. 14
19号	(有)歴史資料	人物埴輪頭部	中央 29-1	市教育委員会	S45. 3. 10
20号	(有)考古資料	箕田 9 号墳出土遺物	中央 29-1	市教育委員会	S45. 3. 10
22号	(有)考古資料	馬室小学校校地内出土遺物	中央 29-1	市教育委員会	S45. 3. 10
23号 -2	(記)史跡	箕田古墳群（箕田 2 号墳）	箕田 1260	氷川八幡神社	S45. 3. 10
23号 -3	(記)史跡	箕田古墳群（箕田 4 号墳）	箕田 980	個人	S45. 3. 10
23号 -4	(記)史跡	箕田古墳群（箕田 5 号墳）	箕田 179-2	個人	S45. 3. 10
23号 -5	(記)史跡	箕田古墳群（箕田 6 号墳）	箕田 248-2	個人	S45. 3. 10
23号 -6	(記)史跡	箕田古墳群（箕田 7 号墳）	箕田 351-1	個人	S45. 3. 10
23号 -7	(記)史跡	箕田古墳群（箕田 8 号墳）	箕田 341-1	個人	S45. 3. 10
23号 -8	(記)史跡	箕田古墳群（箕田 9 号墳）	宮前 79	氷川八幡神社	S45. 3. 10

番号	種別	名称	所在地	所有(管理)者	指定日
24号	(民)民俗資料	弁財天塑像	安養寺 173	個人	S45. 3. 10
25号	(有)考古資料	康安二年六地藏板碑	登戸 378	勝願寺	S45. 3. 10
27号	(有)書跡	大雲文龍書	安養寺 379-1	安龍寺	S45. 3. 10
28号	無形民俗文化財	滝馬室的祭	滝馬室 1151	氷川神社	S45. 3. 10
29号	(記)史跡	松村篁雨墓	上谷 295	観音堂	S45. 3. 10
30号	(有)絵画	三ツ木神社の算額(絵馬)	三ツ木 637	三ツ木神社	S51. 3. 1
31号	(有)絵画	薬師堂の算額(絵馬)	上谷 1939-1	薬師堂	S51. 3. 1
32号	(有)絵画	八幡神社の算額(絵馬)	安養寺 126	八幡神社	S51. 3. 1
34号	(民)民俗資料	神酒杵一組	中央 29-1	市教育委員会	H 3. 4. 1
35号	(民)民俗資料	山車人形一对	雷電 2丁目 1-2	雷電町町内会	H 4. 10. 1
36号	(有)建造物	氷川神社本殿 1字	糠田 1342	氷川神社	H 5. 10. 1
37号	(有)古文書	朱印状 11通	箕田 2096	龍昌寺	H 6. 3. 1
38号	(有)絵画	絹本着色両界曼荼羅	箕田 2096	龍昌寺	H 8. 3. 28
39号	(有)考古資料	糠田出土渥美壺 1点	糠田 1435	放光寺	H11. 3. 24
40号	(有)書跡	加藤政之助書 4幅	中央 29-1	市教育委員会	H14. 5. 23
41号	無形民俗文化財	鴻巣の木遣り・纏振り・梯子乗り	本町 8丁目 2-35	鴻巣地区鳶職組合	H17. 7. 27
42号	(有)考古資料	仁治三年双式板碑	小谷 1507	金乗寺	S34. 1. 16
43号	(有)考古資料	前砂の板碑群	前砂 1355	龍昌寺	S34. 1. 16
44号	(有)考古資料	建長五年板碑	明用 206	個人	S34. 1. 16
45号	(有)考古資料	宝治二年板碑	鎌塚 326	宝蔵院	S34. 1. 16
46号	(記)史跡	愛宕山古墳	下忍 3146	愛宕神社	S34. 1. 16
47号	(記)史跡	三島神社古墳	明用 123ほか	三島神社	S34. 1. 16
48号	(記)史跡	小谷城跡	小谷地内		S34. 1. 16
49号	(有)彫刻	不動尊像	北新宿 1261-1	永勝寺	S34. 1. 16
50号	(有)彫刻	伝加納姫木像	鎌塚 326	宝蔵院	S34. 1. 16
51号	(有)彫刻	薬師三尊像	鎌塚 219	宝積院	S34. 1. 16
52号	(有)古文書	伊奈忠次黒印状	北新宿 1114	永勝寺	S34. 1. 16
53号	(有)絵画	大芦氷川神社の算額	大芦 1044	大芦氷川神社	S34. 1. 16
54号	(記)史跡	入定塚	北新宿 1111-2	永勝寺	S34. 1. 16
55号	(有)考古資料	千体仏	関新田 1281番地 1	市教育委員会	S34. 1. 16
56号	無形民俗文化財	大芦ささら獅子舞	大芦地内	大芦ささら獅子舞保存会	S38. 4. 1
57号	無形民俗文化財	小谷ささら獅子舞	小谷地内	小谷文化財保存会	S40. 11. 17
58号	(民)民俗資料	観音寺の庚申塔群	明用 457-2	観音寺	S40. 11. 17
59号	(有)考古資料	嘉禎二年板碑	大芦 1981	龍光寺	S46. 9. 1
60号	(有)歴史資料	高札 12枚	前砂 115-2	個人	S47. 4. 27

資料編

番号	種別	名称	所在地	所有（管理）者	指定日
61号	(有)歴史資料	忍領界石標	前砂 115-2	個人	S47. 4. 27
62号	(民)民俗資料	権八地藏とその物語	荊原地内	荊原町内会	H 3. 8. 21
63号	(有)歴史資料	玉芝短冊と俳諧図書	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	H 3. 8. 21
64号	(記)史跡	石田堤	袋地内	市教育委員会	H 5. 5. 17
65号	(有)歴史資料	高崎線開業当初のレール	関新田 1281 番地 1	市教育委員会	H17. 8. 26
66号	無形民俗文化財	広田のささら	広田地内	広田鷲栖神社龍頭舞保存会	S50. 12. 19
67号	(有)工芸品	雲祥寺の梵音具（梵鐘・雲版）	上会下 228	雲祥寺	S51. 9. 20
68号	(記)天然記念物	新井家の大榎	広田 2975	個人	S51. 9. 20
69号	(有)彫刻	真福寺の不動明王	屈巢 3715-1	真福寺	S53. 3. 9
70号	(有)歴史資料	忍領界石標	屈巢 2313	屈巢久伊豆神社	S53. 3. 9
71号	(有)歴史資料	長松寺の大般若経	関新田 129	長松寺	S53. 3. 9
72号	(有)工芸品	真福寺の護摩壇両脇机と礼盤	屈巢 3715-1	真福寺	S53. 3. 9
73号	(記)天然記念物	清法寺のまき	北根 1374	清法寺	S53. 3. 9
74号	(有)考古資料	舟塚の古銭と甕	関新田 1560 番地 1	市教育委員会	H 7. 3. 23
75号	(記)史跡	騎西城主小田氏の墓	上会下 228	雲祥寺	H 7. 3. 23
76号	(有)考古資料	円通寺の石塔（板碑と宝篋印塔）	屈巢 2110	円通寺	H 7. 3. 23
77号	(有)彫刻	円通寺の三十三観音	屈巢 2110	円通寺	H 7. 3. 23
78号	(有)建造物	円通寺の観音堂	屈巢 2160-1	円通寺	H13. 3. 28
79号	(有)彫刻	円通寺観音堂の木造馬頭観世音菩薩坐像	屈巢 2160-1	円通寺	H13. 3. 28
80号	(有)工芸品	円通寺観音堂の木造神馬	屈巢 2160-1	円通寺	H13. 3. 28
81号	(有)絵画	新井稻荷神社の算額	新井 226-1	新井稻荷社	H13. 3. 28
82号	(有)彫刻	西福寺の狛犬	袋 97	西福寺	H26. 11. 13
83号	(有)彫刻	銅造勢至菩薩立像	中央 29-1	市教育委員会	H28. 11. 16
84号	(記)史跡	安養寺愛宕神社古墳	安養寺 371-1 他	個人	R3. 4. 15
85号	無形民俗文化財	登戸の獅子舞	登戸地内	登戸獅子舞保存会	R3. 4. 15
86号	(有)建造物	日枝神社本殿	小谷 1505	氷川八幡神社	R4. 2

※ (有)有形文化財、(無)無形文化財、(民)民俗文化財（有形・無形）、(記)記念物（史跡・名勝・天然記念物）

(令和4年3月31日現在)

(3) 消防団

◆鴻巣市消防団

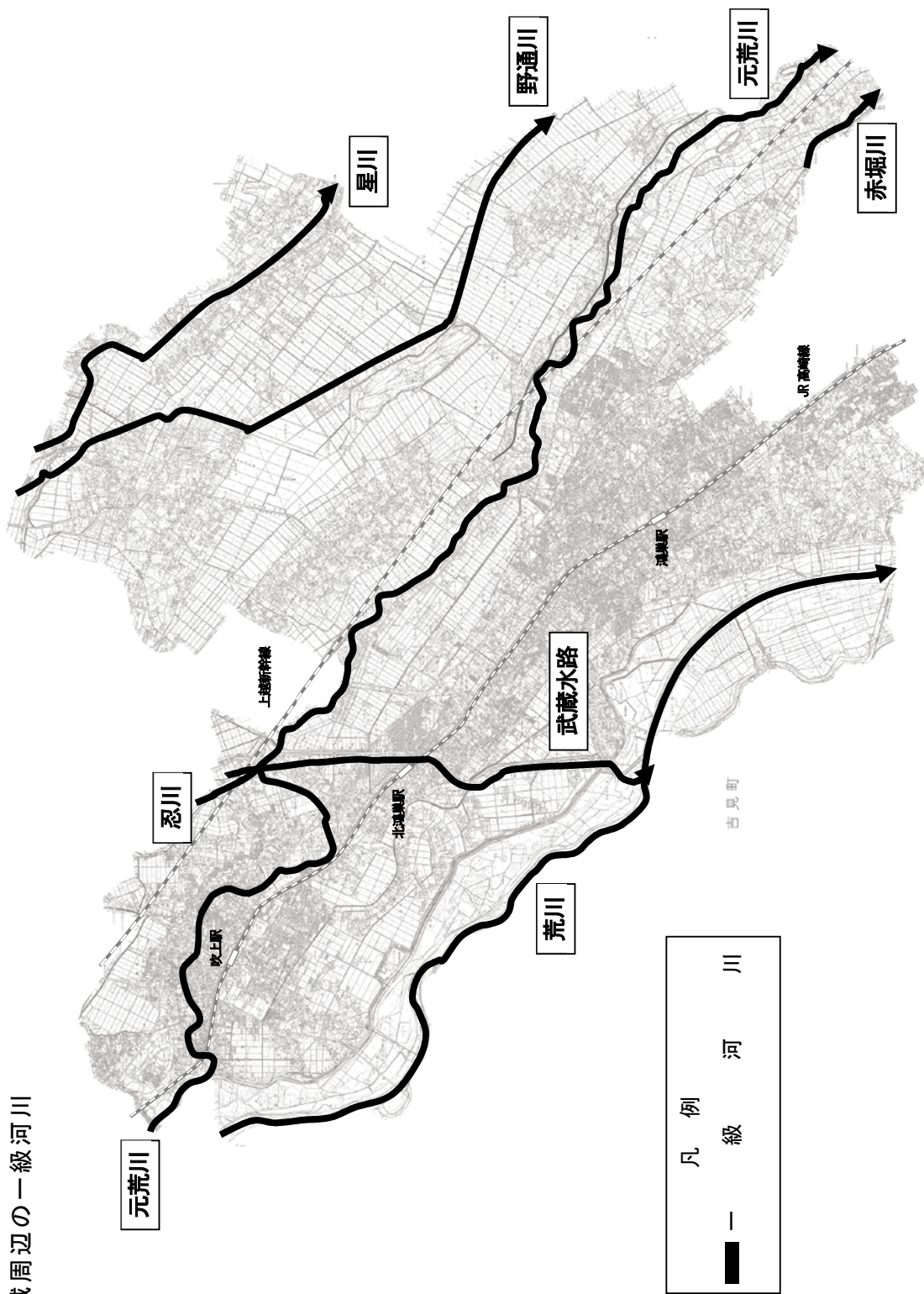
所属		定数	管轄区域	所在地
団長	本部	1	鴻巣市全域	中央 1-1
副団長		2	鴻巣市全域	
女性消防分団		19	鴻巣市全域	
第1分団	第1方面隊	25	人形1丁目から人形4丁目まで、本町7丁目(1番から6番まで9番)、本町8丁目	人形2丁目 2-98
第2分団		25	本町3丁目(10番から12番まで)、本町5丁目(3番から10番まで)、本町6丁目、本町7丁目(7番 8番 10番 11番)、天神1丁目から天神5丁目まで、鴻巣(下三谷)、中央、ひばり野1丁目、ひばり野2丁目、生出塚1丁目、生出塚2丁目、上生出塚、下生出塚	本町6丁目 1-8
第3分団		49	本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目(1番から9番まで)、本町4丁目、本町5丁目(1番 2番)、宮地1丁目から宮地5丁目まで、東1丁目から東4丁目まで、富士見町、鴻巣(上三谷 中三谷)、本宮町、雷電1丁目、雷電2丁目、加美1丁目から加美3丁目まで、栄町(5番)	宮地4丁目 13-30
第6分団		25	原馬室、滝馬室、逆川1丁目、逆川2丁目、小松1丁目から小松4丁目まで、松原1丁目から松原4丁目まで、氷川町	原馬室 921-1
第9分団		25	常光、下谷、上谷、西中曾根	下谷 243
第8分団	第2方面隊	25	笠原、郷地、安養寺	郷地 951-4
第10分団		20	関新田、新井、境、上会下	新井 451
第11分団		20	広田、赤城、赤城台、北根	広田 874-2
第12分団		20	屈巢	屈巢 4529-5
第5分団	第3方面隊	25	栄町(5番を除く。)、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、大間1丁目から大間4丁目まで、堤町、緑町、幸町	登戸 155-1
第7分団		25	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明1丁目から神明3丁目まで、稲荷町、赤見台1丁目から赤見台4丁目まで	箕田 347-5
第16分団		20	前砂、明用、三町免、小谷(1014番地から2002番地3まで)	小谷 1933-1
第17分団		20	小谷(1014番地から2002番地3までを除く。)	小谷 685-2
第13分団	第4方面隊	25	筑波1丁目、筑波2丁目、吹上本町1丁目から吹上本町5丁目まで、南1丁目、南2丁目、吹上富士見1丁目から吹上富士見4丁目まで、吹上(495番地から616番地まで)	吹上本町4丁目 15-29
第14分団		33	大芦、吹上(815番地から869番地まで)、榎戸1丁目、榎戸2丁目、榎戸、荊原、北新宿、新宿1丁目、新宿2丁目	大芦 1543-2
第18分団		33	下忍、袋、鎌塚1丁目から鎌塚5丁目まで、鎌塚	下忍 3235-2
合計		441	(各方面隊長1人、計4人を含む)	

(令和4年4月1日に予定する再編の内容を含む(令和4年3月末現在))

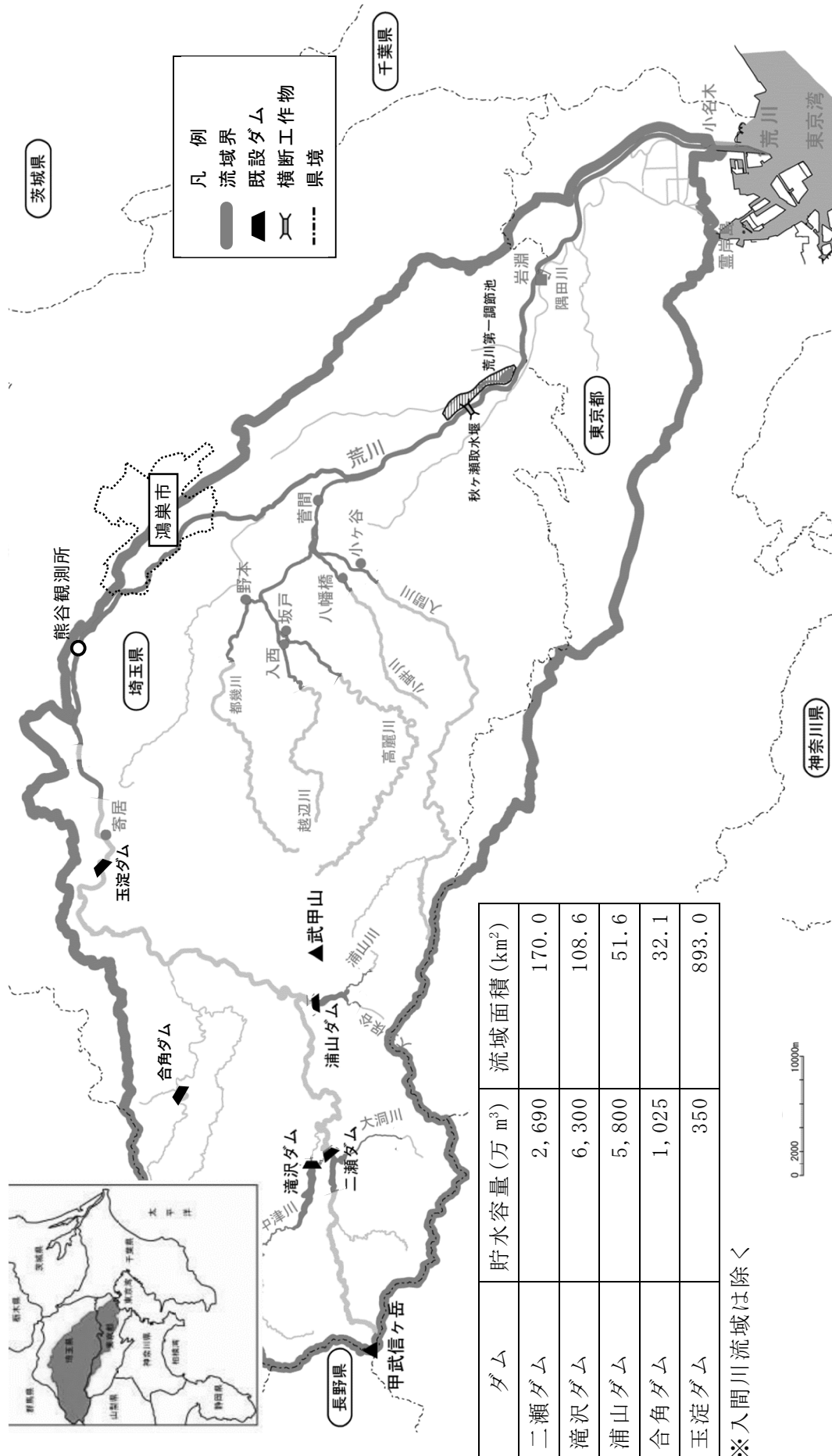
3 水害予防（共 1-4, 1-5, 水 3-1, 3-2、震 3-2, 3-3）

(1) 河川図

● 市域周辺の一級河川



● 荒川流域図



資料：国土交通省関東地方整備局「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更案（令和2年7月変更）を基に加工

(2) 重要水防箇所
◆ 国土交通省管理区間

番号	図面 対象 番号	河川 名	総合 評定	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長	重要な理由	都県及び市区町村		国土 交通省 担当 出張所	想定される 水防工法
				種別	階級		地先名	軒杭位置 (K, m)			担当 水防団体	担当 事務所		
33	荒左 70-1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大芦	70.8 上 71 70.4 下 155	962	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法	
34	荒左 70-2	荒川	B	越水(溢水) 新堤防	B 要注意	左	鴻巣市大芦	70.4 下 155 70.0 上 132	164	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない R1 荒川左岸小谷外災害復旧工事 (R3.5 までに実施予定)	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法 シート張り工 法	
35	荒左 70-3	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大芦	70.0 上 132 69.6 上 57	466	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法	
36	荒左 69-1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大芦	69.2 上 73 68.4 上 144	558	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法	
37	荒左 65-1	荒川	要注意	新堤防	要注意	左	鴻巣市糠田	65.6 下 13 65.6 下 159	207	R1 荒川左岸小谷外災害復旧工事 (R3.5 までに実施予定)	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	シート張り工 法	
38	荒左 64-1	荒川	B	堤体漏水 基礎地盤漏 水	B B	左	鴻巣市糠田	64.4 上 40 64.0 上 140	352	堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	築まわし工法 シート張り工 法 月の輸工法	
39	荒左 64-2	荒川	B	越水(溢水) 堤体漏水 基礎地盤漏 水	B B B	左	鴻巣市糠田	64.0 上 140 64.0 上 120	24	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない 堤体の変状の生じるおそれがある 箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがあ る箇所	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法 築まわし工法 シート張り工 法 月の輸工法	
40	荒左 64-3	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市糠田	64.0 上 26 64.0 下 58	75	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法	
41	荒左 64-4	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市糠田	64.0 下 90 64.0 下 133	32	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法	
42	荒左 63-1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大間	63.6 下 5 63.6 下 81	171	計画高水流量規模の洪水の水位が 計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水 防事務所 北本県土 整備	熊谷	積み土嚢工法	

番号	図面対象番号	河川名	総合評定	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長	重要な理由	都県及び市区町村		国土交通省担当出張所	想定される水防工法
				種別	階級		地名	桁杭位置(K, m)			担当水防団体	担当事務所		
43	荒左 63-2	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大間	63.6 下 150 63.2 上 110	315	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務所	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
44	荒左 63-3	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大間	63.2 上 30 63.2 上 10	45	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務所	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
45	荒左 62-1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市大間	62.8 上 0 62.8 下 20	21	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	荒川北縁水防事務所	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
46	荒左 62-2	荒川	B	基礎地盤漏水	B	左	鴻巣市大間	62.8 下 180 62.4 上 75	152	基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	荒川北縁水防事務所	北本県土整備	熊谷	月の輪工法
47	荒左 62-3	荒川	B	越水(溢水) 基礎地盤漏水	B B	左	鴻巣市大間	62.4 上 75 62.0 上 190	320	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない 越水危険箇所(62.4k) 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	荒川北縁水防事務所	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法 月の輪工法
48	荒左 62-4	荒川	B	越水(溢水) 基礎地盤漏水 破堤跡	B 要注意	左	鴻巣市大間	62.0 上 190 62.0 上 179	13	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所 破堤跡	荒川北縁水防事務所	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法 月の輪工法 月の輪工法
49	荒左 62-5	荒川	要注意	破堤跡	要注意	左	鴻巣市大間	62.0 上 179 62.0 下 90	306	破堤跡	荒川北縁水防事務所	北本県土整備	熊谷	月の輪工法
50	荒左 61-1	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市滝馬室	61.6 上 31 61.6 下 108	139	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
51	荒左 60-1	荒川	A	(重点) 越水(溢水)	A	左	鴻巣市滝馬室	60.8 上 41 60.8 下 128	163	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を超える 越水危険箇所(60.8k)	鴻巣市	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
52	荒左 60-2	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市滝馬室	60.8 下 128 60.4 上 161	107	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法
53	荒左 60-3	荒川	B	越水(溢水)	B	左	鴻巣市滝馬室	60.4 上 31 60.4 下 30	62	計画高水流量規模の洪水の水位が計画堤防余裕高を満たさない	鴻巣市	北本県土整備	熊谷	積み土嚢工法

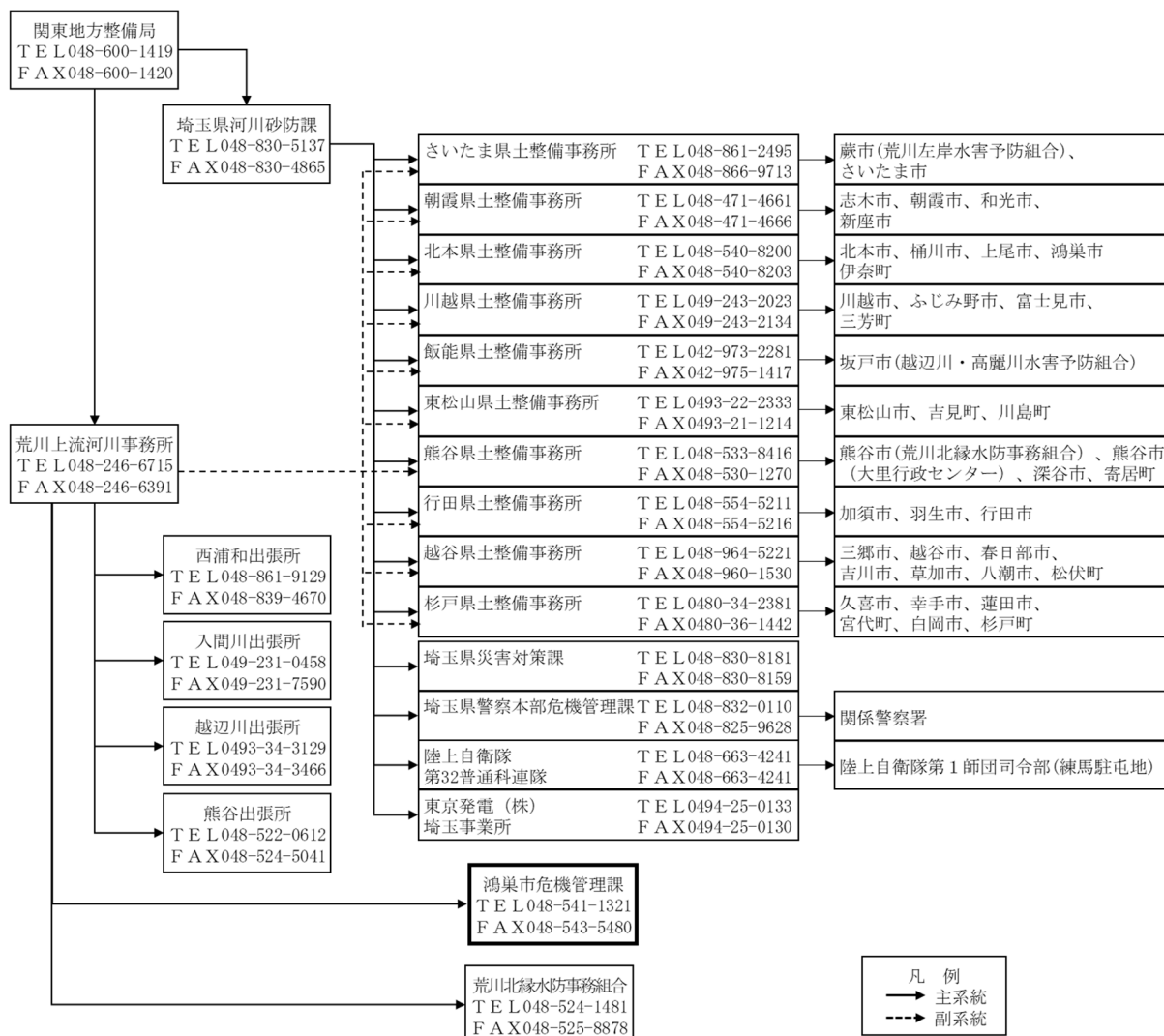
◆ 埼玉県管理区間

番号	補助番号	河川管理者 県土整備事務所	水防管理 団	河川名	重要度		左右 岸別	重要水防箇所		延長	重要な理由	想定される水 防工法
					種別	階級		地先名	杆杭位置			
赤1		埼玉県 北本県土	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀 川	堤防高	B	左	鴻巣市常光 ～ 桶川市五丁台	3.9k 70m ～0.0km	3,970	堤防余裕高不足	積土のう工
赤2		埼玉県 北本県土	鴻巣市 北本市 桶川市	赤堀 川	堤防高	B	右	鴻巣市常光 ～ 蓮田市高虫	3.9k 70m ～0.0km	3,970	堤防余裕高不足	積土のう工

資料：令和3年度埼玉県水防計画

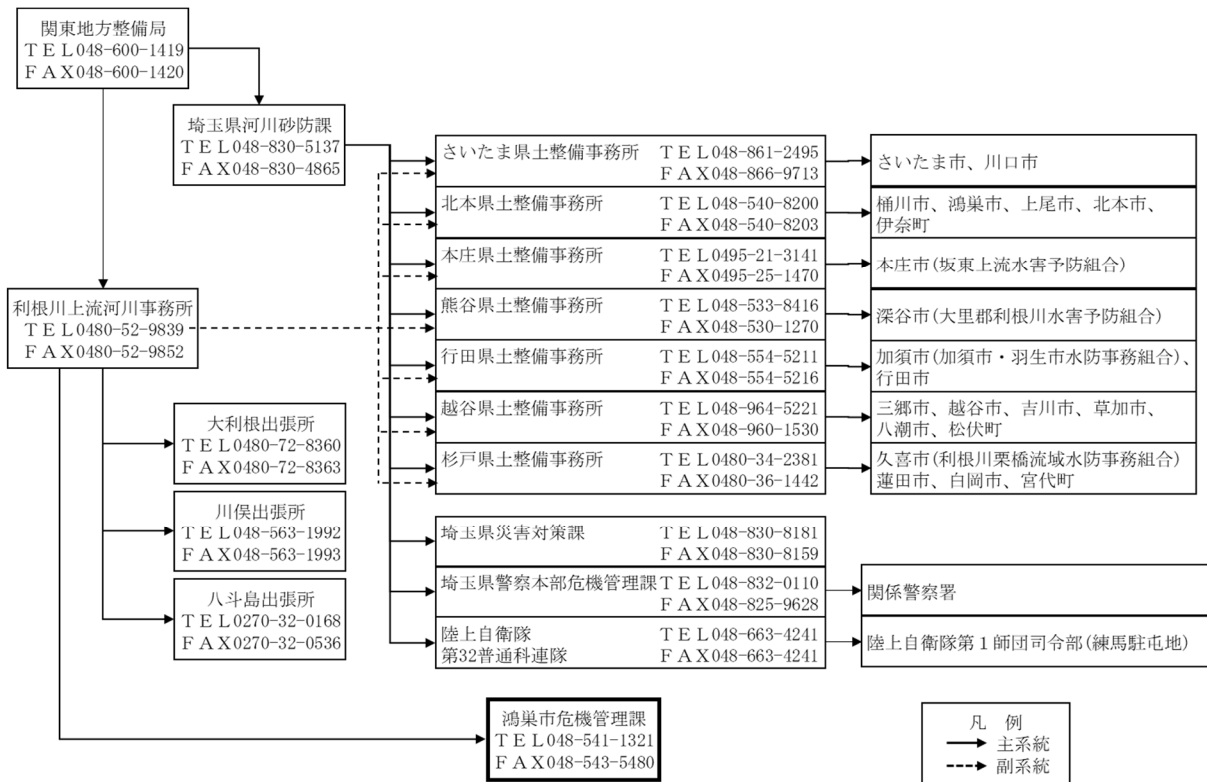
(3) 洪水予報伝達系統

① 洪水予報の伝達系統 (荒川本流)



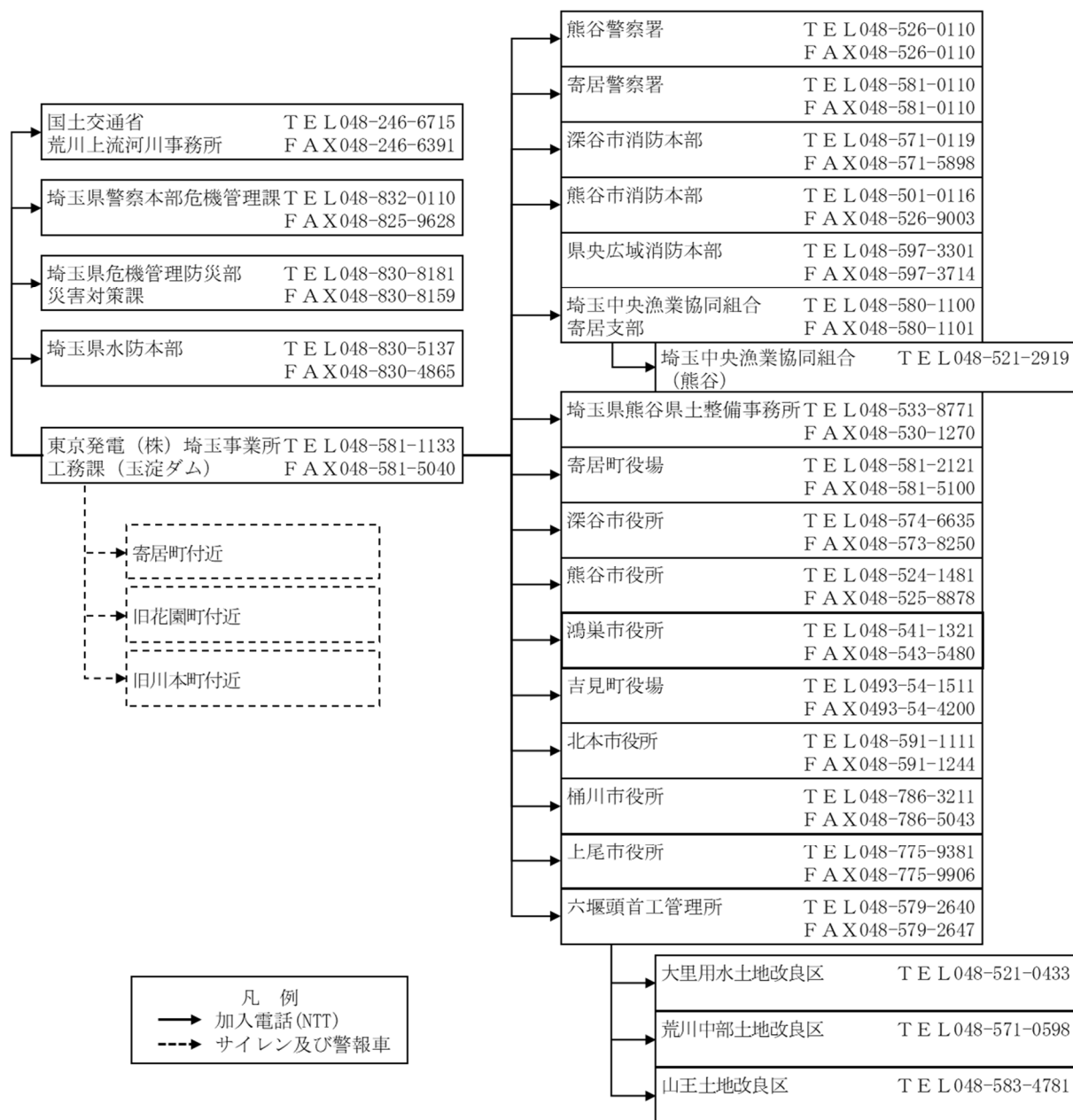
資料：令和3年度埼玉県水防計画

② 洪水予報の伝達（利根川上流部）



資料：令和3年度埼玉県水防計画

③ 玉淀ダム放流時連絡系統図



資料：令和3年度埼玉県水防計画

(4) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域



資料：北本県土整備事務所（平成 24 年 3 月）

4 避難（共 2-1, 2-4、水 3-3, 3-4、震 3-4, 3-5）

(1) 指定避難所

食料、物資の配給など長期の避難所として小学校を指定する。

番号	施設名	所在地	電話番号	地震時 収容人数	水害時 使用可能 範囲	水害時 収容可能 人数
1	鴻巣市立鴻巣東小学校	本町6丁目4-56	048-541-1118	1,060	1階以上	1,060
2	鴻巣市立鴻巣南小学校	本町8丁目7-23	048-541-1107	743	1階以上	743
3	鴻巣市立馬室小学校	滝馬室555	048-541-0578	639	1階以上	639
4	鴻巣市立田間宮小学校	糠田2985	048-596-0617	807	3階以上	279
5	鴻巣市立箕田小学校	箕田408	048-596-0318	752	3階以上	175
6	鴻巣市立笠原小学校	笠原1613	048-541-1661	572	2階以上	256
7	鴻巣市立常光小学校	下谷369	048-541-5739	550	2階以上	244
8	鴻巣市立鴻巣北小学校	神明3丁目18-10	048-596-5239	897	1階以上	897
9	鴻巣市立松原小学校	原馬室2425	048-542-8450	862	1階以上	862
10	鴻巣市立赤見台第一小学校	赤見台4丁目19-1	048-596-1688	770	3階以上	173
11	鴻巣市立赤見台第二小学校	赤見台2丁目6-1	048-596-6571	897	2階以上	430
12	鴻巣市立鴻巣中央小学校	中央30-1	048-543-7111	1,016	2階以上	469
13	鴻巣市立吹上小学校	南1丁目10-5	048-548-0132	1,071	3階以上	368
14	鴻巣市立小谷小学校	小谷1890-1	048-548-1004	566	3階以上	167
15	鴻巣市立下忍小学校	鎌塚10	048-548-2300	829	2階以上	404
16	鴻巣市立大芦小学校	大芦923-1	048-548-6555	953	3階以上	336
17	鴻巣市立屈巢小学校	屈巢4515-1	048-569-0038	425	2階以上	202

番号	施設名	所在地	電話番号	地震時 収容人数	水害時 使用可能 範囲	水害時 収容可能 人数
18	鴻巣市立共和小学校	新井 194-2	048-569-0036	422	1階以上	422
19	鴻巣市立広田小学校	広田 3156-5	048-569-0026	428	1階以上	428

(2) 補助避難所

指定避難所に避難者を収容できない場合は、補助避難所として中学校及び高等学校を使用する。また、一部の補助避難所は物資集積地として使用する。

番号	施設名	所在地	電話番号	地震時 収容人数	水害時 使用可能 範囲	水害時 収容可能 人数
1	鴻巣市立鴻巣中学校	東2丁目 4-62	048-541-0272	1,254	1階以上	1,254
2	鴻巣市立鴻巣北中学校	箕田 4280	048-596-3428	1,271	2階以上	626
3	鴻巣市立鴻巣西中学校	大間 1161	048-542-4261	1,143	3階以上	269
4	鴻巣市立鴻巣南中学校	原馬室 3685	048-542-2861	1,088	1階以上	1,088
5	鴻巣市立赤見台中学校	赤見台 4丁目 25-1	048-596-6002	1,203	3階以上	413
6	鴻巣市立吹上中学校	吹上富士見 1丁目 6-1	048-548-0051	1,127	3階以上	373
7	鴻巣市立吹上北中学校	鎌塚 550	048-548-0081	1,116	2階以上	546
8	鴻巣市立川里中学校	関新田 1560-1	048-569-0009	928	2階以上	361
9	県立鴻巣高等学校	大間 1020	048-541-0234	2,608	1階以上	2,608
10	県立鴻巣女子高等学校(※)	天神 1丁目 1-72	048-541-0669	855	1階以上	855
11	県立吹上秋桜高等学校	前砂 907-1	048-548-5811	270	3階以上	270
12	市民活動センター	本町 1丁目 2-1 エルミ こうのすアネックス 3階	048-577-3512	-	1階以上	270
13	鴻巣市立総合体育館	鴻巣 864-1	048-543-0101	659	2階以上	196
14	コスモスアリーナ ふきあげ	明用 636-1	048-548-3112	608	1階以上	608

※防災拠点校：県備蓄食料保管場所

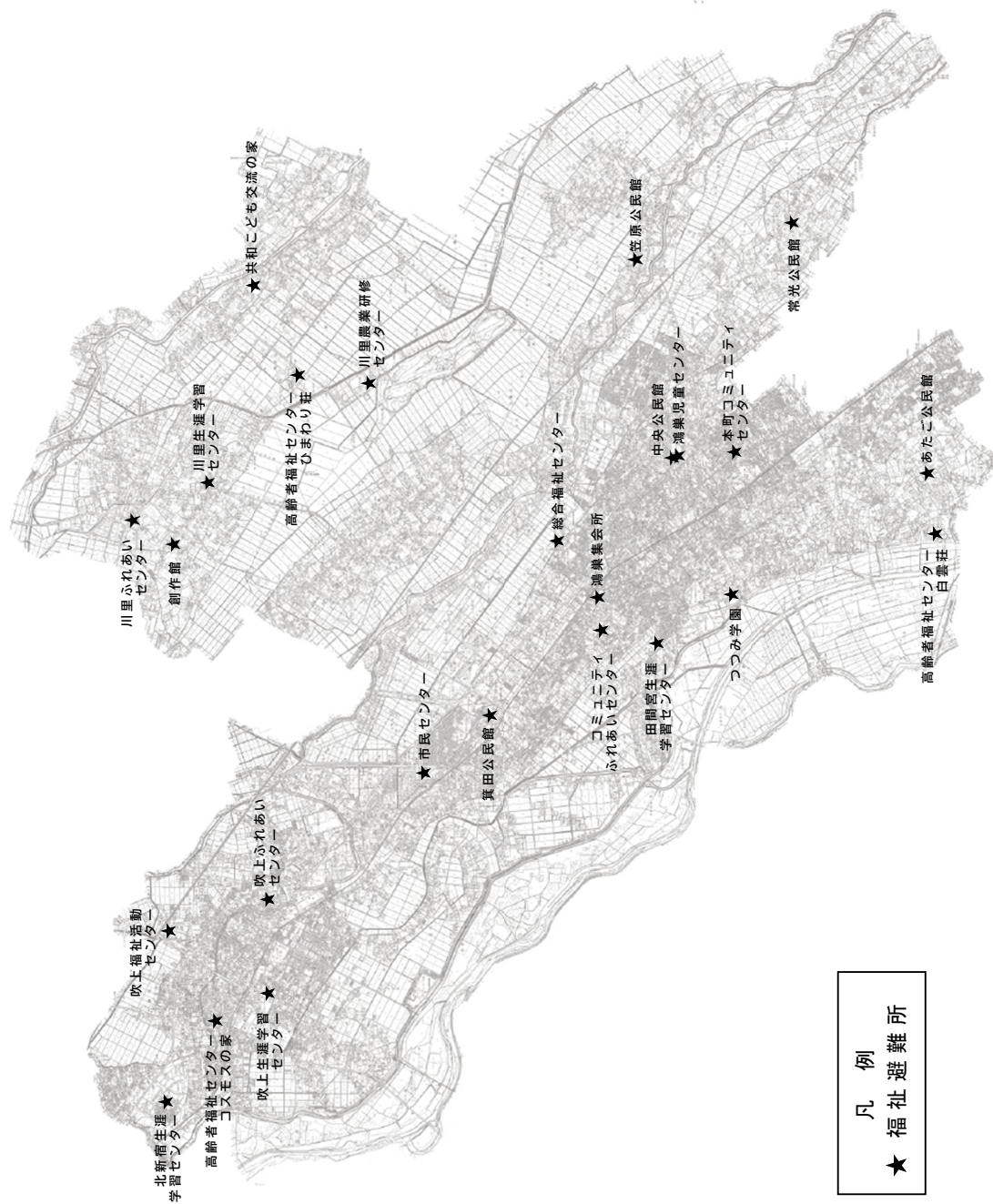
(3) 福祉避難所

災害発生後、指定避難所での避難生活に負担が大きい要配慮者を収容するため福祉避難所を開設する。また、指定避難所及び補助避難所に避難者を収容できない場合は、避難所として使用する。

番号	施設名	所在地	電話番号
1	総合福祉センター	箕田 4211-1	048-597-2100
2	高齢者福祉センター白雲荘	原馬室 2917-1	048-543-0355
3	高齢者福祉センターコスモスの家	吹上本町 5 丁目 4-7	048-548-4807
4	高齢者福祉センター ひまわり荘	関新田 1300-1	048-569-2828
5	つつみ学園	大間 829	048-541-0169
6	創作館	広田 2247-1	048-569-1111
7	共和こども交流の家	関新田 220-1	048-569-2310
8	吹上福祉活動センター	鎌塚 57-1	048-548-6664
9	コミュニティふれあいセンター	登戸 449	048-596-3322
10	市民センター	赤見台 1 丁目 15-5	048-596-6677
11	本町コミュニティセンター	本町 7 丁目 3-26	048-543-1031
12	中央公民館	本町 3 丁目 12-18	048-542-8403
13	箕田公民館 箕田児童センター	稲荷町 26-32	048-596-0602 048-596-8197
14	笠原公民館 笠原児童センター	笠原 791-1	048-541-0261
15	常光公民館 常光児童センター	下谷 196-1	048-541-2005
16	あたご公民館 あたご児童センター	原馬室 3460-1	048-543-2665
17	田間宮生涯学習センター 田間宮児童センター	登戸 149	048-596-0137
18	吹上生涯学習センター 吹上児童センター	吹上富士見 1-1-1	048-548-4726
19	川里生涯学習センター 川里児童センター	広田 3141-1	048-569-1111
20	鴻巣集会所	箕田 4173-4	048-597-1045
21	吹上ふれあいセンター	下忍 3939-2	048-548-5620
22	川里ふれあいセンター	広田 3517-3	048-569-1402
23	川里農業研修センター	関新田 1800	048-569-1763
24	鴻巣児童センター	本町 3 丁目 12-24	048-541-0442
25	北新宿生涯学習センター 北新宿児童センター	北新宿 943	048-501-6022

※複合施設については、主たる施設名称を使用する。

● 福祉避難所位置図



凡例
★ 福祉避難所

(4) 指定緊急避難場所

発災直後の避難場所とする。避難後に被害状況に応じ指定避難所に避難する。

物資輸送の配給及び中継地等に使用する。また、一部避難場所は被害状況により応援部隊等活動拠点とする。

番号	施設名	面積(ha)	所在地
1	上谷総合公園	16.00	上谷 707
2	糠田運動場	5.59	糠田 1073-1
3	赤見台近隣公園	2.37	赤見台 3丁目 4
4	鴻巣公園	2.01	本町 8丁目 3003-1
5	せせらぎ公園	1.10	中央 28-1
6	上生出塚 1号公園	0.52	生出塚 2丁目 785-372
7	ひばり野中央公園	0.49	ひばり野 1丁目 286-91
8	宮地公園	0.45	宮地 5丁目 35
9	東裏 1号公園	0.45	東 3丁目 72
10	東町公園	0.35	東 1丁目 37
11	あじさい公園	0.31	赤見台 2丁目 11-1
12	鴻巣宿鞠子公園	0.30	人形 1丁目 3127-1
13	中央児童公園	0.29	本町 3丁目 241
14	氷川町 2号公園	0.27	氷川町 30
15	さつき公園	0.25	赤見台 4丁目 7
16	東裏 2号公園	0.23	東 3丁目 1
17	氷川町 1号公園	0.22	氷川町 4
18	はぎ公園	0.25	ひばり野 2丁目 13-69
19	荒川総合運動公園	12.39	大芦 2546-1
20	荒川パノラマ公園	2.05	大芦 1366
21	富士見公園	0.90	吹上富士見 4丁目 777-59
22	新宿第 1公園	0.62	新宿 1丁目 228
23	本町せせらぎ公園	0.33	吹上本町 2丁目 238-2
24	川里中央公園	7.93	関新田 1780-1
25	あかぎ公園	3.22	赤城台 212-51
26	ふれあい公園	0.57	北根 821-1
27	赤見台中央公園	0.36	赤見台 1丁目 8-2
28	しいのき公園	0.25	赤見台 3丁目 18-2
29	すずかけ公園	0.21	赤見台 4丁目 31-2

避難場所の指定基準

- (1) 避難場所は、面積 0.2ha 以上とする。
- (2) 避難場所に隣接する道路が緊急物資等輸送車両の通行可能であること。
- (3) 避難所からの距離（位置）及び立地条件等を考慮する。
- (4) 市有地であること。

(5) 要配慮者利用施設における避難

「水防法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第31号)が平成29年5月19日に公布(同年6月19日施行)され、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付け、施設利用者の確実な避難確保を図ることが求められることになった。

① 児童福祉施設

(保育所)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
鴻巣保育所	東 1-8-7	048-542-5353	区域外	区域外	区域外	区域外
馬室保育所	滝馬室 1152-1	048-542-2697	区域外	区域外	区域外	区域外
生出塚保育所	生出塚 2-7-1	048-542-8280	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
富士見保育所	富士見町 8-16	048-542-5355	区域外	区域外	区域外	区域外
登戸保育所	登戸 612	048-597-1622	5~10m	区域外	区域外	0.5~3m
鎌塚保育所	鎌塚 2-11-33	048-548-0227	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
吹上富士見保育所	吹上富士見 4-8-18	048-548-1803	3~5m	区域外	区域外	区域外
川里ひまわり保育園	関新田 1261-1	048-569-0002	0.5~3m	区域外	区域外	0.5~3m
寺谷保育園	寺谷 335-1	048-596-5471	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
まごやま保育園	栄町 7-24	048-542-5002	区域外	区域外	区域外	区域外
どんぐり保育園	糠田 1531-2	048-596-8317	5~10m	区域外	区域外	0.5~3m
ひかりっこ保育園	上谷 1950-1	048-541-3506	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
中央たんぽぽ保育園	吹上富士見 1-14-25	048-548-1271	3~5m	区域外	区域外	0.5m 未満
どんぐりっこ保育園	糠田 2801	048-501-8285	5~10m	区域外	区域外	0.5~3m
ふくろうの森保育園	袋 917-9	048-579-5933	0.5~3m	区域外	区域外	0.5~3m
なのはな保育園	北新宿 928	048-594-6365	3~5m	区域外	区域外	0.5m 未満

(認定こども園)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
エンゼル幼稚園	加美 1-2-34	048-541-1677	区域外	区域外	区域外	区域外
めぐみの木こども園	原馬室 4113	048-541-0878	区域外	区域外	区域外	区域外
ゆめのはなこども園	原馬室 3747	048-542-1158	区域外	区域外	区域外	区域外
大芦こども園	大芦 1616-2	048-548-2365	3~5m	区域外	区域外	区域外

(地域型保育施設)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
保育室風の街	吹上富士見 3-1-1	048-547-2941	3~5m	区域外	区域外	区域外
きずなっこ保育園	すみれ野 15-1	048-598-3647	3~5m	区域外	区域外	0.5~3m
カインド・ナーサリー 鴻巣本町園	本町 2-2-3	048-577-6993	区域外	区域外	区域外	区域外
カインド・ナーサリー 北鴻巣園	赤見台 2-17-14	048-501-2630	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
保育所まなびい	大間 532-1	048-514-0866	3~5m	区域外	区域外	区域外
ぬくもりのおうち保育 北鴻巣園	赤見台 1-12	048-578-8848	3~5m	区域外	区域外	0.5m 未満
ことね保育園	中央 20-28	048-501-2471	0.5~3m	区域外	区域外	0.5~3m
LITTLE ANGEL	本町 1-1-3 エルミ こうのす 4階	048-544-0001	区域外	区域外	区域外	区域外
保育所まなびい 川里 園	屈巢 2976-1	048-577-6226	0.5~3m	区域外	区域外	0.5m 未満
みらいの木保育園	本町 5-6-14	048-540-8800	区域外	区域外	区域外	区域外
あおぞら保育園	神明 1-3-37	048-594-9022	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
きずなっこガーデンナ ーサリー	北新宿 1230-2	048-598-6208	3~5m	区域外	区域外	0.5m 未満
たかいたかい保育園	原馬室 2825	048-541-7283	区域外	区域外	区域外	区域外
元気キッズ	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5~3m	区域外	区域外	0.5m 未満

(病児保育施設)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
病児保育室 パンジー・キッズ	広田 824-1	048-569-3111	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
めぐみの木 病児保育室	本町 1-1-3 エルミこうの す4階	048-541-1110	区域外	区域外	区域外	区域外

(認可外保育施設)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
キッズステーション鴻 巣	鎌塚 1023-1 D' STATION 鴻巣店 2階	048-548-8112	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
かぞヤクルト販売(株) 鴻巣中央保育ルーム	氷川町 6-5	048-541-1387	区域外	区域外	区域外	区域外
かぞヤクルト販売(株) 北鴻巣保育ルーム	宮前 91-1	048-597-2885	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
ぱれっと保育園 パインキッズ	上谷 664-1	048-541-2800	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
シード保育園	袋 917-9	048-547-0165	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m

② 老人福祉施設

(介護老人福祉施設)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
川里苑	屈巣 5158	048-569-1001	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
こうのすたんぽぽ翔裕 園	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
翔裕園	上谷 687-1	048-541-8585	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
福富の郷	鴻巣 967-1	048-577-7780	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
馬室たんぽぽ翔裕園	原馬室 3335	048-541-4148	区域外	区域外	区域外	区域外
吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
鴻巣まきば園	前砂 517-1	048-547-2202	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

(介護老人保健施設)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
このすナーシングホーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
このとり	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

(地域密着型介護老人福祉施設)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
小松の里	小松 2-8-12	048-540-5008	区域外	区域外	区域外	区域外

(デイサービス)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
川里苑	屈巢 5158	048-569-1001	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
このすたんぽぽ翔裕園 デイサービスセンター	郷地 1746-1	048-540-6713	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
翔裕園デイサービスセンター	上谷 687-1	048-543-6884	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
ソレアード鴻巣 通所 介護事業所	上谷 141-1	048-544-3010	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
このすケアセンター そよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
馬室たんぽぽ翔裕園 デイサービスセンター	原馬室 3335	048-541-5000	区域外	区域外	区域外	区域外
このす共生の家デイ サービスセンター	大間 4-29-7	048-544-7711	3～5m	区域外	区域外	区域外
北このすケアセンター そよ風	箕田 419-2	048-596-7897	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
ブルーミングケア鴻巣 箕田	箕田 3800-4	048-598-6101	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m
介護のさくら	箕田 3820	048-597-5703	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
デイサービスセンター 吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
デイサービスセンター ソレイユ燦燦	北新宿 609	048-580-6311	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣まきば園 デイサ ービスセンター	前砂 517-1	048-547-2202	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

資料編

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
デイサービス てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
さくらの里	大芦 1800-1	048-598-7870	3～5m	区域外	区域外	区域外
デイサービス未来鴻巣	北根 1008	048-594-8389	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満
なでしこ365	上谷 2231-1	048-594-8230	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
リカバリーウォークなでしこ	生出塚 2-17-13	048-540-1900	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
佐藤接骨院リハビリデイサービス	東 1-2-24	048-541-0510	区域外	区域外	区域外	区域外
早稲田イーライフ鴻巣	東 3-11-7	048-594-7045	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
彩香らんど	箕田 270-1	048-595-3333	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m
デイサービス かんげんどう	赤見台 1-8-7	048-580-5826	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
慈しみの幸望庵	三ツ木 341-1	048-598-7373	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
介護予防フィットネスあゆみ鴻巣店	神明 1-5-13	048-501-7346	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
ピア柏・今西本家デイサービス	雷電 1-7-4	048-597-0923	区域外	区域外	区域外	区域外
デイサービスニパータ	鎌塚 250-2	048-547-0070	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
あかね雲吹上苑	吹上本町 5-5-2	048-598-3431	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
ふきあげ翔裕園	北新宿 891	048-547-4165	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
デイサービスセンター 奏 明用	明用 37-1	048-579-5502	3～5m	区域外	区域外	区域外

(通所リハビリステーション)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
こうのすナーシングホーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
こうのす共生病院	上谷 2073-1	048-541-1131	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
仁科整形外科通所リハビリテーション	本町 1-1-3	048-543-7099	区域外	区域外	区域外	区域外
介護老人保健施設 鴻巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
介護老人保健施設 こうのと	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

(はつらつデイサービス)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
介護予防教室の「彩香らんど」	箕田 270-1	048-595-3333	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m
翔裕園デイサービス 爽やかな風	東 1-1-25	048-545-1010	区域外	区域外	区域外	区域外
はつらつデイサービス センター 吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m

(小規模多機能型居宅介護)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
くすの木	屈巢 2187-1	048-568-2280	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
小松の里	小松 2-8-12	048-540-5008	区域外	区域外	区域外	区域外

(認知症グループホーム)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
くすの木	屈巢 2187-1	048-568-2280	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
グループホーム楽々荘	下谷 1448-1	048-543-4881	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
ソレアード鴻巣	上谷 141-1	048-544-3010	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
トゥルーケア GH パンジー	上谷 43-1	048-540-6036	区域外	区域外	区域外	区域外
こうのすケアセンター そよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
グループホーム彩香ら んど	登戸 256-1	048-595-3003	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m
愛の家グループホーム 鴻巣	登戸 309-1	048-595-3700	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
コスモス吹上	吹上本町 1- 11-8	048-548-5585	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
グループホームみんな の家 鴻巣	大芦 1499-1	048-547-2221	3～5m	区域外	区域外	区域外

(短期入所生活介護)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
川里苑	屈巢 5158	048-569-1001	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m

資料編

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
このすたんぽぽ翔裕園	郷地 1746-1	048-540-6699	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
翔裕園	上谷 687-1	048-541-8585	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
福富の郷	鴻巣 967-1	048-577-7780	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
このすけアセンター そよ風	天神 4-32-1	048-542-3260	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
馬室たんぼ翔裕園	原馬室 3335	048-541-4148	区域外	区域外	区域外	区域外
吹上苑	下忍 4461	048-548-8801	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
鴻巣まきば園	前砂 517-1	048-547-2202	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
てねる	前砂 1003-1	048-547-2477	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

(短期入所療養介護)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
このすナーシングホーム共生園	下谷 409-1	048-540-6171	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣フラワーパレス	市ノ縄 250-1	048-597-1311	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
このとり	八幡田 868-1	048-596-2222	区域外	区域外	区域外	区域外
秋桜	前砂 980-1	048-547-2370	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

(介護付き有料老人ホーム)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
ふるさとホーム鴻巣	松原 2-2-28	048-540-2100	区域外	区域外	区域外	区域外
介護付き有料老人ホーム ヒューマンサポート鴻巣	滝馬室 1378-1	048-598-6233	区域外	区域外	区域外	区域外
介護付き有料老人ホーム 風の街このす	吹上富士見 3-1-1	048-547-2941	3～5m	区域外	区域外	区域外

(住宅型有料老人ホーム)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
ふきあげ翔裕園	北新宿 891	048-547-4165	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
ソレイユ燦燦	北新宿 639	048-580-6311	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
ソレイユ晴晴	北新宿 643	048-598-4635	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

(ケアハウス)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
ウェルガーデンコスモス	袋 303-2	048-548-8456	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m

(サービス付き高齢者向け住宅)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
ケアガーデン鴻巣	天神 3-11-4	048-540-5600	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
ココファン鴻巣	本町 5-6-18	048-540-0061	区域外	区域外	区域外	区域外
このす共生の家	大間 4-29-8	048-544-7711	3～5m	区域外	区域外	区域外
アーク鴻巣	袋 899-1	048-578-4210	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
さくらの里	大芦 1800-1	048-598-7870	3～5m	区域外	区域外	区域外

③ 障がい福祉施設

(日中活動系サービス)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
ケアセンターかるぼす	吹上富士見 2-2-14	048-547-0121	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m
ケアホームひとつぶ	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
コスモス共同作業所	本町 5-2-4 ジュネス鴻巣	048-543-3638	区域外	区域外	区域外	区域外
こぼす	宮前 91-2	048-595-3600	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
さくらんぼ	箕田 3916-7	048-595-0511	区域外	区域外	区域外	区域外
チャレジョブセンター 鴻巣	本町 4-3-3 東口第一ビル 2階	048-578-8782	区域外	区域外	区域外	区域外
メリーハーモニー	下忍 3100-1	050-1556-4134	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
ルピナス鴻巣ホーム	笠原 177-1	048-540-2031	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m

資料編

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
鴻巣キャリアセンター	鴻巣 1183-2	048-577-5592	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
鴻巣市あしたば第一作業所	箕田 4265-1	048-596-3425	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
鴻巣市あしたば第二作業所	原馬室 3116-2	048-543-3225	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市吹上太陽の家	鎌塚 57-1	048-549-2288	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
鴻巣市川里ポプラ館	関新田 1277-2	048-569-2986	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
埼玉敬愛学園・シリウス	北根 617	048-594-9150	0.5～3m	0.5～3m	区域外	0.5～3m
楓	屈巢 136-1	048-501-8897	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
夢の実ハウス	八幡田 868-1	048-596-2220	区域外	区域外	区域外	区域外
夢工房翔裕園	下谷 41	048-540-5000	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
陽	本町 7-7-12	048-594-8144	区域外	区域外	区域外	区域外
緑生の丘	袋 667-6	048-579-5207	0.5～3m	0.5～3m	区域外	0.5～3m
あすもっと	松原 1-3-7	048-598-7042	区域外	区域外	区域外	区域外
N S B	人形 1-7-39	048-542-9571	区域外	区域外	区域外	区域外

(居住系サービス)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
yours	神明 3-3-11	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外
yours 本町	本町 7-7-13	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外
yours 本町Ⅱ	本町 8-2-4	048-538-4538	区域外	区域外	区域外	区域外
イリス	松原 3-5-25	048-541-8618	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームあおぞら	加美 2-8-34 映和ハイツ 101, 102, 105, 106, 201, 203, 205	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームあおぞら	宮地 2-4-25 パークハイツ 101, 102, 103, 105, 201, 202, 205	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームあおぞら	加美 2-7-24 柳田ハイツ 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 110	048-541-8060	区域外	区域外	区域外	区域外

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
グループホームつばさ	広田 2812	048-569-1900	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
グループホームぬく森	天神 2-4-3 302, 303 アメニ ティパレスワ タナベ	048-506-1721	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームぬく森 2	天神 2-4-3 402, 406 アメ ニティパレス ワタナベ	048-506-1721	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームぬく森 3	本町 2-2-15 102, 202 本町ハ イツ	048-506-1721	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームぬく森 4	神明 3-3-17 101, 102 志賀 コーポ	048-506-1721	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームノアの 家	袋 1749-10	048-548-3397	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
グループホームほのぼ の	本町 5-2-6	048-501-7828	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホームほのぼ のⅢ	氷川町 18-2 シャルム司	048-501-7828	区域外	区域外	区域外	区域外
グループホーム下忍	下忍 3989-4	048-548-3397	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
グループホーム夢の実 ハウス	八幡田 868-1	048-596-2220	区域外	区域外	区域外	区域外
ケアホームひとつぶ 鎌塚ホーム	鎌塚 1100	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
ケアホームひとつぶ 生活の家	鎌塚 40-1	048-547-2064	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
スカイⅠ、Ⅱ	箕田 1392-2	048-562-5810	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
すみれ	宮前 521-1-1	048-541-8618	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
ルピナス鴻巣ホーム	笠原 177-1	048-540-2031	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
レジリエンスホームⅠ 号棟	宮前 88-39	048-507-8162	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
風の家Ⅰ、Ⅱ	吹上富士見 3- 1-1	048-547-2064	3～5m	区域外	区域外	区域外
緑生の丘 Ⅰ号館	袋 667-6	048-579-5207	0.5～3m	0.5～3m	区域外	0.5～3m
緑生の丘 Ⅱ号館	袋 920-14	048-579-5207	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m
緑生の丘 Ⅲ号館	袋 666-16	048-579-5207	0.5～3m	0.5m 未満	区域外	0.5～3m

(障がい児支援)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
Roselle Friendship	三ツ木 394-1	048-598-5085	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
ハッピーテラス鴻巣教室	栄町 6-40 CASA de Todos 鴻巣 1 階	048-543-3334	区域外	区域外	区域外	区域外
ぷりんしばる	愛の町 463	048-577-7074	3~5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市こどもデイサービスセンター	大間 854-1	048-542-5050	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立つつみ学園	大間 829-3	048-541-0169	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
放課後等デイサービス BANGBOO	すみれ野 15-11 北鴻巣ビル 5 号室	048-594-7570	3~5m	区域外	区域外	0.5~3m
放課後等デイサービスイストワール鴻巣小松教室	小松 3-10-20	048-594-6488	区域外	区域外	区域外	区域外
放課後等デイサービスめろす	鎌塚 40-1	048-501-8839	0.5~3m	区域外	区域外	0.5~3m
縁どうまめ	吹上富士見 4-5-4	048-577-4686	3~5m	区域外	区域外	0.5~3m

④ 医療提供施設

(医療機関)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
こうのす共生病院	上谷 2073-1	048-541-1131	0.5~3m	区域外	区域外	0.5~3m
鴻巣外科胃腸科	鴻巣 1195-1	048-543-7770	0.5~3m	区域外	区域外	0.5~3m
鴻巣第一クリニック (透析患者のみ)	大間 776-1	048-542-5566	区域外	区域外	区域外	区域外
埼玉県済生会鴻巣病院	八幡田 849	048-596-2221	区域外	区域外	区域外	区域外
埼玉脳神経外科病院	上谷 664-1	048-541-2800	0.5~3m	区域外	区域外	区域外
斎藤外科胃腸科医院	本宮町 4-4	048-541-4345	区域外	区域外	区域外	区域外
はやしだ産婦人科医院	鴻巣 1005-2	048-541-8000	0.5~3m	区域外	区域外	0.5~3m
平野産婦人科医院	筑波 2-7-1	048-548-4422	0.5~3m	区域外	区域外	0.5m 未満
ヘリオス会病院	広田 824-1	048-569-3111	0.5~3m	区域外	区域外	0.5m 未満
村越外科・胃腸科・肛門科	吹上本町 1-4-13	048-548-0048	0.5~3m	区域外	区域外	区域外

※病床のある医院

⑤ 幼稚園

(私立幼稚園)

施設名	所在地	電話番号	浸水想定			
			荒川	小山川	福川	利根川
英和幼稚園	東 1-1-27	048-542-1500	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣幼稚園	本町 6-3-4	048-541-0575	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣ひかり幼稚園	上谷 1950-1	048-541-3506	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
箕田幼稚園	箕田 327-3	048-596-1371	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m
吹上中央幼稚園	吹上富士見 1-14-25	048-549-0792	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

⑥ 放課後児童クラブ

(公立放課後児童クラブ)

施設名	所在地	浸水想定			
		荒川	小山川	福川	利根川
鴻巣放課後児童クラブ本室	本町 3-12-18	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣放課後児童クラブ分室	本町 6-4-56	区域外	区域外	区域外	区域外
赤見台第 1 放課後児童クラブ	稻荷町 26-32	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
あたご放課後児童クラブ本室	原馬室 3460-1	区域外	区域外	区域外	区域外
あたご放課後児童クラブ分室	原馬室 2425	区域外	区域外	区域外	区域外
神明放課後児童クラブ	神明 3-18-34	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
常光放課後児童クラブ	下谷 196-1	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
中央放課後児童クラブ	中央 1-45	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
赤見台第 2 放課後児童クラブ本室	赤見台 2-8-16	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
赤見台第 2 放課後児童クラブ分室	赤見台 2-6-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
南放課後児童クラブ	本町 8-7-26	区域外	区域外	区域外	区域外
田間宮放課後児童クラブ	北中野 9-2	3～5m	区域外	区域外	区域外
馬室放課後児童クラブ	滝馬室 571-1	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
箕田放課後児童クラブ	宮前 16-2	3～5m	区域外	区域外	区域外
吹上放課後児童クラブ	南 1-10-5	0.5～3m	区域外	区域外	区域外

施設名	所在地	浸水想定			
		荒川	小山川	福川	利根川
下忍放課後児童クラブ	鎌塚 10	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
大芦放課後児童クラブ	大芦 923-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
屈巢放課後児童クラブ	屈巢 4526-2	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
広田放課後児童クラブ	広田 3163-5	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満
共和放課後児童クラブ	関新田 220-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満

(民間放課後児童クラブ)

施設名	所在地	浸水想定			
		荒川	小山川	福川	利根川
南よつばの願い学童	本町 8-1-20	区域外	区域外	区域外	区域外
どんぐり学童保育室	糠田 2800-2	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m
小谷学童	三町免 89-2	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
吹上もろっ子児童クラブ	南 1-9-8	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
学童保育ふくろうの森	袋 917-9	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
なのはな学童保育	北新宿 927	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満

⑦ 学校

(小学校)

施設名	所在地	浸水想定			
		荒川	小山川	福川	利根川
鴻巣市立鴻巣東小学校	本町 6-4-56	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立鴻巣南小学校	本町 8-7-23	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立馬室小学校	滝馬室 555	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立田間宮小学校	糠田 2985	3～5m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立箕田小学校	箕田 408	3～5m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立常光小学校	下谷 369	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立鴻巣北小学校	神明 3-18-10	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立松原小学校	原馬室 2425	区域外	区域外	区域外	区域外

施設名	所在地	浸水想定			
		荒川	小山川	福川	利根川
鴻巣市立赤見台第一小学校	赤見台 4-19-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立赤見台第二小学校	赤見台 2-6-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立鴻巣中央小学校	中央 30-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
鴻巣市立吹上小学校	南 1-10-5	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立小谷小学校	小谷 1890-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立下忍小学校	鎌塚 10	0.5～3m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立大芦小学校	大芦 923-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立屈巢小学校	屈巢 4515-1	0.5～3m	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立共和小学校	新井 194-2	0.5m 未満	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立広田小学校	広田 3156-5	区域外	区域外	区域外	0.5m 未満

(中学校)

施設名	所在地	浸水想定			
		荒川	小山川	福川	利根川
鴻巣市立鴻巣中学校	東 2-4-62	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立鴻巣北中学校	箕田 4280	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
鴻巣市立鴻巣西中学校	大間 1161	5～10m	区域外	区域外	0.5～3m
鴻巣市立鴻巣南中学校	原馬室 3685	区域外	区域外	区域外	区域外
鴻巣市立赤見台中学校	赤見台 4-25-1	3～5m	区域外	区域外	0.5～3m
鴻巣市立吹上中学校	吹上富士見 1-6-1	3～5m	区域外	区域外	0.5m 未満
鴻巣市立吹上北中学校	鎌塚 550	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m
鴻巣市立川里中学校	関新田 1560-1	0.5～3m	区域外	区域外	0.5～3m

(6) 避難所運営

市では、県が公表した「避難所運営に関する指針」に基づき、「鴻巣市避難所運営マニュアル」を令和2年7月31日に策定している。

今後状況に応じて随時見直しを行う。

① 鴻巣市避難所運営マニュアル

目 次	
第1章 平常時における対応	3
1 平常時の準備	3
第2章 発災後における初動対応	4
1 避難所の開設	4
2 避難所運営（1～2日程度の短期避難の場合）	5
第3章 発災後における長期的対応	7
1 避難所運営（3日以上長期避難を要した場合）	7
2 活動班の役割	9
第4章 その他対応事項	14
1 生活の配慮とルール	14
2 ペットの同行避難について	15
3 帰宅困難者の対応について	16
避難所運営のための様式集	17

第1章 平常時における対応

1 平常時の準備

(1) 体制の整備

円滑に避難所を運営できるよう、主に以下のことについて話し合う。

ア 組織体制、人的体制の整備

- ・災害時の対応や役割分担
- ・要員の確保等
- ・避難所の鍵の管理や避難所の開設方法
- ・研修や訓練の実施

イ 物資確保体制の整備

- ・給水設備の点検整備
- ・食料品、飲料品、生活必需品、医薬品等の備蓄の推進
- ・義援物資等の受入れ体制

(2) 避難所のレイアウトの検討

平時から施設管理者等と調整し避難所として利用できるスペースを決定する。

(3) 食料・生活必需品等の備蓄・調達

大規模な災害が発生した直後の避難所での生活を確保するため、食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備を図る

(4) 避難所等の周知

避難方法、避難所の所在、避難所の役割や生活のルール等を防災パンフレットや防災マップ、看板等に掲載し、広く住民に周知する。

(5) 必要な物資等の持参

避難所での配給が間に合わないこと等を想定し、避難生活において必要となるものを、可能な限り持参するよう住民に周知を図る。

【例】食料、水、持病等の処方薬、マスク等の衛生用品、ラジオ、福祉用具、防寒着 スリッパ 等

※感染症が蔓延している場合には以下のものも持参する。

【例】体温計、消毒液、ウェットティッシュ 等

第2章 発災後における初動対応

1 避難所の開設

市職員は、本格的な避難所組織ができるまで避難所の運営に当たり、早急に以下の業務を行う。なお、円滑に開設できるよう施設管理者等と鍵の受け渡しや連絡手段等について事前に取り決めておく。

(1) 施設の安全確認

ア 施設の点検

- ・施設の危険状況を確認する。
- ・危険と認められる場所は、立ち入り禁止とし、封鎖する。
- ・施設の安全確認が終了するまで施設の外で待つよう避難者に呼び掛ける。
- ・避難については徒歩による避難を原則とする。ただし、やむを得ず自動車等で避難することを想定している地域の避難所については、施設管理者、市職員等との間で調整し、災害による被害が少ない場所に可能な範囲で駐車場を確保する。
- ・近隣住民以外の避難者でも円滑に避難所へ避難することができるよう、視認しやすい避難所看板を設置する。

イ 施設の開放

- ・施設の安全確認終了後、避難者を施設内に誘導する。

ウ 開放できない場合

- ・一見して避難所として使用することができない場合は、近隣の避難所に誘導する。

(2) 避難所開設の報告

- ・避難所を開設したときは、避難所開設報告書（様式第1号）により、避難所の開設日時、避難者数、負傷者、連絡手段等を災害対策本部に報告する。

(3) 避難スペースの設定

- ・避難者1世帯当たりの面積は概ね4m²とする。
- ・通路は幅2m以上確保する。
- ・施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。併せて立入禁止部分（学校の職員室や理科室等）も明確にする。
- ・介護が必要な要配慮者等は和室や冷暖房がある部屋を優先して部屋割りをする。
- ・消防団の活動拠点を確保する。

〈感染症が蔓延している場合〉

- ・避難者同士の間隔をできるだけ2m、最低でも1mほど確保する。
- ・パーテーションやビニールシート等を用いて仕切りをつける。
- ・十分な換気を行う。

- ・教室の活用など避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- (4) 避難者受入時の対応
- ・避難者名簿用紙（様式第2号）を各世帯に配布し、記入してもらう。
 - ・ペットを連れて避難する場合は、ペット飼育者名簿（様式第3号）に記入してもらい、ペットを専用避難スペースへ避難させる。
- 〈感染症が蔓延している場合〉
- ・受付時に検温を行い熱がある場合は、別室の避難スペースへ案内する。
 - ・マスク、手袋、防護衣等を着用し感染予防に努める。
- (5) 情報収集手段の確保
- ・ラジオ等を設置し、情報収集できる手段を提供する。
 - ・災害対策本部や他避難所との連絡手段として移動系防災行政無線、SNSや電子メール等も積極的に活用し、情報収集する。
- (6) 避難者名簿の整理
- ・名簿は、居住組別に整理する。
 - ・避難者の状況（入所者数・退所者数・現在数）を整理する。

2 避難所運営（1～2日程度の短期避難の場合）

短期避難の場合は迅速に避難者を受入れ身の安全を確保することが求められる。また、短期避難の場合は職員を中心とした避難所運営になるため、平時より訓練等を実施し災害対応ができるよう努める。

(1) 担当職員の役割について

以下の役割を事前に決めておき、避難所運営に従事する。

ア リーダー

- ・リーダーは避難所の責任者となる。
- ・災害対策本部との情報共有を行う。
- ・学校職員との連携を行う。

イ 受付

- ・避難者を把握するため、名簿の作成を行う。
- ・ペットを連れてくる場合は、ペット飼育者名簿に記入してもらい、ペットを専用避難スペースへ避難させる。

〈感染症がまん延している場合〉

- ・受付で検温を行い、熱がある避難者を別室の避難スペースを案内する。
- ・健康状態を健康管理チェックリスト（様式第4号）により毎日確認する。

ウ 場内整理

- ・避難所内の車の誘導を行う。

- ・避難者を受付まで誘導する。
 - ・避難スペースを巡回し安全確認や、体調確認を行う。
 - ・防災倉庫の物資が必要となった場合は搬出する。
 - ・消防団との連携を行う。
- (2) 情報共有について
- ・ラジオ等を使用し、避難者への情報提供に努める。
 - ・災害対策本部からの連絡事項や決定事項を掲示する。
 - ・避難者数を1時間毎に災害対策本部へ報告する。
 - ・移動系防災行政無線、電話、SNS等を用いて災害対策本部との情報共有に努める。
- (3) 長期避難への対応について
- ・避難所運営会議の設置、運営のサポートを行う。
 - ・交代職員への引継ぎを円滑にできるよう準備する。
- (4) 避難所の閉鎖について
- ・災害対策本部の指示により避難者の帰宅を促し閉鎖する。
 - ・閉鎖した場合、災害対策本部へ報告する。
 - ・使用した備品については閉鎖時に可能な限り片付ける。

第3章 発災後における長期的対応

1 避難所運営（3日以上長期避難を要した場合）

大規模災害が発生し、長期避難の必要が生じた場合には、多くの避難者が生活を共にすることから、良好な生活環境を確保するためには、一定のルールの下で互いに生活していくことが求められる。

また、避難所の運営に当たっては、避難者自身による自主組織を中心に行うことが求められる。

(1) 運営会議の設置

ア 運営会議の役割

- ・運営会議は、避難所の運営方針や避難所のルール作りなど、避難所の円滑な運営を図るための意思決定機関として設置する。
- ・運営会議は、会長、副会長、各居住組の組長及び各活動班の班長で組織する。
- ・会長及び副会長は、居住組の組長の中から選出する。
- ・運営会議は、災害対策本部との連絡調整事項や避難所での課題、問題などについて話し合う。

イ 要領の作成

- ・会議を開催するために「〇〇〇〇避難所運営会議要領」（様式第5号）を作成する。

ウ 会議の運営

- ・会長は、「〇〇〇〇避難所運営会議要領」に基づき、会議を開催し、円滑に運営する。
- ・女性に配慮した避難所運営を行うため、運営会議の会議に（複数の）女性を参加させる。
- ・市職員又は施設管理者は、運営会議が設置されたときは、事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようにサポートする。

エ 決定事項の取扱い

会議の決定事項は、次のとおり取り扱う。

- ・災害対策本部に通知する。
- ・居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
- ・活動班の班長を通じて、班員に周知する。

(2) 居住組の編成

- ・世帯と地域を単位として居住組を編成する。
- ・介護が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に配慮した上で介護者とともに同じ居住組に編成する。
- ・盲導犬、介助犬等生活上必要不可欠な動物と共に避難する避難者については、居住空間の確保に配慮した上で同じ居住組に編成する。
- ・居住組の編成人数は概ね40人程度とする。
- ・各居住組は、組長及び副組長を選出する。
- ・組長及び副組長は、避難者が孤立化しないよう配慮をする。

(3) 活動班の設置

- ・避難所を運営するため避難所に活動班を設置する。
- ・活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班、避難者支援班とする。（次ページ表参照。）
- ・各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
- ・各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。

活動班と主な活動内容

活動班	活動内容
総務班	運営会議の庶務、避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ、記録
情報班	情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達
食料・物資班	食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給
施設管理班	危険箇所への対応、防火・防犯

保健・衛生班	医療・介護、衛生管理、生活水の管理、ごみ、トイレ、清掃、ペット
ボランティア班	ボランティア受付簿の作成
避難者支援班	困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

2 活動班の役割

多くの避難者が共同生活を営むためには、役割分担及び相互の連携・協力が必要なことから次のとおり活動内容に応じた活動班を設ける。

(1) 総務班

ア 運営会議の庶務

イ 避難者の管理

(ア) 避難者名簿の管理

- ・ 避難者の状況（入所者数・退所者数・現在数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

(イ) 入所者・退所者の管理

【入所者がいたら】

- ・ 新しい入所者に避難者名簿用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
- ・ 空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
- ・ 避難所の生活ルールについて周知する。

【退所者がいたら】

- ・ 退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
- ・ 退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
- ・ 退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。

(ウ) 外泊者の管理

- ・ 外泊届用紙（様式第6号）に氏名、期間、連絡先等を記載してもらい、居住組の組長を通じ、外泊届を受理し、外泊者を把握する。

ウ 問合せへの対応

- ・ 安否確認に対応する。
- ・ 避難者への伝言を掲示する。

エ 取材への対応

- ・ 取材をする場合には、取材者受付用紙（様式第7号）に記載させる。
- ・ 取材者への注意事項（様式第8号）により取材に当たっての注意事項を伝える。
- ・ 避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
- ・ 避難者のプライバシーを確保するため、取材には必ず班員が立ち会う。

オ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ

- ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
- ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。

カ 記録

- ・避難所の記録（様式第9号）に避難所の運営を記録する。

(2) 情報班

ア 情報収集

(ア) 関係機関からの情報収集

- ・各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。

(イ) 各種マスコミからの情報収集

- ・テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。

イ 災害対策本部への情報伝達

- ・避難所の状況を定期的に市の避難所担当職員（以下「避難所担当職員」という。）へ報告する。
- ・運営会議の決定事項を避難所担当職員を通じて、災害対策本部へ通知する。

ウ 避難所内への情報伝達

- ・避難所伝言掲示板（様式第10号）を作成する。
- ・避難所内での情報伝達は、掲示板への掲示又は記載によることとし、併せて館内放送や口頭で知らせる。
- ・掲示板に掲載する情報には、掲示開始日時を記載する。

(3) 食料・物資班

ア 食料・物資の調達

- ・必要な食料・物資を避難所担当職員を通じて災害対策本部に要請する。

イ 食料・物資の受入

- ・食料、物資受入簿（様式第11号）を作成する。
- ・食料、物資の受入のための専用のスペースを設ける。
- ・食料、物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。

ウ 食料の管理・配給

(ア) 食料の管理

- ・食料管理簿（様式第12号）を作成する。
- ・食料の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・食料の保管には十分に注意を払う。

(イ) 食料の配給

- ・食料は世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・食料は、要配慮者に優先して配給する。

- ・食料の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、食物アレルギーの避難者が安心して食べられるように配慮する。

エ 物資の管理・配給

(ア) 物資の管理

- ・物資管理簿（様式第13号）を作成する。
- ・物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・物資の管理には十分に注意を払う。

(イ) 物資の配給

- ・物資の配給は世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・物資は、要配慮者に優先して配給する。
- ・在宅避難者が物資を受け取りに来たときに対応する。

(4) 施設管理班

ア 危険箇所への対応

- ・余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
- ・危険箇所は「立入禁止」を表示する。
- ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

イ 防火・防犯

- ・火気の取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- ・火気の取扱いに注意を呼び掛ける。
- ・夜間の当直制度を設ける。
- ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。

(5) 保健・衛生班

ア 医療・介護

- ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・医療機関の開設状況を把握する。
- ・医薬品の種類、数量について把握する。
- ・傷病者について把握する。
- ・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
- ・医師や保健師等の巡回による診察が受けられるよう可能な限り診察スペースを設置する。

イ トイレ

- ・水道や下水道、トイレ施設等の使用可能状況（断水の有無等）を調べる。
- ・プールや井戸等から、トイレ用水を確保する。また、断水時には予めバケツを用意し、使った人は次の人のために用水を汲んでおくことを周知する。
- ・災害により既設トイレが使用できない場合は、仮設トイレを設置し、割合はできるだけ女性用を多く設置するよう検討する。

- ・女性用トイレには女性用品を常備するよう努める。
- ・介助者同伴の方やLGBTにも配慮し、共同トイレを用意するよう努める。
- ・要配慮者用の多目的トイレの設置を検討する。

ウ 衛生管理

- ・手洗い及び咳エチケットを徹底させる。
- ・食器の衛生管理を徹底させる。
- ・風邪など感染症の防止に努める。
- ・感染症が蔓延している場合はマスクの着用や健康管理チェックシートにより毎日の検温を徹底させる。

エ 生活水の管理

- ・生活水は用途に応じて分ける。
- ・節水に努める。

オ 清掃

(ア) 共用部分の清掃

- ・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

(イ) 居室部分の清掃

- ・居室の清掃を実施させる。

カ ごみ

- ・避難所敷地内にごみ集積場を設置する。
- ・ごみの分別収集を徹底し、ごみ集積場を清潔に保つ。
- ・ごみが分別しやすいようごみの内容ごとに分別区分が表示された分別表を掲載する。
- ・感染症が疑われた避難者が使用した汚物は、取り扱いに注意する。

キ ペット

- ・ペット飼育者名簿を入居時に作成する。
- ・敷地内に受入場所を設け飼育する。
- ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。

(6) ボランティア班

- ・ボランティア受付簿（様式第14号）を作成する。
- ・ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ボランティアの役割分担を決める。
- ・ボランティアに名札や腕章を着用させる。

(7) 避難者支援班

ア 困りごと相談

- ・生活の困りごとを相談する窓口を設置する。
- ・女性専用の相談窓口を設置する。

イ 交流の場の提供

- ・避難者や地域の被災者が交流する機会を設ける。
- ・避難所や近隣の施設に交流スペースを作ったり、避難者等が外出する機会を設けたりし、避難者の避難生活による孤立の防止や心身のリフレッシュなどに努める。

第4章 その他対応事項

1 生活の配慮とルール

(1) 生活の配慮

避難所で多くの方が快適な共同生活を送るため、次の事項に配慮する。

ア プライバシーの配慮

- ・個人情報の取扱いについては、十分注意する。
- ・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
- ・DV（ドメスティック・バイオレンス）等の配慮が必要な避難者については、避難者名簿等の情報管理に留意する。

イ 要配慮者への配慮

- ・要介護高齢者、障がい児者、妊産婦、その他避難生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた対応ができるよう配慮する。
- ・視覚障がい者等には、音声による情報提供を行う。
- ・固形食の摂取が困難な高齢者や障がい者の食料に配慮する。
- ・高齢者や障がい者用に専用の洋式トイレを用意する。
- ・避難所での生活が健康へ影響を及ぼすようであれば、福祉避難所や医療機関へ移送する。

ウ 外国人への配慮

- ・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。

(2) 生活ルールの周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」（様式第15号）を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、併せて入所者に配布する。

2 ペットの同行避難について

ペットの同行避難とは災害の発生時に飼い主が飼養しているペットを同行して避難場所まで安全に避難することを言う。避難所は様々な避難者が共同生活を送る場であり、ともに災害を乗り越えるためには避難所運営側、そして飼い主も平時のうちに準備を進める。

(1) ペットの同行避難の準備

飼い主は同行避難にあたり以下の点に留意する。

ア 犬の場合

- ・リードを付け、首輪が緩んでないか、鑑札、狂犬病予防注射済票を装着しているか確認する。
- ・小型犬はリードを付けた上で、キャリーバッグやケージに入れる。
- ・避難用品をもって避難所へ向かう。

イ 猫の場合

- ・キャリーバッグやケージに入れる。
- ・キャリーバッグなどの扉が開いて猫が逸走しないようにガムテープなどで固定する。
- ・避難用品をもって避難所へ向かう。

(2) ペットの受入場所の選定

避難所のどの部分を動物の飼養場所として利用するか、あらかじめ選定しておく。

ア 室外の場合

- ・犬を係留できるフェンスや柱がある場所
- ・雨や直射日光をしのぐことができる場所
- ・部外者の立入制限等をかけやすい場所

イ 室内の場合

- ・ペットを飼育していない避難者と、できる限り交わらない場所。
- ・人の居住場所に鳴き声や臭い等が届きにくい場所。

ウ 共通事項

- ・避難所活動の妨げとならない場所。
- ・清掃しやすい場所。
- ・動物種ごとに飼養場所を分けられる場所。

(3) 飼養管理基本ルールの作成

ペット同行避難が可能な避難所については、ペット飼養管理の基本ルール（様式第16号）を定め、飼い主、避難者の見やすい場所に掲示する。

3 帰宅困難者の対応について

- ・地域内に居住していない帰宅困難者（観光客、通勤・通学者等）については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。
- ・帰宅困難者は、あらかじめ決められた補助避難所で受入れる。ただし、補助避難所が開設される前に指定避難所へ来た者については、移動を前提に一時的に受入れる。

避難所運営のために様式類等

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成する。

- (1) 避難所開設報告書（様式第1号）
- (2) 避難者名簿用紙（様式第2号）
- (3) ペット飼育者名簿（様式第3号）
- (4) 健康管理チェックシート（様式第4号）
- (5) 避難所の運営会議要領（様式第5号）
- (6) 外泊届出用紙（様式第6号）
- (7) 取材者受付用紙（様式第7号）
- (8) 取材者への注意事項（様式第8号）
- (9) 避難所の記録（様式第9号）
- (10) 避難所伝言掲示板（様式第10号）
- (11) 食料・物資受入簿（様式第11号）
- (12) 食料管理簿（様式第12号）
- (13) 物資管理簿（様式第13号）
- (14) ボランティア受付簿（様式第14号）
- (15) 避難所生活の心得（様式第15号）
- (16) ペット飼養管理基本ルール（様式第16号）

(様式第1号)

避難所開設報告書(第1報)～開設後すぐ

※ 避難所を開設したら、災害対策本部(〇〇〇-〇〇〇〇)までファックスしてください。

ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を(〇〇〇-△△△△)まで電話で連絡してください。

※ 第1報です。わかる範囲で報告してかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名		災害対策本部受信者 _____
開設日時	年 月 日 時 分	
避難理由	避難指示・高齢者等避難・ 自主避難	

報告日時	年 月 日 時 分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX _____ 電話番号 _____ その他 _____		
避難所の 状況等	避難者数・避難世帯数	人(男性 人・女性 人) 世帯	
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険	
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通	
緊急を要する事項(負傷者等の状況を中心に具体的に箇条書きで記入してください)			
参集した避難所担当者			
参集した施設管理者			

(様式第2号)

避難者名簿用紙

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所	鴻巣市				自治会名	
(フリガナ) 氏名	続柄	年齢	避難日	配慮事項 (要介護度、既往症の有無等)	健康管理	退去日
					℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害	
					℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害	
					℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害	
					℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害	
					℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害	
					℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害	
					℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害	
					℃ <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 鼻水 <input type="checkbox"/> くしゃみ <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> のどの痛み <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 胸痛 <input type="checkbox"/> 息苦しさ <input type="checkbox"/> 味覚嗅覚障害	

(様式第3号)

ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の 種類	性別	体格	飼育 場所	毛色	その他 (退所日等)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

(様式第4号)

健康管理チェックシート

氏名

- 毎朝、体温を測定して記入してください。
- こまめに手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
- 以下の場合、必ず避難所担当職員、保健衛生班に報告してください。
 - ・発熱がある。
 - ・強いだるさ（倦怠感）がある。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、咳や痰、のどの痛みがある。 等

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
強い息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

日付	/	/	/	/	/	/	/
時間							
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
強いだるさ	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
強い息苦しさ等	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

(様式第5号)

〇〇〇〇避難所運営会議要領

(目的)

第1条 〇〇〇〇避難所の運営について協議するため、〇〇〇〇避難所運営会議(以下「運営会議」という。)を設ける。

(構成)

第2条 運営会議は、会長、副会長、居住組の代表者及び活動班の班長をもって充てる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため次の事項について協議する。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 各活動班の班長 1人

(役員の職務)

第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設け。この場合において、必要あると認めるときは、活動班を新設又は統合することができる。

(1) 総務班

運営会議の庶務、避難者の管理、問合せへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録等

(2) 情報班

情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達等

(3) 食料・物資班

食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・配給等

(4) 施設管理班

危険箇所への対応、防火・防犯

(5)保健・衛生班

医療・介護、衛生管理、生活水の管理、ごみ、トイレ、掃除、ペットに関すること

(6)ボランティア班

ボランティアの受入れ

(7)避難者支援班

困りごと相談、交流の場の提供、要配慮者支援

(会議)

第7条 運営会議は、毎日 時に定例会を開催し、会長が議長となる。

2 避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催することができる。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

(様式第6号)

外泊届出用紙

(ふりがな)		居住組
氏名		
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日	(計 日間)
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		

(様式第7号)

取材者用受付用紙

(お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄りください)

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代 表 者	氏名		
	所属		
	連絡先(住所・TEL)		
同 行 者	氏名	所属	
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定:		
避難所側付添者 氏名		〈名刺添付場所〉	
特記事項			

(様式第9号)

避難所の記録

避難所名		日付	月	日
対応時間	対応内容	備考		
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				
時 分				

(様式第 10 号)

〇〇避難所伝言掲示板

〇月〇日〇時現在

 避難者の状況

- ・ 男
- ・ 女

 食料の配給時間 物資の状況

- ・ 不足物資
- ・ 配布可能物資

 清掃の時間 運営会議の開催

- ・ 日時
- ・ 場所

 ライフラインの状況

- | | |
|------|------|
| ・ 電気 | ・ 電話 |
| ・ ガス | ・ 鉄道 |
| ・ 水道 | ・ 道路 |

 災害対策本部からの連絡事項 本日の当直担当者

- ・ 昼
- ・ 夜

 郵便物、宅急便の荷物の保管状況 他の避難所の状況

資料編

(様式第 11 号)

食料・物資受入簿

月日	受入時刻	品名	数量(単位)	送付元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

(様式第 12 号)

食料管理簿

月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存 が可能な 食品	米													
	レトルト飯													
	乾パン													
	インスタントスープ [°]													
	インスタントラーメン													
	缶詰													
炊き出し 用の食品	生肉													
	野菜													
	生卵													
	練製品													
	生麺													
	果物													
飲料品	ミネラルウォーター													
	お茶													
	ジュース													
調味料	醤油													
	ソース													
	砂糖													
	塩													
	だしの素													
その他	粉ミルク													

(様式第 13 号)

物資管理簿

月日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣 類	上着										
		ズボン										
		下着										
		靴下										
		パジャマ										
		防寒着										
	女性衣 類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下・ストッキング										
		パジャマ										
		防寒着										
	子供衣 類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下										
		ベビー服・肌着										
	生活用品	生理用品										
大人用オムツ												
乳児用オムツ												
ティッシュペーパー												
シャンプー・リンス												
石鹸・洗剤												
歯ブラシセット												
台所用品	鍋・フライパン											
	包丁											
	皿(平皿・深皿)											
	箸・スプーン・フォーク											

(様式第 14 号)

ボランティア受付簿

No. _____

受付日		年 月 日		(避難所名: _____)	
No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)
	氏名 住所 電話			有 ・ 無	(活動内容)

(様式第 15 号)

〇〇〇〇避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
 - 運営会議は、毎日 時に定例会議を開きます。
 - 運営会議は、会長、副会長、各居住組の組長及び各活動班の班長で組織する。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧するところを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、専用避難スペースで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入りことを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
 - ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供を御願いする場合があります。
また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
- 8 消灯は、夜 時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。
- 13 避難所の中で感染症が蔓延しないように、うがいや手洗い、手指の消毒をしてください。

(様式第 16 号)

〇〇〇〇避難所ペット飼養管理基本ルール（例）

避難所全体のルール

- ・避難所運営会議の指示に従うこと
- ・ペットは飼い主が責任を持って世話をすること
- ・ペットは指定された場所で飼養し、居住場所に入れないこと

飼養スペースのルール

- ・建物の壁や床を汚さないように気をつけること
- ・エサの時間を決めておき、終わったら片づけること
- ・夜間はペットとのふれあいを控えること
- ・定期的に清掃を行い、においの発生防止に努めること
- ・犬の散歩で発生したフンは確実に片づけること

〇〇〇〇避難所のペット飼養における詳細ルールの一例

【給餌、ふれあい】

- ・時間の指定
- ・場所の指定
- ・被毛などゴミの廃棄方法
※早朝や夜間は好ましくない

【犬の散歩】

- ・時間の指定
- ・場所の指定
- ・ほかの居住者の動線と交わらない

【排泄物処理】

- ・屋外の場所を指定
- ・回収した排せつ物の捨て方

【清掃】

- ・ペットの飼養スペース
- ・排泄場所
- ・お散歩コース

【フードの保管場所】

- ・個別に保管
- ・全体で一括

5 医療救護体制（共 2-3、水 3-5、震 3-7）

（1）救急病院

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
こうのす共生病院	鴻巣市上谷 2073-1	048-541-1131	102	内科・外科・整形外科・泌尿器科・眼科・脳神経外科・リハビリテーション科・麻酔科・消化器外科・救急科・漢方内科・放射線科
埼玉脳神経外科病院	鴻巣市上谷 664-1	048-541-2800	68	内科・整形外科・脳神経外科・外科・形成外科・皮膚科・リウマチ科・呼吸器科・循環器科・消化器科
ヘリオス会病院	鴻巣市広田 824-1	048-569-3111	273	内科・外科・整形外科・脳神経外科・リハビリテーション科・小児科・形成外科・循環器科・麻酔科・放射線科

資料：埼玉県保健医療部医療整備課 病院・救急診療所名簿（令和2年4月現在）

（2）医院

医療機関名	所在地	電話	診療科目
相原医院	鴻巣市関新田 190-1	048-569-1951	小・内・胃・循・リハ
あおばクリニック	鴻巣市本宮町 1-6	048-580-5670	内・小・消内・呼内・循内
赤見台整形外科・内科クリニック	鴻巣市赤見台 4-23-7	048-595-1100	内・理学療法・形外・皮・整外
おおさきクリニック	鴻巣市吹上富士見 1-7-4	048-580-7720	内・胃・肛・外・皮
大塚医院	鴻巣市本町 2-6-4	048-541-0932	内・外・胃・循
神谷クリニック	鴻巣市東 3-5-24	048-541-2232	精・心療内科
北鴻巣クリニック	鴻巣市八幡田 531	048-596-1423	内・小・胃
河野小児科医院	鴻巣市本町 5-5-27	048-541-0146	内・小・アレ
こうのす共生病院	鴻巣市上谷 2073-1	048-541-1131	内・外・耳鼻咽喉・リハ・脳外・漢方内・婦人・麻・腎内・内分泌糖尿病内・救急・循・消外・放・整外・皮・泌・眼
鴻巣外科胃腸科	鴻巣市鴻巣 1195-1	048-543-7770	内・胃・外・泌・整外・肛・リハ・皮
鴻巣血管外科クリニック	鴻巣市神明 2-1-6	048-597-5511	血管外科

資料編

医療機関名	所在地	電話	診療科目
鴻巣第一クリニック	鴻巣市大間 776-1	048-542-5566	内(人工透析)・整外・リハ
鴻巣駅みぞぐち眼科	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 3F	048-540-2200	眼
鴻巣メンタルクリニック	鴻巣市本町 3-8-1	048-598-8431	精神・心療内
鴻北クリニック	鴻巣市愛の町 441 2F	048-595-3733	内・消・整外・リハ・リウマチ
こうほく腎・泌尿器科クリニック	鴻巣市原馬室 3833-1	048-577-8770	内・泌
小室クリニック	鴻巣市加美 1-3-48	048-541-0020	内・外・整外・皮・泌・リハ
鴻巣夜間診療所	鴻巣市中央 2-1	048-543-1561	内・小
埼玉県済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田 849	048-596-2221	内・精神
埼玉県済生会なでしこメンタルクリニック	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 4F	048-598-6600	精神・心療内
埼玉脳神経外科病院	鴻巣市上谷 664-1	048-541-2800	脳外・内・整外・循・呼・消・リウマチ・リハ
斎藤外科胃腸科医院	鴻巣市本宮町 4-4	048-541-4345	内・胃・外・皮・泌・麻
佐野医院	鴻巣市小松 1-3-29	048-541-2888	内・胃・外・皮
カピレージュクリニック鴻巣	鴻巣市本町 3-5-21	048-540-0088	内・呼・循・消・アレ
清水こども医院	鴻巣市滝馬室 943-2	048-540-6360	小・アレ
昭和クリニック	鴻巣市吹上本町 4-10-9	048-548-0025	内・循
第1 さくらい医院	鴻巣市本町 3-10-34	048-543-0022	皮
第5 さくらい医院	鴻巣市上生出塚 769-1	048-543-4877	皮
高橋胃腸科医院	鴻巣市人形 3-1-19	048-542-5018	内・胃・外・皮・整外
たけうちクリニック	鴻巣市本町 2-1-7	048-594-7701	内・外・消外・乳外
田嶋医院	鴻巣市鎌塚 3-9-14	048-548-6230	内・胃
多島小児科医院	鴻巣市榎戸 2-1-7	048-548-3764	内・小
田辺耳鼻咽喉科医院	鴻巣市鎌塚 4-3-1	048-549-0733	耳鼻咽喉
千代田眼科医院	鴻巣市逆川 2-11-8	048-541-1606	眼
坪山整形外科	鴻巣市鎌塚 520-1	048-548-0052	整外・リハ・リウマチ
中村医院	鴻巣市本町 4-7-19	048-541-1331	内・消・循・外・麻
仁科整形外科	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 3F	048-543-7099	内・整外・リハ
はしもと整形・形成外科	鴻巣市登戸 117-1	048-597-1121	整外・形外・リハ・リウマチ
はやしだ産婦人科医院	鴻巣市鴻巣 1005-2	048-541-8000	内・小・産婦・麻
ひまわりこどもクリニック	鴻巣市人形 4-6-25 2F	048-544-5600	小
平田眼科	鴻巣市南 1-7-12	048-548-1702	眼
平野産婦人科医院	鴻巣市筑波 2-7-1	048-548-4422	産婦
吹上共立診療所	鴻巣市吹上富士見 3-1-19	048-548-3865	内・循・小

医療機関名	所在地	電話	診療科目
吹上整形外科医院	鴻巣市大芦 4543	048-548-5211	整外・形外・リハ
ふたむら内科クリニック	鴻巣市天神 4-5-74	048-540-6635	内・消・循・呼・肝
プライムクリニック	鴻巣市人形 4-6-25	048-543-8888	内・皮・整外・心療内・美容外・アレ
ヘリオス会病院	鴻巣市広田 824-1	048-569-3111	脳神外・内・外・小・リハ・整外・麻・形外
ヘリオスクリニック	鴻巣市本町 1-1-3 エルミ 3F	048-540-7320	内・脳神経外・小
星野医院	鴻巣市生出塚 1-22-5	048-542-8911	内・外・皮・整外・リハ
みだ眼科周行医院	鴻巣市本町 3-5-8	048-541-0914	眼
宮坂医院	鴻巣市屈巢 3843	048-569-0100	内・眼・耳鼻咽喉
村越外科・胃腸科・肛門科	鴻巣市吹上本町 1-4-13	048-548-0048	内・胃・外・肛・整外
山口内科クリニック	鴻巣市本町 4-1-11	048-541-0215	内・神内・放
山田ハートクリニック	鴻巣市鴻巣 325-2	048-540-4180	内（循）
湯本フラワー通りクリニック	鴻巣市市ノ縄 27-5	048-595-1711	内・泌・呼・皮・人工透析
よつばアイクリニック	鴻巣市本町 2-6-4	048-541-1231	眼
わかやま耳鼻咽喉科クリニック	鴻巣市本町 3-10-16	048-541-0208	耳鼻咽喉・気管食道
わたまクリニック	鴻巣市加美 1-6-46	048-541-5756	脳神経外・内・小・胃・循

資料：鴻巣市医師会（令和3年4月現在）

（3）歯科医院

医療機関名	所在地	電話
あいのまち歯科医院	鴻巣市愛の町 441	048-595-3711
生田歯科医院	鴻巣市本町 7-2-30	048-541-1005
市川歯科医院	鴻巣市宮地 2-3-26	048-541-1063
今仁歯科クリニック	鴻巣市箕田 477-15	048-598-3187
漆原歯科・矯正歯科クリニック	鴻巣市宮地 4-15-6	048-542-6221
大井歯科医院	鴻巣市本町 3-10-10	048-541-0223
かえこ歯科医院	鴻巣市本町 5-6-4	048-541-0328
加藤歯科医院	鴻巣市滝馬室 1393-1	048-543-6600
グリーン歯科	鴻巣市本町 2-1-7 広総業ビル 2F	048-543-8899
けやき歯科クリニック鴻巣駅前	鴻巣市本町 1-7-1 ホルスター鴻巣駅前カデンス 店舗3	048-580-7385
ごう歯科クリニック	鴻巣市市ノ縄 298-1	048-598-6150
小室歯科医院	鴻巣市本町 6-6-29	048-543-7966
斉藤歯科クリニック	鴻巣市赤見台 2-4-2	048-596-9258
佐藤歯科クリニック	鴻巣市筑波 1-4-1	048-549-0190

資料編

医療機関名	所在地	電話
塩谷歯科医院	鴻巣市稲荷町 18-7	048-596-8187
歯科緑の森	鴻巣市すみれ野 7-2	048-507-9223
シンポ歯科クリニック	鴻巣市東 1-1-1 第1アサミビル	048-543-5678
須田歯科医院	鴻巣市本町 8-5-31	048-541-0137
須永歯科医院	鴻巣市宮前 401-6	048-596-8046
大本(ﾀｲｲﾝ)歯科医院	鴻巣市北新宿 714-1	048-577-7513
高橋歯科医院	鴻巣市天神 4-3-7	048-543-8588
田島歯科クリニック	鴻巣市小松 4-2-28	048-541-4618
田中歯科医院	鴻巣市上谷 680-6	048-543-1767
塚原歯科医院	鴻巣市松原 1-20-21	048-542-1704
鳥羽歯科医院	鴻巣市吹上富士見 2-2-16	048-549-1110
なかね歯科医院	鴻巣市吹上富士見 4-5-4 ハイパインF棟 103	048-548-7733
西澤歯科	鴻巣市赤見台 1-7-8	048-596-6318
萩原歯科医院	鴻巣市神明 2-9-23	048-596-5254
橋本歯科	鴻巣市滝馬室 1371-3	048-541-8045
ハッピー歯科	鴻巣市北新宿 225-1 ウェクス鴻巣 2F	048-598-5814
花岡歯科医院	鴻巣市本町 1-1-3 エルミこうのす 3F	048-541-2214
ひろ歯科クリニック	鴻巣市赤見台 1-12-18 2F	048-597-4618
松村歯科医院	鴻巣市本町 3-8-41	048-541-0736
松本歯科医院	鴻巣市登戸 102-7	048-596-5757
馬橋歯科医院	鴻巣市鎌塚 2-3-27	048-548-5733
宮本歯科クリニック	鴻巣市赤見台 1-3-5	048-596-0773
持田歯科医院	鴻巣市南 1-15-3	048-548-6001
森山歯科医院	鴻巣市屈巢 4183-2	048-569-2970
矢島歯科医院	鴻巣市筑波 1-10-2	048-548-5297
やまぐち歯科医院	鴻巣市宮前 288-1	048-595-1000
横山歯科医院	鴻巣市吹上本町 1-4-23	048-548-0149

資料：北足立郡市歯科医師会鴻巣支部（令和3年3月現在）

(4) 災害拠点病院

病院名	住所	電話番号
川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	049-228-3411
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3-2	04-2995-1511
(社福) 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市大字持田 376	048-552-1111
医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
(独法) 国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1127
社会医療法人さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	羽生市下岩瀬 446	048-562-3000
埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
医療法人社団東光会戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

資料：埼玉県保健医療部医療整備課（令和3年3月現在）

(5) 医療救護所

医師会の協力のもと医療救護活動を実施する。

被害の状況に応じ、医師会等関係機関と協議の上、市内医療機関に設置する。医療機関で対応できない場合には下記施設に設置する。

番号	施設名	所在地	電話番号
1	鴻巣保健センター	中央 2-1	048-543-1561
2	吹上保健センター	吹上 498	048-548-6252
3	川里ふるさと館	関新田 1281-1	048-569-3181

6 災害時の生活の安定（共3-2、水4-1、震4-1）

（1）災害時における浄水場の施設能力

施設名	馬室浄水場	箕田浄水場	人形浄水場	吹上第一浄水場	吹上第二浄水場	川里浄水場	屈巢浄水場	合計
施設の完成年月日	昭和56年12月	昭和49年11月	昭和37年6月	昭和42年7月	昭和51年7月	昭和53年4月	昭和38年4月	
施設の耐震化	無	一部有	一部有	無	無	無	無	
場内配管の耐震化	無	一部有	一部有	無	無	無	無	
配水池容量	PC 7,500 m ³ 1池 PC 8,000 m ³ 1池	RC 2,750 m ³ 1池 RC 2,653 m ³ 2池	コンクリート RC 600 m ³ 2池 RC 600 m ³ 1池 RC 1,100 m ³ 1池	RC 750 m ³ 2池	PC 2,800 m ³ 1池 PC 3,200 m ³ 2池	RC 133 m ³ 2池 RC 720 m ³ 2池 RC 225 m ³ 2池	RC 252 m ³ 1池	39,564 m ³
自家発電機の有無	有	有	有	無	有	有	無	
自家発電機により稼働できる施設（あくまでも能力であり、実際に稼働実績は無い）	配水ポンプ 3台	取水ポンプ 1台 ろ過機 1台 配水ポンプ 2台	取水ポンプ 1台（場内）その他施設稼働可能	—	取水ポンプ 1台（場内）その他施設稼働可能	取水ポンプ 1台（場内）その他施設稼働可能	—	
自家発電機の稼働により水を作ることが可能か？	泉水100%の為不可能	可能	可能	不可能	可能	可能	不可能	
可能な場合の日量	—	約2,300 m ³ 8号水源の適正揚水量101 m ³ /hを参考	約2,200 m ³ 5号水源の適正揚水量96 m ³ /hを参考	—	約2,600 m ³ 吹上4号水源の適正揚水量115 m ³ /hを参考	約2,000 m ³ 川里1号水源の適正揚水量87 m ³ を参考	—	9,100 m ³ 最高で上記の水量になるが、耐震化された施設ではない為、耐震化を考慮すると0 m ³ となる。
緊急遮断弁の有無	有	無	有	無	有	無	無	
緊急遮断弁によりどのくらいの水の確保が可能か？	約10,800 m ³	—	No.1配水池 約800 m ³	—	No.2・No.3配水池 計約4,400 m ³	—	—	16,000 m ³
確保した水の量で市民に何日間配れるか？（注1） ※給水人口を12万人とする	約7日 （注2）	—	約2.0日 （注2）	—	約4.0日 （注2）	—	—	約1.3日 （注3）
水を配る為の給水栓等は設置されているか？	有	無	有	無	有	無	無	

注1：「確保した水で市民に何日間配ることが可能か？」というのは、「災害発生から3日間を1人1日3ℓとし、その後7日間を1人1日2ℓとする。この理由として「1人1日3ℓ」は生命維持に必要な水量であり、「1人1日2ℓ」とは故事・洗濯・トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量である。

注2：他の浄水場が機能しなかった場合の日数

注3：馬室浄水場、人形浄水場、吹上第二浄水場の合計

7 救助法の適用（水 1-2、震 1-2）

（1）災害救助被災者調査原票

- 適用被害世帯数の被害判定は「被害判定基準」を用いて行う。
- 集計に当たっては、「災害救助被災者調査原票」の作成を行い被害の集計を行う。

災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名		住所				調査者氏名				
被害程度		全焼 %、全壊 %、流失 %、半壊 %、床上浸水 cm、床下浸水 cm、								
応急救助を必要とする家族状況	氏名	性別	年齢	職業	在学名及び学年別	死亡	行方不明	負傷		要助産
		男女						重傷	軽傷	
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
		男女								
	計	人				小学校 人 中学校 人	人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況		有	無	面積 m ²		高さ cm				
住家及び非住家の棟数及び所有別		住家 棟		自家	貸家	非住家 棟		住民登録状況	有	無
避難先	縁故先、所有地等					避難場所、所在地、名称等				
備考										

● 記載上の注意

- この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 被害程度の判定基準は下記によること。
 - ア 全壊、全焼、流失とは、延床面積 70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達したもの
 - イ 住家の半壊、半焼とは、延床面積 20%以上 70%未満の損壊、損傷のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの。（補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。）
 - ウ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの（ア、イは除く。）
- 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 重軽傷の区分は下記によること。
 - ア 重傷とは、1 カ月以上の治療を要する見込みのもの
 - イ 軽傷とは、1 カ月未満で治癒できる見込みのもの
- 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

(2) 被害報告判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
被害	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの独立した建物とする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする（以下同じ。）。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田畑の流出・埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。畑の流失・埋没については、田の例に準じて取り扱う。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。畑の冠水については、田の例に準じて取り扱う。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	決壊	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
	冠水	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

被害区分		判定基準
砂防		砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖くずれ		崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。
鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電話		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気		災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス		一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等		倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出勤人員は、消防職員、消防団員に分けて出勤延人員を記入すること。
避難の指示の状況		災害対策基本法第60条に基づき、避難の指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難の指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

(3) 被害速報・確定報告

様式第1号

発生速報

鴻巣市

日 時 分受信	発信者	受信者
1 被害発生		
2 被害場所		
3 被害程度		
4 災害に対する 措 置		
5 その他必要 事 項		

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

様式第3号

被害状況調

鴻巣市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自	月 日	至 月 日
報告区分	確定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha	
	行方不明者	人				冠 水	ha	
	負傷者	重 傷	人			畑	流出・埋没	ha
		軽 傷	人				冠 水	ha
住家被害	全 壊	棟		その他被害	道路被害	決 壊	箇所	
		世帯			冠 水	箇所		
	半 壊	棟			文 教 施 設	箇所		
		世帯			病 院	箇所		
	一 部 破 損	棟			橋 り よ う	箇所		
		世帯			河 川	箇所		
	床 上 浸 水	棟			砂 防	箇所		
		世帯			清 掃 施 設	箇所		
	床 下 浸 水	棟			崖 く ず れ	箇所		
		世帯			鉄 道 不 通	箇所		
		棟			被 害 船 舶	隻		
		世帯			水 道	戸		
	非住家被害	公 共 建 物	全壊(焼)		棟	罹 災 世 帯 数	世帯	
			半壊(焼)		棟	罹 災 者 数	人	
そ の 他		全壊(焼)	棟	火 災 発 生	建 物	件		
		半壊(焼)	棟		危 険 物	件		
				そ の 他	件			

区 分		被 害		市 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円				設 置	月	日	時
農 林 水 産 施 設	千 円					月	日	時
公 共 土 木 施 設	千 円					月	日	時
そ の 他 公 共 施 設	千 円					月	日	時
小 計	千 円			解 散	月	日	時	
公 立 施 設 被 害 数	団 体			災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村 名	計 団 体			
農 産 被 害	千 円							
林 産 被 害	千 円							
畜 産 被 害	千 円							
水 産 被 害	千 円			適 用 市 町 村 名 災 害 救 助 法	計 団 体			
商 工 被 害	千 円							
そ の 他	千 円							
そ の 他	千 円			消 防 職 員 数	人			
被 害 総 額	千 円			消 防 団 員 数	人			
備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難の指示等の状況）							

(4) 災害救助基準（救助の方法、程度、期間 早見表）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(建設型応急住宅) 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定。 2 限度額 1戸当たり平均 5,714,000円以内 (賃貸型応急住宅) 1 規模 世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模。 2 限度額 地域の実情に応じた額（実費）	(建設型応急住宅) 災害発生の日から20日以内着工 (賃貸型応急住宅) 災害発生の日から速やかに提供	1 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 最高2年以内				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事できない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)				
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 3 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	夏 18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
		全流	冬 31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊	夏 6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		床上浸水	冬 10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者を捜索し、又は救出するもの	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内(死体の捜索の場合は10日以内)	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
住宅の応急修理 (大規模半壊・中規模半壊・半壊)	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 595,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)	
住宅の応急修理 (準半壊)	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 300,000円以内	災害発生の日から3か月以内 (ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から(教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 215,000円以内 小人(12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の処理 (死体の捜索は被災者の救出を参照)	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり3,500円以内 2 一時保存 既存建物借上費：通常の実費 既存建物以外：1体当たり5,400円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる機関以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金の職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料：令和3年度災害救助基準

(5) 救助の特例等申請

実施期間については、すべての災害発生の日から起算する。ただし、県知事等が内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

実施期間、救助の内容に係る特例等の申請については、「様式1」から「様式25」をもって県知事に提出する。

- (1) 申請は、当該救助種類の期間の満了する日の前日までにとりあえず電話又はFAX等で行い事後速やかに書面申請する。
- (2) 申請書の日付は、電話又はFAX等で申請した日とし、申請書及び承認書並びに聴取書等の関係書類は整理保管しておく。
- (3) 救助の種類毎の特例申請は、「災害救助の運用と実務」を参照する。
- (4) 前項の特例は、内閣総理大臣の同意を得て通知するものであるから真にやむを得ない場合にのみ申請する。

(6) 救助の特例等申請様式

様式1

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長



避難所開設期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害はその被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極めて、避難所の開設期間である 日間では、避難所を閉鎖し自宅に復帰させることが困難な実情にありますので、次のとおり開設期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する避難所ごとの収容人員
- 4 その他

様式 2

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

応急仮設住宅設置戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の設置戸数のみでは、低所得者の保護の万全を期することが困難な実情でありますので、次のとおり設置戸数の限度を引上げられたく、事情御賢察の上御承認くださるよう申請します。

記

- 1 設置戸数の引上げ数 ((1) - (2))
 - (1) 設置戸数の総数 戸
 - (2) 設置基準戸数 戸 (全壊 (焼)、流身世帯 戸×30%)
- 2 設置戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 全壊 (焼)、流身世帯に対する住宅復旧計画
- 4 応急仮設住宅に収容を要する者の名簿
- 5 その他

様式3

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

応急仮設住宅着工期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害はその被害が極めて甚大であって、応急仮設住宅の着工期間である20日間では、着工が困難な実情にありますので、次のとおり着工期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急仮設住宅の設置戸数
- 4 その他

様式 4

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

炊出し期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め炊出し期間である 日間では炊出しを打切り自宅自炊に切替えることが困難な実情にありますので、次のとおり炊出し期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する炊出所ごとの給与人員
- 4 その他

様式 5

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

飲料水供給期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって罹災者の被害は深刻を極め飲料水の供給期間である 日間では供給を打切ることが極めて困難でありますので、次のとおり期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの供給人員
- 4 その他

様式 6

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

被服寝具生活必需品の給与の季別変更承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が甚大であ
って、罹災者の被害は深刻を極め、夏季の基準ではこの冬をしのぎ得ない実情にあり
ますので、次のとおり冬季基準に変更願いたく御承認くださるよう申請します。

記

1 冬季基準を適用すべき数

被害別	被害数		季別の変更を要する数		備考
	世帯数	人員	世帯数	人員	
全壊（焼）流失					
半壊（焼）床上浸水					
計					

- 2 季別の変更を要する具体的理由
- 3 変更額と夏季基準額との差額概算
- 4 義損金品等の状況

様式7

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

被服寝具生活必需品の給与限度額の変更承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて大きく、罹災者の被害状況は極めては深刻でありまして、基準額ではこの冬をしのぎ得ない実情にありますので、次のとおり限度額を引上げられたく事情御賢察のうえ御承認くださるよう申請します。

記

- 1 変更を要する限度額
- 2 変更を要する具体的理由
- 3 変更を要する地区ごとの世帯数
- 4 変更額と基準額との差額概算
- 5 その他

様式 8

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

被服、寝具生活必需品の給与期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が甚大
であって、給与期間である 日間では給与することが困難でありますので次のと
おり給与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式9

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

医療期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め医療期間である 日間では医療を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり医療期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は医療機関ごとの患者数
- 4 その他

様式10

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長



助産期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて甚大であって、罹災者の被害は深刻を極め助産期間である分べんの日から 日間では、助産を打切ることが困難な実情にありますので次のとおり助産期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区または助産機関ごとの助産を要する人員

様式 1 1

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長



災害にかかった者の救出期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて
激甚であり、救出期間である 日間では救出が困難な実情にありますので、次の
とおり救出期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長によって救出されるべき人員及びその状況
- 4 その他

様式 1 2

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

住宅の応急修理戸数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて大きく、罹災者の実情は深刻の様相を増し、加えて住民の経済能力、住宅事情等も極めて悪く、基準の修理戸数のみでは、人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので次のとおり修理戸数の限度引上げを御承認くださるよう申請します。

記

- 1 修理戸数の引上げ数 ((1) - (2)) 戸
 - (1) 修理戸数の総数 戸
 - (2) 修理基準戸数 戸 (半壊 (焼) 世帯 戸 × 30%)
- 2 修理戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 半壊 (焼) 世帯に対する応急修理計画
- 4 応急修理対象者名簿
- 5 その他

様式 13

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

住宅の応急修理期間の延長承認申請書

月 日 地方に発生した による 害は、その被害が極めて甚大であって、応急修理期間である1ヶ月間では、修理が困難な実情にありますので、次のとおり修理期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの応急修理戸数
- 4 その他

様式 1 4

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

生業資金貸与世帯数限度の引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害が極めて大きく、かつ、罹災者の経済能力も悪く、基準の貸与世帯数では人心の安定を図り、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり貸与世帯数の限度引上げを御承認くださるよう申請します。

記

- 1 引上げを要する貸与世帯数 ((1) - (2)) 世帯
 - (1) 貸与世帯数の総数 世帯
 - (2) 貸与基準世帯数 世帯 (半壊 (焼)、流出世帯 戸 × 25%)
- 2 貸与世帯の引上げを要する具体的理由
- 3 他の貸付金制度による貸付との関連
- 4 その他

様式 15

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

生業資金貸与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって生業資金の貸与期間である1ヶ月間(先般承認を得た日の延長期間)ではその貸与を終了することができませんので、次のとおり貸与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの世帯数
- 4 その他

様式 16

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

学用品給与期間の延長承認申請書

月 日の による被害は、極めて甚大であって、基準で示された教科書（文房具及び通学用品）の給与期間 間では、給与が終了いたし兼ねますので、次のとおり、給与期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区又は学校ごとの児童生徒数
- 4 その他

様式 17

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

埋葬期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、埋葬期間である 日間では埋葬を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり埋葬期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの埋葬を要する死体数
- 4 その他

様式 18

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

死体の搜索期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、搜索期間である 日間では搜索を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり搜索期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間を延長することによって搜索されるべき死体数
- 4 その他

様式 19

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

死体処理期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による 害は、その被害規模が極めて激甚であり、死体処理期間である 日間では死体の処理を打切ることが困難な実情にありますので、次のとおり死体処理期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長することによって処理されるべき死体数
- 4 その他

様式 20

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

障害物除去戸数の限度引上げ承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の流入が甚だしく加えて住民の経済能力等も悪く基準の除去戸数のみでは、罹災者の保護の万全を期することが困難な実情にありますので、次のとおり除去戸数の限度引上げを御承認くださるよう申請します。

記

- 1 障害物除去戸数引上げ数 ((1) - (2)) 戸
 - (1) 除去戸数の総数 戸
 - (2) 除去基準戸数 戸 (半壊、床上浸水世帯 戸 × 15%)
- 2 除去戸数の引上げを要する具体的理由
- 3 障害物の除去対象者名簿
- 4 その他

様式 2 1

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

障害物除去期間の延長承認申請書

月 日 地方を襲った による被害は極めて大きく特に障害物の
流入が甚だしく除去期間である 日間では、除去が困難な実情にありますので、
次のとおり除去期間の延長を御承認くださるよう申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 期間の延長を要する具体的理由
- 3 期間の延長を要する地区ごとの除去戸数
- 4 その他

様式 2 2

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

輸送の特例承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送を実施する必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 輸送を要する救助の種類及び輸送する物資等の内容
- 2 輸送区間又は距離
- 3 輸送を要する物資等の数量又は積載台数
- 4 輸送を実施しようとする期間
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 輸送を要する具体的理由
- 7 その他

様式 23

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

輸送期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は極めて大きく、次のとおり輸送期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 輸送目的又は輸送物資等の品名
- 3 輸送区間又は距離
- 4 輸送物資（人員）の数量又は積載台数
- 5 輸送のために必要とする経費の内容及び金額
- 6 期間の延長を要する具体的理由
- 7 その他

様式 24

第 号
年 月 日

埼 玉 県 知 事 様

鴻巣市長

印

人夫の雇上げの特例承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく次のとおり人夫の雇上げをする必要がありますので御承認下されたく申請します。

記

- 1 人夫の雇上げを要する目的又は救助の種類
- 2 人夫の所要人員
- 3 雇上げを要する期間
- 4 人夫の雇上げに要する経費
- 5 人夫の雇上げを要する具体的理由
- 6 その他

様式 25

第 号
年 月 日

埼玉県知事様

鴻巣市長

印

人夫の雇上げ期間の延長承認申請書

月 日発生した による被害は、極めて大きく、次のとおり人夫の雇上げ期間の延長を必要とするので、御承認下されたく申請します。

記

- 1 延長を要する期間
- 2 人夫の雇上げの目的又は救助の種類
- 3 雇上げの人員
- 4 使用場所
- 5 期間の延長を要する具体的理由
- 6 その他

8 生活再建（共 6-1）

（1）災害弔慰金の支給等に関する条例

○鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 6 月 29 日

条例第 22 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条―第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条―第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 15 条）

第 5 章 補則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

（平 23 条例 28・一部改正）

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(平23条例28・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(平23条例28・一部改正)

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定した場合を含む。)において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(平23条例28・一部改正)

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 3,500,000円
- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは、「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(平23条例28・一部改正)

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(平成31年条例8・全部改正)

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(平成31年条例8・令和元年17・一部改正)

第5章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 23 条例 28・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第 5 条及び第 10 条第 1 項の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和 58 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和 62 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 3 年条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害再障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成 23 年条例第 28 号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

(鴻巣市災害見舞金支給条例の一部改正)

2 鴻巣市災害見舞金支給条例(昭和 58 年鴻巣市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 9 月 30 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 1 日

規則第 17 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条―第 17 条)

第 5 章 補則(第 18 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鴻巣市条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 23 規則 33・一部改正)

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日

(2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況

(3) 死亡者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平 23 規則 33・一部改正)

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日
- (3) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況
- (4) 障害の種類及び程度に関する事項
- (5) 支給の制限に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(平23規則33・一部改正)

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
- (平成31年規則16・一部改正)

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討のうち、当該世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した災害援護資金借用書)(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(平成31年規則16・一部改正)

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとするもの(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(平成 23 年規則 33・令和元年 14・一部改正)

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

(平 23 規則 33・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)
- 2 吹上町及び川里町の編入の日前に、吹上町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和56年吹上町規則第21号)又は川里町災害弔慰金支給に関する条例施行規則(昭和49年川里村規則第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和58年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年規則第45号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則(令和元年9月30日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 鴻巣市災害見舞金支給条例

○鴻巣市災害見舞金支給条例

昭和 58 年 3 月 28 日

条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)を支給することにより、市民の生活安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象)

第 2 条 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族等に対し、見舞金等を支給する。

- (1) 火災により被災したとき。
- (2) 風水害その他気象災害により被災したとき。
- (3) 地震により被災したとき。
- (4) ガス等の爆発により被災したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(受給資格及び要件)

第 3 条 見舞金等の受給資格は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)により住民基本台帳に記録されている者でなければならない。

2 弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

(平 24 条例 25・一部改正)

(支給区分及び支給額)

第 4 条 見舞金等の支給区分及び支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、鴻巣市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年鴻巣市条例第 22 号)第 3 条に規定する災害弔慰金が支給されるときは、見舞金等は支給しない。

- (1) 死亡者 100,000 円
- (2) 重傷者 30,000 円
- (3) 家屋の全部が焼失又は損壊したとき。 100,000 円
- (4) 家屋の 2 分の 1 以上が焼失又は損壊したとき。 50,000 円
- (5) 家屋が床上浸水したとき。 20,000 円

2 前項第 3 号から第 5 号までについては、現に居住している建物についてのみ適用する。

(平 23 条例 28・一部改正)

(支給額の制限)

第5条 第2条に規定する災害で、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたものについては、前条の規定にかかわらず支給額を減額し、又は支給しないことができる。

(申請)

第6条 第4条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から20日以内に被災証明書等又は医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請し難い特別の事情がある場合には、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、被害の程度、その他の事由を確認し、支給の可否を速やかに決定しなければならない。

(支給決定の取消)

第8条 市長は、見舞金等の支給を決定した後において、次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、これを取り消すことができる。

(1) 故意に給付の事由を生じせしめたとき。

(2) 届出の内容に偽りがあったとき。

(見舞金等の返還)

第9条 市長は、前条の規定により取り消した見舞金等が既に支給されていたときは、その全額又はその一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、平成7年4月1日以後に発生した災害から適用する。

附 則(平成23年条例第28号抄)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成24年条例第25号)

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)の施行の日から施行する。

(4) 鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則

○鴻巣市災害見舞金支給条例施行規則

昭和58年3月28日

規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、鴻巣市災害見舞金支給条例(昭和58年鴻巣市条例第8号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(被災の種類及び基準)

第2条 条例第4条第1項各号に規定する被災の種類及び基準は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 死亡者とは、災害が原因で死亡し死体を確認された者、死体を確認することができないが死亡したことが確実であると推定される者又は災害が原因で負傷し、これにより被災発生後1ヶ月以内に死亡した者をいう。
- (2) 重傷者とは、災害のため負傷し、1ヶ月以上治療を要する旨の明記した医師の診断書を添えて届け出た者をいう。
- (3) 家屋の全焼及び全壊とは、住家の焼失損壊した部分の床面積がその住家の床面積の7割以上に達したとき、又はその住家の床面積の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害をいう。
- (4) 2分の1以上の焼失及び損壊とは、住家の焼失損壊した部分の床面積がその住家の床面積の5割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度の被害をいう。
- (5) 床上浸水とは、家屋の床上に浸水したとき、又は前各号に該当しないが、土砂のたい積のため一時的にその家屋に居住することができない程度の被害をいう。

(申請)

第3条 条例第6条の規定による申請は、被災届(様式第1号)、死亡届(様式第2号)及び負傷届(様式第3号)を提出して行うものとする。

2 条例第6条ただし書に規定する申請し難い特別の事情とは、災害によって被災を受けた世帯に属する者がすべて死亡し、又は重傷を負い、申請し難いと市長が認めたときをいう。

(確認及び認定)

第4条 市長は、条例第6条に規定する申請を受理したときは、その被害事実・程度等について関係機関に確認のうえ認定するものとする。

(決定通知書)

第5条 市長は、見舞金等の支給を決定したときは、災害見舞金等支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（見舞金等の支給台帳の整理）

第6条 災害見舞金等の給付事由並びに給付額等を明らかにするため、届出書・調査書等を整理し、災害見舞金等支給台帳（様式第5号）を備え所要の事項を記入し、その収支を明らかにしておかなければならない。

附 則

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第30号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第46号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

様式略

9 広報文例（水 2-1～2-3、震 2-1, 2-2）

（1）広報文例一覧

市民への広報は、災害の状況を判断の上、地震予知時、風水害警戒時、発災時、復旧時に応じて、文例を選択し広報文を作成し正確に広報する。

◆ 広報文例一覧表

広報時期	文例番号	題名
南海トラフ地震臨時情報発表時	南海-1	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達 ①相対的に地震の可能性が高まっていることへの注意喚起 ②日ごろからの地震への備えの再確認
	南海-2	
風水害警戒時	警戒-1	台風 注意喚起 気象情報（大雨情報等） 高齢者等避難の呼びかけ（①鴻巣市水害タイムラインに基づく発令） 高齢者等避難の呼びかけ（②河川の水位に基づく発令） 洪水浸水想定区域への避難指示 警戒体制の解除後の注意
	警戒-2	
	警戒-3	
	警戒-4	
	警戒-5	
	警戒-6	
発災時	発災-1	地震情報の伝達 地震時の一般的注意 土砂災害警戒区域内の市民への避難指示 火災地区市民への避難指示 洪水浸水想定区域への緊急安全確保 生徒・児童等の安否 混乱防止の呼びかけ 道路状況と交通規制 交通機関の運行状況 被害状況等の速報(その1) 被害状況等の速報(その2) 避難所の開設状況 被災者の救護状況 断水情報 下水道管破損情報 電話不通情報 停電情報
	発災-2	
	発災-3	
	発災-4	
	発災-5	
	発災-6	
	発災-7	
	発災-8	
	発災-9	
	発災-10	
	発災-11	
	発災-12	
	発災-13	
	発災-14	
	発災-15	
	発災-16	
	発災-17	
復旧時	復旧-1	飲料水・食料等の供給状況 ライフライン復旧情報 学校等の再開状況 市民の安否情報 電気の復旧状況 ガスの復旧状況 水道の復旧状況 電話の復旧状況 道路の復旧状況 下水道マンホール浮上の復旧状況 ごみ・し尿の収集 防犯・防火の広報 防疫・保健衛生の広報 相談所の開設状況
	復旧-2	
	復旧-3	
	復旧-4	
	復旧-5	
	復旧-6	
	復旧-7	
	復旧-8	
	復旧-9	
	復旧-10	
	復旧-11	
	復旧-12	
	復旧-13	
	復旧-14	

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時

文例番号	南海-1				
広報時期	南海トラフ地震 臨時情報発表時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	相対的に地震の可能性が高まっていることへの注意喚起				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 ○月○日 午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されました。 これにより、この地方においても、時間差で大規模地震が発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。 地震が確実に発生するということではありませんが、市民の皆さんは、落ち着いて、今後((期間))、地震発生に備えてください。 (繰り返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市民の皆さん! (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	南海-2				
広報時期	南海トラフ地震 臨時情報発表時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	日ごろからの地震への備えの再確認				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 ○月○日 午前(午後)○時○分に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所や避難経路の確認、家族との連絡方法の確認、家具の固定や非常持出品の準備といった、日頃からの地震への備えを再確認してください。 ● 土砂災害などの危険が高い場所になるべく近づかないなど、安全な防災行動をとってください。 ● テレビ・ラジオ・スマートフォンなどにより、引き続き正確な情報を確認してください。 ● 市内の公共交通機関は、現在運行されています。混乱を起こさないように心がけてください。 <p style="text-align: center;">(注)状況に応じ、適宜、項目を選択して放送することが望ましい。</p> <p>(繰り返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市民の皆さん! (本文、防災無線に同じ)</p>					

(3) 風水害警戒時

文例番号	警戒-1				
広報時期	台風時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	台風 注意喚起				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 現在、台風〇〇号が接近しております。 ● 親戚・知人宅等自主的な避難先の調整や備蓄品の補充等、時間を要する準備については、事前に準備をお願いします。 ● ハザードマップにより自宅や施設等の状況を再確認するとともに、テレビやラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動しましょう。 なお、外出の際は、十分注意をお願いします。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市民の皆さん! (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	警戒-2				
広報時期	大雨時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	気象情報（大雨情報等）				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 熊谷气象台より_____警報が発令されました。 これから、強い雨や風が予想されますので、 十分に注意し、台風に備えてください。 また、テレビ・ラジオの正しい情報を聞いて落ち着いて行動しましょう。 くりかえし、(鴻巣市から.....) (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市民の皆さん! (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	警戒-3				
広報時期	台風時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	高齢者等避難の呼びかけ（①鴻巣市水害タイムラインに基づく発令）				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 大型の台風が鴻巣市に接近する恐れがあります。 風雨が強くなる前に避難していただけるよう（ ）の避難所を開設しました。 <u>〇〇地域・地区</u>のお年寄りや体の不自由な方、小さな子どもがいる方など、避難に時間がかかる方は、避難を始めてください。 その他の方は、すぐに避難できるよう準備し、危険だと思ったら早めに避難してください。 （くりかえし）</p> <p>※参考：地域・地区の区分 鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区 川里地域、吹上地域の9区分</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市民の皆さん！ （本文、防災無線に同じ）</p>					

文例番号	警戒-4				
広報時期	水位上昇中	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	高齢者等避難の呼びかけ（②河川の水位に基づく発令）				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 〇〇川が増水し氾濫するおそれがあるため、<u>〇〇地域・地区</u>に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。 避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。 （くりかえし）</p> <p>※参考：地域・地区の区分 鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区 川里地域、吹上地域の9区分</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市民の皆さん！ （本文、防災無線に同じ）</p>					

文例番号	警戒-5				
広報時期	避難指示時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	洪水浸水想定区域への避難指示				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地域・地区に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。 (繰返し放送)</p> <p>※参考：地域・地区の区分 鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区 川里地域、吹上地域の9区分</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市民の皆さん! (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	警戒-6				
広報時期	水位下降中	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	警戒体制の解除後の注意				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 荒川の水位は()mをピークに少しずつ下がっていますが、上流での雨により再び上昇する恐れもあります。引き続き今後の気象情報に十分注意してください。なお、増水した河川には絶対に近づかないようにしてください。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市民の皆さん! (本文、防災無線に同じ)</p>					

(4) 発災時

文例番号	発災-1				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線
題名	地震情報の伝達				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市役所から地震情報をお知らせします。 先程の地震の震源地は〇〇で、震源の深さは約〇〇kmと推定されます。 鴻巣市の震度は〇〇で、地震の規模は、マグニチュード〇〇でした。 今後も、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 (繰返し放送)</p>					

文例番号	発災-2				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	地震時の一般的注意				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 市民の皆さん、もう一度火の元を確認してください。 ガスの元栓は締めましたか。もし、火が出たら隣近所に声をかけあい小さいうちに消し止めてください。 まわりにケガをした人がいたら、皆さんで協力して応急手当をしてください。 看板やガラスの破片の落下、ブロック塀などが倒れることがありますので、注意しましょう。 引続き、テレビ・ラジオや市役所からの情報に注意し、落ち着いて行動してください。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線と同じ)</p>					

文例番号	発災-3				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	土砂災害警戒区域内の市民への避難指示				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から避難指示のお知らせをします。 ○○地区は、崖崩れの危険があります。市民の皆さんは、直ちに○○へ避難してください。 〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線と同じ) (注) 避難広報は対象地域に限定して、広報車など集中的に実施するほか、戸別連絡を行うことが望ましい。</p>					

文例番号	発災-4				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	火災地区市民への避難指示				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から避難指示のお知らせをします。 現在、○○地区の火災は、(○○方向へ)燃え広がっております。(燃え広がる危険があります)。 ○○地域の市民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ)避難してください。 〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線と同じ) (注) 避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施するほか、戸別連絡を行うことが望ましい。</p>					

文例番号	発災-5				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	洪水浸水想定区域への緊急安全確保				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。</p> <p>(河川氾濫が切迫している状況の場合) ○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ ○○地域・地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>(河川氾濫を確認した状況の場合) ○○川の水位が○○付近で堤防を越え氾濫が発生したため、○○地域・地区に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>(繰返し放送) ※参考：地域・地区の区分 鴻巣地区、箕田地区、赤見台地区、田間宮地区、馬室地区、笠原地区、常光地区 川里地域、吹上地域の9区分</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線と同じ) (注) この避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施することが望ましい。</p>					

文例番号	発災-6				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	生徒・児童等の安否				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から市立学校の幼児・児童・生徒の安否についてお知らせします。 市立の保育所や小・中学校の幼児・児童・生徒については、現在、全員無事との報告が入っています。 なお、幼児・児童・生徒などは、全員、保育所・各学校で保護しています。 私立○○幼稚園、○○保育所の幼児は、全員、無事に○○へ避難しています。 ○○小学校、○○中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員、元気で校庭(○○)に待機しています。</p> <p>(繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 市立の学校の児童・生徒の安否についてお知らせします。 (本文、防災無線と同じ) (注) この広報は、状況に応じ、項目を選択して放送することが望ましい。</p>					

文例番号	発災-7				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	混乱防止の呼びかけ				
<p>[防災無線] こちらは「ぼうさいこうのす」です。</p> <p>(その1) 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 余震が続いておりますが、先程のような強い揺れはもうありません。 市民の皆さん！まず、落ち着いてください。 いたずらに、不安がったり、自分勝手な行動は、混乱を招きかえって危険です。 市役所や警察、消防の指示に従って冷静に行動してください。 また、デマなどに惑わされず、テレビやラジオなどから正しい情報を聞きましょう。 (繰返し放送)</p> <p>(その2) 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 現在、市内の一部で………との情報が流れていますが、そのような事実はありません(… ……についての誤った情報が流れていますが、この情報はデマです)。 市民の皆さん！ テレビ・ラジオや市役所などからの正しい情報に基づいて、冷静に行動してください。 決して、デマや無責任なうわさなどに惑わされないようにしてください。 (繰返し放送)</p> <p>[広報車] (その1) こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線と同じ) (その2) こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線と同じ)</p>					

文例番号	発災-8				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	道路状況と交通規制				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から道路交通情報についてお知らせします。 (その1) 現在、県内では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ○○線の内側の道路と○○道路は、全て車の通行が禁止されています。 ● ○○通り、○○道路の各道路も通行禁止となっています。 ● また、本県から都内への乗り入れも禁止されています。 <p>〔次に市内の全ての道路(○○通り、○○街道)も○○のため通行が禁止されています。〕 ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。 (繰返し放送)</p> <p>(その2) 現在、市内の道路は、全て車の通行が禁止されています。 市民の皆さん!車は使用しないでください。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 (その1) こちらは、鴻巣市の広報車です。 さきほどの地震のため、市内の全ての道路(又は○○通り、○○街道)は、車の通行が禁止されています。 市民の皆さん!車は使用しないでください。 (繰返し放送)</p>					

文例番号	発災－9				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	交通機関の運行状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 (その1) 鴻巣市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。 現在、県内の JR・私鉄は、全てストップしています。 各交通機関では、線路などの点検を行っていますが、まだ運転の再開見通しはたっていません。今後の運転見通しについては、テレビやラジオの情報に注意してください。 (繰返し放送)</p> <p>(その2) 鴻巣市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。 現在、県内の JR・私鉄は、次の路線で運転が一部再開されています。 ○○線 ○○線 ○○線 ○○線 ○○線 ○○・○○線 ○○線 ○○・○○間 なお、各路線とも運転本数が少なく、たいへん混雑が予想されます。 市民の皆さんは、今後のテレビやラジオの情報に注意してください。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	発災－10				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	被害状況等の速報(その1)				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からこれまでに分った被害状況についてお知らせします。 ● ○○町付近で火災が発生し、○○戸が焼失し、現在も延焼中です。 ● 道路陥没(崖崩れ)のため、○○通りの○○付近、○○街道の○○付近は通行できません。 また、○○通りも○○川の○○橋が損壊して通行ができません。 ● ○○付近は、マンホールが道路より浮上しており、通行ができません。 ● ○○の堤防(護岸)が決壊し、○○地区は浸水しています(おそれがあります)。 ● ○○付近は、ガス漏れ(○○)のため危険ですから近付かないでください。 ● 現在、市内の電気、ガス、水道は全て供給を停止しています。 ● また、電話も不通となっています。復旧の見通しは、まだたっていません。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ) (注)被害の状況に応じ、適宜、項目を選択して放送することが望ましい。</p>					

文例番号	発災－11				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線
題名	被害状況等の速報(その2)				
<p>[防災無線]</p> <p>こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からこれまでに分った市内の被害状況の概要についてお知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 亡くなった方 ○○人 ● 行方の分らない方 ○○人 ● 重傷者 ○○人 ● 軽傷者 ○○人 ● 全壊家屋 ○○棟 ● 半壊家屋 ○○棟 ● 火災 ○○件のうち○○件鎮火 <p>(繰返し放送)</p>					

文例番号	発災－12				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	避難所の開設状況				
<p>[防災無線]</p> <p>こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から避難所等の開設状況についてお知らせします。 鴻巣市では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校、………(近くの小学校や中学校など)に避難所を開設しましたので御利用ください。 なお、ケガをされた方々のために避難所などには(○○、○○に)救護所を開設しています。 (繰返し放送)</p> <p>[広報車]</p> <p>こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	発災－13				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	被災者の救護状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から被害を受けた方々の避難先などについてお知らせします。 被害の大きかった〇〇町の方々は、〇〇避難所に、また、〇〇町、〇〇町の方々は、〇〇小学校にそれぞれ収容されています。 また、亡くなった方々は、〇〇に遺体が安置されています。 なお、ケガをされた方々は、〇〇小学校の救護所や〇〇病院に収容されています。 (繰り返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	発災－14				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	断水情報				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 現在、水道管の破損のため、断水や赤水が発生している地域があります。 大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。 (繰り返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	発災－15				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	下水道管破損情報				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 現在、下水道管の破損のため、トイレや台所など家庭内排水が 流れにくい状況が発生している地域があります。 大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、 今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。 (繰り返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	発災－16				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	電話不通情報				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 現在、埼玉県央広域消防本部の119番電話が故障中です。 火災通報、救急車要請電話は、 _____ か _____ に おかけください。 大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、 今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。 (繰り返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	発災-17				
広報時期	発災時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	停電情報（復旧に要する時間が長く東電より依頼のあった場合）				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 現在、（落雷・故障）により鴻巣市の（全域・一部の地域）が停電になっています。 大変ご迷惑をおかけしますが、復旧まで、 今しばらくの間、ご協力をお願いいたします。 （繰返し放送）</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）</p>					

（５）復旧時

文例番号	復旧-1				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	飲料水・食料等の供給状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 断水している地域の方々のために、現在、〇〇公園、〇〇において飲み水をお配りしていますので、御利用ください。 また、〇〇小学校、〇〇中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食料・毛布などをお配りしています。 [また、被害にあわれた方々には、自主防災組織や自治会などを通じ食料・毛布などを、お渡ししています。] （繰返し放送）</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 （本文、防災無線に同じ）</p>					

文例番号	復旧-2				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	ライフライン復旧情報				
<p>〔防災無線〕 こちらは、「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 ただいま、(水道・電話・電気・下水道)が復旧いたしました。 長い間、ご迷惑をおかけしました。 ご協力ありがとうございました。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-3				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	学校等の再開状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 ・鴻巣市災害対策本部から市立学校の授業の再開についてお知らせします。 市立の保育所、小学校、中学校については、(〇〇小学校、〇〇中学校を除き)〇〇日から保育・授業を再開します。 ・私立幼稚園、〇〇保育所については、〇〇日から授業を再開します。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-4				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	市民の安否情報				
<p>[防災無線] こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から今回の地震で亡くなられた方(やケガをされた方)の収容先についてお知らせします。 亡くなられた方の遺体は、〇〇町の〇〇に安置されています。 遺体の身元については、市役所又は安置場所などにお問い合わせください。 [なお、ケガをされた方は、〇〇病院、〇〇病院、〇〇病院……に収容されています。] (繰り返し放送)</p> <p>[広報車] こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-5				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	電気の復旧状況				
<p>[防災無線] こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から、電気の復旧状況についてお知らせします。</p> <p>(その1) 現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が停電していますが、(〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。</p> <p>(その2) 現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が停電していますが、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日頃に復旧する見込です。 (繰り返し放送)</p> <p>[広報車] こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-6				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	ガスの復旧状況				
<p>[防災無線] こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から、ガスの復旧状況についてお知らせします。</p> <p>(その1) 現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、(〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧工事が完了する見込です。 なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒一軒安全を確認してから供給しますので、それまでは、絶対に使用しないでください。 (繰返し放送)</p> <p>(その2) 現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)で、ガスの供給が止まっていますが、〇〇地区については、〇〇日頃に、また、〇〇地区については、〇〇日頃には復旧工事が完了する見込です。 なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒一軒安全を確認してから供給しますので、それまでは、絶対に使用しないでください。 (繰返し放送)</p> <p>[広報車] こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-7				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	水道の復旧状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から、水道の復旧状況についてお知らせします。</p> <p>(その1) 現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)で、断水していますが、(〇〇地区を除き)〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。 (繰返し放送)</p> <p>(その2) 現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)で、断水していますが、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については、〇〇日には復旧する見込です。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-8				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	電話の復旧状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から、電話の復旧状況についてお知らせします。 現在、市全域(〇〇町、〇〇地区一帯)で、電話が不通になっています。 NTTでは、全力を挙げて復旧工事を行っていますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込です。なお、電話が不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇……に臨時電話を設置していますので御利用ください。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-9				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	道路の復旧状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から、道路の復旧状況についてお知らせします。 現在、〇〇通り、……は、道路損壊などのため、一般車両が禁止されています。このうち、〇〇通りについては、〇〇日頃、また、〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込です。なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-10				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	下水道マンホール浮上の復旧状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から、下水道マンホール浮上の復旧状況についてお知らせします。 現在、〇〇通り、……は、マンホール浮上のため、一般車両が禁止されています。このうち、〇〇通りについては、〇〇日頃、また、〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込です。なお、運転者の皆さんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけてください。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-11				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	ごみ・し尿の収集				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から、ごみ(し尿)の収集についてお知らせします。 ごみ(し尿)については、〇〇日頃、(〇〇地域については〇〇日頃、また、〇〇日頃……)に収集作業が開始される予定です。 なお、収集作業が開始されるまでは、各家庭で適切に保管してください。 (繰り返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-12				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	防犯・防火の広報				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部から、市民の皆さんにお願いします。 現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。 市民の皆さんも、家の戸締りや火の始末を必ず行ってください。 また、夜の外出をなるべくやめましょう。 (繰り返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-13				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	防疫・保健衛生の広報				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 市民の皆さん！食中毒や伝染病にかからないよう、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。 また、熱や下痢など身体に異常を感じた場合は、すぐ医師の診察を受けてください。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

文例番号	復旧-14				
広報時期	復旧時	広報対象	市民	広報手段	防災無線・広報車
題名	相談所の開設状況				
<p>〔防災無線〕 こちらは「ぼうさいこうのす」です。 鴻巣市災害対策本部からお知らせします。 鴻巣市では、震災により被害を受けた方々のために、〇〇日より、〇〇や〇〇において、相談所を開設しますので御利用ください。 なお、相談時間は、〇〇時から〇〇時までです。 (繰返し放送)</p> <p>〔広報車〕 こちらは、鴻巣市の広報車です。 (本文、防災無線に同じ)</p>					

10 水防信号・消防信号（水 2-2, 3-1、震 3-1, 3-2）

（1）水防信号

水防法 20 条の規定により水防信号は、水防に関する規則第 4 条により次表のとおりとする。

	警鐘信号			サイレン信号					
	●休止	●休止	●休止	●— 5 秒	休止 15 秒	●— 5 秒	休止 15 秒	●— 5 秒	休止 15 秒
第一信号	●休止	●休止	●休止	●— 5 秒	休止 15 秒	●— 5 秒	休止 15 秒	●— 5 秒	休止 15 秒
第二信号	●—●—●	●—●—●		●— 5 秒	休止 6 秒	●— 5 秒	休止 6 秒	●— 5 秒	休止 6 秒
第三信号	●—●—●—●	●—●—●—●		●— 10 秒	休止 5 秒	●— 10 秒	休止 5 秒	●— 10 秒	休止 5 秒
第四信号	乱 打			●— 1 分	休止 5 秒	●— 1 分	休止 5 秒	●— 1 分	休止 5 秒
備 考	地震による堤防の漏水・沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。 1 信号は、適宜の時期継続するものとする。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも妨げない。 3 危険が去った時は、口頭伝達に依り周知させるものとする。								

事 項	
第一信号	通報水位に達したことを知らせるもの
第二信号	水防団員及消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

資料：埼玉県水防計画

（2）消防信号

1 消防法施行規則

（消防信号）

第三十四条 法第十八条第二項の命令で定める消防信号は、火災信号、山林火災信号、火災警報信号及び演習招集信号とする。

2 前項の火災信号は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 近火信号
- 二 出場信号
- 三 応援信号
- 四 報知信号
- 五 鎮火信号

3 第一項の山林火災信号は、出場信号及び応援信号とする。

4 第一項の火災警報信号は、火災警報発令信号及び火災警報解除信号とする。

5 前四項に規定する消防信号の信号方法は、別表第一の三のとおりとする。

6 前各項の規定は、水災を除く他の災害について準用する。

(消防信号)

信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付きサイレン信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約 800 メートル以内のとき	●—●—●—●—● (連点)	<u>約 3 秒</u> --- <u>約 3 秒</u> 約 2 秒休 約 2 秒休
	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● ●—●—● (三点)	<u>約 5 秒</u> --- <u>約 5 秒</u> 約 6 秒休 約 6 秒休
	応援信号 署所団特命応援出場の とき	●—● ●—● ●—● (二点)	
	報知信号 出場区域外の火災を 認知したとき	● ● ● ● ● (一点)	
	鎮火信号	● ●—● ● ●—● (一点と二点との斑打)	
火災警報信号	火災警報発令信号	● ●—●—●—● ● ●—●—●—● (一点と四点との斑打)	<u>約 3 0 秒</u> --- <u>約 3 0 秒</u> 約 6 秒休 約 6 秒休
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● (一点二個と二点との斑打)	<u>約 1 0 秒</u> --- <u>約 1 分</u> 約 3 秒休
演習召集信号	演習召集信号	● ●—●—● ● ●—●—● (一点と三点の斑打)	<u>約 1 5 秒</u> --- <u>約 1 5 秒</u> 約 6 秒休 約 6 秒休
備考	<p>一 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。</p> <p>二 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>三 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>		

鴻巣市地域防災計画

令和4年3月

編集発行：鴻巣市防災会議

事務局：鴻巣市危機管理課

〒365-8601 鴻巣市中央1-1

電話 048-541-1321
